第55集

日本労働年鑑

1985年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1985
VOL. XXXXXV

法政大学大原社会問題研究所

COMPILED BY
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社

労働組合の推定組織率の推移

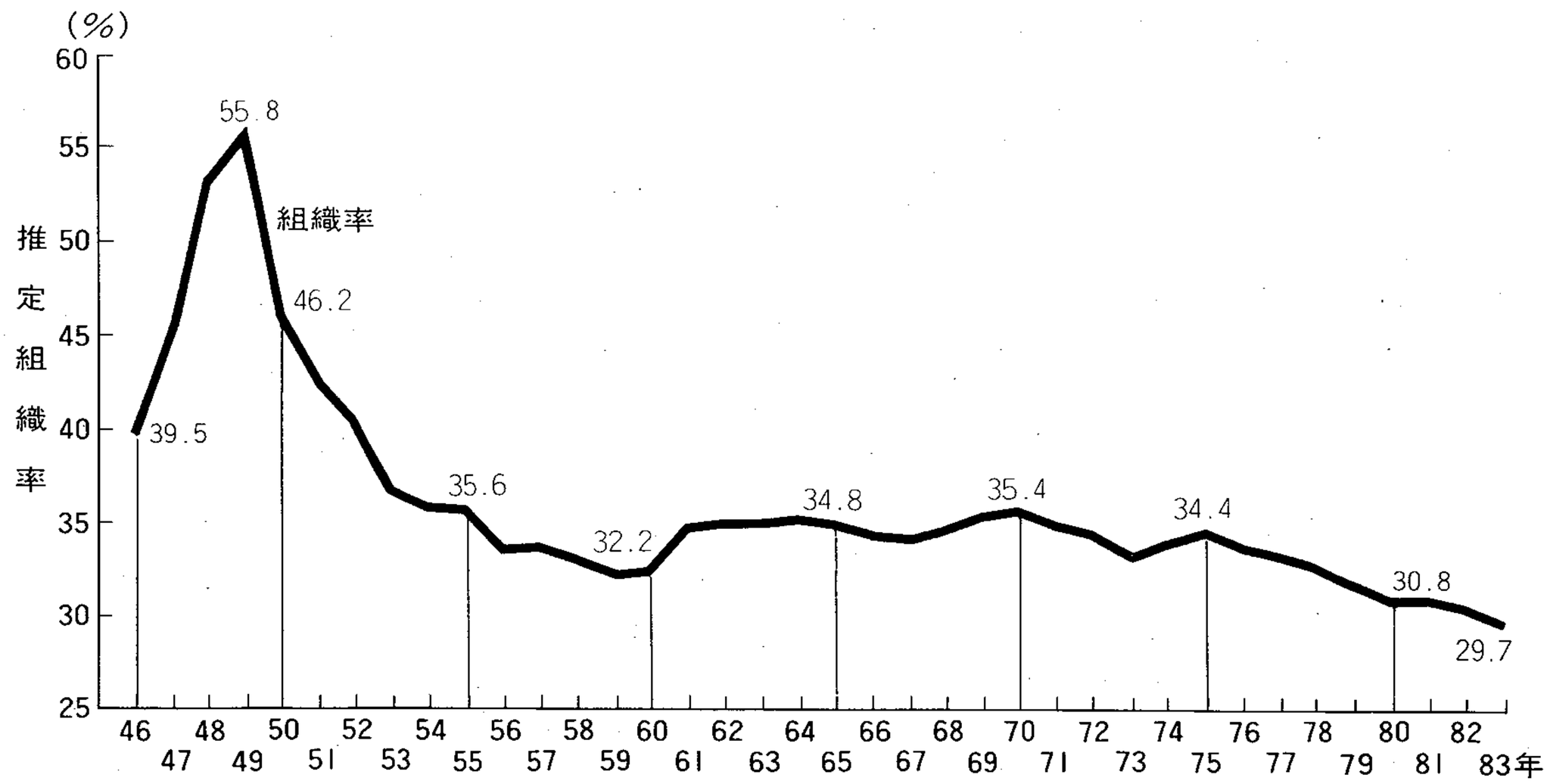

〔備考〕 1）労働省『労働組合基本調査』
2）推定組織率とは、労働組合員数を雇用者数で割ったもの。
3）雇用者数は総理府統計局「労働力調査」各年6月。ただし、1947年については7月分を利用。
4）1945年から52年までは、単位労働組合員数、1953年以降は単一労働組合員数。

労働組合組織率の最近の動きをみると、75年にやや回復したが、それを除くと69年からおよそ15年間にわたり、低下傾向を示してきている。83年6月末現在の調査では、ついに推定組織率が戦後はじめて30%を切ることになった。

産業別にみた労働組合の推定組織率

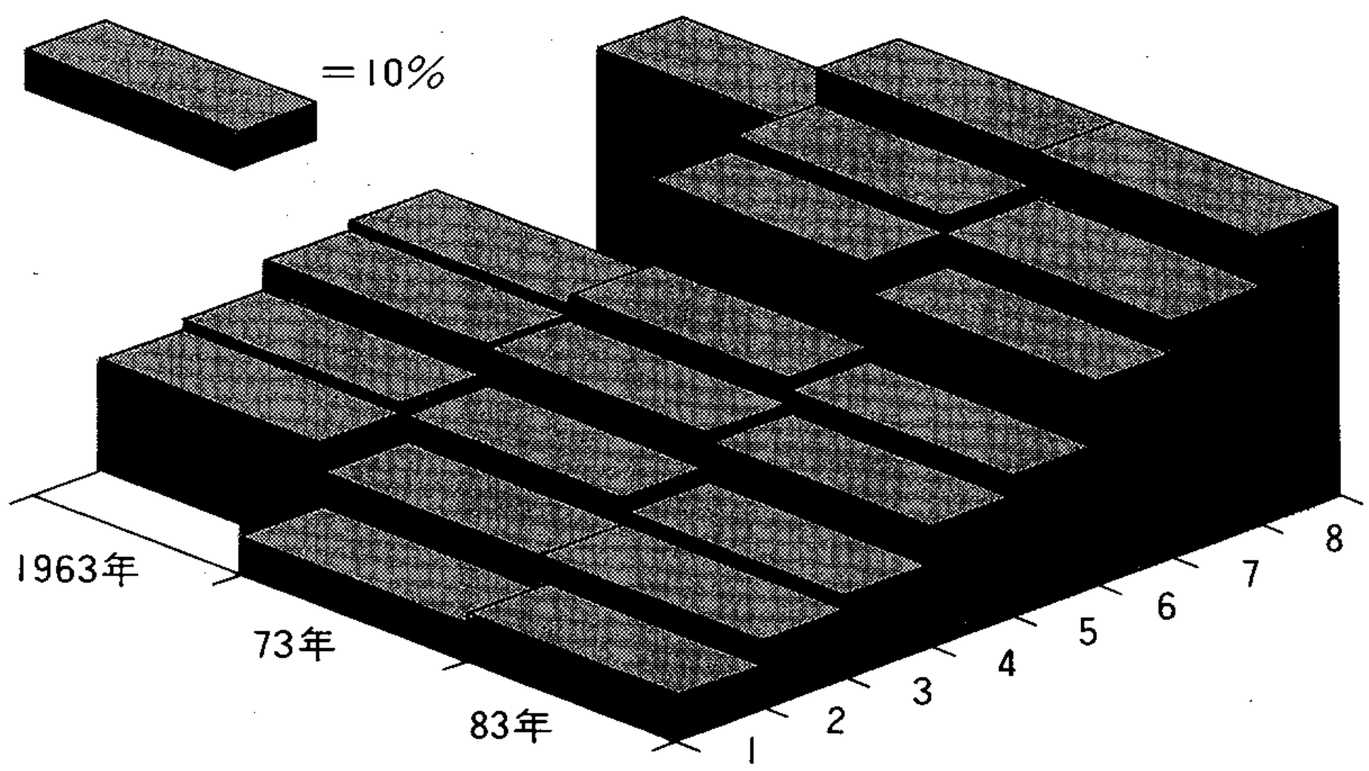

1 卸売業・小売業
2 建設業
3 サービス業
4 産業計
5 製造業
6 金融・保険業・不動産業
7 運輸・通信業
8 公務

〔備考〕 1）清水典子「労働組合組織率の長期分析」『労働統計調査月報』1984年、Apr., Vol.36, No.4、第3表より作成。
2）農林・漁業・水産養殖業、鉱業、電気・ガス・水道・熱供給業の推定組織率は表示していない。ただし、産業計には含まれている。
3）卸売業・小売業、金融・保険業・不動産業、運輸・通信業の1963年の推定率は、産業分類が異なるため表示していない。

産業別の推定組織率を、1963年、73年、83年についてみると、ほとんどの産業で低下傾向がみられる。サービス経済化のもとで、卸売業・小売業あるいはサービス業の雇用が増大しているが、もともと組織率が低い産業での雇用増加であるため、この増加は全体の組織率を低める方向に作用している。

労働者の区分別組織化のとりくみ方

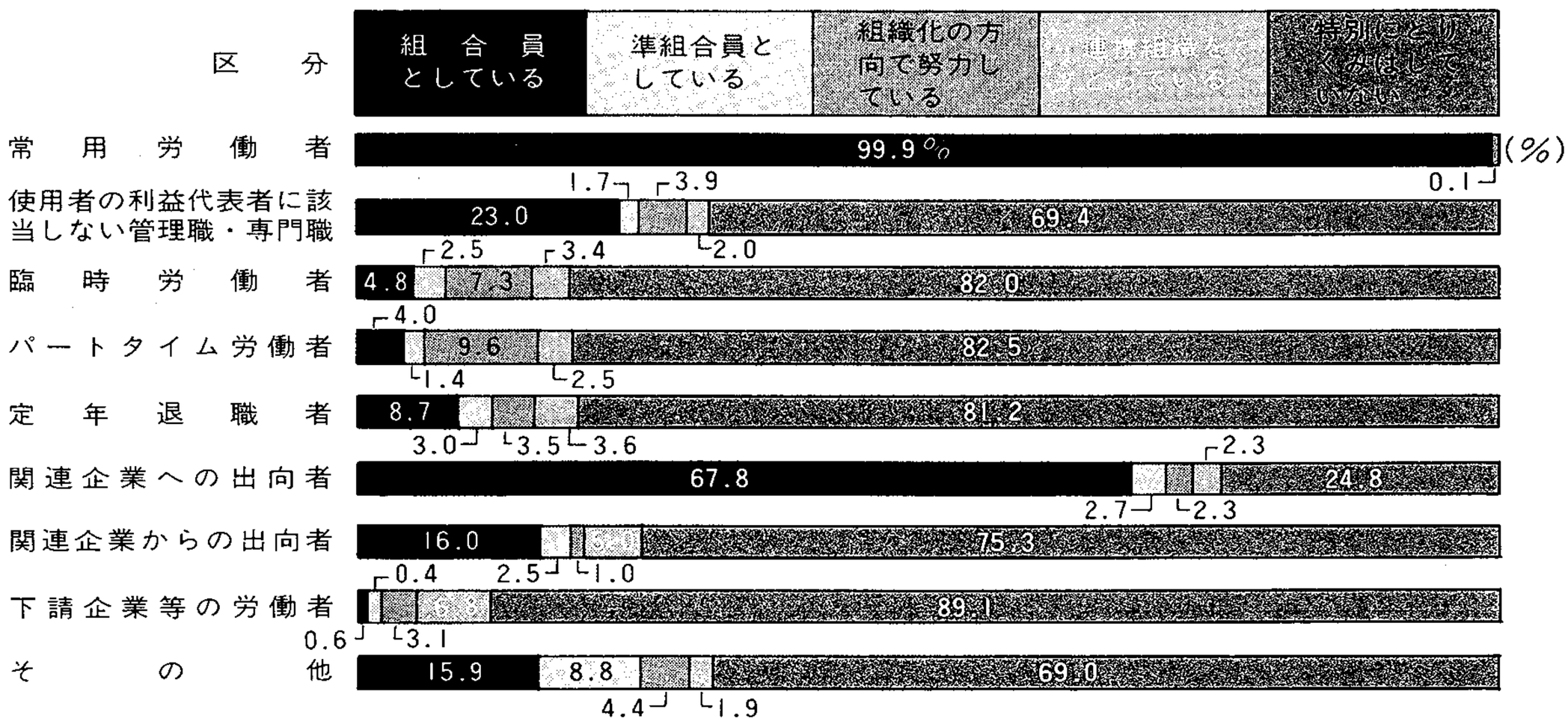

〔備考〕 労働省「昭和58年労働組合実態調査結果」1984年3月

労働組合の組織化へのとりくみをみると、常用労働者中心の組織化となっており、下請企業等の労働者、パートタイマー、臨時労働者、定年退職者などの組織化はほとんどおこなわれていない。

組合のパートタイマー、派遣労働者への対応

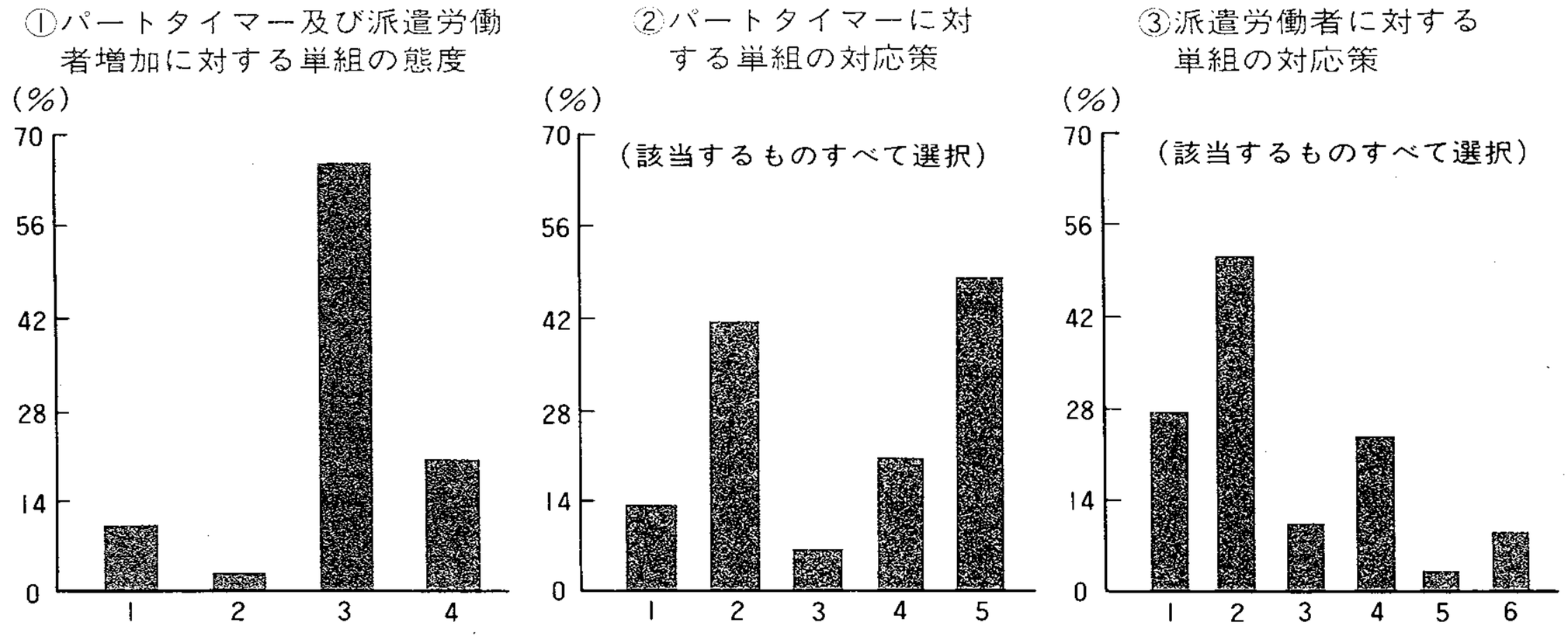

1 労働者派遣について、適用職種労働条件などを法規制するように運動を行う
2 組合を作るよう派遣労働者に働きかける
3 派遣元と会社との請負契約の内容について話し合う
4 派遣労働者を使わないよう会社と話し合う
5 派遣労働者と正規従業員の作業分担について話し合う
6 特に対策が必要であるとは思わない

1 パートタイム労働者の労働条件について会社と話し合う
2 パートタイム労働者を組合に加入させる
3 パートタイム労働者を正規従業員にするよう会社と話し合う
4 パートタイム労働者と正規従業員との作業分担について会社と話し合う
5 特に対策が必要であるとは思わない

1 原則としてパートタイム労働者派遣労働者増加に反対である
2 正規従業員の雇用が確保され、労働条件が維持・向上されている限りは、パートタイム労働者派遣労働者の増加に反対しない
3 パートタイム労働者・派遣労働者の増加は避けられないので、賛成も反対もしない
4 そのようなことは起こらないと思う

〔備考〕 1）日本生産性本部「構造変化が労使関係に与える影響に関する調査」1983年。
2）②③は、①の選択 2、3、4に回答した組合のみを母数とした。

パートタイマーや派遣労働者に対する企業別組合の対応をみると、何もしないという組合は少ないが、これらの労働者を組合員として組織化したり、その活用を規制しようとする姿勢は弱い。

派遣労働者の就労状況

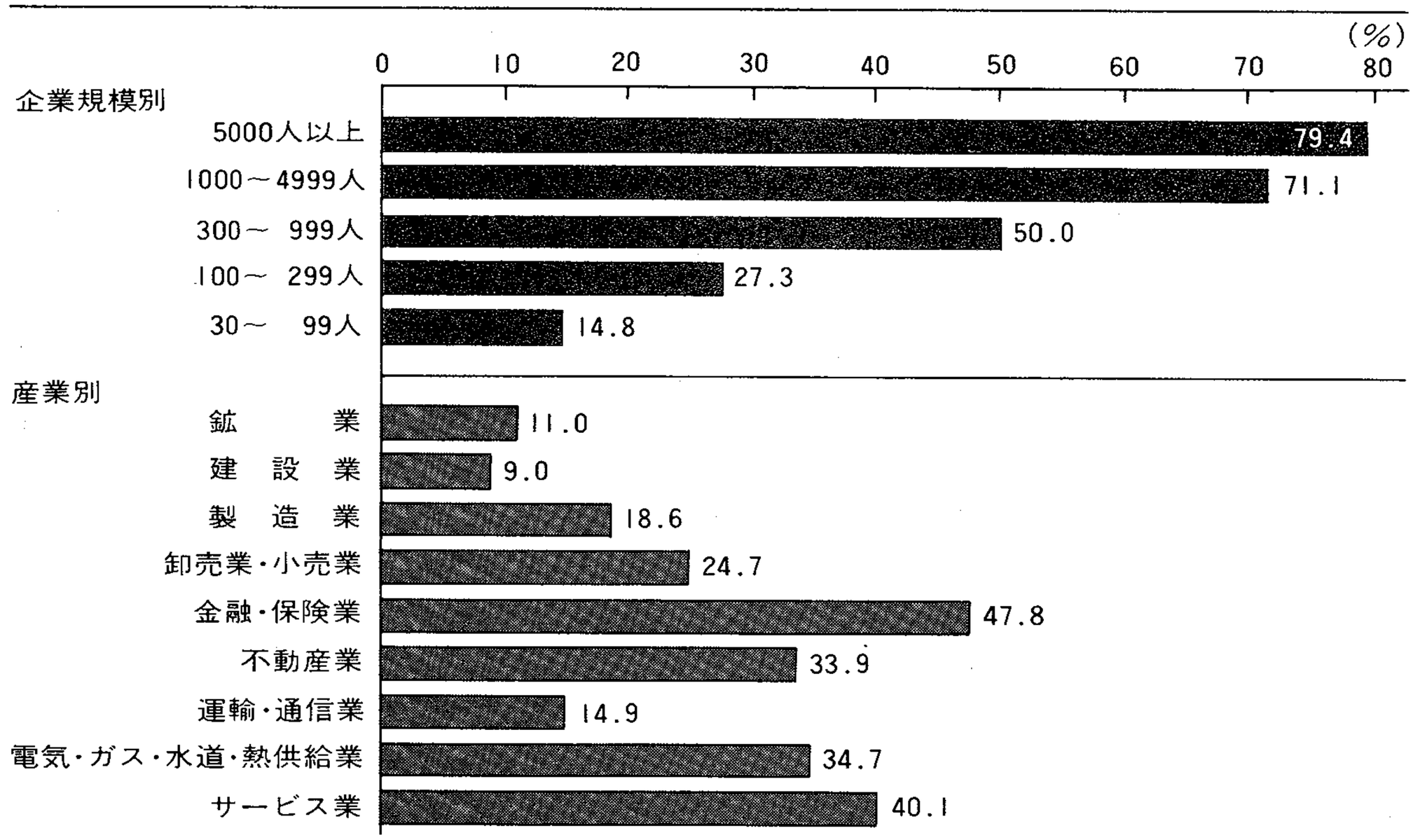

〔備考〕 1）労働省「雇用管理調査」（昭和59年）
2）「情報処理」、「事務処理」、「ビル管理」の職種群のいずれか一つ以上に、昭和58年の1年間で、就労させたことのある企業の割合。

1983年の1年間に、派遣労働者を就労させたことのある企業は、全体の20.6%で、大規模企業ほど就労率が高くなる。産業別では、金融・保険業、サービス業、電気・ガス・水道・熱供給業、不動産業で比較的高い割合となっている。

定年年齢別企業割合の推移（一律定年制）

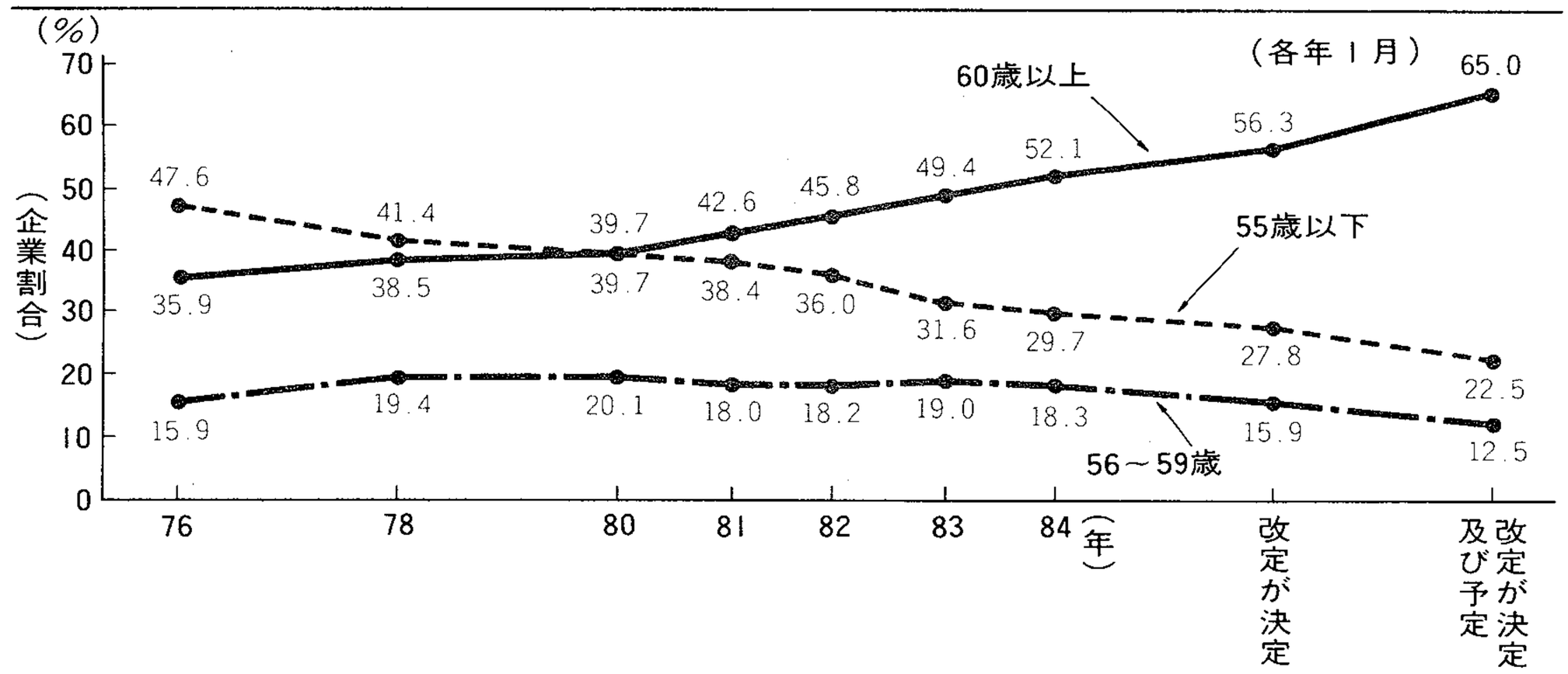

〔備考〕 1）労働省「雇用管理調査」
2）「改定が決定」は、今後定年年齢を改定することがすでに決定している企業について、改定後の定年年齢（段階的実施の場合は最終定年年齢）を集計したものである。
3）「改定が決定及び予定」は、上記2）のほか、現在は決定していないが改定の予定がある企業についても、改定予定の定年年齢を集計したものである。

一律定年制の企業についてその定年年齢をみると、1984年では、60歳以上が52.1%と初めて5割を超え、55歳以下は29.7%と3割を下回った。現在定年年齢が60歳以上の企業に、今後定年年齢を60歳以上に改定することをすでに決定している企業を含めると、60歳以上定年の割合は56.3%である。さらに、60歳以上に改定する予定のある企業を含めると、この割合は、65.0%となる。

総選挙各党派別得票率の推移

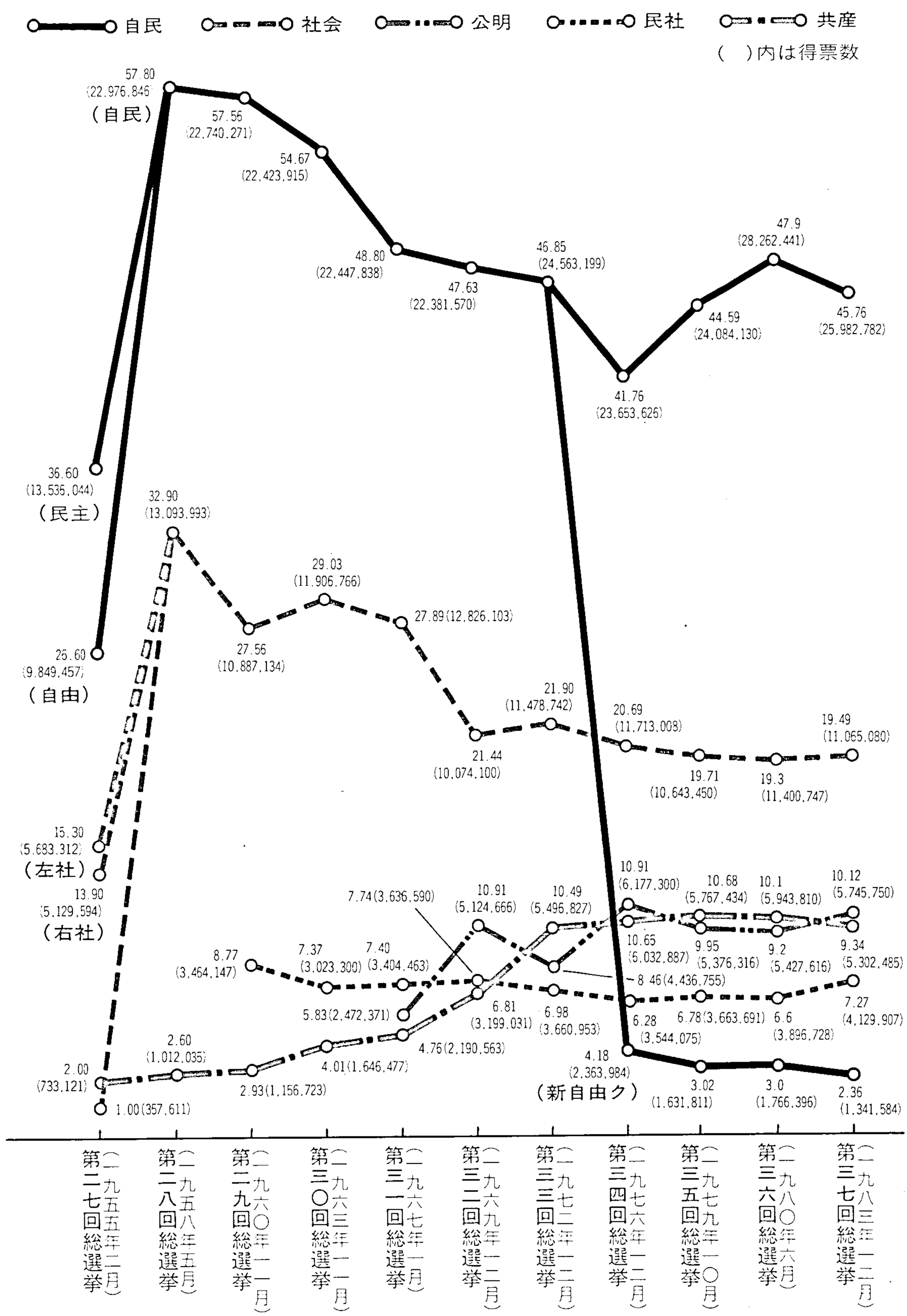

はしがき

本年鑑がとりあげている時期は、八三年半ばから八四年半ばまでであるが、この期間における国際情勢は、八三年九月のソ連空軍による韓国民間航空機の撃墜、一〇月のランゲーン爆弾テロ事件、米軍のグレナダ侵攻、一二月における米ソの中距離核戦力削減交渉の中断、八四年五月におけるソ連のロスアンゼルス五輪ボイコットなどさまざまな事件に見舞われた。なによりも問題なのは、これらの事件を通じて米ソ両大国の対立がますます激化し、世界平和の確立のために大きな意義のある軍縮交渉が跡絶えてしまったことである。

このような状況は、「強いアメリカ」を目ざすレーガン大統領の対ソ強硬論にもとづいて西欧諸国がパーシングⅡなどの中距離ミサイルの欧州配備を開始することによってもたらされたものであった。西欧諸国のこのような動きは、ソ連がSS20核ミサイルを東ヨーロッパに配置したためとされており、アメリカとソ連がそれぞれ力の立場に固執していることによる悪循環を示すものといってよい。

しかし、アメリカとソ連のこのような危険な姿勢にたいしては、それぞれの同盟国からさえ反発が起こっていることを見のがすことはできない。たとえば、八三年夏、西ドイツのコール首相が訪ソした後、八四年二月にはイギリスのサッチャー首相がハンガリーとソ連を訪れ、ついで六月には、フランスのミッテラン首相が訪ソするなどアメリカとはちがって平和共存と対話を求める独自の姿勢が示されている。また、東欧諸国においても、ハンガリーは西欧諸国との経済自由化を進める政策をとり、東ドイツは西ドイツからの金融・貿易面の援助を要求し、ルーマニアがロスアンゼルスオリンピックに参加するなどソ連とは独自の外交路線が追求されている。このような西欧、東欧諸国の独自路線は、ア

メリカとソ連の軍縮交渉を再開させる圧力として作用することは否定できないところである。

世界経済の動向をみると、八三年に入ってから回復の過程に転じたアメリカの景気は、八四年に入ってからもますます堅調を示した。このような景気回復を支えた要因は、住宅と個人消費にあったが、八四年になってからもこれらの要因はひきつづき大きな役割を果たしているばかりでなく、さらに設備投資も活発化し、景気の持続的回復を予想させる要因となっている。このような設備投資が増加した理由は、新工場・設備への需要を強力に生み出す製造業設備稼働率が急速に上昇していることにある。

しかし、設備投資が増大すれば、そのための資金需要も増大し、それが政府の膨大な公債発行と競合することによって高金利を維持する要因になる。かくしてアメリカの諸銀行を通じて海外から高金利を求める資金が大量に流入し、その結果、ドル高が生み出される。ドル高は、アメリカの輸出競争力を弱めるから、輸出より輸入が大幅に上回り、それがレーガンの減税政策による個人消費の増加をまかなう要因となった。輸入の代金は国外からの借金で支払っていることになるから、アメリカ経済の景気回復は、信用膨張のうえに策きあげられているのである。

アメリカの急速な景気回復にひっぱられるかたちでヨーロッパの景気も緩慢ながら明るさがひろがりつつある。しかし、ヨーロッパ各国は輸出競争力が弱体で、実質経済成長率もかなり低い。そのためいまだに高い失業率の解消が困難な状態がつづいているといってよい。

国内政治の動向をみると、八三年一〇月、東京地裁は、ロッキード事件に判決を下したが、田中角栄被告は、懲役四年の実刑判決となった。これを受けて全野党は一致して田中辞職勧告決議案を提出し、その取り扱いをめぐって審議中断という事態を招く結果になった。かくして中曽根首相は衆議院を解散し、総選挙がおこなわれた。一二月一八日の投票の結果は、自民党が二五〇議席を割る事態となったが、無所属保守系の当選者を入党させて過半数を確保すると同時に、新自由クラブとの連立内閣をつくり、安定した与党勢力の維持に成功した。このような政治的状況のもとで中曽根

首相は、行革関連法案を国会に提出し、さらに教育臨調を設置する法案を提出した。

国内経済の動向をみると、わが国の景気回復は、最初はアメリカの好況にもとづく輸出の増加に主導されたものであったが、従来遅れていた設備投資にも動意がみられるようになり、内需と外需の均衡がとれるようになってきた。個人消費も緩やかながら上昇しつつある。

しかし、このような景気回復にも先行きについては不安材料があることも否定することができない。まず、アメリカの景気回復は、将来鈍化することが予想され、必然的にわが国の輸出も停滞せざるをえなくなり、それが設備投資の動向に影響を与える可能性も少なくない。また、アメリカの財政赤字の削減が世界経済にインパクトをもたらすことも予想され、したがって、日本経済の景気回復がいつまでつづくかは判断が難しいのである。

以上のような経済情勢を背景にして展開された八四年春闘は、景気回復が雇用情勢の好転をもたらすにいたらず、消費者物価も安定している状況のもとで前年と同様に低率の賃上げを獲得するにとどまった。金属労協にたいする回答の二極分化や、ストの減少なども前年と同様に春闘の特徴となっている。

本年鑑は、以上に述べたような諸点を包含した労働問題を多角的な視点から、資料をつうじてできるかぎり客観的に明らかにしようとしたものであり、例年同様、労働者の状態（第一部）、労働運動その他の社会運動（第二部）、労働政策（第三部）の三部構成をとっている。また、特集としては「労働者派遣事業問題」をとりあげた。本年鑑でとりあげた以外に重要な問題もあることが予想され、またそれぞれの項目において不十分なところもあると思われるが、これらの点については、大方の率直な御批判をあおぎたいと念願するものである。

一九八四年一一月

法政大学　大原社会問題研究所

目次

労働日誌……（一）
序章　国際・国内情勢と労働問題の焦点……（二五）

特集　労働者派遣事業の拡大と制度化……（四三）

第一部　労働者状態

Ⅰ　雇用構造と労働市場……（七八）
Ⅱ　賃金と労働時間……（九八）
Ⅲ　産業合理化と経営労務……（一一四）
Ⅳ　労働者の生活構造……（一三九）
Ⅴ　農家の状態と農民の生活……（一五八）

第二部　労働運動

Ⅰ　労働組合の組織現状と組織運動……（一七四）
Ⅱ　労働組合の大会……（二〇〇）
Ⅲ　団体交渉と労働争議……（二三三）
Ⅳ　賃金闘争……（二三六）
Ⅴ　「合理化」と労働組合……（二七三）
Ⅵ　権利闘争……（二九〇）
Ⅶ　社会保障闘争……（三〇八）
Ⅷ　政策・制度闘争……（三二一）

Ⅸ　国際労働組合運動と日本……（三三〇）
Ⅹ　労働者福祉運動……（三四八）
Ⅺ　労働組合と平和・社会運動……（三六六）
Ⅻ　公害反対闘争……（三九一）
ⅩⅢ　農民運動……（四〇七）
ⅩⅣ　政　党……（四二七）

第一部　労働政策

Ⅰ　政府の労働政策……（四八四）
Ⅱ　雇用政策……（五〇三）
Ⅲ　賃金政策……（五二〇）
Ⅳ　社会保障……（五二八）
Ⅴ　経営者団体の労働政策……（五四二）
Ⅵ　ＩＬＯ……（五五二）

〈付録〉　1　主要な労働組合の現状（五六二）
　　2　労働組合名簿（五九一）
統計図・表索引（五九四）　事項索引（六〇三）

総目次

はしがき
労働日誌（一九八三年七月～一九八四年六月）……一
序章　国際・国内情勢と労働問題の焦点……三五

特集　労働者派遣事業の拡大と制度化

はじめに
Ⅰ　労働者派遣事業の拡大と問題点……四四
　労働者派遣事業とその事業分野――労働者派遣事業拡大の背景――派遣労働の問題点
Ⅱ　行政管理庁の「勧告」……五四
　禁止政策の「後退」――行政管理庁「勧告」――「提言」
Ⅲ　「労働者派遣事業問題調査会」報告……五七
　「調査会」の制度検討――労働組合の対応／「中間報告」――審議再開と「報告書」
Ⅳ　結びに代えて……六八

第一部　労働者状態

Ⅰ　雇用構造と労働市場……七八
　1　労働力需給と雇用構造……七九
　　労働力人口――完全失業者――就業人口――就業構造――就業者の産業別構成――就業者の従業上の地位別構成――雇用者の産業別構成――雇用者の企業規模別構成――雇用者の職業別構成――雇用者の雇用形態――常用雇用指数――雇用者の就業時間別構成――追加就業希望率と転職希望率
　2　景気動向と労働市場……九三
　　景気動向――新規学卒者の需給状況――一般職業紹介状況――技能労働者需給状況――入・離職率の推移――雇用保険の諸指標
Ⅱ　賃金と労働時間……九八
　1　賃　金……九九
　　1 賃金水準と労働分配率……九九
　　名目賃金――春季賃上げ額と率――実質賃金――労働生産性と労働分配率
　　2 企業間賃金構造……一〇三
　　産業別賃金格差――規模別賃金格差――地域別賃金格差
　　3 企業内賃金構造……一〇六
　　労働者種類別賃金格差――男女別賃金格差――年齢別賃金格差
　　4 賃金制度……一〇八
　　賃金制度――定期昇給をめぐる議論
　　5 定期給与と臨時給与……一〇九
　　定期給与と臨時給与の比率
　2　労働時間と労働時間制度……一一〇
　　労働時間の動向――労働時間制度

Ⅲ 産業合理化と経営労務……一一四
1 産業動向と産業合理化……一一六
鉄鋼業――自動車産業――電機産業――造船業――私鉄――化学産業――セメント産業――国鉄
2 経営労務の現況……一二八
労務管理上の主要関心事――高年齢化対策――ME化に関する経営者の態度――福利厚生と資産形成
3 労働災害・職業病・健康問題……一三三
1 労働災害……一三三
労働災害の度数率・強度率――産業別労働災害の発生状況――事業所規模別度数率――重大災害――労災保障の新しい動き
2 職業病・健康問題……一三五
業務上疾病の発生状況――MEやOAの導入と職業病――その他の職業病――職場の健康管理

Ⅳ 労働者の生活構造……一三九
1 消費者物価の動向と物価感……一四〇
消費者物価の動向――費目別物価動向とその影響――国民春闘共闘会議の生計費指数――生活実感からみた物価動向
2 労働者家計の収入と支出……一四四
――総理府統計局の「家計調査」結果
収入――支出
3 首都圏労働者の家計……一四九
――国民春闘共闘会議第一〇回家計調査結果
収入――支出――実収入、可処分所得、実質可処分所得
4 標準生計費……一五〇
人事院の標準生計費――厚生省の生活保護基準
5 生活の「質」の測定とその動向……一五一
――経済企画庁「社会指標試算」結果
6 労働者の転勤、単身赴任……一五五
転勤者の別居状況――単身赴任にたいする妻の意識――転勤者対策の実態
7 昭和五八年度「国民生活白書」……一五六
――ゆとりある家計と新しい家族像を求めて

Ⅴ 農家の状態と農民の生活……一五八
1 農家と農家人口……一五九
1 農家人口と農家数……一五九
農家人口と農家数――経営耕地規模別農家数――専兼業別農家数
2 農業従事者と兼業従事者……一六一
農業就業人口――基幹的農業従事者――農家の兼業従事者
3 農家の人口異動……一六四
農家人口の異動――農家労働力の産業間異動状況――農家子弟学卒者の動向
2 農家経済と農業労賃……一六八
1 農家経済……一六八
農家経済の動向――農家の費目別家計費――経営耕地規模別農家経済
2 農家総所得と農業労賃……一七一
農家と勤労者世帯の所得比較――農業労賃の低水準

第二部　労働運動

Ⅰ　労働組合の組織現状と組織運動……一七四
1　労働組合の組織状況……一七五
1　労働組合の組織水準……一七五
組合員数――組織率――組織の長期分析――
国際比較
2　産業別組織状況……一七八
産業別組合員数――産業別組織率
3　企業規模別組織状況……一八一
企業規模別組合員数――組合員数の企業規模別構成
4　組合員数増減の諸要因……一八一
組合員数増減の主要因――要因別・産業別にみた組合員数の増減――企業規模別実質的新設・解散組合員数
5　主要連合体の組織状況……一八四
労働組合の連合体――総評――同盟――新産別――中立労連――全民労協――四団体の産業別組織状況――四団体の適用法規別組織状況
6　都道府県別組織状況……一八七
都道府県別組合員数――四団体の都道府県別組織状況
2　組織運動……一八九
1　産業別組織の動向……一八九
電工労連の結成――機械金属労働組合会議の結成――全日本教職員連盟の結成――印刷労協と印刷関連労協の結成――紙パ労協結成をめぐる動き――たばこ共闘の総評加盟――労働者供給事業関連労組協議会の結成――全国一般の全民労協参加問題――全逓における組織問題――自治労の特別調査組合指定問題
2「労働戦線統一」の動き……一九二
全民労協の連合体移行問題――全民労協第二回総会――官公労の統一・再編をめぐる動向――総評三顧問と労研センターの動向――統一労組懇と「あり方懇」の動向
3　労働組合の組織、組合員、役員、職員、財政、活動課題……一九五
資料――組合の組織――組合員数の変動と組織化政策――組合員と役職員の性格――組合費――組合費の支出――組合活動の重点項目
Ⅱ　労働組合の大会……二〇〇
1　総評大会……二〇一
1　総評第六九回定期大会……二〇一
開会と槇枝議長のあいさつ――運動方針提案――運動方針案をめぐる質疑討議――総括答弁
2　総評第七〇回臨時大会……二〇六
八四年春闘に向けての態勢固め――春闘方針ほか提案と質疑応答
2　同盟第二〇回定期大会……二〇七
開会と宇佐美会長あいさつ――八四、八五年度運動方針案提案
3　中立労連、新産別、総連合、全民労協、金属労協、統一労組懇の大会……二一〇
1　中立労連第一〇回定期大会……二一〇

2 新産別第三六回定期大会……二二
3 総連合第六回総会……二三
4 全民労協第二回総会……二四
5 金属労協（IMF・JC）第二二回定期大会……二六
6 統一労組懇総会……二七
4 主要労組の大会……二八
統一労組懇年次総会——統一労組懇臨時総会
電機労連第三一回定期大会——私鉄総連第四八回定期大会——全国一般第三四回定期大会——全国一般第三五回臨時大会——全国一般第三六回臨時大会——国労第四五回定期大会——全電通第三六回定期大会——自治労第四四回定期大会——造船重機労連第一四回年次大会——全国金属第五二回定期大会——全逓第三七回定期大会——日教組第五八回定期大会——ゼンセン同盟第三九回定期大会——鉄鋼労連第六九回定期大会——日教組第六〇回定期大会

III 団体交渉と労働争議……二三
1 団体交渉と労使協議……二四
団体交渉——労使協議——苦情処理機関
2 労働争議……二七
1 労働争議の概況……二七
争議件数と参加人員——春闘と争議
2 産業別・規模別・上部団体別・要求別にみた争議……二三〇
産業別にみた争議——規模別にみた争議——上部団体別にみた争議——要求別にみた争議
3 労働争議の解決状況……二三五

VI 賃金闘争……二三六
1 八三年秋季年末闘争……二三七
闘争をとりまく情勢——総評・秋季年末闘争方針——一〇・七、公務員共闘時限スト——閣僚会議、公務員ベア二%に決定——年末一時金闘争——年末一時金妥結状況
2 八四年春季闘争……二四一
1 労働諸団体の春闘態勢……二四二
八四国民春闘共闘会議の発足——全民労協第二回総会——「賃金闘争連絡会」の要求基準六%以上——同盟——金属労協——統一労組懇
2 労働諸団体の春闘白書……二四四
八四国民春闘白書——同盟の賃金白書——金属労協（IMF・JC）の白書——全民労協の賃金闘争方針
3 八四年春闘諸要求とその特徴……二四七
賃上げ要求基準——その他の諸要求
4 春闘前段のとりくみ……二四八
日経連大槻会長「ベアは高成長の遺物」発言——春闘共闘、日経連報告に強く反発——二・二三、八四春闘勝利・中央決起集会
5 春闘の本格的展開……二四九
総評臨時大会、四月上中旬をヤマ場に設定——全民労協、四・一一を集中回答日として設定——三・二三総行動、地域から一万二千人結集——四・一、国民のくらしを守る84総決起集会——先行グループ昨年を千円上回る——鉄鋼・造船七〇〇〇円で攻防——四・一一集中決着、昨年実績率をカバー——私鉄一万七〇〇円でスト解決——人勧・仲裁政労交

渉、政府回答引き出す――春闘共闘、相当数の組合が五月へ――公労委調停不調、仲裁委へ移行
6 同盟の賃金闘争……二五五
同盟の八四年賃金闘争――賃闘・本格的交渉へ――先行組合、回答引き出し相次ぐ――四一一、賃闘最大のヤマ場へ――四月第四週、妥結・回答引き出し急速――八四春闘終結へ、四・五〇％（加重）
7 八四年春闘妥結状況……二五八
賃上げ要求・妥結状況――規模別妥結状況
8 定昇をめぐる労働各団体の主張……二六四
定昇をめぐる労使の対立――総評の「定昇問題についての考え方」――同盟の「定期昇給の考え方について」
9 八四年春闘総括……二六五
総評――同盟――金属労協――全民労協――統一労組懇

V 「合理化」と労働組合……二七三
1 総評、同盟の「合理化」対処方針……二七四
総評――同盟
2 主要組合の「合理化」への対応……二七六
全国金属――全造船機械――紙パ労連――繊維労連――ゼンセン同盟――全国セメント――私鉄総連――国労――全林野――日フィル労組
3 ME・OA・FA問題……二八四
VDT労働――オフィスコンピュータに関する協定――ME導入をめぐる電機労連のガイドライン
4 労災・職業病をめぐる闘争……二八七
三井有明鉱火災と労働組合――「心の病」に労災適用
5 労働時間短縮闘争……二八八
概況――金融機関の第二土曜休業実現――電機大手の完全週休二日制実現

VI 権利闘争……二九〇
1 官公労働者のスト権立法……二九一
野党四党のスト権立法化作業中間報告――四党の一致点・不一致点
2 最高裁裁判官国民審査運動……二九二
第一三回国民審査――司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議の取り組み
3 道下裁判官糾弾運動……二九三
事件の概要――道下裁判官糾弾のたたかい
4 不当労働行為事件の概況と審査促進を求めるたたかい……二九五
不当労働行為事件の概況――審査の遅延――総評等の審査促進要請
5 総評の中央総行動……二九七
6 「男女雇用機会均等法」に対する諸団体のとりくみ……二九八
労働四団体――統一労組懇――日本弁護士連合会
7 最高裁労働判例の動向……三〇〇

VII 社会保障闘争……三〇八
1 社会保障予算拡充闘争……三〇九
2 健康保険法改革反対闘争……三一〇
健保改革法案成立へ――中央社保協・総評・

中立労連の取り組み――労働四団体と全民労協の共同反対行動――医団連の反対闘争――日本医労協の全国縦断行動――患者団体の反対闘争――日患同盟の健保法「改正」影響調査――大阪府医師会のいっせい休診――三師会の反対行動

3 医療保障闘争……三六
沢内村と心をむすぶいのちの行進――国民の医療とくらしを考えるつどい――国民医療・医療労働研究会の「緊急提言」

4 老齢保障闘争……三七
国公共済年金等統合法案反対闘争――総評・同盟・中立労連の公的年金制度改革への意見・提言――各団体の年金政策をきく会――九・一五高齢者大集会――同盟のゆたかな老後をつくる運動

5 その他の社会保障闘争……三九
障害者運動――第一三回社会保障学校

Ⅷ 政策・制度闘争……三一

1 経済運営・予算編成に関する対政府要求……三三
1 労働四団体の対政府要求……三三
労働四団体の対政府要求――八四年度経済運営、予算再編成・制度改正の申し入れ
2 全民労協の対政府要求……三四
全民労協の対政府要求――八四年度予算編成に対する要請

2 減税に関する労働団体の政策要求行動……三五
1 八三年後半の動き……三五
減税を中心とする取り組み――減税実行委員会――野党との共同歩調――減税早期実現総決起集会の開催――政府の動き――労働四団体・全民労協の動き――税制調査会「中期税制答申」
2 八四年前半の動き……三八
「税制改正大綱」発表――労働団体の動き――野党の動き――与野党折衝と八四年暫定予算の成立

Ⅸ 国際労働組合運動と日本……三〇

1 国際労働組合組織とわが国の労働組合……三一
国際労働組合組織の諸形態――日本の労働組合の加盟状況

2 総評・中立労連の国際連帯・交流活動……三三
総評の国際連帯活動方針――朝鮮民主主義人民共和国への代表派遣――第一四回友好と平和のための日ソ労働組合集会――チェコスロバキア労評代表団の来日――ブルガリア労評との交流――AFL・CIOの招待によるアメリカ労働事情視察――「結社の自由と団体交渉」国際シンポジウム――コンチネンタル航空問題で支援――日ソ労働組合交流委員会事務会議――ドイツ民主共和国労組との交流計画――太平洋労働組合調整委員会――キューバ労働総同盟との交流――中華全国総工会代表団の招待――フランス労働総同盟代表団の訪日――全インドネシア労連代表団の来日――ICFTU＝ARO第一三回アジア地域会議への代表派遣

3 同盟の国際連帯・交流活動……三六
同盟の国際連帯活動方針――同盟第三次・第

四次友好訪中団――シンガポール労使研修団の受け入れ――大韓航空機撃墜事件に関しFKTUに協力――アメリカ・カナダ労働・経済事情視察団――第一五回AFL＝CIO・同盟定期会談――アジア労組定期会談――コンチネンタル航空問題――ICFTUアジア調査団――同盟・HISTADRUT会談――同盟・FKTU交流計画 …… 三三九

4 国際労働組合の諸会議 …… 三三九

1 世界労連WFTU系の会議 …… 三三九

第二回国際婦人商業労働者会議――第八回国際食品・タバコ・ホテル・関連産業労働者会議――第九回国際農林・農園労働者会議――第九回国際建築・木材・建築資材産業労働者会議――WFTU第三〇回執行局会議――運輸インター第三五回執行委員会――WFTU第三一回執行局会議

2 国際自由労連ICFTU・国際産業別組織ITS系の会議 …… 三四一

ITF第三四回大会――第四回IMF世界電子会議――第七回日米加金属労組会議――第四回アジアFIET大会――第二〇回FETT世界大会――第二回IMFアジア造船作業部会――IMF造船作業部会――ICFTU第八四回執行委員会――ARO・ITS協議会――第二回太平洋労組会議――「日本の労使関係と労働組合」に関する国際シンポジウム――ICTU＝ARO第一三回アジア地域会議――ICFTU第八五回執行委員会

X 労働者福祉運動 …… 三四八

1 労働金庫運動 …… 三四九

一段と鮮明になった金融自由化と技術革新の方向――サラ金対策キャンペーンと労金利用拡大月間の展開――「労働金庫のビジョン」の提言と「第一期中期計画の策定」――労金カード・サービス会社の設立と為替・財形貯蓄分野の取り組み

2 労働者共済運動 …… 三五三

全労済の社会的役割と任務の具体化――生活保障設計運動の本格的展開――新たな地域政策の準備――ねんきん共済の実施――自動車共済制度・料率改定――アジア太平洋地域労働者共済設立援助――八三年度事業概況

3 生活協同組合運動 …… 三五七

脅かされるくらしと平和――組合員・供給高の増加――くらしと平和を守る活動――組織経営基盤の強化――中計づくりと連帯活動の前進

4 労働者住宅運動 …… 三六一

新規住宅着工の激減――地価の動向――政府の住宅政策――全住連の活動の基調――勤住協の事業活動

XI 労働組合と平和・社会運動 …… 三六六

1 第五五回メーデー …… 三六七

概況――メーデー行事の変更

2 原水爆禁止運動 …… 三六九

83平和大行進――原水爆禁止一九八三年世界大会――被爆三八周年原水爆禁止大会――原水禁沖縄大会――原水協独自の行事――核禁

会議全国集会――ビキニデー中央集会――三・一ビキニデー日本原水協集会
3 世界大会準備委員会をめぐる紛糾……三七五
恒常的組織結成をめぐって――六・二四反トマホークデーをめぐって――団体旗自粛問題の経過――平和委員会と原水協選出の準備委員会代表委員の交代――原水協代表交代をめぐる紛糾
4 反核・軍縮・平和運動……三七九
反核・軍縮・平和のための東京行動――神奈川で反核シンポ――核基地・軍事同盟をなくす沖縄国際会議――核軍縮二二人委員会の提言――科学者京都会議の声明――反核・軍縮平和のための多彩な活動
5 反戦闘争……三八二
八・一五の取り組み――戦争犠牲者追悼・反戦平和式典――「日本のこと考えていいかな」シンポジウム――二つの国際反戦デー中央集会――東京大空襲記念集会――再び許すな東京大空襲！ 反戦平和の集い
6 反軍・反基地・反安保闘争……三八四
池子弾薬庫返還市民大会――日米共同演習反対舞鶴集会――日米合同陸上実動演習抗議集会――下総基地米軍使用反対集会――第五回富士山麓総行動――ミッドウェー艦載機訓練基地反対集会――グリーンベレー配備抗議行動――反トマホーク全国統一行動――トマホーク配備反対全国抗議行動――安保廃棄全国統一行動――反トマホーク行動デー
7 その他の運動……三八八
反金権・田中辞職要求運動――雇用平等法制定要求運動――教育改革をめぐる運動――北方領土返還要求運動――憲法擁護運動――世界人権宣言三五周年記念――政党法反対連絡会議の結成

XII 公害反対闘争……三九一
1 公害をめぐる状況……三九二
公害・環境破壊の現状――公害・環境行政の後退――全国公害被害者のたたかい
2 大気汚染公害反対闘争……三九四
公害健康被害補償法改悪反対闘争――倉敷公害訴訟の提訴――多奈川火電訴訟で住民勝訴判決
3 水質汚染公害反対闘争……三九六
合成洗剤追放第一〇回全国集会――全水道の合成洗剤追放運動
4 有害廃棄物処理闘争……三九七
2・4・5T廃棄問題――使用済み乾電池回収問題
5 食品公害カネミ油症闘争……三九九
カネミ全国支援会議の運動――国の法的責任を認めたカネミ油症判決
6 食品添加物規制緩和反対闘争……四〇〇
七・一五食品添加物大幅規制緩和反対全国消費者集会――食品添加物中央実行委員会の結成――食品添加物規制緩和反対等一一・一一中央総決起集会
7 騒音公害反対闘争……四〇一
終結をみた大阪空港公害訴訟――名古屋新幹

線公害控訴審訴訟が結審へ
8 土壌汚染公害反対闘争……四〇三
安中公害東京連絡会の結成――安中公害と日本の農業を考える三・一七シンポジウム――
神通川流域イタイイタイ病被害地のたたかい
9 志布志湾公害反対闘争……四〇四
対策会議と鹿児島県・各省庁交渉――志布志国家石油備蓄基地建設阻止総決起集会
10 原発反対闘争その他の公害反対闘争……四〇四
原発反対闘争――土呂久鉱害訴訟に全面勝訴判決――一人の切り捨ても許さぬスモン大行動――東京地裁に提起された水俣病訴訟

XIII 農民運動……四〇七
1 農業情勢と農民運動の動向……四〇八
1 農業情勢と農政の動向……四〇八
農家経済の延び悩みと日米農産物交渉――水田利用再編第三期対策と農政の動向
2 農民運動の動向……四一一
農民運動の性格――韓国米輸入問題と農民団体共闘――全日農第二三回定期大会――農民運動全国懇の結成
2 主要な農民運動……四一三
1 農畜産物輸入拡大反対運動……四一三
農民団体共闘農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止農民総行動――農業団体の農産物輸入拡大反対運動――北海道全上川農民連盟の不買運動
2 食管制度を守る運動……四一六
全日農の米闘方針――農民団体共闘米価要求運動――農業団体の米価運動――全日農の外米輸入反対運動――農民団体の韓国米輸入阻止運動――地方における韓国米輸入抗議行動――農業団体と韓国米輸入反対運動――全日農の減反政策反対運動――麦価要求運動
3 農畜産物政策・価格要求運動……四一〇
乳価共闘会議の運動――牛乳安売り反対運動――葉たばこ対策共闘会議の運動――畑作物価格要求運動――繭糸価格・蚕糸政策要求運動――やみ増羽阻止運動
4 成田空港廃港闘争その他の運動……四一三
二期工事実力阻止廃港闘争――成田用水阻止闘争――漁民の原発反対運動――農民団体の税金対策――出稼連の運動――農村労連の運動

XIV 政党……四一五
1 国会と各党の動向……四一七
「参議院の会結成」――第九九臨時国会――自ク連の解消――革自連の解散――中道四党首脳と同盟との会談――第一〇〇臨時国会――田中判決と各党の対応――第一〇一特別国会――自民・新自ク統一会派結成――四野党共同の予算修正要求――公明・社民・社民連三党国対協の設置――定数是正問題での中道三党の合意――野党と労組の提携強化
2 選挙……四一三
1 中間地方選挙……四一三
知事選・県議選――市長選

2 第三七回総選挙……四三三
田中判決選挙——野党協力——自民惨敗、社公民復調、共産後退——各党の選挙総括

3 日本社会党……四三九
1 概況……四三九
石橋委員長選出の経過——社公中軸路線への回帰——「非武装中立」論争——総選挙での健闘——自衛隊「違憲・合法」論——協会内部の混乱——みえかくれする保守連合構想——ニュー社会党への脱皮の試み
2 組織・機関紙・財政……四四二
党員数——機関紙——定期刊行物——財政
3 大会・中央委員会……四四四
第四八回定期大会——役員——第四八回定期(続開)大会——大会経過
4 政策・方針……四四六
八四年度運動方針——「パート保護法」の提出——平和保障政策——八四年度予算編成についての社会党の態度——その他の政策
5 労働組合との関係……四五〇
労働組合との新たな関係の模索——「強める会」第三回総会——第三回総会から第四回総会の間の主な活動——「強める会」第四回総会——全民労協との首脳会談——総評との連携
6 国際活動……四五一
社会党代表団の派遣——外国代表団の来日

4 公明党……四五二
1 概況……四五二
〝八三年政治決戦〟で勝利——社公両党関係改善——役員
2 組織・機関紙・財政……四五四
党員数——議員数——定期刊行物——財政
3 大会・中央委員会……四五五
(1)中央委員会……四五五
第四五中委——第四六中委
(2)第二一回全国大会……四五七
竹入委員長〝連合論議〟は静観——労組代表あいさつ——主要な大会論議
4 政策・方針……四五八
八四年活動方針——総選挙政策——パート労働法案
5 労働組合との関係……四六〇
労働運動対策——労働組合との協議——総評と定期協議再開——全民労協との定期協議——労組大会への出席

5 民社党……四六一
1 概況……四六一
総選挙での躍進——自民との連合への傾斜——中・長期政策立案へ七つのプロジェクト発足——党勢の現状——役員
2 組織・機関誌・財政……四六三
党員数——青年隊——婦人党員——機関紙——定期刊行物——財政
3 大会・中央委員会……四六五
第一九回中央委員会——第二〇回中央委員会——第二九回全国大会——大会経過
4 政策・方針……四六七

八四年度運動方針――八四年度重点政策――ササキノミックスの提唱――定数是正、政治倫理、教育改革で具体策発表――その他の政策 …… 四七〇
5 国際活動その他 …… 四七二
社会主義インター関係――海外への代表派遣――北方領土調査団――その他の街頭行動
6 日本共産党 …… 四七二
1 概況 …… 四七二
総選挙での後退――核廃絶問題での日・ソ共産党首脳会談をめぐる動き――役員
2 組織・機関誌・財政 …… 四七三
党員数――民青同盟員数――機関紙――定期刊行物――財政
3 中央委員会総会 …… 四七五
概況――五中総――六中総――七中総――一全協――八中総
4 政策・方針 …… 四七七
原水禁運動での新方針――政策・声明・論文
5 国際活動 …… 四八一
代表団の海外派遣――代表団の来日

第三部　労働政策

I 政府の労働政策 …… 四八四
1 一九八〇年代経済社会の展望と指針 …… 四八五
2 八四年度労働省予算 …… 四八六
八四年度概算要求――八四年度労働省予算
3 労働大臣の所信表明 …… 四八九
4 労働白書の公表 …… 四九一
八三年の労働経済――勤労者生活の動向と課題
5 ME化と労働条件対策 …… 四九二
調査研究と政策――VDT作業のガイドライン
6 プロジェクト・チームの報告 …… 四九四
パートタイム労働対策――ワークシェアリング政策――国際協力と国際交流
7 男女雇用平等問題に関する審議 …… 四九六
8 第一〇一回国会における労働関係法案 …… 四九九
男女雇用機会均等法案――職業安定法等の一部改正法等――電電公社の民営化と争議調整
II 雇用政策 …… 五〇三
1 経済政策の動向 …… 五〇四
経済の動向――財政政策――金融政策――通商政策
2 職業安定行政と職業訓練行政 …… 五〇七
1 八三年の職業安定行政 …… 五〇七
2 高齢者対策と障害者対策 …… 五〇八
定年延長の動向――高齢者雇用率の推移――定年延長アドバイサー制度――障害者雇用率の推移
3 公共職安と職業訓練 …… 五〇九
臨調と職安行政――雇用保険法の改正――労働者派遣事業問題調査会の報告――不況業種・地域雇用安定法――雇用問題政策会議のME化についての見解――公共職業訓練の実施状況

3 労働力需給と雇用政策の展望……五二四
一九八四年の雇用見通し——一九八四年職業安定政策——第五次雇用対策基本計画の概要——男女雇用機会均等法案要綱

Ⅲ 賃金政策……五三〇
1 人事院の公務員給与勧告……五三一
人事院勧告——閣議決定と給与法改定
2 最低賃金の運用状況……五三四
3 三公社四現業の賃金……五三六

Ⅳ 社会保障……五三八
1 社会保障政策転換の第一歩……五三九
八三年版「厚生白書」——厚生省試案の「今後の医療政策の基本的方向」——臨調行政改革推進審議会の意見書と経団連の提言
2 医療保険法の改定……五三二
3 基礎年金導入による制度の再編成……五三五
年金の統合・一元化のスケジュール——年金制度改革案
4 雇用保険法の改定……五三八
5 生活扶助基準改定方式の転換……五四〇

Ⅴ 経営者団体の労働政策……五四二
1 日経連『労働問題委員会報告』……五四三
『報告』の特徴と基本視点——賃金・福祉の抑制政策の強調——官公部門・議会制度「改革」を提唱——中小企業の自助努力の強調——年金・医療問題の改善——ME化と労働問題を新設——日経連の「教育改革」論——経営者・ユニオンリーダーの世代交替期に企業防衛を強調
2 日経連第三七回定時総会……五四九
3 日経連「男女雇用機会均等法」で「強行規定」に反対……五五一

Ⅵ ILO……五五三
1 総会と主要な会議……五五三
1 第六九回国際労働総会……五五三
総会の大要——職業リハビリテーションと雇用——社会保障権保全——雇用政策——工業化の社会的側面——議題外決議
2 主要な会議……五五五
金属産業委員会——アジア諮問委員会——ホテル・レストラン会議
2 その他……五五八
ボリーン次長来日——人勧提訴——調査研究報告——条約批准の進展

付録

付1 主要な労働組合の現状……五八二
付2 労働組合名簿……五九一
統計図・表索引……五九四
事項索引……六〇三

労働日誌

一九八三年七月―一九八四年六月

年月	政治・経済の動き	労働組合の動き
（昭和58）年		
月		
	4 臨時行政改革推進審議会発足 労働者プロジェクトチーム、〃パートタイムの労働対策〃発表 5 人事院「国家公務員白書」発表 6 国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会、要望書を厚生省に提出 7 社会党中執、飛鳥田委員長辞意表明 8 労働省「昭和五八年度労働白書」発表 10 総理府、八二年就業構造基本調査結果発表 11 日本共産党第五回中央委総会（～一三日） 行革国民会議設立総会 通産大臣、北炭夕張再建断念を発表 労働省プロジェクトチーム、〃ワークシェアリング政策について〃発表 12 日本生産性本部、〃産業社会の未来像に挑戦する〃をテーマにセミナー（～一五日） 政府、次年度予算概算要求一〇％減決定 13 産労懇第一二三回会合、〃労働白書〃をめぐって協議	1 全民労協、中央討論集会（～二日・熱海） 全司法、第二二回司法制度研究全国集会（～三日・伊豆大川） 5 全建総連、予算要求中央総決起集会 公務員共闘、第一次中央行動（～六日） 6 総評主要単産書記長会議、社会党に新体制確立を申し入れることを確認 電機労連第三一回定期大会（～八日・金沢） 7 労働四団体、最賃目安の作成・審議会令の改善について労働大臣交渉 国労東京、全港湾などのよびかけで、右翼労戦再編阻止首都労働者総決起集会 9 炭労第一〇三回緊急臨時大会、夕張再建で二四時間スト決定 石油同盟第五回定期大会 10 全印総連第三二回定期全国大会（～一二日・長野） 運輸一般、第六回研究集会（～一二日） 12 紙パ労連第七二回定期大会（～一四日・下呂） 全国通建第五回定期大会 全医労第三七回定期全国大会（～一五日・松山） 炭労、北炭夕張の再建を求めて二四時間スト 13 統一労組懇、真の労働戦線統一と国民春闘再構築をめざす総決起集会 国労、「国鉄再建に関する提言」を関係諸機関、団体に提出 都市交第四八回定期大会（～一四日・山口） 運輸労連第一六回定期大会（～一四日・白浜） 日高教第五九回定期大会（～一六日・秋田）

1983

7

15社会保険審、年金制度につき意見書提出
17公明党、第三回核軍縮と平和をめざす広島集会
18第九九臨時国会召集
19社会党、委員長選告示
共産党、五中総実践の全国活動者会議（～二二日）
国鉄、機関区の二割廃止など提示
20日経連トップセミナー、83賃金決定にたいするアンケート結果発表（富士吉田）
23第九九臨時国会閉会
25行革審第四回会合、人勧凍結の緊急提言を出すことを確認
27社会党中執委、次期委員長に石橋氏一本化
29中央最賃審総会、公益委員三・二%アップの目安を提示

全農林第二七回定期大会（～一五日・七尾）
14総評主婦の会第二四回定期大会（～一五日）
紙パ総連合第一三回年次大会（～一五日・箱根）
新化学第三三回定期大会（～一六日）
15全民労協、社・公・民・新自連各党に政策・制度要求申し入れ
国際電電労組第三八回定期全国大会（～一七日・茅野）
16全駐労第三八回定期全国大会（～一七日）
17総評年金対策委、年金制度改革中間報告発表
全機金第三四回定期大会（～一九日・熱海）
18全林野第三六回定期大会（～二一日・秋田）
公務員共闘、第二波中央行動（～一九日）
19全電線第三七回定期大会（～二一日・伊香保）
日本医労協第三二回定期大会（～二一日・福島）
第二次教育制度検討委、「現代日本の教育改革」を日教組に提出
全国生産性労組会議中央研究集会（～二〇日）
20合化労連第六七回定期大会（～二二日・上山田）
新聞労連第六一回定期大会（～二二日）
私鉄総連第四八回定期大会（～二二日・高知）
全日通第三八回定期大会（～二一日・修善寺）
全水道第三五回定期大会（～二三日・萩）
全農協労連第四四回定期大会（～二二日・富山）
統一労組懇自治体部会ら、自治労本部の大阪・岩手への分裂・再編攻撃糾弾大阪集会
21全石油第五二回定期大会（～二三日）
出版労連第四九回定期大会（～二三日・熱海）
政労協第五一回定期大会（～二三日）

月	政治・経済の動き	労働組合の動き
7月	31労働省、大蔵省に五九年度予算概算要求 人事院、国家公務員制度の見直し概案発表	22労働四団体、予算編成・経済運営にたいする要望書を政府に提出 炭労、北炭夕張再建断念を確認 民放労連第五六回定期大会（～二四日） 社会党を強める会、社会党首脳会談で「一定の距離をおく」方針確認 23総評マイコン調査委、〝コンピュータ労働の安全衛生〟発表 25総評第六九回定期大会、新役員選出（～二八日） 全民労協、政策・制度要求を政府に申し入れ 全国ガス第三九回定期大会（～二六日・箱根） 漁船同盟第一八年度大会（～二六日・波崎） 26全交運、国鉄貨物「合理化」反対総決起集会 27公務員共闘、第三波中央行動（～二九日） 全司法第三九回定期大会（～三〇日・奈良） 28全民労協、制度要求実現中央集会 金融共闘、今日の技術革新「合理化」のもとでの健康破壊と対策についての討論集会 29労働四団体、三・二%アップの目安には不満と統一見解発表 31統一労組懇八三年度年次総会（～八月一日） 新教組第四回年次大会 全国一般第三四回定期大会、執行部総辞職（～八月二日・小豆島）
1月	1社会党委員長届け出締切り、石橋委員長確定 原水爆禁止一九八三年世界大会・国際会議（～三日） 2国鉄監理委、緊急提言を首相に提出 3労働省、八二年雇用動向調査結果発表	2電通労連第二三回定期全国大会（～三日） 3全国セメント第三八回定期大会（～四日） 基本構想反対・全民労協不参加・中小企業労働組合全国連絡会結成 4全民労協、「五八～五九年度政策・制度要求」を労働省に申し入れ 5全電印第五回定期大会（水上） 公務員共闘、人事院にたいして要求書を提出

1983

8

4 原水禁、被爆三八周年原水禁大会広島大会（～五日）
行革審「当面の行政改革に関する意見」を首相に提出
5 八三核兵器禁止・平和建設国民会議全国集会（長崎）
人事院、六・四七%アップの勧告提出、野党各党、人勧完全実施を求める談話発表
6 原水爆禁止一九八三年世界大会・広島集会
7 日本原水協、原水協集会（～八日）
8 原水爆禁止一九八三年世界大会・長崎集会（～九日）
労働省、ME導入の労働への影響結果発表
9 経済審議会「八〇年代経済社会の展望と指針」答申
12 労働省、八二年度賃金制度調査結果発表
13 金融機関の第二土曜休日スタート
19 経企庁、五八年度経済白書発表
労働省プロジェクトチーム〝第三次産業の労働問題とその対応について〟発表

8 公務員共闘、全官公はそれぞれ人勧完全実施につき労相に要請
総評エネルギー専門委員会「原発の安全性について」発表
9 総評、岡山県に日教組大会会場使用拒否で抗議申し入れ
全民労協、労働省と第三回新労働政策会議
10 総評中央造船反合共闘、大幅労働時間延長・合理化阻止決起集会（函館）
建設一般全日自労、失対予算削減反対中央総決起集会
全国教職員あり方懇、第四回全国学習交流集会（～一二日・山の内）
11 総評幹事会、臨時国会前段は減税問題を最優先として取り組むことを確認
13 自動車労連、日韓自動車労組青年交流集会（～一五日・韓国）
15 総評、中立労連、新産別、社会党、戦争犠牲者追悼・反戦平和式典
16 労働四団体、臨時国会で減税実現を求める共同声明
17 社会党を支持し強める会第三回定期総会
同盟調査委員会、定期昇給問題について討議
自動車労連、日産労組、日産の英国進出に反対の方針決定、一八日申し入れ
18 労働四団体、全民労協、減税実現総決起集会の開催をきめる
全倉運第二八回定期大会（～一九日・沼津）

月	政治・経済の動き	労働組合の動き
	20全国革新懇、第二次全国遊説はじまる 22労働省プロジェクトチーム、〃高齢化社会と労働政策について〃〃労働問題にかかわる国際協力と交渉〃発表 24労働省プロジェクトチーム、〃ME化と労働政策の方向について〃発表 25労働省、54年度予算概算要求発表 厚生省、54年度予算概算要求に医療費六二〇〇億円の削減をもりこむ	19総評、一〇月を反核・軍縮・反安保・政治倫理確立総行動月間に決定 中央社保協、社会保障全国活動者会議（～二〇日・江ノ島） 建設一般全日自労第四六回定期大会（～二二日） 国労第四五回定期全国大会（～二三日） 20全財務第三一回定期大会（～二二日・宮島） 全建労第三九回定期大会（～二二日・白浜） 22同盟第三六回執評、〃くらしを高める闘い〃決定 国労、国鉄再建で国鉄監理委員会に公開質問書を提出 23全国セメント第三九回臨時大会、役員選出 全専売第三九回定期全国大会（～二六日・松山） 全電通第三六回定期全国大会（～二五日） 日建協第五四回定期大会（～二四日） 生保労連第一四回定期大会（～二四日） 動力車第三九回定期全国大会（～二六日・伊勢） 生協労連第一六回定期大会（～二四日・山中） 24自治労第四四回定期大会（～二七日・宮崎） 25総評、日教組大会開催支援、言論・集会の自由を守る国民大集会（岡山） 造船重機労連第一四回年次大会（～二六日・白浜） 日本医労協、国民の医療を守る学習討論集会（～二六日） 26第一四回日ソ交流集会（～九月六日・ソ連） 全国税第四一回定期大会（～二八日） 29全金同盟第三三回定期全国大会（～三一日・加賀） 市銀連第二八回定期大会（～三〇日） 全施労第一四回定期大会（～三一日） 30非鉄金属労連第三回定期大会（～九月一日） 全国金属第五二回全国大会（～九月一日・京都）

1983	1983
9月	8
1身障者雇用促進月間 2社会党石橋次期委員長、公明党竹入委員長会談、社公共闘修復確認 3新自由ク、社民連との「自ク連」解消決定 5労働省、八二年一〇月～八三年三月の賃金不払い事件概況発表、六一七六件、一一〇九億円 6衆院統一会派〝新自由クラブ・民主連合〟解散 7社会党第四八回定期全国大会、石橋執行部体制確立 全国心身障害者雇用促進大会（仙台） 8第一〇〇臨時国会開会（～一一月二八日）	全窯連第三五回定期大会（～九月一日・唐津） 全逓第三七回全国大会（～九月二日・横浜） 国公労連第一七回定期大会（～九月一日） 日教組第五八回定期大会（～九月二日・岡山） 31国公労連、これまですすめてきた大運動の署名・五八万人集約と発表 全印刷第四九回定期全国大会（～九月一日）
1同盟、働く婦人の権利月間（～一一月） 全造船機械第四八回定期大会（～三日） 運輸一般第一三回定期大会（～三日・箱根） 公務員共闘、第二波中央行動（～六日）、八三年秋闘宣言集会 2総評全単産委員長会議、秋闘本部設置 3総評単産、県評合同生活闘争担当者会議、医療・年金改悪反対闘争で申し合せ JCメタル労働組合会議第一一回定期大会 5JC、JAF、雇用対策などで政府に申し入れ 全動労第一〇回定期全国大会（～八日・伊香保） 6労働四団体、全民労協、五野党と減税問題を臨時国会で決着つける旨確認 自動車総連第一二回定期大会（～七日・水上） 全相銀連第三四回定期大会（～八日） 全港湾第四三回定期大会（～八日・清水） 7ゼンセン同盟第三九回定期大会（～八日） 全日本ゴム労連第一九回定期大会（～八日・伊東） 全国ビール第三五回定期大会 電力労連第三〇回定期大会（～九日・伊東） 鉄労第一六年次全国大会（～九日） 8労働四団体、全民労協、減税早期実現総決起集会 金属労協第二二回定期大会 食品労連第一九回定期大会（～九日）	

年月	政治・経済の動き	労働組合の動き
12	労働省、第八回雇用開発セミナーはじまる	
13	社会党、選挙に勝つための党学校（～一五日）	
16	自民党選挙制度調査会、公職選挙法「改正」案を最終決定	
19	民社党第一九回中央委、選挙対策決定	
20	国税庁、民間給与実態調査結果発表	
26	行革推進五人委、人勧抑制など要望	
8		ホテル労連第三五回定期大会（～九日）
		公務員共闘第三波中央行動
9		運輸労連第七回物流シンポジウム
		公務員共闘第二六回拡大共闘委、方針決定
10		金融共闘ら、第一七回職業病全国交流集会（～一二日）
12		労働四団体、全民労協、減税要求実現各団体別連続行動（～一六日）
		同盟、全官公、仲裁・人勧完全実施闘争代表者集会
		全化同盟第三二年次全国大会（～一三日・千里山）
		公労協、公務員共闘、共闘会議発足
13		総評、雇用・時短闘争合同会議、統一闘争強化確認（～一四日・熱海）
		統一労組懇「秋の大運動」第一波統一行動
14		全民労協、減税早期実現決起集会
15		第一三回九・一五高齢者集会
		同盟〝ゆたかな老後をつくる運動〟月間
16		総評弁護団第二七回総会（～一七日・別府）
19		労働四団体、外務・労働・通産各省、日経連・経団連に「南アの黒人労働組合に対する弾圧に反対する」申し入れ
		全労働第二六回定期大会（～二二日・滋賀）
		全国一般、全農協労連ら第五回商業労働セミナー（～二〇日・熱海）
20		総評秋闘第一次統一行動・駅頭宣伝行動
		厚生共闘第四回定期大会
21		総評各単産賃金担当者会議、賃金理論の再検討を確認
		鉄鋼労連第六九回定期大会（～二三日・新潟）
		損保労連第一八回全国大会
		日電工労連第一七回定期大会（解散）（熱海）

1983
9

電工同盟第三回総会（解散）（熱海）
全気象第二七回定期中央大会（～二三日・伊東）
全交運、五九・二国鉄貨物合理化反対中央総決起集会
22 総評、社会党首脳会談、早期に選挙体制を確立することで一致
電気工事労働組合連合会（略称・電工労連）結成大会
全交運第四〇回定期大会
両日高教、日教組、ゆきとどいた高校教育をすすめる父母と教職員の中央集会
23 全信労第二八回定期大会（～二五日・金沢）
24 大蔵協議会第一九回拡大幹事会、八三年度運動方針決定
25 同盟、第一三回北方領土返還要求納沙布集会
繊維労連第四二回定期大会（～二六日・蒲郡）
26 全損保第四〇回定期大会（～二七日）
公務員共闘第四波連鎖中央行動（～二九日）、行革審に公務員制度の意見書
27 総評、秋闘第二次統一行動、中央総決起集会
中立労連第一〇回定期大会
国公労連、大運動の個人署名一二二万六三九五名集約と発表
28 総評労戦統一対策委員会初会合、官公労小委設置決定
全民労協第一回政策シンポジウム、テーマ：現行税制の矛盾つく
全交運、第一九回交通問題研究全国集会（～二九日・鬼怒川）
交通労連第二〇回定期大会（～二八日・修善寺）
29 統一労組懇、第二次統一行動
炭労第一〇四回定期大会（～三〇日）夕張闘争終結確認
30 総評、マスコミ文化共闘らWCY市民会議、シンポジウム
総評、東京地評、全都反合共闘、東京総行動
全国化労協第二二回全体会議
化学総連第六回定期大会
政労協、83秋闘第一次統一行動

月	政治・経済の動き	労働組合の動き
	5昭和五八年度高年齢者雇用促進大会 日経連、第六六回全国労務管理者大会 6雇用審議会、第五次雇用対策基本計画答申（14日閣議決定） 8行管庁、職業病対策の実態の監察結果発表	
12	ロッキード判決、田中角栄被告に懲役四年の実刑判決、判決に各政党、各労組は声明発表 国会空転はじまる	1総評、〝田中は辞職しろ〟とのハガキ投函運動（～一五日） 統一労組懇、第九回秋の学習交流大集会（～三日・修善寺） 2総評、社会党、原水禁、護憲連合、反安保・反基地・カールビンソン抗議西日本集会 3労働四団体、全民労協減税実現実行委、減税取り組みで協議 総評傘下ホテル労連、全造船機械、炭労三単産、全民労協に加盟申請 公労協、政府に仲裁裁定完全実施申し入れ IMF、第四回世界電機電子産業会議（～五日・東京） 4総評、第六回地域労働運動を強めるための全国集会（～六日・秋保） 化学エネルギー労協第八回定期総会 全印労協結成準備会発足 公務員共闘、中央総決起集会 自治労、第二〇回地方自治研究全国集会（～七日・宇都宮） 5日放労第七八回定期大会（～七日） 日本医労協、全国縦断行動はじまる 6総評緊急単産委員長会議、一〇・二一統一行動取り組み協議 全国港湾第一七回定期大会（～七日） 7労働四団体、全民労協、政府に減税実施を申し入れ 総評、秋闘第三次統一行動、中央総決起集会 総評、社会党ら、国民行革会議発足総会 公務員共闘、一〇・七統一スト 11土休共闘八四年度年次総会 12総評、中立労連、新産別、社会党ら反金権・政治倫理確立・田中角栄辞職要求・中曽根内閣糾弾中央集会 同盟、民社党ら金権政治を打破し、政治倫理を確立する週間、決起集会 統一労組懇、中央実行委ら田中角栄即時辞職要求統一行動、中央集会

1983

10

13労働省、婦人労働白書発表
14八三年度地域包括最賃決定、最高額東京、大阪三四五八円
15共産党、総評に自民党糾弾大運動展開のため共闘申し入れ
第二回日本・インドシナ二国間、多国籍企業セミナー（～一六日）
19共産党、社民連をのぞく与野党書記長・幹事長会談、自民党減税案提示
20給与関係閣僚会議、一二%ベア決定。人事院総裁、不満表明
21中央実行委、一〇・二二統一行動
24第六回国連軍縮週間
世界大会準備委、反核・軍縮・平和のため

全映演第四〇回定期大会（～一三日）
地銀連第三八回定期大会（～一三日）
全自交労連第三九回定期大会（～一四日・秋田）
自交総連第六回定期大会（～一四日・加賀）
13石油労組連絡会第三回総会
生保労連、簡保限度引上げ阻止第一次総決起集会
運輸労連、第一三回運輸問題研究会（～一四日）
14全民労協、炭労・全造船機械・ホテル労連・全国自労の加盟承認
航空同盟第一〇回定期大会（～一五日）
15出版労連、教科書制度を考えるシンポジウム
17労働四団体、全民労協、政府税調報告に〝遺憾である〟旨声明
統一労組懇、共産党ら七三団体〝田中はすぐやめよ、自民党・中曽根内閣糾弾〟
緊急各界行動委員会結成
全食品同盟第三七回定期大会（～一八日・熱海）
全国検集労連第一四回定期大会
商サ事務労第一〇回定期総会（～一八日・江ノ島）
18同盟、国民生活を高める中央総決起集会
19労働四団体、全民労協と五野党、田中辞職決議最優先、減税年内実現確認
総評、自治労、社会党、地域生活運動センター発足させる
同盟、中道四党、政治倫理と減税との取り引きはしない旨確認
出版労連第五〇回臨時大会
全水道ら合成洗剤追放第一〇回全国集会（～二〇日・北海道）
20紙パ労協結成準備会発足総会
マスコミ・文化共闘第二一回総会
公務員共闘、値切り閣議決定阻止中央行動（～二一日）
21総評ら一〇・二一反戦デー
機械金属労働組合会議（略称・機労会議）発足総会

年	月	政治・経済の動き	労働組合の動き
	10月	の東京行動 28中曽根首相、田中角栄と密室会談 経企庁、八三年度国民生活白書を発表	22建設同盟第六回定期大会 全海連第四六回定期大会（～二三日） 24総評、秋闘第四次統一行動、健保・年金改悪阻止総決起集会 第一五回同盟、AFL・CIO定期会談（～二七日・ワシントン） 環境懇、第六回シンポジウム 日林労第二五回定期大会（～二六日） 25労働四団体、全民労協、JC、JAF、84賃闘で連絡会議設置確認 26新産別第三六回定期大会（～二八日） 第七回日米加金属労組会議（～二七日・モントリオール） 全建総連第二四回定期大会（～二八日・松山） 27同盟・全官公、84賃闘中央総決起集会 28経済・社会政策研究会、第五回政策シンポジウム 国公労協第八回定期大会（那須） 地公労第二四回定期総会 地財共闘第二一回総会 29全国一般第三五回臨時大会（大阪）役員選考委員会の調整つかず、流会 30日本音楽家ユニオン結成大会 31第六回同盟、CFL、FKTU、HKTUC定期会談
（昭和58）年	月	1護憲連合、第二〇回国民大会（～三日） 労働省、雇用保険不正受給防止啓発月間 2全野党書記（局）長・幹事長会談、田中決議案の本会議上程最優先の方針確認 3社会党、〝平和保障〟最終案まとめる 9レーガン米大統領来日	1労働四団体、全民労協、JC、JAF、全交運、同盟交運協、84賃闘連絡会発足 総評、レーガン米大統領あてに、来日に際しての要望を送る 厚生年金改悪阻止五単産第一次集会 全医労、第二次国会請願行動、署名六三万人分提出 2総評全単産書記長会議、共闘拡大など申し合わせる 全民労協第二回総会、五四単産、四八四万人の加盟確認

1983

11

11政府、給与関係五法案を国会に提出
12衆・参両院議長、中曽根首相会談につづいて、各野党党首会談、国会解散確認
13社会党、〝平和保障政策〟発表
17日本共産党第六回中央委総会（～一八日）
社会党〝総選挙基本政策〟決定
18労働省「労働者健康状況調査」結果発表

2公労協、仲裁裁定即時無条件一括完全実施・ストライキ宣言中央集会
4全都反合共闘、東京総行動
全農林、労働基本権・全農林警職法事件記念集会
5総評、働く者の権利を守るシンポジウム
総評、定昇問題で統一見解発表
全大蔵労連第八回定期総会
6生協労連第一五回生協研究会（～八日・熱海）
7 84国民春闘共闘会議結成総会、六七単産、地方共闘など八八二万人参加
公務員共闘、二％閣議決定につき公開質問書提出
第一三回民主教育を進める国民大集会（～八日）
8統一労組懇ら、国民大運動中央集会
電力総連第三回定期大会
公企労協第三回総会
全官公、関係閣僚に〝人勧抑制理由などの回答を求める申し入れ〟をおこなう
9総評民間単産会議第一八回定例総会
不公平税制ただす会、報告・討論集会
10総評など、男女雇用平等実現すわり込み中央行動（～一二月二四日）
11総評、生協連ら、食品添加物規制緩和反対中央総決起集会
金融共闘、第二土休実施に関連して労基法にもとづく指導強化を労働省に要請
国労、昇給問題に関連して本社前抗議行動にはいる（～一八日）
全厚労第一回医療研究集会（～一二日・湯河原）
12総評など第三回障害者と労働者の全国連帯集会
国民の足を守る中央会議第一二回定期総会
14労働四団体、全民労協、健保改悪反対緊急集会
国労、昇給問題に関連して非協力闘争にはいる
海員組合第四四回定期全国大会（～一七日）
15総評第五次統一行動・緊急中央集会

月	政治・経済の動き	労働組合の動き
20	共産党、総選挙スローガン発表	
21	労働省、最低賃金周知旬間	
25	社会党、公明党間で政権構想協議はじまる	
28	社会党、新産別と選挙協力協定締結	
	厚生省、年金制度「改革」案発表	
	第一〇〇臨時国会閉会、国会解散	
29	林野・国鉄をのぞく公企体当局、年末手当二・五カ月分回答、林野・国鉄二・三九カ月	
	社公、公民間で選挙協力成立、社・公間六選挙区、公・民間二五選挙区	
15		中央社保協ら、医療・年金改悪阻止中央集会
		中立労連、労働者派遣事業問題で法律・行政整備を労相に申し入れ
		総連合第六回総会
		公務員共闘、第九波中央行動（～一六日）
16		統一労組懇第二回全国代表者会議、三万円以上要求確認
		ＦＩＥＴ第四回アジア大会（～一九日・東京）
17		国公労連県国公代表者会議〝大運動〟の中間総括
18		総評、医療・年金大改悪ブロック別討論集会はじまる
		全建総連、医療保険制度改悪反対中央総決起集会
19		第二八回はたらく婦人の集会（～二〇日）
		全国港湾、八三年港湾シンポジウム（～二一日・神戸）
21		統一労組懇婦人連絡会、男女平等法要求実現中央行動
		ＦＩＥＴ第二四回世界大会（～二五日・東京）
24		総評、84春闘討論集会、一八〇〇円・七％以上の要求確認（～二五日・箱根）
		同盟、〝新しい国際労働運動の流れと日本の労働組合の役割〟シンポジウム
		公務員共闘緊急第一〇波中央行動（～二五日）
25		第四回84賃金闘争連絡会、統一要求〝六％以上〟とすることを確認
		同盟三役会議、要求基準六％とすることを確認
		全民労協〝雇用における男女雇用平等実現を求めて〟第二回政策シンポジウム
		全官公第七回全国会議、全民労協の連合会移行の段階で加盟確認
26		金融共闘、ＶＤＴ問題学習会
27		私鉄総連労働協約改定闘争、大手組合スト中止、中小三三組合時限スト
		両日高教、高校教育交流集会（～二八日・唐津）
28		総評、公労協、公務員共闘、権利問題国際シンポジウム

1983	11月	12月
	3 第三七回総選挙公示、全国一三〇選挙区、定員五一一名に八四八人が立候補 5 日本政府、ILO、ASEAN諸国三者構成労使協議セミナー（～九日・東京） 10 公労委、国労・全動労の昇給協定にかかわる仲裁申請に協定書交付 中曽根首相〝教育改革七つの構想〟を発表 18 第三七回総選挙、投票率六七・九四％ 19 総選挙結果判明、自民党低落	21 婦人労働問題審議会婦人労働部会、男女雇用平等に関し〝中間報告〟 25 労働省、昭和五八年労働組合基本調査結果発表、推定組織率二九・七％ 26 自民党、新自由クラブ、統一会派〝自民党・新自由国民連合〟結成 第一〇一特別国会、中曽根首相、七二代首相に指名さる 27 第二次中曽根内閣発足、労相に坂本三十次氏就任
	くらしと福祉・地方自治の危機を打開する予算要求国民大集会 30 国民春闘共闘、六％以上要求基準確認 医労協ら医療六団体、臨調「行革」反対・医療保険改悪阻止全国縦断行動・集結・国民の生命と健康を守る総決起行動	1 同盟第五六回中評〝定期昇給の考え方〟発表 6 純中立懇八四年度定期総会 7 全民労協三役会議、要求六％以上基準を確認 10 建設省労働組合総連合会（略称・建設総連）結成大会 全日本印刷産業労働組合協議会（略称・印刷労協）結成総会 14 国民春闘共闘〝84国民春闘白書〟発表 金属労協、化学エネ労協、アメリカンセンター〝米国経済と労使関係〟をテーマにセミナー 建設一般全日自労、失対予算けずるなの要求をかかげて統一スト 15 新産別第八三回中央委、要求七％基準決定（～一六日・熱海） 20 国公労連、総評労戦対策委・官公労小委員会をめぐって見解発表 同盟〝84賃金白書〟発表 21 金属労協、化学エネルギー労協第一回共闘会議 全国港湾、ダンピング反対・雇用安定を要求して早朝二時間スト 22 国民春闘共闘第二回総会、六％要求基準決定 同盟第三五回執評、八四賃闘中央闘争委員会発足 23 全民労協〝安心できる老後を保障する年金改革〟をテーマに第三回政策シンポジウム 25 右翼労戦不参加金属機械労働組合連絡会第三回総会 26 統一労組懇第三回全国代表者会議、三万円要求の84春闘方針草案決定

年月	政治・経済の動き	労働組合の動き
29	臨時行革審〃五九年度予算編成と当面の行政改革の諸問題に関する意見〃提出	

月	政治・経済の動き	労働組合の動き
11	日経連臨時総会〃労働問題研究委員会報告〃決定・発表	
13	労働省、雇用保険制度の見直しにつき、中職審に答申	
17	日本生産性本部・春闘セミナー（～一九日）	
18	三井三池有明鉱で坑内火災、八三人死亡	
24	社会保障審〃年金制度「改革」案〃に答申	
	日本共産党七中委総会（～二七日）	
25	第一二七回産労懇、男女雇用平等問題で協	
5		同盟、旗びらき
9		国民春闘共闘会議全単産委員長会議、新春アピール
		全建総連、予算要求中央総決起集会
11		総評、同盟、全民労協ら日経連の「報告」に批判発表
		総評、県評、単産婦人部長会議、男女雇用平等のたたかいについて総括
12		労働四団体・首相、官房長官と会見、減税、予算案などについて申し入れ総評、中央社保協、健保・年金改悪阻止決起集会
13		同盟、厚相に〃医療保険改革案〃の見直しを求める
		全国税、第二三回全国税研集会（～一五日・茅ケ崎）
14		全民労協、蔵相に一兆四〇〇〇億円減税申し入れ
		外銀連第三五回定期大会（～一五日）
17		社会党を支持し強める会、社会党と総選挙総括合同会議（～一八日）
18		同盟第二〇回定期全国大会（～一九日）
		総評単産・県評組織担当者会議、組織拡大運動方針決定
19		総評民間単産会議、医療・年金制度の改悪につき厚生省と交渉
20		労働四団体、全民労協、政府の税制改正大綱につき声明
		総評第三回拡評、七％（定昇別）要求など決定
		同盟、南ア人種差別政策とアフリカ一般情勢に関するセミナー

1984	
1	議 日経連第六七回全国労務管理者大会 政府臨時閣議、国家公務員三九五三人削減 七三法人の整理などの方針決定 26 自民党第四三回大会、方針に「憲法改正」 明記
2月	2 社会党中執委、八四年度運動方針案決定 6 第一〇一特別国会再開 9 民社党佐々木委員長、衆院代表質問で与野 党協議機関の設置提唱
	全民労協第三回代表者会議、地域連絡会設置確認 21 日本港湾第八回中央大会 22 自治体あり方懇第五回全国総会（〜二三日） 23 中立労連、政府の年金制度改革案に見解発表 金属労協、84年闘争中央討論集会（〜二五日・伊東） 24 労働四団体、全民労協、定昇問題で合意をはかることで合意 全電通、社会党をのぞく野党協力議員懇談会を発足させる ITF、アジア・太平洋地域内陸運輸労働者会議（〜二六日・東京） 25 化学エネルギー労協、84賃上げ討論集会（〜二六日・熱海） 26 同盟など行革推進グループ三七団体、84行革推進総決起大会 新聞労連第六二回臨時大会（〜二八日） 27 日教組・民研、〝学校規模と教育活動に関する調査〟結果発表 28 医労協など六団体、医療保険大改悪反対・医療切り捨て阻止緊急総決起集会 29 民放労連第五七回臨時大会（〜三〇日）
	1 労働四団体、全民労協〝労働問題研究委員会報告〟にたいする見解まとめる 統一労組懇最賃闘争全国交流研究集会（〜二日・熱海） 全石油第五三回臨時大会 労働者供給事業関連労組連絡協議会結成 2 労働四団体、来日中の豪ホーク首相と意見交換 3 総評、国鉄分割・民営化反対共闘会議設置決定 4 全農協労連第二一回中央労農研究集会（〜六日・清水） 5 日教組第三三次・日高教第三〇次教育研究集会（〜八日・神戸） 全国出稼者第二〇回大会 6 国民春闘共闘第四回幹事会、四月上旬集中体制確立を決定 自動車総連第二一回自動車問題研究会（〜七日） 全国労組生産性会議中央集会（〜七日） 7 医労協など六団体のよびかけによる健保改悪反対懇談会結成

月	政治・経済の動き	労働組合の動き
	10中職審、雇用保険法改正案要綱につき〝やむなし〟と答申 14公明・民社両党、公民・社民連による国対協議会の設置確認	
20婦人少年問題審議会、公益委員試案公表 22社保審、健保改革案に両論併記の答申 社、公、民、社民連、衆院定数問題で基本方針決定 23雇用開発委員会〝地域における雇用開発の方向について〟発表 衆院政治倫理協議会・自民党〝政党法〟提案		8総評第七〇回臨時大会（～九日） 経済・社会政策研究会、第六回シンポジウム〝逆生産性基準原理〟提唱 9国民春闘共闘第三回総会、八四春闘の進め方決定 中立労連、「労働者派遣事業」の制度化につき労働省に申し入れ 10統一労組懇一九八三年度臨時総会（～一一日） 13同盟・民社党第二回定期協議、自民党との政策協定につき〝対応段階にない〟旨確認 14金属労協、化学エネルギー労協、経済運営・物価対策などにつき政府に申し入れマスコミ・文化共闘、VDT問題で労働省に申し入れ 一般同盟第一九回定期全国大会（～一五日・松山） 15全国金属第五三回臨時大会（～一六日） 紙パ労連第七三回臨時大会（～一六日） 公務員共闘関係議員懇談会発足総会 17総評、東京地評など東京総行動／全国縦断行動はじまる 紙パ労協準備会、共同して紙パ経懇に申し入れ 18労働四団体、全民労協、共産党をのぞく四野党に減税、制度・政策の改善につき申し入れをおこなうことを確認 出版労連第五一回臨時大会 20中立労連、社会党と定期協議、「連絡会」設置確認 21全電通〝電気通信と電々公社改革に関する見解〟発表 公務員共闘第一波連続行動（～二三日） 政労協第五二回臨時大会 全水道第五二回臨時大会 FIET－JLC第二回総会 22統一労組懇第一次統一行動 日教組全国委員長・書記長会議〝教育臨調〟に参加しない旨決定（～二三日）

1984	
2月	24社会党〝解説・新しい社会の創造〟決定 年金制度関係閣僚懇、九五年をメドに年金制度一元化確認 27社会党第四八回定期大会続開大会（～二八日） 23国民春闘共闘第一次統一行動、中央総決起集会 全港湾第四四回臨時大会 全農協労連第四六回臨時大会（～二四日） 24同盟、民社党など〝共産圏の人権弾圧を告発する集い〟 日本＝オーストラリア二国間自動車労組セミナー（～二五日・メルボルン） 郵政産業労働組合第三回臨時本部大会（～二六日） 25統一労組懇婦人連絡会春闘討論集会（～二六日） 第一三回IMFアジア青婦人シンポジウム（～二六日・マレーシア） 26繊維労連第四三回臨時大会（～二七日） 全日本教職員連盟（略称・全日教連）結成大会 27労働四団体、全民労協、社・公・民・社民連各書記長と会談、減税要請 28資源労連第二〇回定例全国大会（～二九日） 29非鉄金属労連第四回臨時大会 全国一般第三六回臨時大会、役員選出
3月	1社、公、民、社民連、政府予算共同修正案を自民党に提出 2日経連「男女雇用平等法」に関する公開質問状を政府に提出 5共産党、機関紙拡大と定着、全国交流集会（～七日） 1国民春闘共闘、健保改悪阻止・年金制度の抜本改善を要求する中央集会 総評、84春闘全国縦断行動はじまる 全民労協、公労協、公務員共闘が初会談 鉄鋼労連第七〇回臨時大会（～二日・川崎） 2労働四団体、全民労協、野党共同修正要求実現緊急集会 日教組、教育「臨調」反対中央行動 3マスコミ・文化共闘、ACTION33IN渋谷 5統一労組懇各自治体部会第一回全国世話人会 6総評、生活と福祉を守る第一次中央行動（～八日） 統一労組懇官公連絡会、官公労働者中央行動 全専売第四〇回臨時大会（～七日） 公務員共闘、人勧凍結などに関する公開質問状を人事院総裁に 自治労第四五回臨時大会（～七日）

年	月	政治・経済の動き	労働組合の動き
1984（昭和59）年	3月	12人事院総裁、公務員共闘の質問状に回答 15政府、教育「臨調」の基本方針決定 16社会党〝いわゆる自民党との『政策協議』について〟発表 26婦人少年問題審議会婦人労働部会、三論併記の報告書をまとめる	7全民労協、人勧・仲裁完全実施を政府に申し入れ TWARO・婦人セミナー（～一二日・バンコック） 8社会党を支持し強める会第四回定期総会 総評〝男女雇用平等法〟シンポジウム 日高教第六〇回特別大会（～九日） 9中央社保協ら、社会保障危機突破中央総決起集会 12総評民間単産会議幹事会、四・一二統一スト確認 ICFTU－ARO、AAFLI、太平洋労組会議（～一六日・ハワイ） 13労働四団体、全民労協、日経連「報告」に反論発表 総評、生活と福祉を守る第二次中央行動（～一五日） 炭労第一〇五回臨時大会（～一四日） 同盟交運協第六回大会 統一労組懇、健保改悪反対で労働四団体に共闘をよびかける 14全民労協代表者決起集会〝闘い抜く〟 国民春闘共闘ら〝日本経済社会の今後を考える〟シンポジウム 全建総連、健保改悪反対国会行動はじまる 15総評、第二〇回内職・パート大会（～一六日） 16国公労連第一八回臨時大会（～一七日） 21労働四団体、最賃の早期改訂を求めて労働省と共同交渉 総評、男女雇用平等の法制化中央行動（～二九日） 公務員共闘、人勧の完全実施を求めてILOに提訴 22総評第四回拡評、四月決戦段階の戦術決定 同盟第二回中闘〝闘争宣言〟発表 基金労組第二二回定期大会 23総評、働く者の生活と権利を守る全国縦断行動中央総行動 労働四団体、全民労協、男女雇用平等法制定要求集会

1984（昭和59）年	
4月	
19三公社四現業の各当局、格差なし有額回答 単純平均ベア一〇六六円	
27統一労組懇第三次中央総決起集会 自治労、日教組、全逓、全電通のよびかけで〝日本の労使関係と労働組合〟シンポジウム 28総評、日教組、国民連合、父母と教職員の対話集会はじまる 29総評、健保・共済・年金国会請願行動はじまる	1労働四団体、全民労協、国民のくらしを守る総決起集会 4労働四団体、人勧・仲裁実施につき政府とトップ交渉、政府、完全実施について誠意をもって取り組むなど三項目の回答 総評全単産代表者会議、人勧・仲裁に関する政府回答を評価、六日のスト中止 交運共闘、国鉄運賃値上げ・地方公共交通廃止反対中央集会 公労協、公務員共闘合同会議、労働四団体と政府との交渉をふまえ、スト中止 5労働四団体、全民労協、男女雇用平等法案で労相に申し入れ 6金属労協第五回中賃闘、昨年実績以上を確保することを確認 9全国港湾、雇用確保要求で東京港をはじめ各港で二四時間スト 11金属労協四単産に回答、電機五・〇%、自動車四・二一～五・〇七%、鉄鋼三・一一%、造船重機三・二四%、回答に〝確認事項に沿うもの〟と確認 全建総連、医療健保改悪反対中央総決起大会 12国民春闘共闘、四・一二総行動、全国金属など一五単産参加 私鉄総連、一万七〇〇〇円プラス生活関連分五〇〇円の回答をうけ、大手組合のスト中止 公労協、全官公、それぞれ労相に一三日以降有額回答をおこなうよう要請 13日教組第五九回臨時大会、教育「臨調」対処方針決定 14統一労組懇、男女平等法を要求する中央総決起集会 19労働四団体、全民労協〝男女雇用機会均等法案（仮称）要綱〟に見解発表 総評、公労協、全官公、当局の有額回答に声明発表 全農林、農業再建運動の前進をめざす研究集会（～二〇日）

年月	政治・経済の動き	労働組合の動き
4月	21公労委、事情聴取はじめる 24公労委、第二回事情聴取はじめる	20統一労組懇、建保改悪反対統一行動 全民労協、84賃金闘争解決促進決起集会 公労協幹事会、二六日までに調停決着に全力をあげることを確認 全電通トップ交渉、当局の「ふさわしい賃金問題」に態度表明、連名で調停申請 24全国港湾、東京など一〇港で無期限スト、二六日スト中止 25労働四団体、全民労協第一回共同集計、三二九六組合、単純平均九〇〇二円(四・八%)アップ 国民春闘共闘、健保・共済・国保改悪阻止総決起集会 〝みんなで教育改革を〟教育臨調に反対する連合会議結成総会 26同盟第六回中闘、八四賃闘、大勢が収束にむかったことを確認 IMF自動車総連世界自動車協議会(～二七日) 27第五五回メーデーを記念する祝賀式典 統一労組懇、第五五回メーデー・スローガン発表 公労協、公労委の調停のあり方について抗議声明
月		
1公労委、調停不調を確認、総会で仲裁移行を決議 11公労委、加重平均八九四三円(四・二六%)の仲裁裁定提示 14労働省、男女雇用機会均等法案を国会に提		1第五五回メーデー、全国一三一四会場に三八〇万人参加、統一メーデー二一都府県でおこなわれる 9労働四団体、全民労協、婦少審答申に問題ありとの声明発表 全銀総連第二八回総会 第七回世界鉄道労組セミナー(～一三日・プラハ) 10ICFTU—ARO第一三回会議、APROと改称(～一二日・ソウル) 電力労連第二回政策シンポジウム(～一一日) 11地銀連ら銀行労働者中央行動 国公労連第二回国立研究機関全国交流集会(～一二日) 12総評、公労協、全官公、公労委の調停につき〝不満〟であるが〝早期完全実施

	1984
6月	5
5国鉄当局、余剰人員対策骨格を各組合に出 6ILO第七〇回総会（～二六日） 7日経連第五八回経営法曹全国大会 8ニュー社会党全国政策研究集会（～九日）	

を求める〃旨の声明をそれぞれ発表
全電通、国民のための情報通信の実現をめざす中央シンポジウム
職場の自由と民主主義を守る全国交流集会（～一三日・湯河原）
14全民労協第七回代表者会議、五九～六〇年度政策・制度要求と提言（案）確認
新聞労連第一五回新聞特別分科会、テーマ：教育の活路を求めて（～一六日）
15同盟第八回執評、84賃闘総括
総評、公労協、全官公、それぞれ官房長官、労相に仲裁裁定完全実施を要請
16総評第五回拡評、方針基調討議
17国民春闘共闘、健保改悪阻止中央総決起集会
統一労組懇、健保改悪反対第二次統一スト
地公労、地方財政自主権確立、健保改悪反対などをかかげ総決起集会
同盟、第二五回全国婦人の集い中央集会（～一八日）
紙パ労協結成準備会、活動方針などまとめる
18全民労協、厚相に健康保険「改正」法案の撤回など要請
19第二九回はたらく婦人の中央集会（～二〇日）
20アパレル関連労連結成大会
22総評、同盟、中立労連、首相にロンドンサミットについて申し入れ
総評、国会会期延長に抗議する中央集会
同盟、地方政策要求検討会はじまる
23統一労組懇第五回全国代表者会議、春闘中間総括
25労働四団体、全民労協第二回共同集計、四一一五組合、三二六万人、単純平均八七四九円四・七％アップ
1総評、原水禁ら反トマホーク抗議行動（～一五日）横須賀集会（三日）
総評、実効ある男女平等法を実現する全国総決起集会
7運輸一般、第八回労使共同セミナー（～八日）
マスコミ・文化共闘〃実効ある男女雇用平等法〃を考える交流集会

年	月	政治・経済の動き	労働組合の動き
1984（昭和59）年	6月	15 公企体夏期手当昨年並み妥結	8 統一労組懇、未組織労働者の組織化交流研究集会（～九日・伊東） 12 国民春闘共闘、健保改悪阻止・社会保障の後退に反対する総行動（～一五日） 国鉄民営・分割反対共闘、公共交通を守る全国大行動・中央集会 13 労働四団体、全民労協〝利子・配当課税に関する見解〟発表 国民春闘共闘、健保改悪阻止のための中央集会 経済・社会政策研究会〝貿易摩擦の背景と対応〟発表 14 統一労組懇、実効ある男女雇用平等法制定で統一行動、健保改悪反対三波スト 教育臨調反対連絡会議、中央大集会 15 全民労協、中央討論集会、政策・制度要求討議 全林野、合理化反対で六九分会、時限スト 18 日教組第六〇回定期大会（～二一日・沖縄那覇） 19 化学エネルギー労協、第七回総合シンポジウム（～二〇日・熱海） 教育臨調に反対する連絡会議、教育を国民の手に中央集会 20 商業労連第一三回定期大会（～二一日） 労働四団体、全民労協、四野党に男女雇用機会均等法案の共同修正案作成を要請 24 総評ら反トマホーク中央集会 26 国民春闘共闘第四回総会、84春闘総括 公務員共闘、七％以上の要求を政府に提出 28 IMF、アジア造船セミナー（～三〇日・韓国） 29 民放労連、報道フォーラム（～七月一日）

序章

国際・国内情勢と労働問題の焦点

1　国際情勢の特徴

米ソ対立の激化　八三年後半から八四年前半にかけての国際情勢は、さまざまな事件の発生を通じて米ソ両大国の対立を激化させる状況となっている。すなわち、八三年九月のソ連空軍による韓国民間航空機の撃墜、一〇月のランゲーン爆弾テロ事件及びアメリカ軍のグレナダ侵攻、一二月における米ソ中距離核戦力（INF）削減交渉、戦略兵器削減交渉（START）の中断、八四年五月におけるソ連のロスアンゼルス五輪ボイコットなどがその主なものである。

これらの事件のなかで国際情勢に深刻な影響を与えたのは八三年一〇月二五日に、米軍とカリブ海域六カ国の軍隊がグレナダに侵攻した問題である。グレナダにおいてはビショップ前首相の殺害と、クーデターが発生したが、アメリカは在グレナダの米国人約一〇〇〇人の救出、クーデター後の混乱の抑制、法と秩序の回復などを侵攻の理由にあげている。しかし、この侵攻は、現地政府から介入の要請があったわけではなく、東カリブ海諸国機構（OECS）の要請があったとはいうものの、アメリカは同機構とは何らの軍事条約を結んでいないから、その根拠はきわめて曖昧であった。一一月二日の国連総会は、侵攻を国際法にたいする違反であるとして武力介入の即時停止と全外国軍隊の即時撤退を求める決議を、賛成一〇八、反対九、棄権二七で採択した。ちなみに、日本はイギリスや西ドイツとともに棄権にまわっている。グレナダ侵攻にたいしては国際的非難が高まったばかりでなく、アメリカがソ連のアフガン侵攻を批判した根拠をも失わせるものであったといってよいが、しかし、国内的にはレーガン支持率を高める効果をもったことも否定することはできない。

つぎに国際情勢に強い影響を与えたのは、軍縮交渉の中断である。これは「強いアメリカ」をめざすレーガン大統領の対ソ強硬論にもとづいて西欧諸国がパーシングⅡなどの中距離ミサイルの欧州配備を開始することによってもたらさ

れたものであった。西欧諸国のこのような動きは、ソ連がSS20核ミサイルを東ヨーロッパに配置したためと説明されており、アメリカとソ連がそれぞれ力の立場に固執していることによる悪循環を示すものといってよい。

ソ連のSS20ミサイルは、三〇〇〇マイル以内の目標を永年不毛の土地に化する破壊しつくし、したがって全西欧ことが可能といわれている。一方、アメリカのパーシングⅡミサイルは非常は精度が高く、時速五〇〇マイルのスピードで目標を破壊する。ソ連の戦略地点を破壊する間の時間は八分か一〇分しかかからないとされる。両陣営の中距離ミサイル配備は、核戦争の危険性を確実に高める結果をもたらしたといってよいのである。

以上のような米ソ対立の激化のもとにおいて、西欧・東欧のそれぞれにおいて自主外交の動きがあることも見のがすことはできない。八三年夏、西ドイツのコール首相が訪ソした後、八四年二月にはイギリスのサッチャー首相がハンガリーを訪れ、さらにモスクワにおけるアンドロポフ前書記長の葬儀に出席した。ついで六月にはフランスのミッテラン大統領が訪ソし、ソ連のチェルネンコ書記長にたいして、SS20ミサイルの撤去を要求し、また流刑先のゴーリキー市で夫人の出国を求めてハンストに入っていると伝えられるサハロフ博士の健康への懸念を表明した。西欧諸国の首相、大統領のこれらの動きは、ソ連にたいして力の外交でおしまくるアメリカとはちがって、平和共存を求める独自の姿勢が示されている。

他方、東欧諸国においても、ソ連とはちがった独自の動きがみられる。たとえば、ハンガリーは西欧諸国との経済自由化を進める政策をとり、東ドイツは西ドイツからの金融・貿易面の援助を要求している。さらにルーマニアは、ソ連がボイコットしたロスアンゼルスオリンピックに参加する意向を示し、核ミサイル問題についても東西双方にたいする批判を明らかにしている。ポーランドも、西側への累積債務を返済するため、西側との貿易を熱望するにいたった。このような東欧諸国の動向は、まさに西欧諸国の動向に呼応する性格のものであり、そのような圧力があったからこそ、ソ連とアメリカの軍縮交渉再開へのステップがふまれつつあるといってよいであろう。

世界経済の動向　八三年に入ってから回復過程に転じたアメリカの景気は、八四年に入ってからもますます堅調を示した。すなわち、八四年第一四半期の実質成長率は年率九・七％という高率を記録し、また第二四半期も五・七％の高水準となっている。このような景気回復を支えた要因は、住宅と個人消費であったが、八四年になってからもこれらの要因はひきつづき大きな役割を果たしているばかりでなく、さらに設備投資も八三年第二四半期以降プラスに転じ、景気の持続的回復を予想させる要因となっている。業種別にみて設備投資が最も伸びたのは自動車産業であり、ついで電機産業となっている。このように設備投資が増加した理由は、新工場・設備への需要を強力に生み出す製造工業設備稼働率が急速に上昇していることにある。

しかし、設備投資が増大すれば、そのための資金需要も増大し、それが政府の膨大な公債発行と競合することによって高金利を維持する要因になる。かくしてアメリカの諸銀行を通じて海外から高金利を求める資金が大量に流入し、その結果、ドル高が生み出される。ドル高は、アメリカの輸出競争力を弱めるから、輸出より輸入が大幅に上回らざるを得ない。たとえば、八四年第一四半期（一月～三月期）においては、輸出が三三億ドル（二・三％）伸びたのにたいして、輸入は一二六億ドル（三九・六％）も増加している。このような輸入は、ドル高のため安い国外の商品を入れることを意味するからアメリカの物価安定に寄与し、また、レーガンの減税政策による個人消費の増加を膨大な輸入超過でまかなっていることになる。この輸入の代金は、結局のところ国外からの借金で支払っているのであるから、アメリカ経済の景気回復は、信用膨張のうえに築きあげられているといってよいであろう。

アメリカ経済における大きな問題点は、なんといっても財政赤字である。八三年会計年度（八二年一〇月～八三年九月）の財政赤字は一九五四億ドル、八四年度は一七四三億ドルとなっており、景気が急テンポで拡大するとクラウディング・アウト（金融市場における政府と民間の資金需要の衝突）の可能性がないとはいえない。もっとも金利は低下傾向を示し、とくにプライムレートは一時一〇・五％まで下がった（現在は一二％台）。しかし、実質金利は依然として

高く、この点がアメリカの景気回復の波及効果にたいする限界になると同時に、西側先進工業国が金融緩和によって景気回復を促進することを困難にしているといってよい。

財政赤字の原因は、不況による歳出増（失業保険の給付増など）と歳入減による赤字増大を除けば、あきらかに国防費の増加にあった。フェルドシュタイン大統領経済諮問委員長の言明によれば、国防費のGNP比は、八〇年の五・三%が八三年には六・二%になり、八八年には七・七%になると見通されている。同委員長は大きな政府になったのは、財政赤字増大にともなう利払いの増加と国防費増加のためだとして、財政赤字縮小のため、国防費の抑制を主張した。しかしレーガン大統領は、国防費削減を主張する者は、国家防衛がひとえに連邦政府の責任であることを無視しているとしてこの主張をしりぞけ、前年度より一四・五%増（実質九・三%増）の巨額な国防予算二七二〇億ドルを提案した。

国防費の増額にもとづく財政赤字にともなう実質高金利が生み出すドル高は、五八年における貿易赤字六九四億ドルの主要原因となっており、この赤字はさらに増加することが予想されている。

アメリカの急速な景気回復にひっぱられる形でヨーロッパの景気も緩慢ながら明るさが広がりつつある。西ドイツ、イギリス、フランス、イタリアの実質成長率は、八四年において一%台の伸びが見こまれている。もっともヨーロッパ各国は輸出競争力が弱体で、鉄鋼、造船、石油化学などの構造不況業種が整理の過程にあるため、設備投資の復活を期待することはできない。したがって景気回復を支える要因は、対米輸出とEC域内貿易の回復、個人消費と住宅建設などである。立ち直りが比較的早いのはドイツとイギリスであるが、フランスとイタリアは回復が遅れている。八四年の実質経済成長率は八四年がフランス、プラス〇・二%、イタリア、プラス一%程度と見込まれている。

西ドイツの景気回復を支えたのは、住宅着工の漸増と、自動車や化学における生産の回復である。イギリスは、内需、輸出とも漸増傾向で、生産は緩やかな回復をたどっている。しかしEC（欧州共同体）の実質経済成長率は、EC本部の推定によれば、八三年の〇・五%から一%に伸びるにすぎず、この程度の回復では、高い失業率の解消はむずか

しいといってよい。OECDの推計によれば、西ドイツの失業率は、八三年の八・五%が八四年の九・二五%に、イギリスの失業率は八三年の一一・五%が八四年の一一・五%に、フランスの失業率は八三年の八・五%が八四年の九・二五%になると予想されている。

2　国内情勢の特徴

国内政治の動向　八三年一〇月一二日、東京地裁はロッキード事件に判決を下したが、田中角栄被告は、懲役五年の実刑判決となった。これを受けて全野党は一致して田中辞職勧告決議案を提出し、その取り扱いをめぐって与野党が紛糾し、審議中断という事態を招く結果になった。かくして中曽根首相は衆議院を解散し、総選挙がおこなわれることになった。

総選挙に先立って一一月九日からアメリカのレーガン大統領が日本を訪れたが、日米双方とも選挙がらみであったため、首脳会談は、政治的演出という色彩を帯びざるをえなかった。国会での大統領演説や、日の出山荘における水入らずの首脳会議などがそのことを示している。この会談の基調となったスローガンは、「アジア・太平洋時代」というものであり、アジア太平洋地域には、経済的利害ばかりでなく、ソ連、北朝鮮などの脅威をよく認識し、安全保障の面でも共通の認識をもった共同体ができ上がりつつあるとするものであった。このような考え方にもとづいて中曽根首相は、新聞発表で「わが国の防衛力整備については八一年の日米共同声明にうたわれているとおり、一層の努力を行う」と軍事力増強を改めて公約した。また、レーガン大統領は一二日から韓国を訪れ、米韓安保の強化を確認した。かくして対ソ包囲網の中軸となる日米韓三角安保体制の強化が図られることになった。この会談においては、経済ももう一つの主題であった。対米自動車輸出規制問題は、規制延長のかたちで決着をつけ、さらに円・ドル委員会、投資委員会の

設置で合意をみた。しかしこれによって日米経済摩擦は解決の目途がついたわけではなく、先送りのかたちとなった。

一二月一八日の投票の結果は、自民党が二五〇議席の獲得にとどまり、過半数を割る事態となったが、それにたいして社会党は一一二（五議席増）、公明党五八（二五議席増）、民社党三八（六議席増）となり、共産党二六（三議席減）、新自由クラブ八（四議席減）、社民連三（現状維持）となった。このような自民党の敗北は、六〇年代におけるような保守党にたいする固い支持がどちらかといえば保守党を支持するというやわらかいものに変わり、ロッキード判決などによる保守党への離反が棄権というかたちであらわれたためである。

このような現状のもとで自民党は、無所属保守系の当選者を入党させて過半数を確保すると同時に、新自由クラブとの連立内閣をつくり、安定した与党勢力の維持に成功した。

このように総選挙の結果は、政治状況の大きな変化を生み出さなかったが、しかし中曽根首相の政治路線には多少の変化があらわれた。すなわち、中曽根氏が首相に就任した直後における「日本を不沈空母にする」といった発言にみられるような外交、軍事に力点をおいた政治姿勢から、行政改革、教育改革などの内政中心の政治姿勢にきりかえざるをえなかったといってよい。すなわち首相は、まず「田中角栄の影響力を排除する」旨の総裁声明を出し、行政改革を最重点政策にすると言明し、臨調答申にもとづく行革関連法案を国会に提出した。

さらに教育問題をとり上げ、教育臨調を設置する法案を提出した。この法案は「教育基本法の精神にのっとり社会の変化、文化の発展に対応する教育の改革、実現を図る」（第一条）ため、首相の諮問機関として総理府に三年間の時限付きで審議会をおくことになった。この会については、一、首相が文相の意見を聞いて任命する二五人以内の委員で構成する、二、委員のほか、専門事項を調査、審議する専門委員を置くなどを規定している。

九月五日には、臨時教育審議会（会長・岡本道雄前京大学長）の初会合がひらかれ、さらに首相の私的勉強会と称する「経済政策研究会」（座長・牧野昇三菱総研会長）の討議も開始された。国会においては、電電公社の民営化につい

ての法案をのぞいて行革関連法案がほぼ議決され、もっとも論議を呼んだ健保改正案も成立した。また、外交面で首相は中国訪問につづいてパキスタン、インドを歴訪し、六月のロンドン・サミットも無難にこなしてイメージアップを図った。このような内政・外交の展開を通じて、各種世論調査では内閣支持率は、上昇の傾向を示している。

国内経済の動向　わが国の経済は、八三年三月以降景気回復の軌道にのった。経済企画庁の国民所得統計によると、前期比の実質経済成長率は、八三年一三月期が〇・二%、四～六月期が一・一%、七～九年期が一・五%であり、期を追うごとに成長率が高くなっている。七～九月期の実質成長率一・五%（年率換算六・二%）の内訳をみると、個人消費などの内需が〇・九%、輸出から輸入を差し引いた外需が〇・七%となっており、八二年一〇～一二月期以来三四半期ぶりに内需が外需を上回った。内需のなかで好調なのは民間の企業設備投資で、四～六月には前期比〇・九%増であったが、その後生産活動が一段と活発になったため四一・七%増と大幅に伸びている。

このことは、わが国の景気回復が最初はアメリカの好況にもとづく輸出の増加に主導されたものであったが、従来遅れていた設備投資にも動意が見られるようになったことを意味する。すなわち、輸出やオフィス・ファクトリーオートメーション関連の一般機械、電気機械などの設備投資にはじまり、収益低迷などから遅れていた素材産業部門でも設備投資がおこなわれるようになった。さらに、中堅の製造業を中心とした中小企業の設備投資も動意を見せはじめている。

八三年までの不況期には低迷していた素材産業部門が好調になった理由としては、つぎのような要因をあげることができる。八三年三月にOPEC（石油輸出国機構）は、原油価格をバーレル当たり五ドル引き下げたが、このことは日本経済に一兆五〇〇〇億円の支払い軽減をもたらした。石油消費の七〇%が産業用であるから、産業界の石油安によるメリットは約一兆円となり、これは主要法人の経常利益の六・四%にあたる。いってみれば原油の五ドル値下げは企業収益面で年ベース六・四%の増益になる。石油値下げの利益を強く受けたのが電力産業であり、ついで繊維、紙パ、化学など石油依存度の高い産業であった。

つぎに民間消費支出（個人消費）も前期比〇・九％増と、四～六月期の前期比〇・二％の伸びを大きく上回った。個人消費はゆるやかな回復基調にあるとみてよい。民間住宅建設は一～三月期、四～六月期と続けて前期比マイナスであったが、七～九月期は三四半期ぶりに三・四％増となった。しかし、四～六月期に成長押し上げ要因であった民間在庫品増加は、七～九月期は前期に比べて大きく減少している。

外需では、輸出が前期比五・〇％と高い伸びを示したのにたいして輸入は国内景気が上向いたことを反映して前期比二・五％と上昇したものの、輸出の伸びがそれ以上だったため、経常海外余剰は九・四％と増加した。輸出の中身を八三年一一月についてみると、アメリカ向け（前年同月比四七・五％増）、ＥＣ向け（同三一・一％増）、中国向け（同七七・九％増）などを中心に大幅に増加した。これを品目別にみると、半導体等電子部品（同六五・七％増）、ＶＴＲ（同五三・三％増）、自動車（同一八・一％）増などが伸び、また鉄鋼も前年同月比九・九％増とようやく増勢に転じた。

景気は、八四年に入ってからも着実に上昇し、生産は電気機械を中心に好調で、鉱工業生産は二月から八月まで七カ月連続して前年同月比二ケタ上昇を記録した。輸出も前年同月比二ケタ台（ドルベース）の伸びを続け、設備投資も経済企画庁の法人企業動向調査によると、七～九月期は全産業で前年同期比四・四％増となっている。また個人消費も、全国百貨店販売額が増加していることにみられるように、かなり底堅い動きをみせている。

このような景気を支えているのは、先端技術産業であり、半導体の品不足解消と市場占有率拡大のため設備投資はますます増大している。また、素材産業部門でも、たとえば鉄鋼では粗鋼生産高が八四年四～六月期から二期連続して二六〇〇万トン台に乗せた。紙パ業界においても久し振りに大型投資が活発化している。

しかし、このような景気回復にも先行きについては不安材料があることも否定することはできない。まずアメリカの景気は、米商務省によると第二四半期（四～六月）の実質経済成長率の前期比年率七・一％が、第三四半期（七～九月）は同三・六％と約半分に減速する見込みとされている。このようにアメリカの景気回復が鈍化すれば、必然的にわ

が国の輸出も停滞せざるをえなくなり、さらにそれは設備投資に影響せざるをえない。なぜならば最近においては設備投資増加率に占める外需依存度が高く、したがって輸出の鈍化は、当然設備投資を低下させることになるからである。また、アメリカのドルの下落や、大統領選挙後の財政赤字の削減が、世界経済に影響を与える可能性は大きく、したがって日本経済の景気回復がいつまで続くかの判断は、かなりむずかしい問題だといってよいであろう。

3　雇用・賃金の動向と労働政策

雇用の動向　八三年における調査産業計の雇用の動向を常用雇用指数（八〇年平均一〇〇）によってみると、一〇三・四で、前年比〇・三ポイント（八二年一・二％増）となった。八二年に比べて雇用の増加は鈍化している。産業別に雇用の動きをみると、サービス業（一・九ポイント増）、御売・小売業（一・三ポイント増）だけが増加しており、鉱業（三・七ポイント減）、建設費（〇・七ポイント減）、製造業（〇・一ポイント減）、金融・保険業（〇・五ポイント減）、不動産業（〇・五ポイント減）、運輸・通信業（一・五ポイント減）と軒なみ減少している。

製造業中分類で雇用の動きをみると、食料品、たばこ（二・一ポイント増）、パルプ・紙（〇・一ポイント増）、出版印刷（〇・九ポイント増）、電気機器（二・五ポイント増）、輸送用機器（〇・一ポイント増）、精密機器（一・九ポイント増）では増加したが、繊維（二・四ポイント減）、衣服（二・五ポイント減）、木材（六・二ポイント減）、家具（一・六ポイント減）、化学（一・四ポイント減）、ゴム（一・二ポイント減）、窯業（二・九ポイント減）、鉄鋼（二・八ポイント減）、非鉄金属（〇・九ポイント減）、金属製品（〇・七ポイント減）、一般機械（〇・六ポイント減）、となっており、木材、鉄鋼、衣服などの減少が目立っている。

以上のように常用雇用指数の伸びが鈍化し、他方において労働力供給が増加したため、完全失業者は一五六万（前年

一三六万）、完全失業率は二・六％となった。このような完全失業率は一九七〇年以降における最高であるが、これにはつぎのような構造的要因がふくまれていることも否定することができない。第一に、女性の就業希望者が増加しているが、女性には離転職をくりかえす者が多いので失業率を高める方向に作用すること、第二に、高齢化が進展し、六〇歳以上の高齢者も働くことを希望する者が増加しているが、しかし高齢者には就職先がなく失業せざるをえないこと、第三に、若年労働者の転職率が高くなり、再就職するまでは失業者としてあらわれる。

つぎに労働力の需給状況をみると、求人は八～九月は輸出関連の電気機械、輸送用機器、精密機械などで増加したが、一〇～一一月になると繊維、鉄鋼、非鉄金属、化学、紙・パルプなどにおいても求人の増加が波及してきた。有効求人数は一〇六万八〇〇〇人（前年より一万三〇〇〇人増）となっている。他方、有効求職者数も一七九万一〇〇〇人（同六万一〇〇〇人増）となったので、有効求人倍率は、〇・六〇倍（前年〇・六一倍）となっている。さらに労働異動率の側面から労働力需給をみると、調査産業計の入職率は五八年平均で一・六％であり、また離職率も一・六％である。

雇用保険受給者人員は、八六万五〇〇〇人で前年より五万四〇〇〇人増加し、基本手当受給率も三・二％（前年三・一％）とわずかに増加している。景気の回復にもかかわらず、雇用情勢の好転は必ずしも顕著でないといってよい。

賃金と労働時間　八三年の名目賃金の上昇率は現金給与総額によってみると、調査産業計で三・五％、製造業で三・九％であり、両者とも前年の上昇率を下回っている。このように名目賃金の上昇率が前年にひきつづいて停滞しているのは、前述のように景気回復にもかかわらず雇用情勢の好転にまでは波及せず、八三年の有効求人倍率が〇・六〇倍にとどまっていること、さらには消費者物価の上昇率が一・九％と低いことなどにもとづくものである。

八三年平均の実質賃金は、調査産業計で一・六％、製造業で二・〇％の上昇となった。前年は、それぞれ一・七％、二・一％の増であったからほとんど変わりがなく、景気回復にもかかわらず賃金の上昇はゆるやかであった。産業別賃金格差をみると、鉱業、建設業、金融保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業のいずれも

製造業の賃金を上回っており、御売・小売業だけが製造業を下回っている。しかし建設業、不動産業、電気・ガス・水道業、サービス業は前年にくらべて指数が低下しており、全体として格差が縮小する傾向がみられる。

七〇年以降、企業規模別の賃金格差は、一貫して拡大しつづけていたが、八三年においてやや足ぶみ状態となっている。また、地域別賃金格差も、東京とその他の地域の格差は拡大している。賃金がもっとも低い地域は秋田で、ついで青森、鹿児島の順となっている。企業内賃金構造をみると、ホワイトカラーとブルーカラーの賃金格差は、製造業で大きくなっている。年齢別賃金格差を、五八年「賃金構造基本統計調査」によってみると、すべての男子労働者の平均では、二〇～二四歳を一〇〇として四五～四九歳二〇一（前年一九八）である。労働者の種類別にみると、生産労働者は四〇代前半までは年齢とともに格差も高まり、四〇～四四歳では一七二となっており、管理・事務・技術労働者では、ピーク年齢の五〇～五四歳では二四八となっている。これを学歴別にみると、高卒・大卒で二四四・三〇八であり、学歴によって上昇傾向にかなりの差がみられる。

以上の年齢別賃金格差は、雑多な労働者をふくめた平均賃金の統計にもとづくものであり、この数字で、わが国の制度としての年功賃金を論ずるのは必ずしも適当でない。そこで学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に勤務している標準労働者の年齢別賃金格差を労働者の種類別にみると、二〇～二四歳の賃金を一〇〇として、賃金の最も高い五〇～五四歳では、生産労働者の中卒が二〇三、管理・事務・技術労働者の高卒二八六、同大卒三三九となっている。標準労働者の場合は、ブルーカラーもホワイトカラーも賃金の最高が五〇～五四歳であることに注意すべきで、年功賃金は明確に存在しつづけているといってよい。

なお、年功賃金に関連して、いわゆる定期昇給制度が問題になるが、労働省の五七年「賃金制度調査」によれば、定期昇給制度のある企業の割合は、八六・九％となっている。ということは、年功賃金が大企業、中小企業をとわず広く普及していることを物語るものである。しかし、定期昇給の中身をみると、企業によってその内容はまちまちである。

すなわち定期昇給には、年齢、勤続の増加にもとづいて昇給するいわゆる普通昇給と、昇進あるいは昇格にもとづいて昇給する昇進・昇格昇給の二種類がある。全従業員に適用されるのは前者だけであるから、定期昇給は前者にのみ限定さるべきであるにかかわらず、昇進・昇格昇給を定期昇給のなかにふくめる企業は、労務行政研究所の調査では六〇・五％に達している。したがって、賃上げを、ベアプラス定昇で表示するとしても、昇進・昇格昇給を定期昇給にふくめている企業は賃上げを過大にあらわすことになるといってよい。

所定内賃金に占める基本給および諸手当の割合は、基本給が八二・七％で、諸手当が一七・三％となっている。基本給について単一型体系をとっている企業は七九・九％、併存型体系をとっている企業は二〇・一％であり、併存型体系がやや増加している。

八三年の臨時給与は、調査産業計で年計の支給率が四・一一ヵ月であり、前年の四・一七ヵ月を下回った。対前年の増加率は二・〇％で、前年の二・五％を下回っている。

八三年の平均総実労働時間は、一七四・八時間で、前年の一七四・七時間にくらべて〇・一時間の微増、製造業では一七八時間で前年の一七七時間にくらべて一時間の増加となっている。所定内労働時間は、一六一・四時間（調査産業計）で横ばいであるが、所定外労働時間は、調査産業計で一三・四時間、製造業で一六・二時間で、前年より増加している。また、なんらかのかたちで週休二日制を採用している企業は、規模計で五〇％に達した。これを形態別にみると、完全週休二日制が六・二％、月三回四・二％、隔週八・四％、月二回一三・〇％、月一回一八・七％となっている。

政府の労働政策　八三年における政府の労働政策は、前年同様雇用政策を中心にしており、その重点は高齢者対策と身心障害者対策にむけられている。定年延長と高齢者雇用については、前年に引き続いて一歩前進がみられた。しかしそれはもっぱら大企業を中心としたものであり、中小企業では改善が停滞している。身心障害者の雇用状況は、全体として停滞的に推移している。

七月一日からは「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」が施行された。同法施行時における特定不況地域指定対象業種は約三五業種、特定不況地域指定対象地域は、公共職業安定所の管轄区域数で約四〇箇所に及んでいる。さらに一〇月一四日、政府は八三年から九〇年までの八年間を対象期間とする「第五次雇用政策基本計画」を閣議決定した。この計画では、雇用対策の基本的課題については、今後に予想される急速な高齢化、女子労働者の増大、産業構造の転換等に対応するため労働力需給のミスマッチの解消を図ることにあるとし、九〇年の目標雇用水準を完全失業率二%程度においている。

高齢化問題については、六〇歳台前半雇用対策研究会が八月に六〇歳台前半層についての中間報告をおこなった。また五月には、「男女雇用機会均等法」が国会に上程された。法案要綱の諮問を受けた婦人少年問題審議会の審議においては、労働側と使用者側の意見が鋭く対立し、募集、採用、昇進、配置等については努力義務に、教育訓練、福利施設については強行規定とすることで法案がまとめられた。なおこの法案は、八三年の特別国会では継続審議となった。

4　労働運動の特徴

八四年春闘の背景　八四年の春闘は、八三年三月以降における日本経済の景気回復がようやく定着しようとしている時期に展開された。八三年九月期は、大幅な増益となり、八四年三月期においても増益傾向は継続したから、企業の支払能力はかなり改善されたとみてよい。しかし、景気回復が必ずしも雇用改善に結びつかず、有効求人倍率も八三年春闘の時期と同様に〇・六倍台にとどまったこと、さらに消費者物価の上昇率も二%を割る状態になったことなどによって賃金の引き上げにとっては必ずしも有利な条件であったとはいえず、また、経営者側は景気の先行きについて確固とした見通しをもち得なかったこともあってかなりきびしい姿勢で賃上げにのぞむことになった。

春闘の要求と前段闘争　労働四団体、全民労協、金属労働、化学エネルギー労協は、八三年一一月一日の議長・会長会議で、労働四団体、全民労協五団体を正式メンバーとして、「八四賃金闘争連絡会」を発足させた。この会議において賃上げ要求についてつぎのような決定をおこなった。一、八三年度消費者物価の平均上昇率は、二％程度と見込まれ、アルファは四％以上とし、したがって要求の目途を六％以上とする。定昇の扱いは各団体、産別の自主決定にゆだねる。二、三五歳高卒一七年標準労働者の到達目標を二三万二〇〇〇円、一八歳高卒初任給基準を一〇万七〇〇〇円とする。

さらに春闘共闘会議は、「賃上げ要求基準は六％以上とし、妥当な要求率、額を各団体、産別で決める、その際定昇分は独自に確保する」旨を決定、総評は賃上げ要求について「一八、〇〇〇円を中心に率では定昇別七％以上」を決定した。同盟も賃上げ要求基準を「六％基準、一二、〇〇〇円とする。定昇を基準の中に含めるかどうかは各産別の自主的決定に委ねる」旨決定した。

このような要求にたいして日経連は、「労働問題研究委員会報告」において「賃上げは定昇程度とすべきだ」と述べ、ベースアップの抑制を主張した。また、賃金決定にあたっては前年同様「生産性基準原理」にもとづくことを主張している。この原理は、実質経済成長率から雇用増加率を差し引いたものの枠内で賃金決定をおこなうというものであるから、八四年度の推定成長率約三％から雇用増加率一％を差し引くと、二％ということになり、それはちょうど定期昇給の比率とほぼ等しいという論理である。いずれにせよ八四年春闘は二％と六％のつなひきというかたちになった。

春闘の前段闘争として労働四団体は、まず八四年一月一二日に中曽根総理との会見をおこない、「経済運営の基本姿勢として四％台成長の実現、予算編成の重点として、一兆四〇〇〇億円減税の完全実施、健保改悪反対」などを要請した。二月二七日に労働四団体と全民労協は、社会、公明、民社、社民連の四野党書記長・国対委員長らと会談し、一、一兆四〇〇〇億円減税の完全実施と見返り大衆増税阻止、二、健保改悪案の撤回を中心に政府予算案にたいする共同修正案を提案するよう要請し、これを受けて野党側はできるだけ早く共同修正案をまとめ政府に申し入れることで合意した。

減税問題については労働四団体等の要請を受けるなかで与野党の折衝が続けられ、三月八日の国対委員長会談で自民党から給与所得の最低控除額を二万円引き上げる旨の回答があり、一応の決着がつけられることになった。

公務員共闘は、八四年人事院勧告が六・四七%の勧告にたいして二・〇三%に削減して実施されたことにたいして、人勧の完全実施を求めて二月二一日～二三日にかけて国会要請行動の第一波を実施した。また、総評の黒川議長等の代表は二月二九日に藤波官房長官らと会見し、人勧の完全実施を要請、三月七日には全民労協の堅山議長らが官房長官と会見して同趣旨の申し入れをおこなった。四月四日、官房長官は、「人勧、仲裁制度を維持、尊重するとの基本姿勢を堅持する」と回答し、労組側はこれを「一歩前進」と評価することによって、四月六日に予定された官公労のストを中止することになった。

春闘の経過　春闘は三月下旬から本格的に開始され、いわゆる先行組合であるマスコミ、出版、繊維、サービス、金属等に回答が提示された。回答妥結状況については、春闘共闘会議が二〇三組合単純平均一万二六六〇円、五・三%、同盟が三七二組合単純平均九〇九五円、五・三一%と発表した。これは前年に比べて額、率で若干上回る程度である。

春闘のヤマ場となったのは、金属労協の集中決戦である。鉄鋼、自動車、電機、造船の各単産毎に団体交渉がくりひろげられて集中回答指定日の四月一一日に、鉄鋼大手五組合に三五歳勤続一五年の標準労働者で定昇込み六九〇〇円、三・一一%（前年六八〇〇円、三・一四%）の回答が提示され、造船大手七組合に定昇込み七〇〇〇円、三・二一%（同六八〇〇円、三・二二%）、他に退職金四〇万円増、電機一三組合に八七八四～一万二五九円、各五・〇%、他に週休二日制での前進回答、自動車九組合に七八〇〇～一万三〇〇円、四・二一～五・四三%と、前年とほぼ同様の二極回答が提示された。この回答にたいし、四単産とも一発回答で解決し、それにともなって他の民間主要組合にも回答が提示され、逐次解決にむかった。

例年注目をあびる私鉄総連は、四月一二日の大手組合二四時間ストを背景に交渉を進めた結果、一二日未明に賃上げ

一万七〇〇円（四・七七％）プラス生活関連手当五〇〇円、年間臨給昨年同月数（集団交渉八組合で五・二七ヵ月）の回答が提示され、組合はこれを受諾した。

公労協の闘争　公企体各当局は、四月一九日、関係組合にたいして〇・五％相当額の有額回答（定昇込みで二・八％）をおこなった。各組合は、この回答を不満として二〇～二一日に公労委に調停申請をおこなった。公労委は直ちに調停作業を進め、四月二七日夕方定昇込み四・二六％の解決案の骨格を示したが、労使の不満が強く難航し、調停作業は一時中断した。その後公労委は、五月一日に調停作業を再開したが、「調停不調」を確認し、引き続いて開催した定例総会で「仲裁移行」を決議した。仲裁委員会は、五月一二日に「加重平均四、〇八五円一・九五％、定昇込み八、九四三円四・二六％」の仲裁裁定をおこなった。政府は五月二一日の公企体等給与関係閣僚会議で、「すべての公企体等を一括して国会に付議する」ことを決め、同日の閣議で正式に決定し、国会に付議された。

八四年春闘の特徴　八三年春闘が史上最低の賃上げ率（四・四〇％）に終わったため、昨春闘後組合内部においては、「春闘再構築」論がさかんに展開された。私鉄総連は、鉄鋼依存体制からの脱却、全民労協基軸の再構築を提唱したが、これにたいして鉄鋼労連からは、「料金認可制の私鉄が前に出れば所得政策の導入につながる」などの反論が出された。総評は官民一体闘争の構築をめざして取り組んだが、私鉄経営者から、「公益産業であり、相場を決定する立場にない」という見解も出されたこともあり、私鉄総連はその方針を変更せざるをえなくなった。結局のところ従来のパターンである金属労協主導下の賃金決定におちつくことになったといってよい。

八四年春闘においては、日経連が賃上げを定期昇給程度におさえるべきだと主張したことから、定昇問題をめぐる労使の論争が活発化した。労働組合側の主張は、定昇とベアとは区別すべきこと、定昇は単に年功賃金を維持するものにすぎないこと、定昇はベアとはちがって原資の持ち出しがないことなどを主張したのにたいして、経営側は、定昇といえども原資の持ち出しがあり、その点ではベアと変わりがないことなどを反論した。労使の議論は結局すれちがいに終

わり、双方が主張するだけに終わっている。問題点としては、前にものべたように昇進・昇格昇給を定期昇給のなかにふくめている企業が多いので、それをふくめない企業とのあいだで賃上げの中身に大きな違いが生まれていることをあげることができる。

八四春闘においても相場に決定的な影響を与えたのは金属労協であり、そのなかにおいても鉄鋼回答の比重は、従来同様きわめて大きいものがあった。しかし、金属労協の四つの単産のなかで自動車と電機は好況産業であり、造船はや や好転、鉄鋼は依然として不振という状況のもとで回答が二極化することは当初から予想されていた。前年に比べて賃上げの格差は三一〇〇円から三四〇〇円に拡大をみている。

八四春闘は、典型的な短期集中決着であり、金属労協に回答のあった四月一一日から一三日までのあいだに食品、紙パ、電線、電力、石油、ガス、ゼンセン等主要民間組合の多くが回答日を設定した。しかも、そのほとんどの組合がストに入ることなく解決したことが大きな特徴として指摘できる。

公労協の闘争における特徴は、第一に従来は別々に公労委に対応していた公労協と全官公が、公労委対策について非公式に共同歩調をとる旨合意し、調停の場では公労協系と全官公系労働者委員が初めて同席で公益側に対応した。

調停作業において問題になった点は、いわゆる民賃準拠の手法が従来と異なっているのではないかという点であった。組合側は、従来の民賃準拠が一〇〇〇人以上の大企業の賃上げ率に準拠していたはずであると主張し、八三年、八四年の調停は大企業の賃上げ率をかなり下回っているから政治的に減算したのではないかと指摘した。これにたいして公労委は、民賃準拠の原則は、本来一〇〇人以上の民間企業の賃金と公企体労働者の賃金をラスパイレス方式で比較することであり、春闘時には統計が未発表のためその推計が間に合わないのでやむをえず大企業の賃上げ率を参考にせざるをえないが、その場合中小企業の賃上げ動向や国家公務員の賃金なども考慮せざるをえないので大企業の賃上げ率は、総合判断のための一つの資料であると主張している。

特集

労働者派遣事業の拡大と制度化

はじめに

一九八四年一月二六日、労働者派遣事業問題調査会は八〇年五月以来すすめてきた検討をまとめ（この間、二年半にわたる検討中断期間があった）、「労働者派遣事業」につき「労働者保護の観点から早急に必要な規制措置を講じた上で……認めていくべきである」との「報告書」を職業安定局長に提出した。

この調査会の報告を受けて、職業安定局長は、八四年二月、中央職業安定審議会に「労働者派遣事業」に関する立法化につき諮問し、中央職業安定審議会労働者派遣事業問題小委員会の手でその立法化作業がすすめられている。

こうした状況をふまえ、本特集では、まず、労働者派遣事業が拡大してきた背景とその問題点、および、法的規制が求められている背景と理由について簡単に触れ、つづいて労働者派遣事業の公的規制をめぐるこれまでの議論の経緯、さらに労働組合の対応をレビューすることにしたい。

I　労働者派遣事業の拡大と問題点

労働者派遣事業とその事業分野

通常、労働者派遣事業は、「自己の雇用する労働者を他企業に派遣し、派遣先の事業所において業務処理に従事させる事業形態」と定義されている。業務請負サービスをおこなう労働者派遣会社が、派遣先企業と業務請負契約を結び、自社が雇用する労働者をその企業に一定期間派遣し、その業務の処理にあたらせるものである。ただし、労働者派遣事業という名称は、必ずしも統一されたものではなく、業務処理請負業などと呼ばれることもある。このように定義される労働者派遣事業も、業務内容のみならず、雇用契約や派遣先の業務との関係からみて、さまざまなタイプからなる。

たとえば、労働者派遣事業は雇用契約のあり方からみて、大きく二つのタイプに分けることができる。一つは、情報処理サービス業やビルメンテナンス業などにみられるもので、自己が雇用する従業員（常用、臨時、パート等）を派遣するもので、もう一つは、事務処理業などにみられるもので、派遣労働者は派遣元会社に「登録」されており、派遣先への派遣が決定すると同時に、派遣元会社との雇用契約関係が発生するというものである。

さらに、派遣先企業の業務との関係でみると、派遣先の業務と一

体となっておこなわれるもの（経理事務など）から、それとは別個独立して業務がおこなわれるもの（清掃など）まで多様である。

このように、労働者派遣事業と一口にいっても、雇用関係のあり方や派遣先の業務との関係などからさまざまな形態があり、それぞれの形態によって、のちに述べる派遣労働にみられる問題性のあらわれ方が異なることに留意する必要がある。

労働者派遣事業は、今日、さまざまな事業分野にひろがっている。しかし、労働者派遣事業がどのような事業に拡大しているか、正確にとらえた資料はない。ただし、注目を集めている事業分野と業務内容、および労働者構成の特徴などは、つぎのようになる。

ビルメンテナンス業……ビルの清掃、受付・案内、守衛、駐車場管理、エレベーター運行、電気・空調設備など各種設備機器の保守・管理、電話交換など。中高年齢層が多く、とくに清掃は女子の割合が高い。派遣元企業との雇用関係は、常用ないし臨時雇用（パートタイマー）が多い。

情報処理サービス業……データ入力（キーパンチャー）、情報処理機器のオペレーション、プログラミング（プログラマー）、システム設計（システムエンジニア）など。キーパンチャーは女子が多く、その他は男子が多い。全体として、年齢構成は低い。雇用関係は常用雇用が中心をなす。

事務処理サービス業……テレックス・タイプ・ワードプロセッサなどの操作、一般事務、通訳・翻訳、速記、秘書、受付・案内、印刷・コピー、医療事務、など。女子が多く年齢構成も相対的に若い。「登録」型の派遣が多く、派遣元企業との雇用関係は有期の雇用契約であるものが多い。

警備保障業……ビルなどの警備・守衛など。男子がほとんどで、中高年齢者が多い。一部には学生アルバイトもみられる。また、常用雇用が多い。

このほか、設計事務代行業、棚卸代行業、イベント業、マネキンあっせん業など多岐にわたる。

これらの事業のうち、建物サービス業、警備保障業は高度経済成長期における超高層・大型ビルの建設と、それにともなう企業における清掃、保安部門など間接部門の下請化にともない急速に成長した。これにひきかえ六〇年代後半、ことに七〇年代における企業の「減量経営」とともにひろがった事務処理請負業、情報処理サービス業などは企業の基幹的業務をも請負っているという特色をもっている（業務処理専門の労働者派遣会社。わが国で最初に設立されたのは一九六六年）。

これらの事業形態は、一種の「労務請負事業」という形態をとっている。この「労務請負事業」という形態は、歴史的にみると、造船業や鉄鋼業の「作業請負」にみられる「社外工」制度、土木建設業にみられる「労務下請」制度などとして存在してきた形態である。それが、今日、製造業の生産現場や建設現場だけではなく、企業の事務部門をはじめとして、さまざまな部門に拡大しているところに、労働者派遣事業を従来の「労務請負事業」と区分する特徴がある。

労働者派遣事業拡大の背景

労働者派遣事業は、第一次石油危機後に急成長した。たとえば、全労働省労働組合調査（『労働者派遣事業の実態と問題点』資料全

労働、一九八四・六、No.一八七）によると、労働者派遣事業を営んでいる企業は一九七三年から七八年のあいだに設立のピークがあり、調査対象企業のうち、最近一〇年以内（調査時点の八三年まで）に設立されたものが四六・九%、五年以内（同上）に設立されたものが二一・三%を占めている。

また、労働者派遣事業のなかから情報処理サービス業、建物サービス業、警備業の事業所数と従業員数の動きを調べると、ここ一〇年間の急速な拡大が確認される（第1表、第2表）。

しかしながら、情報処理サービス業のすべてが、労働者派遣事業を営むわけではない。「昭和五七年特定サービス産業実態調査報告書（情報サービス業編）」によると、情報サービス業全体の売上高に占める「システム等管理運営受託」（オペレーター、キーパンチャーなどの派遣）の割合は九・七%で、「システム等管理運営受託」をおこなっている事業所は、全事業所の二二・九%を占めるにすぎない。

また、企業の利用状況をみると（第3表）、やや古いデータであるが「雇用管理調査」によると派遣労働を活用している企業は企業規模では大企業（一〇〇〇人以上規模では六割以上の企業が利用）、さらに、産業別では電気・ガス・水道・熱供給業（三九・八%の企業が利用）、金融・保険業（三六・三%）、サービス業（三一・九%）を中心としてひろくみられる。このように、労働者派遣事業という事業形態が、近年、急速に成長した経済的・社会的背景として、つぎのような要因をあげることができる。

まず、企業側の需要要因として、①第一次石油危機以降に強まった「減量経営」下における間接部門の経営合理化・効率化要請（業

第1表　情報サービス業，建物サービス業の事業所・従業者数の推移（事業所，人，%）

		1975年	1978年	1981年	増加率（1981年/1975年）
情報サービス業	事業所数	2,463	3,391	5,133	208.4
	従業者数	74,235	101,954	157,542	212.2
建物サービス業（ビルメンテナンス業）	事業所数	3,496	5,746	8,330	238.3
	従業者数	162,834	230,105	302,575	185.8

〔備考〕 総理府「事業所統計調査報告」

第2表　警備業の事業所・従業者数の推移　（事業所，人，%）

		1972年11月	1977.12	1982.12	伸び率（82／72）
事業所数	総数	775	2,075	3,546	457.5
	専業	360	959	1,665	462.5
	兼業	415	1,116	1,881	453.2
従業者数	総数	41,146	86,022	133,946	325.5
	専業	30,526	57,306	87,576	286.8
	兼業	10,620	28,716	46,370	436.6

〔備考〕 1) 警察庁調べ。
2) 専業とは，警備保障会社を示し，兼業とは，ビルメンテナンス業者が保安警備業務を兼ねている場合。

第3表　企業における他社労働者の就労状況　(%)

規模・産業＼区分		全企業	就労している企業	就労していない企業
調査産業計		100.0%	15.6%	84.4%
規模	5,000人以上	100.0	75.4	24.6
	1,000～4,999人	100.0	60.5	39.5
	300～999人	100.0	38.4	61.6
	100～299人	100.0	22.2	77.8
	30～99人	100.0	9.9	90.1
産業	鉱業	100.0	15.4	84.6
	建設業	100.0	12.3	87.7
	製造業	100.0	13.4	86.6
	卸売業・小売業	100.0	17.7	82.3
	金融・保険業	100.0	36.3	63.7
	不動産業	100.0	20.9	79.1
	運輸・通信業	100.0	8.2	91.8
	電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	39.8	60.2
	サービス業	100.0	31.9	68.1

〔備考〕 1) 労働省「雇用管理調査」(昭和54年)。
2) 他社労働者とは，企業において，事務処理，情報処理等業務の一部について委託等により自社内で就労している他社の労働者をいう（以下(2)も同じ)。

務の外注化・下請化、規模の利益および社会的分業の利益の活用による人件費節約、労務管理の合理化など)、②企業が恒常的に必要としない仕事の増加とその合理化（業務の季節的ないし時間帯による変動への対応など)、③情報処理部門など年功昇進、年功賃金といった従来の雇用慣行になじまない専門職種の増加（内部育成より外部委託のほうが効率的など)、といった事柄を指摘できる。もちろん、企業が派遣労働を活用する要因は業務内容によって異なり、これらの要因が同じウェイトをもって作用しているわけではない。派遣労働を活用する企業側のこうした需要要因は、前出の「雇用管理調査」や全労働調査によって裏付けられる（第4表、第5表)。

こうした間接部門の合理化・効率化といった方向は公共部門においても同様にみられる。国、地方自治体、公共企業体などでは、内部管理事務、計算事務、公共施設の管理、財務事務、清掃事務、設計・測量・調査事務など広範な分野で行政の民間委託化・下請化がすすんでおり、さらにそれに拍車がかけられている（第二臨調による各答申、臨時行革審「地方行革推進小委員会報告」昭和五九年七月九日参照)。これら民間委託化・下請化において「労働者派遣」的事業が積極的に活用されているのである。

こうした企業の需要側の要因に加え、労働者側、すなわち労働力の供給側の要因をあげることができる。①労働力供給構造の高齢化と女子化の進展、②フルタイム労働でなくパートタイム労働を希望する家庭主婦、高齢労働者などの増加（自由な勤務日、勤務時間など)、③勤務場所にこだわらず自分の職業能力を開発・発揮できることを雇用機会選択にあたり重視する労働者の出現、などがあげられる。

第4表　他社労働者を就労させている理由　(M, A, %)

区分	就労している企業	職務に必要な技能または知識を有する者の採用が困難なため	職務に必要な技能または知識を有する者を一時的に必要とするため	休職者等の一時的な人員補充のため	比較的容易に必要な要員を確保できるため	人件費が割安となるため	人事管理上の諸問題が発生しないため	その他	不明
調査産業計	(15.6) 100.0	22.8	19.4	1.9	27.3	27.5	31.9	10.2	2.2
鉱業	(15.4) 100.0	29.2	45.8	2.1	33.3	22.9	16.7	2.1	
建設業	(12.3) 100.0	34.7	9.6	0.3	26.8	24.0	18.0	13.1	
製造業	(13.4) 100.0	16.1	18.9	2.6	30.4	35.9	37.5	11.5	3.9
卸売業・小売業	(17.7) 100.0	22.6	24.8	0.8	26.7	20.3	30.7	8.3	2.4
金融・保険業	(36.3) 100.0	21.4	18.1	1.9	30.7	32.1	47.9	5.1	0.5
不動産業	(20.9) 100.0	30.8	13.5		39.1	28.6	44.4	9.8	
運輸・通信業	(8.2) 100.0	25.6	27.5	6.4	15.2	20.9	19.1	11.3	
電気・ガス・水道・熱供給業	(39.8) 100.0	20.5	15.4		41.0	48.7	38.5	10.3	
サービス業	(31.9) 100.0	30.0	16.2	1.8	23.1	21.8	30.8	8.4	0.1
5,000人以上	(75.4) 100.0	25.5	25.0	3.8	46.7	36.4	33.7	13.0	0.6
1,000～4,999人	(60.5) 100.0	25.2	19.4	2.9	41.6	37.9	47.3	5.8	0.9
300～999人	(38.4) 100.0	20.6	20.7	3.8	36.4	30.3	40.7	9.5	0.6
100～299人	(22.2) 100.0	21.6	20.6	1.9	30.2	25.7	37.1	12.2	2.4
30～99人	(9.9) 100.0	24.1	17.8	1.0	18.9	25.7	22.5	9.6	2.6

〔備考〕 1) 労働省「雇用管理調査」(昭和54年)。
2) ( ) 内の%は調査企業全体に占める「就労している企業」の割合。

第5表　派遣労働者を受け入れる理由

1. 業務量の一時的な増加に対応するため	5.9(%)
2. 好不況等経済の変動に応じて従業員数を容易に調整（増減）できるため	4.3
3. 退職者・休職者等の一時的な補充のため	1.7
4. 募集・採用の繁雑をさけるため	7.2
5. 当該受入事業所で独自に雇用すると，処遇がむずかしい職種であるため	15.5
6. 必要な労働者を容易に確保することができるため	14.0
7. 技能労働者の採用が困難であるため	6.4
8. 人件費が割安になるため	16.4
9. 福利厚生についての配慮が不必要なため	5.6
10. 退職金や終身雇用など，将来にわたる責任を負う必要がないため	11.6
11. 事業所従業員の要請による（従業員の嫌がる仕事に対処するため）	6.4
12. そ　の　他	5.0

〔備考〕 1) 派遣労働者受け入れ事業所2269カ所を対象として調査。
2) 全労働省労働組合「労働者派遣事業の実態と問題点」資料全労働，1984. 6，No.. 187，

第6表　派遣労働を選んだ理由（ひとつ選択）

項　　目	計（n＝5230人）	専門的・技術的・管理的業務，事務的業務（n＝643人）	保安・警備業務．サービス（清掃）業務（n＝3578人）
年齢にかかわりなく雇用してもらえる	19.0	4.2	24.6
他に適当な就職先が無い	15.9	10.6	17.9
希望する職種と一致した	11.7	14.5	11.2
通勤に便利	11.4	6.5	12.0
人に勧められた	9.3	6.5	8.9
自分の技能，知識を生かせる	8.3	24.6	4.8
ただなんとなく	5.0	6.4	4.3
健康，体力的な理由で	3.3	0.9	4.3
希望する日，または時間に働ける	3.2	1.4	3.3
就業先が変わり，いろいろな体験ができる	2.4	5.1	1.7
技能が習得できる	1.9	6.2	0.7
人間関係にわずらわされない	1.8	1.2	2.0
比較的高収入が得られる	1.5	1.2	1.1
その他	4.3	8.4	3.0

〔備考〕 1) 派遣労働者にたいする調査。
2) 計には，専門的・技術的・管理的業務，事務的業務，保安・警備業務，サービス（清掃）業務以外の業務が含まれている。
3) 全労働省労働組合「労働者派遣事業の実態と問題点」資料全労働，1984.6，No. 187。

第7表　派遣労働者の派遣労働に対する意見――満足している点――　（複数選択，%）

	専門的技能・知識等を身につけることができる	自分の持っている技能・知識が生かせる	比較的高収入が得られる	自分の持っている知識・技能を考慮して賃金が決められる	希望する日又は時間に働ける	事業所の人間関係にわずらわされない	自分に合った事業所に勤務できる	その他	不明
事務機器操作	33.7	58.7	9.6	4.8	14.4	18.3	9.6	1.9	8.8
事務処理	26.2	24.3	12.1	10.3	13.1	22.4	19.6	6.5	12.1
店員等		66.7					33.3		33.3
情報処理	53.6	36.4	7.9	2.5	3.0	17.0	7.5	2.8	11.5
清掃関係	12.2	17.7	6.6	8.3	17.5	28.2	39.7	4.5	9.4
建物設備管理	51.4	57.4	8.2	15.8	5.5	17.5	15.8	1.6	3.3
保安・警備	19.1	23.7	9.8	9.2	10.4	29.5	39.3	1.7	12.1
計	33.9	32.6	8.2	7.2	9.9	22.2	22.6	3.3	9.6

〔備考〕 労働省「業務処理請負業実態調査の概要」（速報）1980年。

労働供給側要因の一端について，派遣労働者が現在の雇用機会を選択した理由でみることができる。たとえば，高齢者が多い保安・警備業務とサービス（清掃）業務の場合，派遣労働を選択した理由として，年齢にかかわりなく働けることや自分に合った事業所に勤務できるなどを選ぶものが多いが，他方，年齢の若い労働者が多い専門的・技術的・管理的業務と事務的業務では，自分の技能，知識を生かせる（身に付けられる）といった理由が多くあげられている（第6表，第7表）。このように，派遣労働は労働需給の両者のニーズをみたす面が少なくないといえる。とはいえ，派遣労働に問題がまったくないというわけではない。そこで，派遣労働の問題点を簡単にみておこう。

派遣労働の問題点

派遣労働の問題点を，派遣労働にたいする派遣労働者自身の不満によって調べると第8表のようになる。就業している業務によって不満点は異なるが，全体では休暇がとりにくい（三一・八%），労働組合がない（二七・九%），派遣先との人間関係で苦労が多い（二六・八%），定期昇給がない，賞与・一時金がないなどの賃金不満（前者が六・六%，後者が八・七%）などが多く，このほか自分のもっている技能・知識が賃金に反映していない（二二・九%），就業の

安定性に欠ける（一一％）などが指摘されている。こうした派遣労働にたいする不満の多くは、派遣労働の構造的要因に関連するものである。

たとえば、派遣労働は派遣先企業のそのときどきの需要に応じて、その企業の下で業務処理をおこなうため、就業の安定性に欠ける面が大きくなる。とりわけ、派遣労働のなかでも「登録」型の派遣労働の場合、このことが強く現われる。第8表によると、「登録」型の派遣労働者が多いとみなされる事務機器操作と事務処理で就業の安定性に欠けるとの不満が多いことは、このことを示唆している

といえよう。派遣労働者の賃金などは派遣元によるが、就業時間等が派遣先に従うものが多くはないがみられ、こうした就業にかかわる管理のあり方が休暇を取りにくい等の問題を生じさせやすい。

また、派遣労働者は派遣先の指揮命令、業務指示を受けて業務処理をおこなうこともあり、使用者としての責任が派遣元と派遣先のどちらにあるのか不明確になりがちであり、労働者の保護を求める労働基準法等の公共政策の適用関係があいまいになりやすいという問題が生じることになる。

たとえば、情報処理サービス業の事例を第1図でみると、就業時

第8表　派遣労働者の派遣労働に対する意見――不満足な点――　（複数選択，％）

	就業の安定性に欠ける	定期昇給がない	賞与・一時金がない	派遣が切れた間賃金などの支払いが受けられない	自分の持っている技能知識が賃金に反映していない	昇進ができない	派遣先との人間関係で苦労が多い	社会，労働保険に加入できない	労働組合がない	休暇がとりにくい	安全衛生確保のための措置が不充分である	その他	不明
事務機器操作	20.2	3.8	12.5	3.8	31.7	4.8	21.2	5.8	39.4	39.4	9.6	4.8	9.6
事務処理	21.5	19.6	33.6	13.8	10.3	10.3	18.7	15.9	24.3	26.2	12.1	7.5	15.9
店員等							66.7		33.3	66.7		33.3	
情報処理	15.1	2.5	4.5	0.8	13.2	6.1	29,4	1.3	27.5	37.5	7.4	8.9	17.0
清掃関係	7.7	10.3	10.0	0.6	8.1	5.1	25.0	3.4	25.2	26.5	6.0	7.7	22.0
建物設備管理	10.9	3.8	1.6	2.2	20.2	12.6	32.2	0.5	29.5	31.7	12.6	3.3	15.3
保安・警備	4.6	6.4	7.5	2.3	7.5	9.8	25.4	2.3	29.5	27.2	9.2	2.9	20.8
計	12.0	6.6	8.7	2.1	12.9	7.1	26.8	3.3	27.9	31.8	8.2	6.9	18.1

〔備考〕 労働省「業務処理請負業実態調査の概要」（速報）1980年。

第1図　派遣労働者の労働条件の決定構造

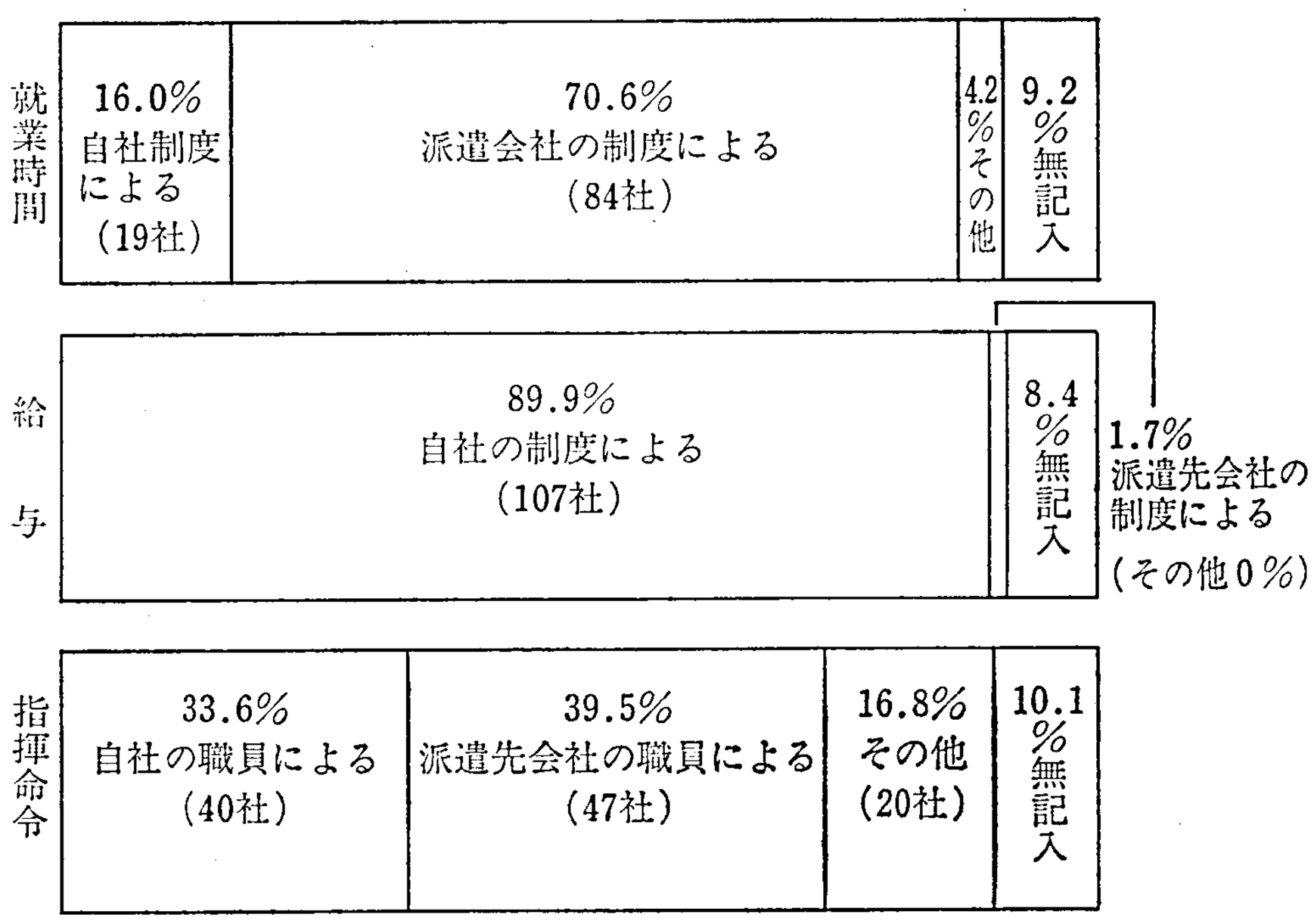

〔備考〕 中央労政事務所「情報処理産業労働条件実態調査」1980年3月。

間は派遣先企業の制度により七〇・六%が決定されている。これとは反対に、賃金の決定は派遣元企業の制度によるものが八九・九%に及んでいる。また、指揮命令については、自社の職員よりは派遣先企業の職員にゆだねられるのである。派遣労働者の労働条件の決定構造は、このようになっているものがみられ、賃金をのぞく他の労働諸条件の決定は派遣労働者にとって他律的なものとなっているのである。いいかえれば、労働者は派遣先企業の労働条件の基準で働き、賃金のみは派遣元企業の基準で支払われるのである。

さらに、労働者派遣事業という事業形態は業務の請負にともなって労働者を派遣するもので、運営形態によっては現行の職業安定法第四四条および第四五条によって労働組合以外がおこなうことを禁止している労働者供給事業に該当する性格をもっていることである。職安法施行規則第四条は、請負業務の認定について基準を設け、この基準を充足しないかぎり「労働者供給事業」にあたるとしているが、この基準を厳密に適用すると、「労働者供給事業」とみなされる労働者派遣事業が存在するのである。たとえば、事務処理サービス業などでは、形式的には派遣元の企業が派遣先企業から独立した法人格として業務を請負う契約がなされている。しかし、実態はその企業が業務を遂行し、完成させるのではなく、派遣された労働者が派遣先で派遣先の業務に組み込まれ、さらには、派遣先企業の指揮監督を受けながら業務処理をおこなう形態などがみられることなどの問題である。

ところで、職安法第四四条と第四五条は、労働者供給事業についてつぎのように、また、職安法施行規則第四条は請負契約と労働者供給事業との区分について、以下のように述べている。

【職業安定法】

（労働者供給事業の禁止）

第四四条　何人も、第四五条に規定する場合を除く外、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用してはならない。

（労働者供給事業の許可）

第四五条　労働組合法による労働組合が、労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

【職業安定法施行規則】

（法第五条に関する事項）

第四条　労働者を提供しこれを他人に使用させる者は、たとえその契約の形式が請負契約であっても、次の各号のすべてに該当する場合を除き、法第五条第六項の規定による労働者供給の事業を行う者とする。

一　作業の完成について事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものであること。

二　作業に従事する労働者を、指揮監督するものであること。

三　作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること。

四　自ら提供する機械、設備、器材（業務上必要なる簡易な工具を除く。）若しくはその作業に必要な材料、資材を使用し又は企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

②　前項の各号のすべてに該当する場合であっても、それが法第四四条の規定に違反することを免かれるため故意に偽装されたものであって、その事業の真の目的が労働力の供給にあるときは、法第五条第六項の規定による労働者供給の事業を行う者であることを免かれることができない。

③　第一項の労働者を提供する者とは、それが使用者、個人、団体、法人又はその他如何なる名称形式であるとを問わない。

④　第一項の労働者の提供を受けてこれを使用する者とは、個人、団体、法人、政府機関又はその他如何なる名称形式であるとを問わない。

さらに、供給契約によって労働者を他人に使用させる営利目的の労働者供給事業は、労働基準法第六条の「何人も、法律に基づいて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない」（中間搾取の排除）という規定に違反するものとして排除されている。この禁止措置は、強制労働、中間搾取などの横行を防ぐ目的からおこなわれているものである。

こうした点をふくめ、現在、労働者保護の観点から労働者派遣事業の法的規制（制度化）のあり方が議論されているのである。

このほか、派遣労働者の不満として組合がないことが指摘されていたが、現在、派遣労働者の労働組合組織率は低く、派遣労働の拡大は労働組合組織率の低下を一層進める要因となりかねない。これまで、本工中心の企業別組合が派遣労働者の組織化に遅れをとっていたため、組織率が低下した面があることは否めない。派遣労働は、組合が組織されたとしても派遣先で就労するという就業形態から組合員の就業先が分散したり、派遣先では組合活動がおこないにくいなど、組合活動に支障が生じやすいという問題もある。このように派遣労働の拡大は、今後の組合活動のあり方に問題をなげかけているといえる。

Ⅱ　行政管理庁の「勧告」

禁止政策の「後退」

職安法は、すでに述べたように労働組合がおこなうもののほか、労働者供給事業を全面禁止している。しかしながら、請負事業と労働者供給事業との区分はあいまいで、さらに、一九五二年二月の職安法施行規則第四条の一部改正により請負事業の範囲が拡大され、より一層労働者供給事業との区分をあいまいにした。こうした状況を背景にして、労働者供給事業禁止政策の「後退」が実態としてすすむことになり、他方、請負契約の形態をとる労働者派遣事業が六〇年代後半から急速に拡大していくことになる。

こうして六〇年代後半に入ると、労働組合から、拡大の一途を辿っている業務処理請負業が職安法第四四条に違反しているとして、その規制を労働省に求めたりする動きがみられたりもした。こうした動きにたいし労働省は、七七年二月、「職業安定法第四四条及び労働基準法等違反に関する申し入れ又は申告の扱いについて」（部内扱い）を発して対応に努めたが、その内容は消極的なものにとどまった。

それは、認定、監督にあたって、職業安定および労働基準監督両機関が協力しておこなうこと、職業安定行政機関が独自にそれをおこなうことをいましめたもので、法違反をおかした場合においても、「労働者供給事業」として認定することに消極的な方針をとっていたのである。

行政管理庁「勧告」

七八年七月行政管理庁は、「民営職業紹介事業等の指導監督に関する行政監察結果に基づく勧告」を労働省におこなった。「勧告」は、労働者供給事業にたいする規制の再検討の必要性を指摘し、つぎのように述べていた。「近年、経営の効率化方策の一環として事務処理、情報処理等の特定の業務を積極的に外部に委託する傾向がみられ、このような需要にともなって、企業等に労働者を派遣して請負業務を処理する事業（「業務処理請負業」という）」が増加している。これらの事業は、①産業界の多様な需要にこたえていること、②労働者とりわけ厳しい雇用情勢下にある中高年齢者等にたいしても就労の機会を提供していること、などその果たしている役割は「無視できないものとなっている」が、事業の運営実態からみて、「労働者供給事業」に類似した面を有しているがため、「業務処理請負事業に係る需要の動向、当該事業の運営形態、労働者の労働条件等の実態を十分に把握の上、業務処理請負事業に対する指導・規制の在り方について検討する」必要があり、基本的に、「労働者供給事業に対する規制の在り方についても職安法の立法趣旨、内外の動向等を踏まえて検討する必要がある」と勧告した。また、「勧告」は、民営職業紹介事業についても「民営の職業紹介事業（同二四五〇所）における昭和五一年の就職実績をみると、雇用期間一カ月以上の者で二三万人、一カ月未満の日雇で延べ一二九二万人日とその

取扱実績が相当数に及んでおり、また、取り扱っている職業は、公共職業安定所では十分対応できないものが多い」として、その「健全・公正な運営」を要請した。

「勧告」をうけた労働省は、七八年一〇月、職安局長の私的諮問機関として「労働力需給システム研究会」（高梨昌会長他委員四名）を設置し、「労働力需給の現状と問題点を検討するとともに、今後の経済活動や労働市場の動向に対処し、的確な労働力需給の調整を図るための有効なシステムとその法制のあり方について、長期的展望に立った広い視野から検討し、方向づけを行うこと」を委嘱したのである。

「提　言」

「労働力需給システム研究会」は七八年一〇月以来、一年半にわたる検討ののち、八〇年四月、その検討結果を「今後の労働力需給システムのあり方についての提言」としてまとめ、職安局長に提出した。「提言」は、現行の職業紹介制度をめぐる問題点を分析し、そのうえにたって職業安定機関の再編、民営職業紹介事業の見直し、労働者募集にたいする規制の見直し、労働組合の「労働者供給事業」の廃止と職業紹介活動の促進とともに、「相手方の需要に応じて、自己の雇用する労働者を派遣し、その相手方に使用させること」を目的とする「労働者派遣事業」の創設を提言したのである。

「提言」は、職安法による「労働者供給事業」について、①「労働基準法その他の労働者保護に関する法令が整備され、労働者の自覚も高まっている今日」、②「この種の事業形態は、社会的分業の利益もあって、経済社会活動の一環として広く利用されている現状」をふまえて、労働者派遣事業の創設をはかろうとするものとなっている。

労働者派遣事業の増加の背景として、「提言」は、労働力需要面では、①企業の経営合理化の要請、②職業の専門化の進展や人件費の節約など労務管理の合理化を、また、労働力供給面では、③パートタイム勤務を希望する者の増加、専門的な知識や職能を発揮できる雇用機会をひろく求める者の増加、をあげている。

さらに、「労働者派遣事業」が、専門分化した職業の労働力需給の迅速な結合という「有効な機能」とともに、①労働力需要供給双方のニーズに応えていること、②中高年齢者、家庭婦人など就職の困難な者に雇用機会を提供し、雇用創出に役立っていること、③一時的労働力需要をつなぐことにより、派遣労働者に継続した雇用を確保していることをあげ、「一定の役割」を果たしていると指摘する。とはいえ、「提言」は、この種事業のもつ性格から、①派遣労働者の雇用が不安定になりやすいこと、②使用者としての責任が不明確になりがちであること、③社会、労働保険の適用がすすまないおそれもあることなど、事業のもつ問題点を指摘して、「問題点を除去し、派遣労働者の労働条件、雇用環境の向上を図る観点から一定の公的規制を加えた上で労働者派遣事業を労働力需要システムの一つとして制度的に確立していく必要がある」と提言した。その制度化の構想はつぎに示す資料のとおりであり、ビルメンテナンス業、警備業、情報サービス業、事務処理サービス業における制度化を構想したものである。

【今後の労働力需給システムのあり方についての提言（昭和五五年四月四日）】

一、労働力需給システムの現状と改善の必要性（略）
二、労働力需給システム改善の方向
(3) 労働者派遣事業の制度化
（前略）
労働者派遣事業制度
Ⅰ 労働者派遣事業に対する許可制度
(Ⅰ) 労働者派遣事業は原則として禁止し、労働大臣の許可を受けた者についてのみ認める。
(Ⅱ) 労働者派遣事業は、経営の基礎が確実であり、かつ、雇用管理能力が十分ある者であって、徳性に問題のない者に許可する。
Ⅱ 労働者の派遣
労働者派遣事業は、あらかじめ作成する労働者派遣契約に基づいて行うこととし、同契約において派遣労働者の派遣先での就業条件を明確にさせる。
Ⅲ 労働者派遣事業を行う者に対する公的規制
(Ⅰ) 労働者派遣事業を行う者は、派遣労働者を「雇用期間の定めのない労働者」としてこれと雇用契約を締結し、その雇用の安定化を図り、社会、労働保険が適用できる内容のものとする。
(Ⅱ) 労働者派遣事業を行う者は、派遣労働者の雇入れに当たって、従事すべき業務その他の基本的な労働条件を文書により明らかにする。
(Ⅲ) 派遣労働者に対する教育訓練の実施、労働者の派遣状況の管理など適正な雇用管理を確保するための公的規制を行う。
Ⅳ その他
(Ⅰ) 労働基準法等で定める使用者としての責任の所在を明確にするために必要な方策を講ずる。
(Ⅱ) 公共職業安定所に専門の調査官を配置して、労働者派遣事業に対する指導監督の徹底を図る。
以上のような構想によった場合にあっても、
① 労働者を派遣する職業について制限する必要があるかどうか、必要があるとすればその範囲をどう定めるか、
② 派遣労働者の範囲を「雇用期間の定めのない労働者」に限定した場合、一時的な就労を望む家庭の主婦等のニーズにどのように応えるか、このようなニーズに応える方法として、労働者派遣事業を行う者に有料職業紹介事業の兼業を認めることも考えられるが、この場合、有料職業紹介の許可対象職業の範囲との調整をどのように図るか、
③ 西ドイツ、フランス等では派遣労働者を引き続き使用し得る期間について制限を設けているが、このことが、日本の今日の実情に適応しているかどうか、等なお検討を要する課題がある。（後略）

この間、労働基準法研究会第一小委員会も、七九年九月「労働契約・就業規則関係、賃金関係」にかかわる『報告』のなかでこの問題をとりあげた。『報告』は「契約関係が複雑な雇用形態」のなかで、建設業における重層下請、鉄鋼業、造船業における構内下請、リース、ジョイント・ベンチャー等、労働者と使用者とのあいだの関係が複雑で、賃金の支払い、作業指揮、その他について誰が使用者責任を負うのか必ずしも明確でない場合があり、労基法の適用上種々の問題がある、また、これに類似した問題がある形態として出向・派遣店員制度等もあるとして、このような「諸形態については、労働契約関係が不明確なため種々細部にわたる問題が発生する」と指摘したのである。

システム研究会の「提言」を受けて、労働省は五月、各職業安定機関を通じて「業務処理請負事業実態調査」を実施するとともに、「労働者派遣事業調査会」（会長石川吉右衛門千葉大教授、委員公益側五名、労働側四名、使用者側四名、労働者供給事業実施組合特別委員四名、関係業界側特別委員三名）を発足させ、労働者派遣事業について、現行労働力需給システムのなかでの位置づけ、制度のあり方、制度化を図る場合の問題等について、調査、検討に着手した。

Ⅲ　「労働者派遣事業問題調査会」報告

「調査会」の制度検討

「労働者派遣事業問題調査会」は、八〇年五月以降、「労働者派遣事業」に関する諸外国の制度の調査、労働省の調査結果、現地調査をもとに、その実態の把握、分析をおこなうとともに、(1)国がおこなう職業紹介など既存の労働力需給システムのなかにどう位置づけるか、(2)わが国の雇用慣行との調和をどのように図るか、(3)これらの分野で働く労働者の保護を図るための法律の適用はどうあるべきかなど、労働者派遣事業の制度化にかかわる問題点について討議した。八一年六月には、事務局である労働省から素案として「労働者派遣事業の制度化問題についての主な論点と今後の問題」が提示された。これは、一二回に及び審議をふまえたひとつの〝たたき台〟といえるものである。

調査会の審議における問題点は多岐にわたるが、事務局が示した素案の内容はつぎのとおりである。①労働者派遣事業の制度化については労働者供給事業の原則禁止を維持する。単に、規制の強化のみではそこで働く労働者の雇用の安定や保護を図ることが困難となっている分野については、労働者の雇用管理について一定のルールを設定する、②制度化を検討する場合、ビルメンテナンス業、警備業、情報サービス業、事務処理サービス業に代表される分野に限定する。その場合、請負事業との区分をより明確化し、労働者供給事業にたいする指導監督を強化する、③事業者が直接労働者を雇い入れ、終身的な雇用管理をおこなうといったわが国の雇用慣行に基本的な影響を与えないよう、労働者派遣事業の対象分野を限定し、派遣期限（同一労働者を同一企業に派遣する期間）や派遣理由に制限を加えるなどをおこなう必要がある、④労働者派遣事業と他の労働力需給システムとの関係について、労働者派遣事業は「国の職業紹介を強化することを基本としつつ、それのみでは対処し得ない分野を補完する」ものとして位置づける。労働組合による労働者供給事業は現行どおりとする、⑤労働者派遣事業は許可制度とする、⑥派遣労働者について派遣元事業主、派遣先事業主双方における雇用管理体制を整備する（労働条件を文書で明示するなど）、⑦労働者保護法規の適用関係を明確化する、⑧社会保険の適用を促進する（社会保険加入を派遣元事業主に義務づけるなど）、⑨雇用の安定を図るため、できるかぎり常用労働者の雇い入れ促進を基本とする、⑩指導監督の強化、となっている。なかでも労働者―派遣元事業主―派遣先事業主の法律関係については、第2図のように構想されている。要するに、派遣元事業主が派遣労働者と雇用関係を有し、労基法上の包括的な使用者責任を有するものとしている。一方、派遣労働者は派遣先企業と「法的な契約を前提としない関係」＝使用関係を有し、派遣先企業は、派遣契約の範囲内で派遣労働者を使用し、労基法等の使用者責任を負うという関係が構想されたのである。

しかし、調査会の検討のなかで、労働者供給事業実施組合の代表が強く反対し、労働組合の意見が一致しなかった。また、情報処理

第2図　労働者派遣事業における法律関係

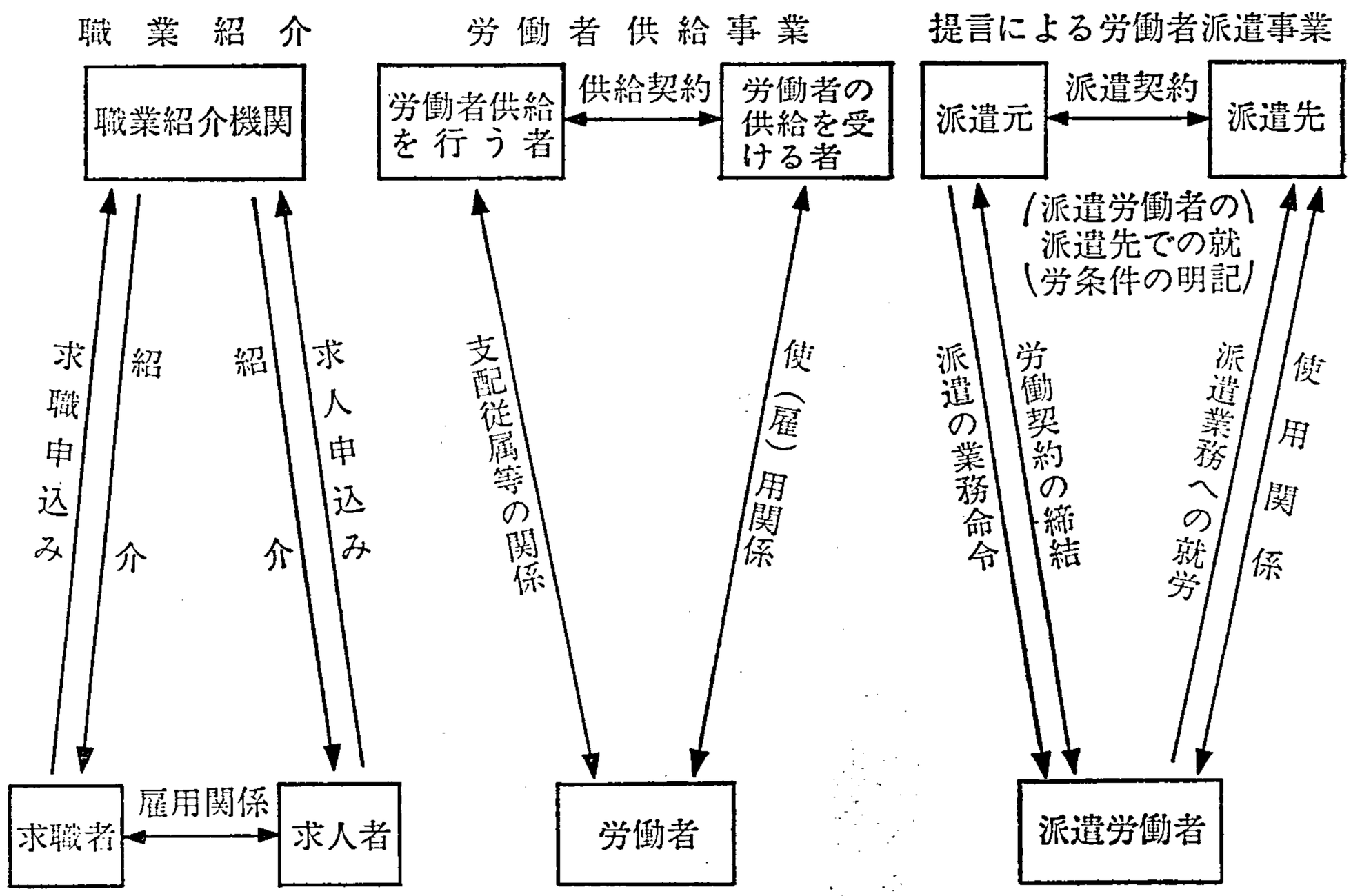

業については通産省が、警備保障業については警備業法との関連で警察庁が、その制度化に消極的で政府部内での合意形成がすすまなかった。さらに、事務処理サービス業などの関係業界の賛成があったが、しかし、民営職業紹介業者の反対があったため業界の意見も一致しなかった。これらのことによって、審議は八三年一二月まで中断することとなったのである。

もうひとつは、法律関係に大きな問題を提起するものであった点である。すでに、「労働者供給事業」にかかわる裁判例は、民法のいう雇用、委託、請負契約の形式にかかわらず、契約当事者間の実質的な使用従属関係に着目して、労基法、労組法の適用と労働契約の成立を認めてきた。直接的に雇用契約のない元請会社と下請会社の労働者の関係について、使用従属関係から労基法、労組法の適用を認め、労働契約締結の合意が推論されるという考え方で労働契約の成立を認める判例がつみかさねられてきた。また、労組法第七条にいう「使用者」についても、労働契約上の使用者に限定せず、労働者の労働条件等に直接的な支配力を及ぼしうる者もふくむとされ、元請会社の社外工との団交義務を認めた労働委員会命令や判例もだされている。これらの動向を考えると、構想されている法律関係は、法制度の再編をひきおこす重大な問題点をふくむものであったといえる。

労働組合の対応／「中間報告」

「提言」にたいする労働組合の対応は賛成から反対まで大きく分かれた。

労働者供給事業実施組合を中心に、私鉄総連、全港湾、建設一般

全日自労、自運労、全国一般、全労働、民航労連、民放労連、観光労連などは労働者派遣事業の制度化に反対またはその危険性を表明した。総評も八〇年七月の第六一回定期大会における討論につづいて、八一年二月に開かれた第六二回臨時大会では「労働者派遣事業構想に反対する決議」を採択した。そのなかで、労働者派遣事業制度が「大資本の経済活動を容易にするためのものであり、労働者の保護という観点にたっていないことは明白であり、この制度化に断固反対する」との見解をあきらかにした。

しかし、労働四団体レベルでは、それぞれ複雑な問題をかかえながらも、早くから一定の規制のもとに労働者派遣事業の制度化をうちだした。八〇年一一月、労働四団体は、「昭和五六年度の予算編成に関する申し入れ」を政府に提示し、そのなかで一定の規制のもとでの労働者派遣事業の制度化を要求したのである。ことに、同盟は七八年以降、「雇用創出機構」創設運動をくりひろげ、そのなかで労働者派遣事業そのものの制度化を要求し、調査会発足以来、「労働者派遣事業」の制度化を前提に対処していくことを確認したのである。

調査会の討議が中断した後の八一年九月、労働四団体は労働者派遣事業問題検討作業委員会を設置し、労働者派遣事業の制度化にかかわる問題点の洗い直しや労働市場の変化に対応する雇用行政の再編の課題などについて検討をはじめた。「労働者派遣事業」については「制度化・実施するとすればいかなる問題点があるか」という課題を設定して検討に入った。検討の結果は、各委員の意見の一致が得られなかったが、八二年五月「労働者派遣事業の制度化について（中間報告）」としてまとめられた。

「中間報告」は、「労働者派遣事業」拡大の背景として、つぎの諸点を指摘している。①経営戦略の変化の広まり、②労働力の高齢化とパートを中心とする女子労働力の増大、③職安行政上の問題（労働者供給事業禁止政策の形骸化、労働市場の変化、労働者のニーズの変化、産業構造の変化と技術革新にともなう職安行政の立ち遅れ）。ついで、「労働者派遣事業」対策の視点として、つぎの点をあげている。①事業自体の法制的位置付けを明確にする、②派遣事業労働者の問題は派遣先企業の労働者の問題であること、③公共職業安定所、労働組合による労働者供給事業、民営職業紹介などの整備、強化が不可欠であること、④これらのシステムでは「需要側が求める特定業務の労働力を迅速に供給する」ことができないこと、⑤職安法施行規則第四条（請負契約）の改訂、⑥労基法第五、六条の原則の堅持。

これらの点から「報告」は、中間搾取、強制労働、使用者責任の問題をも考慮して、二つの方策、すなわち、①情報処理、ビルメンテナンス、事務処理、警備の四業種に限定して、その制度化をはかる、②現行制度の活用改善により対応する、を提示した。前者の制度化対策は、後掲資料のとおりである。後者の現行制度による活用改善策は、①情報処理、ビルメンテナンス、整備の三業種については、委託業務処理請負業として請負形態、雇用形態の近代化を図り、法的整備と監督の強化を図る、事務処理業は民営職業紹介とする、②現行職業紹介制度については見直しと改善を図る、③「多様な供給ニーズを持つ労働者に対する労働需給システム」として民間紹介事業を構想する、というものであった。

【労働者派遣事業の制度化について（中間報告一九八二年五月）】

四　作業仮説「派遣事業の制度化・実施する場合の問題点」の整理

労働者派遣事業の制度化にあたっての許可基準と監督内容

(1)　労働者派遣事業の対象分野

労働者派遣事業の対象分野は一部に限定することとし、無原則な拡大は行わないこととする。対象業種としては、①企業の業務の流れの中に位置づけられるが独立して仕事を完成できない職種、②業務遂行能力の評価が求められ、在来の職業紹介機能では不十分でなじまない職種、のいずれかにする。具体的には、ビル管理、警備、情報処理、事務処理の四業種に限定する。

また、この四業種についても、独立した請負企業として成立するように、行政指導し経営基盤の強化、近代的労働関係の確立が展望できないものは認めないようにする。とくに事務処理業については、経営形態や労働実態の特性により労働者の保護がはかりにくい上、事務処理の業務の範囲も多岐にわたることから、特別の基準を設けて監督するか、現行の有料民営職業紹介事業の中に入れて対応させる。

(2)　労働者派遣事業とわが国の雇用慣行との関係

①　派遣期間の制限

派遣労働者の派遣期間については、制限を設け、同一職場への長期間にわたる派遣は禁止する。

制限期間については業種ごとに設定するが、情報処理業のシステム開発など長期の派遣が不可避なものについては、更新を認めるなど弾力的に対応する。

②　派遣事由の制限

派遣事由については、そのチェックが困難であるために特別の制限は設けないこととするが、無原則な派遣労働者の受け入れは、当該企業の雇用問題に影響するため、派遣労働者就労率の目安を設け、これを越えるものについては行政指導を行わせる。

また派遣先の労使間の合意を条件とすることも検討する。

(3)　労働者派遣事業と他の労働力需給システムとの関係

①　公共職業紹介機能の強化

常用雇用の拡大という観点から、公共職業紹介機能の強化をはかる必要があるが、他方で常用雇用やフルタイムを望まない層の紹介機能の充実をはかる。

②　労働組合の行う事業の許可基準の緩和

労働組合が行う労働者供給事業ならびに無料民営職業紹介所の認可要件を緩和すること。また地域組織でも事業が営めるよう、労働組合法の改正をはじめとする所要の措置を講ずること。

また既存の労供事業組合も含め、現行の煩雑な手続の簡素化をはかっていく。

(4)　労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策

①　許可制度のあり方

(イ)　経営の基礎が確実であること

資産・資金の保有、経理的基礎があること。

特定企業のみに派遣を行う事業については、経営の安定につながる場合とそうでない場合があるため、このことを許可基準の項目とはしないが、基本的には特定企業のみに派遣を行う事業所については厳しいチェックをする。

(ロ)　雇用管理能力が十分であること

派遣労働者の雇用管理責任者を置き、定期的な講習会の受講を義務づける。また一事業所に一定以上の労働者を派遣する場合は派遣先にも雇用管理責任者を置くことを義務づける。

(ハ)　徳性に問題がないこと

暴力的な雇用管理を生む恐れのあるものは、許可をしない。

また、法人・代表者は、金融業、飲食業等の兼業を禁ずることとする。

(民営職業紹介事業の規制例を準用する)

(ニ)　許可に当たっての条件

派遣事業を許可する際は、四業種の中の業務について本来、常用雇用としてやるべき業務は禁止措置をとる。また派遣事業の地理的範囲の制限については、労働者の権利の擁護という観点から制約を受けた方が妥当な業種・業務について、その設置を行う。

(ホ)　許可申請・更新

許可の有効期限は一年間とする。また許認可の最終的審査は、公労使三者構成による審議会で行うものとする。

(ハ) 不正な経営、労働者保護不履行の場合は、許可の取り消し等厳しい措置を講ずること。

② 労働者派遣契約の規制

(イ) 労働者派遣契約は事前の文書で締結し、派遣先企業の業務内容、就労場所、派遣期間、労働時間、休日休暇等の就業条件の内容を明記するものとする。

(ロ) 派遣契約書は、派遣労働者に事前に文書で示させること。

(ハ) 労働基準法に違反するもの、不当労働行為となる内容の契約はすべて無効とする。また派遣元会社の労働組合の諸権利を守るため、労働組合活動を理由に契約が破棄されるケースを防ぐ法的措置を設けること。

(5) 派遣労働者についての雇用管理体制の整備

① 雇入れと派遣

派遣労働者を雇入れる場合、ならびに派遣労働者に配置転換する場合は、労働者にその旨を明示し、労働条件を文書で示す。

② 派遣元の雇用管理

雇用管理の専門家の配置を義務づける。労働者の経営参加を促がす条件整備をはかる。例えば、労使協議会や労使による苦情処理機関の設置の義務づけなど。

③ 派遣先の雇用管理

派遣労働者の苦情処理と派遣元会社との調整にあたる責任者を配置する。また、責任者は公的機関が行う講習会の受講を義務づける。

(6) 労働者保護法規の適用関係の明確化

派遣労働者の使用者責任は、派遣元事業主が原則的に負う。ただし、派遣先事業主による悪意の労働基準法違反や、労働安全衛生法の義務の不履行等による労働災害の発生等については、派遣先事業主にも使用者責任が生じることを法律で明記する。

また、派遣先事業主の責による不当労働行為の発生を未然に防ぐため、労組法の改正を行い、使用者と労働者の概念の拡大をはかること。

(7) 労働・社会保険の適用の促進

すべての労働・社会保険について、派遣労働者の加入を義務づける。

(8) 派遣労働者の雇用の安定

派遣労働者の雇用の安定をはかり、休業補償の支給を保障する観点から、派遣労働者は常用雇用として雇い入れることとする。また労働者派遣は、派遣元と派遣先の契約によってのみ認めるものであるから、派遣元会社間の労働者の流用は禁止する。

(9) 労働者派遣事業主に対する指導監督

(1) 公共職業安定所に専門官を配置し、派遣元、派遣先で適正な運営がなされているかどうかをチェックさせる。

(2) 派遣元事業主に定期的な業務報告を義務づける。その内容は契約期間、作業内容、労働・社会保険の支払い状況などとする。

(3) 専門官には、立入調査権、質問検討権を与える。

(4) 派遣元・派遣先企業間の契約上のトラブルを扱う第三者機関設置の検討を行う。

この「中間報告」は各労働団体において十分な討議もないまま放置され、「労働者派遣事業」問題が立ち消えになるかと思われた。しかし、八三年七月に開かれた電機労連第三一回定期大会は、「情報処理産業における派遣労働者対策指針」にもとづき、労働者派遣事業の法制化をうちだした。これをうけて、同年一一月、中立労連が「労働者派遣事業の制度化に関する申し入れ」を労働大臣におこなったのである。

「申し入れ」は、「派遣労働者を保護し、かつ現行法制が新たな労働者需給形態を適切にコントロールできない実状を改善するために、労働者派遣事業を制度化し規制する法律と行政の整備をはか

る」ことを基本に、審議の再開を求めていた。同時に、制度化にあたって、つぎの四条件を提示した。①労働者派遣事業の認可対象をビルメンテナンス、警備、情報処理、事務処理の四業種に限定すること、②派遣労働者は常用労働者として雇用することを派遣元企業に義務づけ、行政として厳しい対応をすること、③派遣先企業にたいして、安全衛生、労働基準などに関する使用者責任を法文上、明確にすること、④労働組合がおこなう労働者供給事業の認可基準を大幅に緩和すること。

審議再開と「報告書」

中立労連の申入れを機に、八三年一二月調査会が再開され、八四年二月「労働者派遣事業調査会報告書」が職安局長に提出された。「報告書」は労働者派遣事業の拡大の社会的・経済的背景、制度化の必要性については「提言」の基調をひきつぎながら、これまで指摘されてきた四業種に限定して、その制度化をはかるための「規制措置の在り方」を明確にしたのである。

【労働者派遣事業調査会報告書（一九八四・二・一五）】

三　労働者派遣事業に対する規制措置の在り方

（前略）

(1)　対象分野の限定

1)　労働者派遣事業の対象分野については、今日の経済社会情勢を踏まえ、概ね次の考え方により限定することが適当であると考える。

①　経済社会活動の高度化、多様化に伴って生じてきた分野であって、専門的な知識、技術、経験を必要とし、職業紹介、請負等の既存の労働力需給調整システムによっては十分対応できない分野であること。

②　勤務形態や仕事の継続性、繁閑等の事情により、他の従業員とは異なる労務管理、雇用管理を必要とし、労働者派遣事業の対象とすることが労働力需給双方のニーズに適合する分野であること。

③　労働者派遣事業の対象としても、事業活動の状況からみて、後述の規制を加えることにより、労働者の保護と雇用の安定を図ることができ、また、職業安定法がその排除を目指した強制労働、中間搾取といった弊害が生じるおそれがない分野であること。

2)　以上のような考え方によることとした場合、現在の状況の下では、具体的には、事務処理サービス、情報処理サービス、ビルメンテナンス、警備に代表されるような分野での業務に限定することが適当と考えられるが、今後、経済社会活動の進展の如何によっては、新たな分野が生じてくることも予想される。いずれにしても、対象分野を具体的に決定する場合には、関係審議会の意見を聴く等慎重な手続をとるべきである。

3)　この外にも、労働者供給事業禁止規定との関係で問題が指摘されているものとして、産業界の一部に見られる労務下請的企業があるが、このような企業については雇用管理や経営の近代化を図ることにより対処すべきであり、さらに、港湾労働の分野については、港湾労働法による特別の雇用調整制度が設けられているところであり、これらについては、今後とも労働者派遣事業の対象とすべきではない。

なお、本項については、今後、対象分野が極力拡大することのないような措置が講ぜられるべきであるとする意見や、上記の分野の範囲について、その全てを対象とすることが適当であるかについては、なお検討を要するとの意見があったことを付記する。

(2)　許可制度の在り方

派遣労働者の保護と雇用の安定を図るためには、労働者派遣事業が適正に運営されることを確保する必要があることはいうまでもない。このような点からも、労働者派遣事業を行い得るのは、労働大臣の許可を受けた場合に限ることとすべきである。

この場合、許可の要件は次によることとし、許可の決定に当たっては、あらかじめ関係審議会の意見を聴く等の措置を講ずることが必要であると考える。

① 労働者派遣事業を適正に行い得るだけの経営の基礎があること。
② 派遣労働者に対する雇用管理を適正に行い得るものであること。
③ 徳性に問題がないこと。
④ 労働力の需給調整の円滑化に資するものであること。

また、許可には、例えば条件を付し得ることとすること、一定の有効期間を設けること等により、労働者派遣事業の適正な運営を確保するための規制を講ずる必要があるものと考える。

なお、本項については、許可の条件として、経理の公開についても検討する必要があるとの意見があったことを付記する。

(3) 常用雇用の促進

個々の企業における一時的労働力需要をつなぐことによって、労働者に安定した就業の場を提供することができるようにするためには、派遣労働者について、常用労働者としての雇入れを促進することが適当と考えられる。他方、家庭の主婦等のように特定の日又は時間にのみ働きたいとする層があり、また、これらの層が派遣的事業に多く従事していることも事実であるので、このような層のニーズに応える措置も併せて講ずる必要があるものと考える。

(4) 就業条件の明確化

派遣労働者について、就業上のトラブルを防止し、就業を円滑に行わせるためには、就業条件等をあらかじめ派遣労働者に明らかにしておく必要がある。このため、例えば、

① 主として派遣業務に従事させる労働者として雇い入れる際には、あらかじめ派遣業務の内容について明示すること、
② 賃金、労働時間等の基本的な労働条件は、雇入れの際、あらかじめ書面によって明示すること、
③ 派遣元事業主と派遣先事業主との間で締結される労働者派遣契約には、派遣労働者の派遣先での就業条件を明記すること、
④ 労働者派遣契約に定めた就業条件の内容は、あらかじめ派遣労働者に書面で明示すること、

等の措置を講ずる必要がある。

(5) 労働者の派遣

労働者の派遣に関しては、派遣期間の制限、派遣先事業所の制限が考えられるが、これについては、次によることが適当と考えられる。

① 派遣期間については、それぞれの業務ごとの実情を考慮して、必要に応じ何らかの制限を行うことについて検討すること。
② 争議行為中の事業所、公序良俗や法令に違反する事業を行う事業所等に対する派遣は、禁止すること。

(6) 派遣元事業主の講ずべき措置

派遣元事業主に対しては、以上のような措置の外、派遣労働者に関し、雇用管理の適正化を図り、労働者の能力の維持向上を図るため、次の措置を講じさせることが適当と考える、

① 派遣先事業所における派遣労働者の就業状況を管理し、派遣先事業主と派遣労働者との間に生じたトラブルの解決、就業条件等についての派遣労働者に対する助言、相談等を行うための責任者を選任すること。
② 派遣労働者の就業状況を管理するための台帳を備え付けること。
③ 派遣労働者の能力の維持向上を図るため、それぞれの業務の実情に応じて教育訓練を行うこと。

(7) 派遣先事業主の講ずべき措置

派遣先事業主に対しては、派遣労働者の就業の適正化を図るため、次の措置を講じさせることが適当と考える。

① 派遣労働者に対する業務指示は、労働者派遣契約に明示された就業条件に従って行うべきこと。
② 使用する派遣労働者の名簿及び使用の状況を記録した台帳を備え付けること。
③ 派遣労働者に関するトラブルの発生の防止、適正な就業の確保、派遣元事業主との連絡等に当たる責任者を選任すること。

(8) 労働者保護法規の適用関係の明確化

派遣労働者の保護という観点からは、派遣労働者が派遣先事業所において就業する場合の法律関係を明らかにし、もって労働者保護法規の適用関係を明確化する必要がある。この場合、基本的には、次のように構成することが適当と考えるが、なお法制的な面から更に検討を

深める必要があるものと考える。

① 派遣元事業主は、派遣労働者と雇用契約を締結する関係にあり、派遣労働者についての労働条件は、原則として、すべて派遣元事業主が決定し、派遣元事業主は労働基準法上の使用者責任を包括的に負うこと。

② 派遣先事業主は、労働者派遣契約に基づいて業務遂行上必要な指示を行うことができることとなるが、当該業務遂行上の指示は、派遣元事業主と派遣労働者との間で決定されている労働条件及び労働基準法等の関係法規に反して行うことはできないこと。

③ 派遣先事業主の行った業務遂行上の指示に伴って労働基準法等の法規に違反する事態が生じた場合は、派遣先事業主は、使用者として労働基準法等に定める責任を負うこと。また、派遣先事業主でなければ決定し、又は管理し得ない安全衛生や作業環境に関する労働安全衛生関係法規に定める事項の一部についても、派遣先事業主は使用者責任を負うこと。

なお、本項については、次のような意見があったことを付記する。

① 使用と雇用が分離されることとなれば、労働法規の適用関係が不明確となり、労働者の保護が十分図られないおそれがあること。

② 休憩時間、時間外労働、年次有給休暇等の労働基準法上の問題、労働協約の一般的拘束力等の労働組合法上の問題等について更に明確化していく必要があること。

(9) 派遣労働者に係る社会保険等の適用の促進

派遣労働者については、社会保険、労働保険の適用が進みにくいとの指摘があることにかんがみ、社会保険等への加入義務が派遣元事業主にあることを明らかにして、その適用を促進する必要がある、

四 おわりに

以上のような規制措置を講ずることとして、労働者派遣事業を認めることとした場合に、何よりも重要なことは、規制措置の実効をいかに確保するかということであり、また、経済社会情勢に対応した労働力需給調整システムを整備し、労働者の雇用の安定をいかに図っていくかということである。これらの問題の重要性にかんがみ、以下の諸点につき、行政として適切に対応することが必要である。

(1) 実効確保のための体制整備

労働者派遣事業を認めていくこととした場合に、その実効を確保するための措置を講じなければ、規制措置を設けた本来の意味が失われることにもなりかねない。このため、次のような措置を講ずることとして、その具体的内容について更に検討を深める必要があるものと考える。

① 労働者派遣事業の対象となる分野については、規制措置が遵守されるよう、行政の指導、監督のための体制を整備するとともに、適切な指導のための要綱を作成すること。

② 対象とならない分野については、例えば請負なら請負として適正に業務処理が行われるよう、マニュアルを作成する等により指導を強めるとともに、労働者供給事業禁止規定の趣旨を逸脱するような実態を排除するため、関係行政機関等の連携・協力体制を整備すること。

③ 行政機関による実効確保のための措置を補完するため、労使を含めた民間の協力を得て、実効確保のための社会的仕組みを設けること。

(2) 労働力需給調整システムの総合的整備

今後、高齢化の進展、女子の職場進出、サービス経済化の進行、技術革新の進展といった労働力需給両面にわたる構造的変化は避けられないが、このような構造的変化に伴って労働力需給のミスマッチが生じやすくなる。このため、国が行う労働力需給調整機能の整備を図ることはもとより、民間が行う労働力需給調整機能について、必要な見直しを行うとともに、国との密接な連携を確保し、相互間の関係を明確化すること等総合的な整備を図ることにより、労働力需給のミスマッチの解消に努める必要がある。

また、特にこの際、労働者供給事業については、労働組合だけでなく、これに類すると認められるものについても行わせること、許可要件の見直しや申請手続の簡素化を図ること等の条件整備も同時に行うべきである。

なお、本項については、労働者派遣事業の対象となる労働者に対しても、職業紹介の機会が与えられるようにする必要があるとの意見があったことを付記する。

「報告書」をまとめるにあたって、労働側内山委員（総評）は、つぎのような「意見」を提出し、「報告書」に別添されている。

【労働者派遣事業問題調査会の報告書をまとめるに当たっての意見】

委員　内山　達四郎

一　労働者派遣事業が社会的な問題となってきた根本的な原因は、職安法四四条に抵触する事業の存在を放置してきた行政の怠慢さにある。産業構造の変化など現行法制で有効に対応できない状況変化はあるとしても、行政の責任は免れることは出来ない。

二　派遣労働者を保護し、雇用を安定させる立場から、新たな立法化についての検討がすすめられてきたが、

①　派遣事業を公認することで、派遣事業が拡大し、不安定な雇用条件を強いられる労働者がより増大する危険性があり、職安法四四条の規定が一層空文化するのではないか。

②　現状ですら重層下請構造の下で、雇用主、使用者の責任が不明確にされる事例が多数存在し、多くの労働者が、不当な権利侵害、不利益を受けている。労働者派遣事業を認めることによって、このような労働者保護とは逆行する状況をより拡大するのではないか。

③　派遣労働者の保護のための新しい法律をつくったとして、その実効確保が現行の行政体制で十分できるかどうか。

などの疑問点が十分解明されているとはいえない。

したがって、立法化に当たっては、以上の点が一層解明されることが必要である。

三　立法化に当たっての問題点

(1)　一定の分野を限定して派遣事業を認めるとした場合、限定分野以外に存在することとなる派遣事業の取扱いについて、職安法四四条遵守、法の実効確保の立場から経過措置等を明確にしておく必要があること。

(2)　調査会報告について、基本的視点の項では、「人間の尊厳」という視点を加え、営利を目的とする「人貸し業」の禁止（職安法四四条の基本的精神）を一貫させる必要があること。

(3)　規制の在り方に関しては、以下の事項を更に加え明確にすべきである。

①　労働者派遣契約などによる労働条件、就労条件などを事前に労働者に書面で明示することを義務づけることは当然であるが、法に違反する場合には厳重な罰則を付すべきこと。

②　業種限定のみでなく、技術的・専門的職種を指定して限定する。単純不熟練労働者の派遣は認めないこと。

③　海外への派遣、通勤不可能地域への派遣は禁止すること。

④　同一労働者を引き続き同一企業に派遣する期間の限度は、六カ月を原則とするのが妥当であること。

⑤　派遣労働者を使用する企業は、使用労働者数、職種などを当該地域の労働行政機関に届出を義務づけるとともに、使用に当たって、当該事業所の労組の了解を必要条件とすること。

(4)　労働組合が行う労働者供給事業については、従来の規制を見直し、全面的に認めること。（評議会、協議会なども認可の対象とすること。）

(5)　派遣労働者の実態、派遣事業を認めた場合の影響など十分に把握できていない現状では、法制定後、三～五年後の制度見直しを決めておく必要がある。

四　労働者の保護の観点から、「労働契約法」（仮称）の制定へむけた作業を早急に開始すべきである。

「報告書」を受けて、労働省は中央職業安定審議会に「労働者派遣事業等小委員会」（高梨昌座長）を設置して、制度化の具体化に着手した。そこでは、制度化にあたって一律許可制ではなく、ビルメンテナンス業など派遣元企業の雇用管理が明確な業種と、派遣先企業の指揮命令を受ける業種の二段階規制案が浮上しているといわれている。

ともあれ、「報告書」にもとづく制度検討がはじまるなかで、東京商工会議所は労働大臣に「労働政策に関する要望」を提出し、そのなかで「労働者派遣事業」の制度化にふれて、「現に機能しつつある需給システムを破壊することにもなりかねない」として、「検討に当たっては、規制の範囲を最小限に止め、民間の活力や創意を利用して、労働市場機能の活性化に役立たせるという視点からこの問題をとらえるべきである」と要望している。

他方、八四年二月に全港湾、全看労、自運労、新運転、音楽ユニオン、電算労、民放労連、全建総連など二二組合によって結成された労働者供給事業関連労働組合協議会は、四月、中央職業安定審議会での慎重な審議を求めたつぎのような「労働者派遣事業制度化に関する要請書」を提出した。

【労働者派遣事業制度化に関する要請書（一九八四・四・一七）】

〈略〉

一　職安法第四四条、四五条の趣旨は、現在においても十分活かすべきであり、労働組合以外の行う労働者供給事業に対する取締りの放棄・懈怠は許されない。

(1)〈略〉

(2)〈略〉

二　労働者派遣事業法制化のもたらす影響

(1)　不安定就業労働者の増大

派遣先企業の人事・労務管理の要請に忠実な派遣契約が締結され、それが労働条件に反映されざるを得ない。

(2)　差別的雇用形態の固定化

臨時工・社外工についてこれまで常傭雇用労働者と同じように扱う方向で努力されてきたが、この方向を否定し、同一の労働に従事しながら異なった扱いを為すことを制度として容認し、同一労働同一報酬の原則を否定することになる。

(3)　派遣元企業間の競争により、派遣労働者の低賃金・労働強化・無権利状態は一層深刻化する。

派遣元が企業として成立・存続できる根拠は、本来派遣労働者が労働の対価として受くべき賃金の一部をピンハネすることにあり、また、派遣先の意のままに随時調達しうる労働者を、定数プールしておくことが必要になる。派遣元企業間の競争に勝つため、より過当競争の激化、ダンピングの横行などが加わり、派遣契約単価は低下し、派遣労働者の低賃金・低労働条件をもたらし、強制労働の危険も生じる。

(4)　その他にも、派遣元の倒産による賃金の不払い、派遣先直傭常用労働者の削減、労働条件の切り下げ、労働組合の弱体化の危険が大きい。

三　労働法の基礎的部分にかかわる問題

(1)　使用者概念の変容

派遣労働者と派遣元との関係を「雇用関係」、派遣労働者と派遣先との関係を「使用関係」と定義し、前者は法的な契約関係、後者は事実上の関係としている。

労働法は、抽象的・理念的な人間関係を基礎にした市民法の典型としての民法を修正し、具体的・現実的な人間像に接近すべく解釈の努力がなされてきた。そこに社会法としての労働法の重要な使命があり、憲法第二五条生存権の具体化として、生きた具体的な人間の生存を確保するための法でなければならず、従って、労働法は常に対象に対し事実的、現実的な法的評価を要求される。

その意味で、通説・判例いずれも、労働契約・労働関係の存在は、事実上のかつ実際的な判断のもとにされ、使用従属関係のあるところにこれを認定してきた。これに従うならば、現実的に労働者を指揮監督するのは派遣先であり、派遣先・派遣労働者間のみ労働契約・労働関係が生じているはずである。

にもかかわらず、使用者と雇用者とを分離させることは、労働力を消費すれども使用者としての責任を負わない新たな使用者概念を創設することになるが、労働契約なくして労働力消費が行われることは少

なくとも近代的な労使関係にあっては考えられないものである。

四　労基法上の問題点

(1) 強制労働・中間搾取の排除（第五条、第六条）

労働者派遣事業は、労働関係の開始についてのみならず、労働関係の存続についても、第三者が他人の就業に介入して利益を得るものである。また、封建的、前近代的な悪習を復活させ、強制労働・奴隷的拘束の悪弊を生む危険性がある。

(2) 労働条件の労使対等決定（第二条一項）

労働条件は、実質的には派遣先・派遣元間の派遣契約によって決定されてしまい、派遣労働者はその条件をのむか否かだけしか判断の余地がなく、就労の為にはそれをのむほか、他にとるべき方策がない。

(3) 差別的取扱いの禁止（第三、第四条）

直傭と派遣の区別による賃金・労働条件等の差別的取扱いは、雇用の形態による差別排除と同一労働同一報酬原則の確立を趣旨とする同条に抵触する。

(4) 賃金の直接払い原則（第二四条）

賃金とは、名称の如何を問わず「労働力の対価」として使用者が労働者に支払うすべてのものと定義される。従って、労務提供の対価として派遣先が請負代金その他の名称で支払うものは賃金にほかならず、本来、派遣労働者が直接、全額を受けとるべきものである。

(5) 労働条件の最低基準が実際上遵守されない。

① 労働時間・休日、女子および年少者等の最低基準の実質上の決定、運営は派遣先によってなされ、仮に、派遣元に対して罰則を付したとしても派遣先が遵守しないかぎり実効性はない。

② 年次有給休暇（第三九条）は「一年間継続勤務」することが要件となっているが、これより短い派遣期間で派遣先を移転される労働者は年休権を失うおそれがある。

③ 派遣打切りにより休業の場合、新たな派遣先への就業までの休業は当然予想されることを理由に、「使用者の責に帰すべき事由による休業」にあたらないとされ、休業手当の保障（第二六条）から除外される。のみならず、平均賃金の算定上極めて不利益を被る。

また、派遣契約の終了や派遣先の恣意的な派遣契約更新拒絶、派遣元の派遣打ち切りなどにより労働者は直ちに職を失うが、解雇とは異なることを理由に解雇予告の規定も適用されず、解雇権濫用による規制も加えられないおそれがある。派遣元が解雇する場合は、そもそも一時的就労を前提とした制度であることを理由に広く解雇権が認められてしまう。いずれにせよ、派遣労働者は、継続就労による安定した生活の保障を欠くことにならざるを得ない。

五　労組法上の問題点

従来、労組法上の使用者は、労働契約の当事者に限らず、労働者の労働条件に直接的な支配を及ぼしうる者と解されてきた。

しかし、労働者派遣事業が制度化され、派遣元企業が相対的に独立した地位を有するに至れば、実際に指揮監督を受けて労務を提供しつつも派遣労働者は派遣先企業との団体交渉を否定されるおそれがある。また、このことは、派遣先企業における組合活動権、争議権の否認にもつながる。

六　労働者保護、あるいは新しい労働力需給システム実現の美名のもとに検討されている労働者派遣事業は、以上の基本的な問題をかかえるものであり、その法制化は職安法の原則の否定に他ならない。

現在、急増する職安法第四四条違反の事業のもとで働くことを余儀なくされている労働者の真の保護策は、(1)現行職安法に忠実な労働行政を行い、(2)パート労働者等に雇用機会を保障する公的職業紹介機能の拡充・強化をはかるとともに、(3)現在、極めて厳しい制限を加えられている労働組合による労働者供給事業について早急にこれを緩和し、拡大することであり、これらの実現こそ労働省が主張している「労働者保護」にとって急務の課題である。

以上

労働者供給事業関連労組協議会

〈加盟組合〉

全日本港湾労働組合、全国一般東京中央市場労働組合、魚市場太陽荷役労働組合、全国看護労働組合、田園調布派出看護婦家政婦労働組合、全日本印刷技能者労働組合、日本自動車運転士労働組合、新産別運転者労働組合、全国音楽労働組合協議会、日本音楽家ユニオン、電算機関連労組協議

会、日本民間放送労働組合連合会、全国建設労働組合総連合、甲府中央派出婦労働組合、双葉臨床看護婦組合、むつみ会派出看護婦家政婦組合、東京司厨従業員組合、映画演劇労働組合総連合、観光航空貨物産業労働組合連合会、総評・全国一般労働組合、全日本造船機械労働組合、全国検数労働組合連合、全日本ホテル労働組合連合会

〈オブザーバー加盟組合〉

船舶通信士労働組合、技術露語通訳協会

〈協賛団体〉

全日本交通運輸労働組合協議会

結びに代えて

労働者派遣事業の制度化をめぐって、その提起以来、さまざまな論議がおこなわれてきた。制度化を支持する立場から、①労働者派遣をめぐる派遣先、派遣元、労働者の三者間の法律関係が制度化により明確になること、②現行法のもとで労働者供給事業に該当しないように請負形態をとっている事業が実態にマッチした運営が可能となること、などの論点が表明された。

他方、制度化提案にたいして、制度化が派遣労働者の不安定な雇用と劣悪な労働条件の実態を追認し、それを一層悪化させることになるという批判がおこなわれた。そのおもな論点は、つぎのような内容であった。①職安法違反の労働者供給事業を合法化し、職安行政の形骸化をさらにおしすすめる危険性があること、②派遣事業の利用を通して大企業の雇用「合理化」を促進しかねないこと、③無権利の不安定雇用労働者が増大し、差別的雇用形態を固定化すること、④使用者責任が不明確になること、⑤現行労働法体系の改編につながる危険性があることなどであった。

これらの意見のほか、明確な支持や反対とは別に、つぎのような意見もみられた。それは多種多様な形態の労働者派遣事業の拡大という現状のもとで、派遣労働者の保護をはかるために、公共職業安定所の拡充、労働組合のおこなう労働者供給事業の許可条件の緩和、職業安定機関以外の職業紹介事業の活用などを前提に、その制度化をはかるというものである。その場合、①労働者派遣事業と労働者供給事業・請負との関係を明確にすること、②労働者派遣事業の対象業種の限定、③派遣事由や派遣期間の限定、④派遣先企業の使用者責任の明確化、均等待遇の保障、派遣先企業での組合活動の自由の保障など、労働者の保護などの措置がとられるべきであるとの提起がおこなわれている。

〈付　記〉

労働者派遣事業の法制化について検討してきた中央職業安定審議会の労働者派遣事業等小委員会は、八四年一〇月一八日、これまでの審議結果をまとめた中間報告「労働者派遣事業の立法化の構想（試案）」を同審議会に提出した。同報告は、労働者派遣事業の制度化の必要性について、「今後に予想される急速な労働力人口の高齢化、産業構造の転換等の労働力需給両面における多様な変化に的確かつ弾力的に対応し、労働力需給のミスマッチの解消を図ることであり、このような事業の果たす需給調整機能も需給のミスマッチを解消するための有効な方策の一つになる」と指摘し、労働者派遣事

業を「労働者派遣契約に基づき、自己の雇用する労働者を派遣し、他人に使用させることを業として行なうもの」と定義したうえ、つぎのような立法化構想の試案を示している。

(1)派遣事業を派遣労働を希望する労働者を登録しておき、相手方企業からもとめがあった場合に労働者を派遣するという「登録型」と、労働者を常時雇用しておき、事業活動の一環として労働者を相手方企業に派遣するという「常用雇用型」とに分け、「登録型」については労働大臣による「許可制」、「常用雇用型」については労働大臣への「届出制」により法的に認知し、それ以外は禁止する、(2)派遣元事業主が労働基準法上の使用者責任や労災補償などを包括的に負い、他方、労働時間の具体的管理や安全衛生など業務遂行上の指揮命令権の行使などに関する事項、危険有害業務の就業制限、労働安全衛生法上の措置義務の履行責任等については派遣先事業主の責任とする、(3)事業の許可条件として、「許可制」については徳性に問題がなく、労働者保護のルールを順守・履行し得ること、組織的基礎があること、雇用管理を適正におこない得ること、地域の労働力需給調整の円滑化に資すること、また、「届出制」についても同様な条件とする、などが構想されている。派遣事業の対象業種については、(1)専門的知識や経験を有するものにおこなわさせる必要がある業務、(2)キャリア形成をはかりつつ昇進・昇格という雇用慣行になじまず、派遣先企業の他の業務に従事する労働者とは異なる雇用慣行がおこなわれている業務という、二つの基準を示した。

さらに試案は、派遣労働者を保護するため、派遣元事業主にたいして、(1)派遣先での就業条件の明示、(2)管理責任者の選任、(3)派遣労働者台帳の備えつけ、(4)教育、訓練の実施、(5)福祉の増進、(6)社会保険適用の促進、(7)争議行為中の事業所への新たな派遣の禁止、などを義務づけ、派遣先には、(1)就業条件の順守、(2)二重派遣（他の事業主に使用させること）の禁止、(3)派遣元との連絡調整責任者の選任、(4)派遣労働者台帳の備えつけ、などを課すとしている。また、派遣業者が法令に違反した場合には、労働省は改善命令や停止命令、さらには、許可の取り消しができることとされている。

試案は労働者派遣事業の制度化とあわせて、有料職業紹介事業、無料職業紹介事業、労働者募集（文書募集、直接募集、委託募集）にたいする規制措置の見直しをあげ、そのなかで労働組合がおこなう労働者供給事業、無料職業紹介事業について、地域レベルの労働組合組織もこれら事業をおこなえるよう実施主体を拡大し、許可要件の緩和、手続きの簡素化をおこなうよう提起している。また、一一月一八日に労働基準法研究会も「派遣出向等複雑な労働関係に対する労働基準法等の適用について」と題する報告書を出し、労働者派遣事業にたいする労働基準法等の各規定の具体的な適用関係を明らかにしている。

つづいて、一一月一七日、中央職業安定審議会は小委員会の最終報告を受けて「労働者派遣事業問題の立法化構想」をまとめた。これによると、中間報告に罰則規定や行政による立入検査のほか「派遣労働者の正当な組合活動などを理由に、派遣契約を解除することのないよう適切な措置を講ずる必要性」などを盛り込み、「参考」として当面検討の対象として考えられる業務例を具体的に示している。「業務例」はこれまで指摘されてきた四業種をふくめて、秘書・通訳、ワープロ操作、添乗員、コンパニオンなど一四業務である。

労働省はこれにより次期通常国会に法案を提出する予定である。

「労働者派遣事業」関係文献目録

(1) 目録は，1978年7月から1984年6月の期間に発行された文献を収録した。調査研究についてはその一部で「派遣労働」問題を扱っているものも，収録している。

(2) 文献の配列は，①論文，単行本，②労働組合などによる調査等，③関係行政機関などによる調査等，④調査機関，経済団体などによる調査等，⑤派遣会社による調査，⑥その他（雑誌の特集）にわけ，著編者のあいうえお順に配列している。同一著編者は発行年月順となっている。

(3) 文献の一部または全部が再録されている定期刊行物については，論文名のうしろに（誌名，巻号）で表示している。単行本については，＊印を付している。

(1) 論　文

著編者名	論文タイトル名	誌名（発行所名）	巻号（判）	発行年月日
青木，室井 中山，竹下編	＊自治体における民間委託・臨職の法的検討	総合労働研究所	B5，310	82年6月
池沢　幸雄	多様化する雇用形態と意識の変化	職業研究	37—4	83年4月
糸園　辰雄	＊日本の社外工制度	ミネルヴァ書房	B5，318	78年3月
井上　幸夫	現行「労働法体系」の根本的改編につながる「労働者派遣事業」	労働経済旬報	1170	81年3月中旬
井上　幸夫	民間放送会社における下請・派遣労働	季刊労働者の権利	155	83年9月
ウィンター著， 吉井　弘訳	＊テンポラリー・ワーカー——人材派遣によるあなたの将来——	誠信書房	A5，129	84年6月
内山達四郎	「労働者派遣事業」問題の経過と課題—国民春闘共闘会議・雇用失業対策委員会「雇用関係制度課題研究会」(3月6日）における報告	社会評論	32	81年5月
内山達四郎， 佐野陽子	労働者派遣事業問題をどう考えるか，高梨提言の背景と問題点	労働経済旬報	1158	80年11月中旬
梅沢　隆	ソフトウェア技術者の就労実態	労働レーダー	8—7	84年7月
大沼　邦博	事業場内下請労働者の法的地位(上)，(中)，(下)	労働判例	363，365 367	81年7—9月 各上旬
大野　喜実	「労働者派遣事業」の創設と不安定就業労働者	季刊労働法	116	80年6月
大野　喜実	「労働者派遣事業」創設と80年代労働力政策	賃金と社会保障	820	81年6月下旬
大宮　五郎	今後の労働力需給システムのあり方	季刊労働法	116	80年6月
尾形　隆彰	派遣労働者の実態と問題点	経済と労働（58・労働特集Ⅱ）		84年3月
尾形　隆彰	派遣事業拡大の背景と問題点	労働経済旬報	1271	84年5月上旬
岡部　義秀	「減量経営」下の不安定就業の再編と派遣労働	経済系	139	84年4月
小川　正	行政業務の民間下請化と職安法44条	自治労通信	291	81年11月15日
小野　幸次	添乗員派遣会社における派遣労働	季刊労働者の権利	155	83年9月
金子　征史	請負・委任契約者は労働者か—特殊勤務者の労働者性	季刊労働法	120	91年6月
加藤　佑治	現代失業と不安定就業階層に関する一考察	専修経済学論集	18—2	84年3月
鴨田　哲郎	情報処理産業における派遣労働	季刊労働者の権利	155	83年9月

著編者名	論文タイトル名	誌名（発行所名）	巻（判）号	発行年月日
河西 龍太郎，本多 俊文	テレビ局における派遣下請労働者とテレビ会社との労働契約関係	労働法律旬報	1009・10	80年10月上，下旬
木下 武男	労働者派遣事業制度化の問題点	経済	202	81年2月号
木下 武男	労働者派遣事業の制度化（江口英一他編『現代の労働政策』所収）	大月書店	B6，286	81年10月
木下 武男	ビルメンテナンス業労働者の実態	労働の科学	39―4	84年4月
木村 秀雄	労働者派遣事業と職安法「改正」問題	労働組合	184	82年7月
慶谷 淑夫	労働者派遣事業をめぐる法律問題について	日労研資料	1004	80年12月号
剣持 一巳	コンピュータ産業の合理化	ジュリスト増刊総合特集「企業と労働」	№14	79年
剣持 一巳	コンピュータ産業の中の派遣労働者	旬刊労務事情	554	82年3月21日
小泉 幸之輔	派遣労働	社会学論叢	90	84年7月
伍賀 一道	現代不安定就業労働者の社会的経済的位置について―社外工，派遣労働者，パートタイマーを中心に	金沢大学経済学部論集	2	1982年3月
小林 謙一	「不安定」雇用の増大が意味するもの―パートタイマー・派遣労働者を中心として	季刊労働法	120	81年6月
小林謙一，佐野陽子，大野喜実，脇田滋，尾形隆彰	座談会―労働者派遣事業をめぐる諸問題	経済と労働（58・労働特集Ⅱ）		84年3月
小林 丐	人材派遣業（いわゆる事務処理請負業）と婦人労働―アメリカ，イギリス	職研資料シリーズ婦雇―36		84年3月
小林 良暢	派遣事業法制化推進の根拠	労働経済旬報	1271	84年5月上旬
小室 豊允	派遣労働者の使用従属関係と労働契約	季刊労働法	124	82年6月
小室 豊允	派遣労働者をめぐる労働契約の理論的諸問題	季刊労働法	129	83年9月
近藤 昭雄	労働組合の行なう「労働者供給事業」の法的関係」(1)，(2)―鶴菱運輸事件を契機として―	労働判例	348，349	80年11月1日 11月15日
近藤 昭雄	派遣労働者の組合活動と団交権	季刊労働法	120	81年6月
今野 順夫	企業内下請労働者と受入企業の雇用責任	労働法律旬報	1013	80年12月上旬
坂野 哲也	職安法改悪問題と全港湾の立場―資本の労働力政策の根幹に迫る労働運動の方向	社会評論	32	81年5月
坂野 哲也	派遣事業の制度化は労働者保護にはならない	労働経済旬報	1271	84年5月上旬
佐野 陽子	労働力需給システムと職業安定法―特に労働者供給事業の見直しを中心に―	季刊現代の労働	21	80―7
佐藤 博史	＊要員派遣―その問題点を探る―	電波新聞社	B6，199	83年4月
清水 洋二	ビルメンテナンス業における派遣労働	季刊労働者の権利	155	83年9月
下田 博次	ソフトウェア労働者の技術と労働	現代賃金福祉	138	83年4月1日
下山 房雄	フランスにおける臨時・社外労働の増大	労働科学	55―2	79年2月
高木 紘一	派遣労働者と親会社の労働契約関係	労働法律旬報	1083．4	83年11月上，下旬
高梨 昌	特殊雇用契約労働者の労働市場―新たな低賃金労働者の大量創出	季刊労働法	110	78年12月

著編者名	論文タイトル名	誌名（発行所名）	巻（判）号	発行年月日
高梨　昌	「臨時・社外工」労働市場の変貌と雇用政策―女子労働者問題を中心に―	日本労働協会雑誌	245	79年8月
高梨　昌	雇用政策の特徴と問題点	中央労働時報	626	79年12月
高梨　昌	「不安定就業労働者」の労働市場と雇用政策（『不安定就業と社会政策』社会政策学会年報第24集所収）	お茶の水書房	A5，303	80年5月
高梨　昌	80年代の雇用政策と問題点	中央労働時報	657	80年10月
高梨　昌	労働者派遣事業と職安法改正問題	季刊労働法	120	81年6月
高梨　昌	＊転換期の雇用政策	東洋経済新報社	A5,221	82年3月
高梨　昌	人材派遣業の急成長と公的規制	労働レーダー	8―2	84年2月
高梨　昌	人材派遣業の成長と派遣社員の労働問題	中央労働時報	715	84年5月
高橋　龍一	「派遣労働者」募集の実態と問題点	労働運動	201	83年2月
滝川　誠男	応援・派遣・出向・転籍の法律実務	季刊労働法	120	81年6月
滝川　誠男	＊パート，アルバイト，臨時社員，派遣社員の法律	中央経済社	B．6,249	84年2月
滝沢　仁唱	ドイツ連邦共和国被傭者派遣法の検討	長野大学紀要	19	83年11月
竹下　英男	労働法からみた民間委託の限界	季刊労働法	121	81年秋季号
竹島　裕	＊人材派遣会社の活用法	月刊総務8月号付録	21―9	83年8月
武田裕夫・竹山裕子	マンパワージャパン株式会社の現状	労働の科学	39―4	84年4月
武田　裕夫	請負契約で技能をもつ女性を派遣―企業ニーズと働く女性の欲求を結びつける―	旬刊労務事情	533	81年8月1日・11日合併号
辰己　政男	民間放送・東京チャンネルにおける下請社外工の差別撤廃・社員化闘争	労働法律旬報	1011	80年11月上旬
茶置　隆雄	フランスにおける労働者供給事業法制の検討	労働法律旬報	1023	81年5月上旬
津田　真澂	日本の労働社会を変えるパート労働者―手ごわい労働力群―	エコノミスト	2508	83年4月5日
津田　真澂	経済のソフト化と雇用	経済評論	38―9	83年9月
豊川　義明	派遣労働者の実態と労働契約関係	日本労働法学会誌	59	82年5月
仁田　道夫	第三次産業における雇用・労働条件の実態と問題点―都立労働研究所の調査から	労働法学研究会報	1380	81年9月4日
野沢　浩	労働者派遣問題の特質	労働の科学	39―4	84年4月
野沢　浩	人材派遣事業の追認だけでいいか―渡り鳥労働者の保護を忘れずに	エコノミスト	62―18	84年5月1・8日
林　丘	ソフトウェア派遣の実態	労働の科学	39―4	84年4月
平井　和秀	フランスにおける一時的な労働	日本労働協会雑誌	249	79年12月
平井　和秀	資料―時的な労働に関するフランス労働法	日本労働協会雑誌	249	79年12月
藤　新太郎	労働者派遣事制度化の問題点	建設一般	27	80年8月
本多　淳亮	事業場内下請労働者の法的地位（『雇用調整と人事問題』所収）	ダイヤモンド社		1978年5月
本多　淳亮	事業場内下請労働者の法的地位をめぐる最近の動向	労働法律旬報	1011	80年11月上旬
本多　淳亮	労働者派遣の実態と本質を斬る	労働法律旬報	1017	81年2月上旬
本多　淳亮	派遣労働者の法的地位と職安法―雇用関係の多様化に伴う法的問題点―	労働法学研究会報	1362	81年4月17日

著編者名	論文タイトル名	誌名（発行所名）	巻（判）号	発行年月日
本多　淳亮	派遣労働者と派遣先企業の法律関係	季刊労働法	120	81年6月
増田　保造	西ドイツ：労働者供給事業法について	海外労働経済月報	28—12	79年12月
松岡　誠一郎	ゼンセン同盟の無料職業紹介事業	同盟	226	80年9月
松林　和夫	職安法の抜本「改正」問題の検討—労働者供給事業の合法化の意味	労働法律旬報	1011	80年11月上旬
松林　和夫	第四の労働者群と職業安定法の“改正”問題	経済と労働（55・労働特集Ⅱ）		81年3月
松林　和夫	労働者派遣事業制度化問題の検討	日本労働法学会誌	59	82年5月
三富　紀敬	派遣労働に関する産業別全国協約の交渉論点(1)(2)	法経研究	31—1, 32—2	82年7月, 83年9月
三富　紀敬	ＥＥＣ加盟国における派遣労働制度の基本的性格	法経研究	32—3	83年12月
三富　紀敬	フランスにおける派遣労働と使用者概念	法経研究	31—3・4	83年3月
三富　紀敬	派遣労働に関するＥＣ指令の基本的性格	法経研究	32—4	84年3月
宮島　尚史	派遣労働者問題の視点と構造序論	労働経済旬報	1196	81年12月上旬
安原　幸彦	航空会社における下請・派遣労働	季刊労働者の権利	155	83年9月
柳沢　旭	企業内下請労働者と労働契約関係	労働法律旬報	953	78年6月上旬
柳沢　旭	特殊雇用と使用従属関係	労働法律旬報	1061	82年12月上旬
山田　春雄	プールも差別“人貸し会社”の派遣社員	労働運動	182	81年2月
山本　憲治	情報処理労働者の現状と課題	現代賃金福祉	138	83年4月1日
脇田　滋	派遣労働者と受入会社間の労働契約関係—サガテレビ事件（福岡高裁　昭58・6・7判決）	季刊労働法	130	83年12月
脇田　滋	営利的労働者派遣事業制度化論の検討—公正労働条件保障に逆行する職安法改正批判—	労働法律旬報	1017	81年2月上旬
脇田　滋	派遣労働者の保護についての国際比較	日本労働法学会誌	59	82年5月
鷲谷徹・高橋祐吉編著	＊サービス産業の労働問題	労働科学研究所	A5，286	82年3月

（Ⅱ）労働組合等

著編者名	論文タイトル名	誌名（発行所名）	巻（判）号	発行年月日
ゼンセン同盟産業政策部門	日本で初めて，労働組合による無料職業紹介事業	友愛	422	80年9月
全日自労建設一般労働組合	「労働者派遣事業」の創設をめぐって(案)		B5，97	
全日自労建設一般労働組合	労働力需給システム関係資料（内部資料）		B5，154	
全日本電機機器労働組合連合会調査部	「電算機関係勤務者の雇用及び労働条件に関する調査」結果	電機労連・調査時報	175	82年7月
調査部・中小対策部	「情報処理サービス業における労使関係と組合活動に関する調査」報告	電機労連・調査時報	175	82年7月
電機労連	情報処理産業における派遣労働者対策指針		B5，7	83年6月
全労働省労働組合	第17回労働行政研究全国集会—不安定雇用労働者の実態と問題点		B5，125	82年6月

著編者名	論文タイトル名	誌名（発行所名）	巻（判）号	発行年月日
全労働省労働組合	支部研究レポート特集—女子パートタイマー，労働者派遣事業—その実態と問題点（旬刊労務事情．No.566）		B5，281	82年6月
全労働省労働組合	第18回労働行政研究全国集会—研究報告資料—労働者派遣事業の実態と問題点	資料全労働	187	84年6月
	—支部（県協）研究レポート集	資料全労働	186	84年6月
電算機関連労働組合協議会	＊コンピュータ労働者の実態		B5，11	82年3月
電算労	「ソフトウェア」労働者の健康と労働実態調査	労働経済旬報	1271	84年5月上旬
日本労働組合総評議会弁護団	職安法改正「提言」の問題点〈問題提起〉（弁護団1980年全国総会の方針案）	季刊労働者の権利	138	80年9月
日本労働組合総評議会弁護団職安法改正問題研究会	「労働者派遣事業制度」の公認に反対する	季刊労働者の権利	142	81年7月
労供労組協	労働者派遣事業制度化に関する要請書	労働経済旬報	1271	84年5月上旬
大阪民主法律協会	「合理化」下請・特殊雇用の実態	労働法律旬報	867	74年10月下旬
大阪民主法律家協会職安法問題研究会	下請派遣労働者の労働実態調査	労働法律旬報	1017	81年2月上旬
雇用形態による合理化反対連絡会議	民間放送産業における下請「合理化」の実態—労働者供給事業・大阪東通の実態調査—1977年	労働法律旬報	1017	81年2月上旬
雇用形態による合理化反対連絡会議	民間放送産業における下請「合理化」の実態	労働法律旬報	1017	81年2月上旬

（Ⅲ） 行政機関等

著編者名	論文タイトル名	誌名（発行所名）	巻（判）号	発行年月日
行政管理庁	＊民営職業紹介事業等の指導監督に関する行政監察結果に基づく勧告（旬刊労務事情 No.555）	行政管理庁	B5，28	78年7月
労働省大臣官房統計情報部雇用統計課	＊雇用管理調査報告—採用管理—（昭和54年）	労働省大臣官房統計情報部	B5，169	79年10月
労働省職業安定局雇用援護室	変貌する民営職業紹介事業	職業安定広報	31—13	80年5月21日
労働力需給システム研究会	＊今後の労働力需給システムのあり方についての提言（労働法令通信33—12）		B5，27	80年4月
労働省	民営職業紹介事業等の指導監督に関する行政監察	行政監察月報	219	80年6月
労働省	＊労働者派遣事業問題調査会資料集			81年6月

著編者名	論文タイトル名	誌名（発行所名）	巻（判）号	発行年月日
労働者派遣問題調査会	＊労働者派遣事業問題調査会報告書（労働経済旬報№1271，経済と労働〔58・労働特集Ⅱ〕）			84年2月
	＊婦人雇用研究Ⅲ（人材派遣業〔いわゆる事務処理請負業）と婦人労働，昭和58年度婦人雇用調査研究会議事要録）	雇用促進事業団雇用職業総合研究所	A5，72	84年3月
	＊情報処理産業における労働条件の実態調査（労働経済旬報№1271）	東京都品川労政事務所	B5，104	84年3月
	＊情報処理産業の労働条件実態調査（賃金事情№1721，総評調査月報№168，№170，№171）	東京都中央労政事務所	B5，137	80年3月
	＊第三次産業における雇用及び就業構造（労働市場調査研究№2）（労働経済旬報№1271）	東京都立労働研究所	B5，154	81年3月
	資料・労働者派遣事業問題調査会報告書	経済と労働（58・労働特集Ⅱ）		84年3月
	＊人材派遣業の進展と就業実態―事務処理サービス・医療事務サービス・マネキン事例	京都府労働経済研究所	B5，171	83年11月

（Ⅳ）調査機関・経済団体

著編者名	論文タイトル名	誌名（発行所名）	巻（判）号	発行年月日
雇用開発センター	＊「求職者の意識行動および職業構造の変化に伴う労働力需給調節のあり方」に関する調査研究―結果報告書―	雇用促進事業団雇用職業総合研究所・財団法人雇用開発センター	B5，196	83年6月
全日本能率連盟経営管理委員会	＊高齢化・高学歴化社会における人事制度の実態調査報告書（ホワイトカラー従業員の能力開発と人事処遇）―昭和56年度通産省委託調査―	全日本能率連盟	B5，141	82年3月
	＊特定新規サービス業実態調査報告書	(財)中小企業調査協会	B5，100	80年3月
	＊10年後の雇用労働に関する経営者の予測―第3次産業企業経営者の意識調査―	東京商工会議所	B5，42	82年1月
	＊高失業構造の現状と労働市場システムの展望に関する調査報告書	日本総合研究所	A4，138	84年3月
日本生産性本部労使協議制常任委員会	＊調査報告「構造変化が労使関係に与える影響」	日本生産性本部	B5，113	84年3月
労働科学研究所社会科学研究室	＊サービス産業における雇用構造―ソフトウエア業，ビルメンテナンス業における就業実態に関する調査研究―	労働科学研究所	B5，102	80年6月

(V) 派遣事業

著編者名	論文タイトル名	誌名(発行所名)	巻(判)号	発行年月日
	＊人材派遣利用実態調査	日本ビジネスシエアリング	B5，5	84年6月
	＊マンパワー・スタッフの意識調査	マンパワージャパン株式会社	A4，11	82年8月
	＊1983年新規顧客調査―マンパワー・サービスはどのように導入されどのような評価をうけているでしょうか―(83年1月調査)	マンパワージャパン株式会社	A4，3	
	＊テンポラリースタッフ意識調査（昭和57年度）	株式会社テンポラリーセンター	A4，12	
	＊テンポラリースタッフ意識調査（昭和58年度）	株式会社テンポラリーセンター	A4，16	

(Ⅳ) その他

著編者名	論文タイトル名	誌名(発行所名)	巻(判)号	発行年月日
	技術，ノウハウを売る第三の労働力（技能を売る女性達の生活と意見，名古屋技術センター，東管，データプロセスコンサルタント，総合警備保障）	職業研究	37―4	83年4月
	軒並み2ケタ増　ウケに入る人材派遣業	週刊ダイヤモンド	71―35	83年9月10日
	請負契約で技能をもつ女性を派遣	旬刊労務事情	533	81年8月1・11日
編集部	労働者派遣事業制度化問題と今後の方向	旬刊労務事情	554	82年3月21日
編集部	業務処理請負業（労働者派遣事業）の業務内容と労働実態	旬刊労務事情	554	82年3月21日
	社会的必要性あっても中間搾取の素地はある―労働者派遣事業―	先見労務管理	631	80年12月17日
	人材派遣業，情報処理産業	東洋経済統計月報	43―6	83年6月
	＊不安定雇用をめぐる法律問題―派遣労働者問題を中心に―（シンポジウム）	日本労働法学会誌	59	82年5月
編集部	話題を追う＝人材派遣業の実情と職安法問題(①人材派遣業のしくみと進出状況，②事務処理サービスにおける人材派遣会社の実情，③人材派遣業と職安法改正問題，〔参考〕派遣・下請労働者に関連した労働判例)	労政時報	2623	82年11月26日
	臨時労働者の地位と待遇―フランスで研究報告発表	ＩＬＯニュース	278	80年9月
	フランス・普及する労働者供給事業―常用労働者の雇用抑制に利用―	労務管理通信	20―15	80年6月11日
	フランスにおける派遣労働に関する労働法典改正―1982．2．5付オルドナンス第82―131号	賃金と社会保障	851	82年10月10日

第一部

労働者状態

I 雇用構造と労働市場

概要□労働力需給と雇用構造——労働力人口／完全失業者／就業人口／就業構造／就業者の産業別構成／就業者の従業上の地位別構成／雇用者の産業別構成／雇用者の企業規模別構成／雇用者の職業別構成／雇用者の雇用形態／常用雇用指数／雇用者の就業時間別構成／追加就業希望率と転職希望率／景気動向と労働市場——景気動向／新規学卒者の需給状況／一般職業紹介状況／技能労働者需給状況／入・離職率の推移／雇用保険の諸指標

概要

一、一九八三年の労働力人口は年平均月当たり五八八九万人で推移した。前年より一一五万人増加したが、このうち六割強が女子労働力の増加によるものであった。完全失業者数は一五六万人であり、前年より二〇万人増加した。完全失業率は二・六%であり、前年より〇・二ポイント上昇した。

一、八三年の就業人口は五七三三万人であり、前年より九五万人増加した。この就業人口の産業別構成は、第一次産業五三一万人（九・三%）、第二次産業一九五七万人（三四・一%）、第三次産業三二四五万人（五六・六%）であった。第三次産業の増加率は比較的高い水準で推移した。

一、就業人口中、自営業主は九三八万人（一六・四%）、家族従業者は五七四万人（一〇・〇%）、雇用者は四二〇八万人（七三・四%）であった。前年より雇用者は一一〇万人、二・七%増加した。

一、非農林業の雇用者数は四一七六万人であった。これは全雇用者の九九・二%を占めた。この内訳は、建設業一〇・〇%、製造業二七・九%、卸小売・金融保険不動産業二五・九%、運輸通信・電気ガス水道熱供給業八・七%、サービス業二一・三%であった。雇

用者の企業規模別構成では、対前年増加率が大企業ほど大きかったため、大企業の構成比が高まり、小企業で低下した。

一、八三年の雇用者人口の増加中、ホワイトカラー職業とグレーカラー職業の増加が大きかった一方、ブルーカラー職業の増加は小幅にとどまった。非農林業雇用者人口の雇用形態別構成は、常雇八九・八％、臨時雇七・二％、日雇三・〇％であった。常雇比率は、七六年以降低下のすう勢にあり、八三年にはついに九〇％を下回った。八〇年を一〇〇とした常用雇用指数は八三年に一〇三・四であり、前年とくらべて〇・三ポイントの上昇にすぎなかった。常用雇用者の増勢の鈍化がみられた。

一、八三年の従業者の一人当たり週就業時間は四七・七時間で、前年より〇・三時間増加した。週当たり三四時間以下の短時間就業者と週六〇時間以上の長時間就業者の比重がともに増大した。追加就業希望者は二二五万人で、追加就業希望率は三・九％であった。前年より一三万人、〇・一ポイント増加した。転職希望者は三六〇万人で、転職希望率は六・三％であった。前年より四〇万人、〇・六ポイント増加した。

一、八三年の日本経済は、輸出の好調によって、年央から景気回復に向かった。しかし、倒産件数が減少しないなど、経済指標にばらつきが目立った。

一、新規学卒者にたいする求人倍率は、中学卒二・一倍、高校卒一・六倍と、前年にひきつづき低下した。一般職業紹介状況では、有効求人倍率は前年よりわずかに減少し、低い水準にとどまったが、年末にはわずかながら上昇に転じ、景気回復の反映がみられた。労働力需給の動きは、景気回復が輸出によるものであったため、業種別に大きな違いがみられた。電気機械など輸出関連業種では労働力需給に改善がみられる一方、鉄鋼など素材関連業種などでは好転がみられなかった。

一、常用労働者の入職と離職は、八三年に入職超過率がマイナス〇・四％となり、離職超過に転じた。雇用保険受給実人員も前年より五・四万に増加し、基本手当受給率も三・二％と前年よりわずかに上昇した。このように八三年の景気回復は、雇用情勢の改善にはっきりと結実するまでにはいかなかった。

1　労働力需給と雇用構造

労働力人口

総理府「労働力調査」によれば、一九八三年の労働力人口は五八八九万人で、前年より一一五万人増加した。対前年増加率は二・〇％であった。同じ八三年の生産年齢人口数は九二三二万人で、前年を一一六万人上回った。対前年増加率は一・三％であった。労働力率は六三・八％で、前年より〇・五ポイント上昇した（第1表）。労働力人口の増勢は七六年以降八二年まで年平均約六六万人で推移してきた。この六〇万人台の増勢を、八三年の労働人口の増加一一五万人はかなり上回ったといえる。

八三年の労働力人口を男女別にみると、男子労働力人口は三五六四万人で、前年より四二万人増加した。対前年増加率は一・二％で

第1表 労　働　力　状　態

年　月	総人口	満15歳以上人口	労働力人口	従業上の地位別就業者数 全産業 総数	自営業主	家族従業者	雇用者	完全失業者	失業率2)	非労働力人口	労働力率3)	雇用者比率4)
	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	%	万人	%	%
1977年平均	11,392	8,632	5,452	5,342	942	621	3 769	110	2.0	3 157	63.2	70 6
1978年平均	11,495	8,726	5,532	5,408	964	636	3,789	124	2.2	3 169	63.4	70.1
1979年平均	11,592	8,824	5,596	5,479	967	627	3,876	117	2 1	3,200	63 4	70.7
1980年平均	11,683	9 932	5,650	5,536	951	603	3,971	114	2.0	3 249	63 3	71.7
1981年平均	11,767	9,017	5,707	5,581	943	592	4,037	126	2.2	3,279	63.3	71.9
1982年平均	11,848	9,116	5,774	5,638	943	587	4,098	136	2 4	3,309	63.3	72.7
1983年平均	11,929	9,232	5,889	5,733	938	574	4,208	156	2 6	3,305	63 8	73.4
1～6月平均	11,909	9,203	5,859	5,696	940	570	4,175	163	2 8	3,307	63.7	73 3
1983年7月	11,928	9,233	5,953	5 809	958	600	4,240	144	2 4	3,240	64.5	73.0
8月	11,940	9,249	5,940	5,782	935	579	4 255	158	2.7	3 271	64.2	73 6
9月	11,948	9 258	5 952	5,796	962	600	4,217	157	2.6	3 271	64.3	72.8
10月	11,955	9,268	5 955	5 806	967	610	4,216	149	2 5	3,274	64.3	72.6
11月	11,961	9,277	5 903	5,755	919	563	4,263	147	2 5	3,333	63.6	74.1
12月	11,962	9,282	5,807	5,663	876	514	4,257	143	2.5	3,430	62.6	75.2
1984年1月	11,974	9,297	5,724	5,559	856	482	4,205	165	2.9	3,525	61.6	75.6
2月	11,974	9,301	5.736	5,565	855	492	4,204	171	3.0	3.516	61.7	75.5
3月	11,981	9,313	5,835	5,657	891	523	4,227	178	3.1	3,427	62.7	74.7
4月	11,986	9,321	5,961	5,793	956	578	4,241	168	2.8	3,315	64.0	73.2
5月	11,997	9,335	6,003	5,843	961	604	4,260	160	2.7	3,280	64.3	72.9
6月	12,003	9,344	6,029	5,866	954	613	4,250	163	2.7	3,266	64.5	72.5

〔備考〕 1) 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

2) 失業率＝完全失業者／労働力人口

3) 労働力率＝労働力人口／満15歳以上人口

4) 雇用者比率＝雇用者数／就業者数

あった。女子労働力人口は二三二四万人で、前年より七二万人増加した。対前年増加率は三・一%であった。すなわち、八三年の労働力人口全体の増加数一一五万人の六割強が女子労働力の増加によるものであった。

八三年の労働力人口を年齢別にみると、五五歳以上の高年齢層一〇二一万人（全体の一七・三%、以下同）、四〇～五四歳の中高年齢層二〇一三万人（三四・一%）、二五～三九歳二一二六万人（三六・一%）、一五～二四歳七二九万人（一二・四%）となった。労働力人口全体に占める四〇歳以上の中高年・高年者の割合が五一・五%と半数以上を占めている。年齢別の増減をみると、前年より、五五歳以上は四六万人の増（対前年増四・七%、以下同）、四〇～五四歳は四九万人増（二・三%）、二五～三九歳は六万人の減（マイナス〇・三%）、一五～二四歳は二七万人の増（三・八%）となった。この変動は多分に年齢別の人口動態を反映している。人口数は、前年よりも五五歳以上三・七%増、四〇～五四歳一・五%増、二五～三九歳一・八%減、一五～二四歳一・八%増となった。これにたいし、年齢別労働力率は、五五歳以上四四・〇%から四四・四%への〇・四%の増、四〇～五四歳八〇・二%から八一・〇%への〇・八%の増、二五～三九歳七五・三%から七六・〇%への〇・七%の増、一五～二四歳四三・三%から四四・二%への〇・九%の増であった。

労働力人口を男女別、年齢別に分けると、男子の場合、五五歳以上六二七万人（全体の一七・六%、以下同）、四〇～五四歳一一九八万人（三三・六%）、二五～三九歳一三六九万人（三八・四%）、一五～二四歳三七〇万人（一〇・四%）となった。女子の場合、年齢別労働力人口は、五五歳以上三九四万人（一六・九%）、四〇～五四歳八一四万人（三五・〇%）、二五～三九歳七五八万人（三二・五%）、一五～二四歳三五九万人（一五・五%）となった。

労働力人口の男女別、年齢別の増減をみると、男子の場合、前年より、五五歳以上は二七万人の増（対前年増四・五%、以下同）、四〇～五四歳は一七万人の増（一・四%）、二五～三九歳は一五万人の減（マイナス一・一%）、一五～二四歳は一三万人の増（三・六%）となった。人口数は、男子の場合、前年よりも、五五歳以上三・九%増、四〇～五四歳一・五%増、二五～三九歳一・一%減、一五～二四歳二・一%増となった。これにたいし、年齢別労働力率は、五五歳以上六二・三%から六二・六%への〇・三%増、四〇～五四歳九六・九%から九六・八%への〇・一%減、二五～三九歳九七・三%から九七・四%への〇・一%の増、一五～二四歳四三・三%から四三・九%への〇・六%増となった。

女子の年齢別労働力人口を前年とくらべると、五五歳以上は二〇万人増（五・三%）、四〇～五四歳は二九万人増（三・七%）、二五～三九歳は六万人増（一・一%）、一五～二四歳は一四万人増（四・一%）となった。女子の年齢別人口数は、前年にくらべて、五五歳以上三・四%増、四〇～五四歳一・五%増、二五～三九歳一・三%減、一五～二四歳一・八%増となった。他方、労働力率は、五五歳以上二九・八%から三〇・四%への〇・六%増、四〇～五四歳六三・八%から六五・二%への一・四%増、二五～三九歳五三・二%から五四・五%への一・三%増、一五～二四歳四三・五%から四四・四%への〇・九%増となり、各年齢層とも一%前後の伸びを示した。

八三年の労働力人口を地域別にみると、北海道・東北は七四八万人（全国の一二・七％、以下同）、南関東は一四四七万人（二四・六％）、北関東・中部は一四七八万人（二五・一％）、近畿は九三六万人（一五・九％）、中国・四国・九州は一二八〇万人（二一・七％）となった。前年からの増加数と前年比増加率をみると、北海道・東北は九万人増（一・二％）、南関東は三三万人増（二・三％）、北関東・中部は三一万人増（二・一％）、近畿は二一万人増（二・三％）、中国・四国・九州は二四万人増（一・九％）となった。北海道・東北で前年比増加率がやや低くなっているのを除けば、各地域とも二％前後の増加率を示している。

完全失業者

総理府「労働力調査」によると、一九八三年の完全失業者数は一五六万人で、前年よりも二〇万人増加した。完全失業率は二・六％で、前年よりさらに〇・二ポイント上昇した。

八三年の完全失業者数を男女別にみると、男子は九五万人で前年を一一万人上回った。女子は六一万人で同じく前年を九万人上回った。男子の完全失業率は前年を〇・三ポイント上回り二・七％となった。女子の完全失業率は前年を〇・三ポイント上回り二・六％となった。男女とも前年にひきつづいて失業率の増大がみられる。

八三年の完全失業率を年齢別にみると、五五歳以上の高齢層では前年より〇・三ポイント上昇して三・一％となり、四〇～五四歳の中高年齢層では〇・二ポイント上昇して一・八％となった。二五～三九歳の中堅年齢層では〇・三ポイント上昇して二・五％となり、一五～二四歳の若年齢層では〇・二ポイント上昇して四・五％となった。完全失業率は各年齢層で前年より増大したが、とくに高年齢層と中堅年齢層での増大が大きい。

八三年の完全失業率を男女別、年齢別にみると、男子の場合、五五歳以上四・三％、四〇～五四歳一・八％、二五～三九歳二・二％、一五～二四歳四・六％となった。前年とくらべると、五五歳以上が〇・五ポイントの増大、一五～二四歳が〇・四ポイントの増大と、高年齢層と若年齢層での増大が目立っている。

女子の年齢別完全失業率は、五五歳以上一・五％、四〇～五四歳一・八％、二五～三九歳三・〇％、一五～二四歳四・五％であった。前年とくらべると、五五歳以上〇・二ポイント増、四〇～五四歳〇・三ポイント増、二五～三九歳〇・五ポイント増、一五～二四歳〇・二ポイント増となった。女子の場合、中堅年齢層での完全失業率の増大が注目される。

八三年の完全失業率を世帯主との続柄別にみると、世帯主の場合（すなわち、ここでは一般世帯と単身世帯の合計の場合）、前年より〇・三ポイント上昇して二・五％となり、世帯主の配偶者の場合〇・四ポイント上昇して一・九％となり、その他の世帯員の場合〇・三ポイント上昇して三・七％となった。完全失業率は各世帯員とも増大し、その増加率もほぼ同じであった。

八三年の完全失業率を男女別・世帯主との続柄別にみると、男子の場合、世帯主（一般世帯と単身世帯の合計）は〇・三ポイント上昇して二・三％となり、その他の世帯員は〇・四ポイント上昇して四・〇％となった。女子の場合、八三年の完全失業率は、世帯主で〇・八ポイント上昇して四・五％、配偶者で〇・四ポイント上昇して一・九％、その他の世帯員で〇・二ポイント上昇して三・四％であった。女子の完全失業率の上昇は世帯主で顕著であった。

八三年の完全失業率を地域別にみると、北海道・東北では三・三%、南関東では二・六%、北関東・中部では一・八%、近畿では二・九%、中国・四国・九州では三・一%であった。前年とくらべると、北海道・東北では〇・五ポイント増、南関東では〇・三ポイント増、北関東・中部では〇・二ポイント増、近畿でも〇・二ポイント増、中国・四国・九州では〇・四ポイント増となった。

就業人口

八三年の就業人口は五七三三万人で、前年より九五万人増加した。前年比増加率は一・七%であった。八三年の男子就業人口は三四六九万人で、前年より三一万人増加した。前年比増加率は〇・九%であった。女子就業人口は二二六三万人で、前年より六三万人増加した。前年比増加率は二・九%であった。八一～八二年には男女とも就業人口の増勢に鈍化がみられたが、八三年には再び増勢が大きくなったといえる。

就業構造

八三年の就業人口を、第一次産業、第二次産業、第三次産業の産業部門別にみると、第一次は五三一万人（全体の九・三%、以下同）、第二次は一九五七万人（三四・一%）、第三次は三二四五万人（五六・六%）であった。前年とくらべると、第一次産業一七万人の減（対前年比マイナス三・一%）、第二次産業二六万人の増（一・三%）、第三次産業八六万人の増（二・七%）であった（第2表）。

第一次産業の就業人口の減勢は対前年比で八〇年マイナス五・九%、八一年マイナス三・五%、八二年マイナス二・〇%といくぶん鈍化傾向がみられたが、八三年は再び三%台の減少率にもどっている。これにたいし、第三次産業の増勢は三%近い増加率を示し、比較的高い水準を維持している。

就業者の産業別構成

八三年の就業人口を産業別にみると、第一次産業部門五三一万人（全体中の比九・三%）の内訳は、農業四六八万人（八・二%）、林業・狩猟業一八万人（〇・三%）、漁業・水産養殖業四六万人（〇・八%）である。分野別就業人口の対前年増減数および増減率をみると、農業一六万人減（マイナス三・三%）、林業・狩猟業および漁業・水産養殖業では就業人口の増減はなかった。

つぎに八三年の第二次産業部門の就業者数一九五七万人（三四・一%）の内訳は、鉱業一〇万人（〇・二%）、建設業五四一万人（九・四%）、製造業一四〇六万人（二四・五%）である。分野別就業者数の対前年増減数および増減率をみると、鉱業および建設業では増減ゼロ、製造業では二六万人の増（一・九%増）となっている（第3表）。

つぎに八三年の第三次産業部門の就業者数三二四五万人（五六・六%）の内訳は、卸売・小売業一三一三万人（二二・九%）、金融・保険・不動産業二一三万人（三・七%）、運輸・通信業三五〇万人（六・一%）、電気・ガス・水道・熱供給業三六万人（〇・六%）、サービス業一一二二万人（一九・六%）であった。分野別就業者数の増減数と増減率をみると、卸売・小売業一七万人増（一・三%）、金融・保険・不動産業七万人増（三・四%）、運輸・通信業一万人増（〇・三%）、電気・ガス・水道・熱供給業二万人増（五・九%）、サービス業五七万人増（五・四%）となっており、各分野を通じて増加がみられるが、とくにサービス業で増加率が大きい。

八三年の製造業の就業者数一四〇六万人（二四・五%）の内訳は、繊維工業二一七万人（三・八%）、化学諸工業一六〇万人（二・

第2表　第1次，第2次，第3次産業別就業者数　　（年平均）（単位：万人）

		第1次産業[2]			第2次産業[3]			第3次産業[4]			構成比（%）			
		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		総数	第1次産業[2]	第2次産業[3]	第3次産業[4]
			増減	増減率		増減	増減率		増減	増減率				
男女計	1975年	661	− 14	− 2.1	1,841	− 64	− 3.4	2,721	+ 64	+ 2.4	100.0	12.7	35.2	52.1
	1976	643	− 18	− 2.7	1,855	+ 14	+ 0.8	2,773	+ 52	+ 1.9	100.0	12.2	35.2	52.6
	1977	634	− 9	− 1.4	1,858	+ 3	+ 0.2	2,850	+ 77	+ 2.8	100.0	11.9	34.8	53.4
	1978	633	− 1	− 0.2	1,861	+ 3	+ 0.2	2,914	+ 64	+ 2.2	100.0	11.7	34.4	53.9
	1979	613	− 20	− 3.2	1,881	+ 20	+ 1.1	2,985	+ 71	+ 2.4	100.0	11.2	34.3	54.5
	1980	577	− 36	− 5.9	1,926	+ 45	+ 2.4	3,033	+ 48	+ 1.6	100.0	10.4	34.8	54.8
	1981	557	− 20	− 3.5	1,939	+ 13	+ 0.7	3,085	+ 52	+ 1.7	100.0	10.0	34.7	55.3
	1982	548	− 9	− 1.6	1,931	− 8	− 0.4	3,159	+ 74	+ 2.4	100.0	9.7	34.2	56.0
	1983	531	− 17	− 3.1	1,957	+ 26	+ 1.3	3,245	+ 86	+ 2.7	100.0	9.3	34.1	56.6
男	1975年	330	− 10	− 2.9	1,306	− 18	+ 1.4	1,630	+ 33	+ 2.1	100.0	10.1	39.9	50.0
	1976	327	− 3	− 0.9	1,299	− 7	− 0.5	1,668	+ 34	+ 2.1	100.0	9.9	39.4	50 6
	1977	324	− 3	− 0.9	1,290	− 9	− 0.7	1,695	+ 27	+ 1.6	100.0	9.8	39.0	51.2
	1978	323	− 1	− 0.3	1,283	− 7	− 0.5	1,719	+ 24	+ 1.4	100.0	9.7	38.6	51.7
	1979	311	− 12	− 3.7	1,297	+ 14	+ 1.1	1,755	+ 36	+ 2.1	100.0	9.2	38.6	52.2
	1980	294	− 17	− 5.5	1,322	+ 25	+ 1.9	1,778	+ 23	+ 1.3	100.0	8.7	39 0	52.4
	1981	288	− 6	− 2.0	1,323	+ 1	+ 0.1	1,808	+ 30	+ 1.7	100.0	8.4	38.7	52.9
	1982	282	− 6	− 2.1	1,315	− 8	− 0.6	1,841	+ 33	+ 1.8	100.0	8.2	38.2	53.5
	1983	276	− 6	− 2.1	1,319	+ 4	+ 0.3	1,874	+ 33	+ 1.8	100.0	8.0	38.0	54.0
女	1975年	331	− 6	− 1.8	535	− 44	− 7.6	1,087	+ 30	+ 2.8	100.0	16.9	27.4	55.7
	1976	316	− 15	− 4.2	558	+ 23	+ 4.3	1,102	+ 15	+ 1.4	100.0	16.0	28.2	55.8
	1977	309	− 7	− 2.2	567	+ 9	+ 1.6	1,157	+ 55	+ 5.0	100.0	15.2	27.9	56.9
	1978	310	+ 1	+ 0.3	578	+ 11	+ 1.9	1,195	+ 38	+ 3.3	100.0	14.9	27.7	57.4
	1979	302	− 8	− 2.6	584	+ 6	+ 1.0	1,231	+ 36	+ 3.0	100.0	14.3	27.6	58.1
	1980	283	− 19	− 6.3	605	+ 21	+ 3.6	1,254	+ 23	+ 1.9	100.0	13.2	28.2	58.5
	1981	269	− 14	− 4.9	615	+ 10	+ 1.7	1,278	+ 24	+ 1.9	100.0	12.4	28.4	59.1
	1982	267	− 2	− 0.7	616	+ 1	+ 0.2	1,317	+ 39	+ 3.1	100.0	12.1	28.0	59.9
	1983	256	− 11	− 4.1	637	+ 21	+ 3.4	1,370	+ 53	+ 4.0	100.0	11.3	28.1	60.5

〔備考〕 1）総理府統計局「労働力調査年報」各年による。
2）第1次産業：農業，林業，狩猟業，漁業水産養殖業　3）第2次産業：鉱業，建設業，製造業　4）第3次産業：左記以外の産業

第3表　非農林業産業別就業者数

		漁業水産養殖業			鉱業			建設業			製造業			卸小売・金融保険・不動産業			運輸・通信・電気・ガス・水道業			サービス業			公務		
		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年	
		(万人)	増減	増減率(%)	(万人)	増減	増減率(%)	(万人)	増減	増減率(%)	(万人)	増減	増減率(%)	(万人)	増減	増減率(%)	(万人)	増減	増減率(%)	(万人)	増減	増減率(%)	(万人)	増減	増減率(%)
	1977年	45	3	7.1	19	1	5.6	499	7	1.4	1,340	−5	−0.4	1,372	49	3.7	371	−3	−0.8	903	27	3.1	192	2	1.1
男	1978	44	−1	−2.2	15	−4	−21.4	520	21	4.2	1,326	−14	−1.0	1,390	18	1.3	374	8	0.8	943	40	4.4	197	5	2.6
	1979	45	1	2.3	12	−3	−20.0	536	16	3.1	1,333	7	0.5	1,413	23	1.7	382	8	2.1	980	37	3.9	201	4	2.0
女	1980	45	0	0.0	11	−1	−8.3	548	12	2.2	1,367	34	2.6	1,439	21	1.8	381	−1	−0.3	1,001	21	2.1	199	−2	−1.0
	1981	47	2	4.4	10	−1	−9.1	544	−4	0.7	1,385	18	1.3	1,475	35	2.4	376	−5	−1.3	1,030	29	2.9	194	−5	−2.5
計	1982	46	−1	−2.1	10	0	0.0	541	−3	−0.6	1,380	−5	−0.4	1,501	27	1.8	382	6	1.6	1,065	35	3.4	195	1	0.5
	1983	46	0	0.0	10	0	0.0	541	0	0.0	1,406	26	1.9	1,526	25	1.7	387	5	1.3	1,122	57	5.4	195	0	0.0

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

八%)、鉄鋼・非鉄六三万人(一・一%)、金属製品一一四万人(二・二%)、機械諸工業一四九万人(二・五%)、電気機械一九五万人(三・四%)、輸送用機械一〇六万人(一・八%)、「その他」諸工業三九二万人(六・八%)であった。分野別の就業者数の対前年増減数および増減率をみると、繊維工業九万人増(四・三%)、化学諸工業六万人減(マイナス三・六%)、鉄鋼・非鉄四万人減(マイナス六・〇%)、金属製品三万人減(マイナス二・四%)、機械諸工業六万人増(四・二%)、電気機械二〇万人増(一一・四%)、輸送用機械四万人増(三・九%)、「その他」諸工業増減ゼロとなり、電気機械の就業者数が大きく増加している。

八三年の卸売・小売業の就業者数一三一三万人(二二・九%)の内訳は、卸売三八九万人(六・八%)、小売九二四万人(一六・一%)であった。なお小売業中の飲食店業は二三一万人(四・〇%)である。分野別就業者数の対前年増減数および増減率は、卸売一三万人増(三・五%)、小売五万人増(〇・五%)となり、小売業中の飲食店業は六万人減(マイナス二・五%)であった。

八三年のサービス業の就業人口一一二三万人(一九・六%)の内訳は、専門サービス業五三五万人(九・三%)、「その他のサービス」業五八七万人(一〇・二%)であり、その対前年増減数および増加率は、専門サービス業二五万人増(四・九%)、「その他のサービス」業三三万人増(六・〇%)となった。

就業者の従業上の地位別構成

八三年の就業人口を従業上の地位別にみると、自営業主九三八万人（全体の一六・四％）、家族従業者五七四万人（一〇・〇％）、雇用者四二〇八万人（七三・四％）であった。前年とくらべると、自営業主五万人減（マイナス〇・五％）、家族従業者一三万人減（マイナス二・二％）、雇用者一一〇万人増（二・七％）となった。

八三年の就業人口を農林部門と非農林部門とに大別して従業者の地位別構成をみると、農林部門では、自営業主二三一万人（四七・六％）、家族従業者二二二万人（四五・八％）、雇用者三二万人（六・六％）であった。前年とくらべると、自営業主九万人減（マイナス三・八％）、家族従業者一〇万人減（マイナス四・三％）、雇用者二万人増（六・七％）となった（第4表）。

非農林部門では、自営業主七〇七万人（一三・五％）、家族従業者三五二万人（六・七％）、雇用者四一七六万人（七九・六％）で

第4表　就業者の従業上の地位別構成　（単位：万人）

従業上の地位別		従業者総数	農林業				非農林業						
			総数	自営業主	家族従業者	雇用者	総数	自営業主	家族従業者	雇用者			
										総数	常雇	臨時	日雇
総数	1977年	5,342	589	282	276	31	4,752	659	345	3,738	3,406	208	124
	1978	5,408	589	283	277	30	4,819	682	359	3,770	3,417	222	130
	1979	5,479	568	270	268	30	4,912	697	359	3,846	3,485	233	128
	1980	5,536	532	253	249	30	5,004	698	354	3,941	3,567	252	123
	1981	5,581	510	244	236	30	5,071	698	356	4,008	3,626	261	120
	1982	5,638	502	240	232	30	5,136	702	355	4,068	3,672	275	121
	1983	5,733	485	231	222	32	5,247	707	352	4,176	3,751	302	124
うち	1983年男子	3,469	241	181	38	22	3,229	454	65	2,701	2,560	80	60
	女子	2,263	244	49	184	11	2,019	253	287	1,475	1,190	222	63

〔備考〕 1）従業上の地位の区分は，つぎのようになっている。
「自営業主」―個人経営の事業を営んでいる者。
「家族従業者」―自営業主の家族で，その自営業主の営む事業に従事している者。
「雇用者」―会社，団体，官公庁あるいは自営業主や個人の家庭などに雇われて給料，賃金を得ている者，および会社団体の役員。
「常雇」―雇用期間について別段の定めがないか，あるいは1年をこえる期間を定めているもの，および会社団体の役員。
「臨時」―1カ月以上1年以内の雇用期間を定めて雇われている者。
「日雇」―日々あるいは1カ月未満の契約で雇われている者。
2）総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

あった。前年とくらべると、自営業主五万人増（〇・七%）、家族従業者三万人減（マイナス〇・八%）、雇用者一〇八万人増（二・七%）となった。

八三年の農林・非農林の従業上の地位別に女子比率をみると、農林の場合、自営業主で二一・二%、家族従業者で八二・九%、雇用者で三四・四%であった。前年とくらべると、自営業主で〇・九ポイントの減、家族従業者で〇・三ポイントの減、雇用者で一・一ポイントの増となった。八三年の農林部門の男子就業人口は二四一万人で前年より六万人の減（マイナス二・四%）であった。女子就業人口は二四四万人で前年より一二万人の減（マイナス四・七%）であった。例年と異なり、女子就業人口の減少が男子のそれを上回った。このため、農林業部門就業者の女子比率は、前年より〇・六ポイント減って五〇・三%となった。

非農業部門就業者の女子比率は、自営業主で三五・八%、家族従業者で八一・五%、雇用者で三五・三%であった。前年とくらべると、自営業主で一・二ポイントの増、家族従業者で〇・二ポイントの減、雇用者で〇・七ポイントの増となった。八三年の非農林部門の男子就業人口は三二九万人で前年より三八万人の増（一・二%）であった。女子就業人口は二〇一九万人で前年より七四万人の増（三・八%）であった。このため、非農林部門就業者の女子比率は、前年より〇・六ポイント増えて三八・五%となった。

雇用者の産業別構成

非農林業の雇用者数は、八三年に四一七六万人であり、前年より一〇八万人増加した。対前年増加率は二・七%であった（第5表）。主要産業ごとに雇用者数とその前年よりの増減についてみると、まず第二次産業では、建設業の場合四二二万人で一万人の減（マイナス〇・二%）、製造業の場合一一七五万人で二四万人の増（二・一%）となった。建設業の場合八一年以降減少がつづいている。製造業の場合は前年の一万人減から二四万人増へと大きな変動がみられる。

第三次産業では、八三年の雇用者数は、卸売・小売業の場合八九四万人で二四万人の増（二・八%）、金融・保険・不動産業の場合一九六万人で七万人の増（三・七%）、運輸・通信業の場合三三二万人で一万人の増（〇・三%）、電気・ガス・水道・熱供給業の場合三六万人で二万人の増（五・九%）、サービス業の場合八九六万人で四九万人の増（五・八%）となった。建設業での減少を除外すれば非農林部門の各分野で雇用者数が増加した。

以上の結果、八三年の雇用者人口の構成は、非農林部門九九・二%（〇・一ポイント減）、建設業一〇・〇%（〇・三ポイント減）、製造業二七・九%（〇・二ポイント減）、卸小売・金融保険不動産業二五・九%（〇・一ポイント増）、運輸通信・電気ガス水道熱供給業八・七%（〇・二ポイント減）、サービス業二一・三%（〇・六ポイント増）となった（第6表）。

八三年の製造業の雇用者数は一一七五万人で前年よりも二四万人の増（二・一%）であったが、その内容を主要業種についてみると、繊維工業は一三二万人で前年より七万人の増（五・六%）、化学諸工業は一四四万人で前年より三万人の減（マイナス二・〇%）、鉄鋼・非鉄は六二万人で前年より四万人の減（マイナス六・一%）、金属製品は九八万人で前年より五万人の減（マイナス四・九%）、機械諸工業は一三八万人で前年より七万人の増（五・三%）、電気機械は一七四万人で前年より一六万人の増（一〇・一%）、輸送用

第5表 おもな産業の雇用者数 （単位：万人）

		非農林業				建設業				製造業				卸小売・金融保険・不動産業				運輸通信・電気ガス水道熱供給業				サービス業			
		実数	対前年 増減	対前年 増減率%	この産業の就業者に対する割合%	実数	対前年 増減	対前年 増減率%	この産業の就業者に対する割合%	実数	対前年 増減	対前年 増減率%	この産業の就業者に対する割合%	実数	対前年 増減	対前年 増減率%	この産業の就業者に対する割合%	実数	対前年 増減	対前年 増減率%	この産業の就業者に対する割合%	実数	対前年 増減	対前年 増減率%	この産業の就業者に対する割合%
男女計	年 1976	3,682	+ 65	+ 1.8	78.8	385	+ 8	+ 2.1	78.6	1,133	− 5	− 0.4	84.2	903	+35	+ 4.0	68.3	357	+11	+ 3.2	95.5	692	+18	+ 2.7	77.7
	1977	3,738	+ 56	+ 1.5	78.7	390	+ 5	+0.01	78.2	1,126	− 7	− 0.6	84.0	940	+37	+ 4.1	68.5	354	− 3	− 0.1	95.4	711	+20	+ 3.0	77.5
	1978	3,770	+ 32	+ 8.6	78.2	403	+13	+ 3.3	77.5	1,109	−17	− 1.5	83.6	942	+ 2	+ 0.2	67.8	356	+ 2	+ 0.6	95.2	729	+37	+ 4.6	77.3
	1979	3,846	+ 76	2.0	78.3	417	+14	+ 3.5	77.8	1,107	− 2	− 0.2	83.1	966	+24	+ 2.5	68.4	364	+ 8	+ 2.2	95.3	763	+34	+ 4.7	77 9
	1980	3,941	+ 95	2.5	78.8	427	+10	+ 2.4	77.9	1,135	+28	+ 2.5	83.0	1,003	+37	+ 3.8	69.7	362	− 2	− 0.6	95.0	788	+25	+ 3.3	78.7
	1981	4,008	+ 67	1.7	79.0	424	− 3	− 0.7	77.9	1,152	+17	+ 1.5	83.2	1,032	+29	+ 2.9	70.0	357	− 5	− 1.4	94.9	821	+33	+ 4.2	79.7
	1982	4,068	+ 60	1.5	79.2	423	− 1	− 0.2	78.2	1,151	− 1	− 0.1	83.4	1,059	+27	+ 2.6	70.6	364	+ 7	+ 2.0	95.3	847	+26	+ 3.2	79.5
	1983	4,176	+ 108	+ 2.7	79.6	422	− 1	− 0.2	78.0	1,175	+24	+ 2.1	83.6	1,090	+31	+ 2.9	71.4	368	+ 4	+ 1.1	95.1	896	+49	+ 5.8	79.9

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。1974年以降は沖縄県をふくむ。

機械は一〇三万人で前年より四万人の増（四・〇%）、「その他」諸工業は三二六万人で前年より四万人の増（一・二%）となった。

雇用者の企業規模別構成　八三年の非農林業雇用者のうち官公部門の雇用者は四九五万人で、それぞれ民間部門の雇用者は三六八一万人であった。前年より九七万人（二・七%）の増となった。その企業規模別雇用者数およびその増減状況をみると、二九人以下の規模の企業では一四一六万人で前年より二六万人の増（一・九%）、三〇～九九人規模の企業では六四五万人で一七万人の増（二・七%）、一〇〇～四九九人規模の企業では六一〇万人で二一万人の増（三・六%）、五〇〇～九九九人規模の企業では一九一万人で八万人の増（四・四%）、一〇〇〇人以上の規模の企業では八一一万人で三四万人の増（四・四%）であった。雇用者数の増加率は企業規模が大きくなるほど高くなっている。この結果、八三年の雇用者人口の企業規模別構成は、二九人以下の企業規模三八・六%（前年より〇・三%減）、三〇～九九人規模一七・六%（前年と変わらず）、一〇〇～四九九人規模一六・六%（〇・一ポイント増）、五〇〇人以上規模二七・二%（〇・三ポイント増）となった（第7表）。

雇用者の職業別構成　八三年の職業別雇用者数の推移をみると、まず「ホワイトカラー」職業では、専門的・

第6表　雇用者の産業別構成比　(%)

		全産業	非農林業	建設業	製造業	卸小売・金融保険不動産業	運輸通信・電気ガス水道熱供給業	サービス業
男	1977年	100.0	99.2	10.4	29.9	24.9	9.4	18.9
	1978	100.0	99.2	10.6	29.2	24.8	9.4	19.2
	1979	100.0	99.2	10.8	28.6	24.9	9.4	19.7
女	1980	100.0	99.2	10.8	28.6	25.3	9.1	19.8
	1981	100.0	99.3	10.5	28.5	25.6	8.8	20.3
計	1982	100.0	99.3	10.3	28.1	25.8	8.9	20.7
	1983	100.0	99.2	10.0	27.9	25.9	8.7	21.3

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

第7表　非農林業雇用者の企業規模別構成比（官公をのぞく）　(%)

企業規模別		計	500人以上	100～499人	30～99人	29人以下
総数	1977年	100.0	27.2	15.8	17.5	39.3
	1978	100.0	26.4	15.8	17.6	40.0
	1979	100.0	26.4	16.2	17.7	39.5
	1980	100.0	26.5	16.4	17.8	39.1
	1981	100.0	26.4	16.6	17.6	39.1
	1982	100.0	26.9	16.5	17.6	38.9
	1983	100.0	27.2	16.6	17.6	38.6

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

第8表　雇用者の職業別構成　(%)

職業別	1978年		1979年		1980年		1981年		1982年		1983年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業	6.9	12.2	7.1	13.1	7.2	13.0	7.4	13.1	7.7	13.2	7.9	13.5
管理的職業	7.6	0.7	8.0	0.8	7.9	0.8	8.1	0.9	7.6	0.8	7.3	0.8
事務	16.3	32.0	16.3	32.4	16.2	32.7	16.2	32.9	16.4	33.2	16.5	32.6
販売	12.8	11.6	12.8	11.4	13.0	11.6	13.0	11.6	13.7	11.9	14.5	12.0
農林・漁業	1.2	0.7	1.1	0.7	1.1	0.7	1.3	0.6	1.2	0.7	1.1	0.7
採掘作業者[1]	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
運輸・通信	8.4	1.1	8.2	1.2	8.2	1.0	7.8	0.9	7.7	0.9	7.6	0.9
技能工・生産工程作業者	36.5	24.5	36.4	23.3	36.1	23.2	35.8	23.3	35.6	22.4	34.9	22.3
労務作業者[1]	3.6	3.9	3.6	4.0	3.6	4.0	4.2[1]	5.3[1]	4.0	5.6	4.0	5.5
保安職業・サービス職業	6.4	13.4	6.4	13.1	6.4	12.9	6.0	11.4	5.8	11.2	5.9	11.5

〔備考〕 1) 「労働力調査」では，1981年1月以降，これまでの「採鉱・採石作業者」が「採掘作業者」に，また「単純作業者」が「労務作業者」に，それぞれ改称された。また，これまで「保安職業・サービス職業」の「その他」に属していた「清掃員」は，新たに「労務作業者」にふくまれている。

2) 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

技術的職業従事者が四一五万人で前年より二一万人（五・三％）の増、管理的職業従事者二一二万人で五万人（二・三％）の減、事務従事者が九三三万人で二四万人（二・六％）の増となった。ホワイトカラー職業計では、一五六〇万人で四〇万人（二・六％）の増であった。ホワイトカラー職業全体では雇用者数が増加しているにもかかわらず、管理的職業従事者だけが八二年につづいて減少しているのが注目される。

つぎに「グレーカラー」職業では、販売従事者が五七二万人で三五万人（六・五％）の増、運輸・通信従事者が二二一万人で一万人（〇・五％）の増、保安職業・サービス職業が三三三万人で一八万人（五・七％）の増となった。グレーカラー職業計では一一二六万人で五四万人（五・〇％）の増であった。

つぎに「ブルーカラー」職業では、農林・漁業作業者が四二万人で一万人（二・四％）の増、採掘作業者が四万人で増減ゼロ、技能工・生産工程作業者が一二八一万人で一二万人（〇・九％）の増、労務作業者が一九二万人で五万人（二・六％）の増となった。ブルーカラー職業計では一五一九万人で一八万人（一・二％）の増であった。

八三年の雇用者人口の増加中、ホワイトカラー職業とグレーカラー職業の増加が大きかったのにたいし、ブルーカラー職業の増加は小幅にとどまった。

八三年の雇用者の職業別構成を男女別にみると、男子の場合、ホワイトカラー職業は前年と同じ三一・七％、グレーカラー職業は〇・八ポイント増加して二八・〇％、ブルーカラー職業は〇・八ポイント減少して四〇・一％であった。女子の場合、ホワイトカラー職業は〇・三ポイント減少して四六・九％、グレーカラー職業は〇・四ポイント増加して二四・四％、ブルーカラー職業は〇・五ポイント減少して二八・五％であった（第8表）。

雇用者の雇用形態

八三年の非農林業雇用者を雇用形態別にみると、常雇は三七五一万人で前年より七九万人増（対前年比二・二％）、臨時雇は三〇二万人で二七万人増（九・七％）、日雇は一二四万人で三万人増（二・五％）となった。すなわち、八三年の非農林業雇用者人口は四一七六万人であったが、その対前年増加数一〇八万人中二七万人（二五・〇％）が臨時雇の増加によるものであった。その結果、八三年の非農林業雇用者人口の雇用形態別の構成は、常雇八九・八％、臨時雇七・二％、日雇三・〇％となった。雇用形態別の相対的比重を前年とくらべると、常雇の比重は〇・五ポイント低下し、臨時雇の比重は〇・四ポイント増大した。常雇比率は第一次石油ショック後の七六年の九一・八％から漸次低下しつづけ、ついに九〇％を下回った。

総理府「就業構造基本調査」によって、八二年の勤め先での呼称による雇用形態別の構成をみると、雇用者四二四五万人中、役員は二七五万人で六・五％、正規の職員・従業員は三三〇一万人で七七・八％、パート・アルバイトが四六八万人で一一・〇％、嘱託などが七〇万人で一・六％、その他が一三三万人で三・一％であった。男女別の構成比をみると、男子の場合、役員八・三％、正規の職員・従業員八四・一％、パート・アルバイト二・八％、嘱託など一・七％、その他三・一％で、正規の職員・従業員が大部分を占めている。女子の場合、役員三・二％、正規の職員・従業員六六・一％、パート・アルバイト二六・〇％、嘱託など一・六％、その他三・一％

となり、パート・アルバイトの割合が男子とくらべて非常に高くなっている。

常用雇用指数

労働省「毎月勤労統計調査」によって、非農林業の常用雇用の水準を八〇年を一〇〇とした常用雇用指数によってみると、八三年の非農林業合計の常用雇用指数は一〇三・四であり、前年より〇・三ポイントの上昇にすぎない（第9表）。常用雇用者増に頭打ちのきざしがみえる。八三年の常用雇用指数を産業別にみると、前年より上昇したのは、卸売・小売業（一〇五・八、対前年比一・三ポイント増）とサービス業（一〇八・八、対前年比一・九ポイント増）の二分野だけである。他の分野では、製造業が一〇一・七で対前年比〇・一ポイント減、金融・保険業が一〇〇・一で対前年比〇・五ポイント減、運輸・通信業が九九・二で一・五ポイント減のごとく、いずれも減少している。

雇用者の就業時間別構成

八三年の非農業人口は、先述したごとく、四一七六万人で前年より一〇八万人（二・七％）の増となったが、そのうち五五万人は休業者であり、非農林業雇用者中の従業者は四一一九万人で推移した。休業者は前年より一万人（一・八％）の増、従業者は一〇六万人（二・六％）の増となった。八三年の非農林業雇用者中の従業者（以下単に従業者という）の一人当たり週間就業時間は四七・七時間で前年より〇・三時間（〇・六％）の増であった。男子従業者二六六八万人の一人平均週間就業時間は五〇・八時間で、前年より〇・五時間（一・〇％）の増であった。女子従業者一四五一万人の平均週間就業時間は四二・〇時間で、前年より〇・一時間（〇・二％）の減であった。

非農林業従業者中の週当たり三四時間以下の短時間就業者（以下単に短時間就業者という）は四三三万人で、前年より一七万人（四・一％）の増となった。週三五～五九時間の就業者は三〇一八万人で前年より二三万人（〇・八％）の増となり、週六〇時間以上の長時間就業者（以下単に長時間就業者という）は六四七万人で前年より六三万人（一〇・八％）の増となった。その結果、八三年非農林従業者の就業時間別構成は短時間就業者一〇・五％、長時間就業者一五・七％、その他七三・三％となった。前年とくらべると短時間就業者の比重は〇・一ポイント増加し、長時間就業者の比重は一・一ポイント増加した。長時間就業者の比重がいちじるしい伸びを示している。

男子従業者中の短時間就業者は一二八万人で前年より四万人（三・〇％）の減となった。長時間就業者は五六八万人で前年より五六万人（一〇・九％）の増であった。長時間就業者の増加が顕著である。その結果、男子従業者の就業時間別構成は、短時間就業者四・八％、長時間就業者二一・三％、その他七三・四％となった。前年とくらべると短時間就業者の比重は〇・二ポイント減少し、長時間就業者の比重が一・八ポイント増加した。

女子従業者中の短時間就業者は三〇六万人で前年より二二万人（七・七％）増加した。長時間就業者は七九万人で前年より八万人（一一・三％）の増であった。女子の場合、短時間就業者と長時間就業者が、ともに顕著に増加した。その結果、女子就業者の就業時間別構成は短時間就業者二一・一％、長時間就業者五・四％、その他七三・一％となった。前年とくらべると短時間就業者の比重は〇・六ポイント増加し、長時間就業者の比重は〇・三ポイント増加

第9表 産業別常用雇用指数[1)2)]

(1980年＝100)

年　月	調査産業計	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業	金融・保険業	運輸・通信業	電気・ガス・水道・熱供給業	サービス業
1977年平均	96.7	110.9	98.0	101.7	94.9	96.6	99.8	92.5	86.4
1978年平均	97.2	104.9	100.2	99.5	96.8	99.7	99.9	94.3	90.7
1979年平均	98.5	102.0	102.3	99.0	97.9	100.6	99.9	97.5	95.3
1980年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1981年平均	101.9	98.2	100.5	101.1	102.7	100.2	100.7	101.6	104.1
1982年平均	103.1	95.7	103.1	101.8	104.5	100.6	100.7	102.2	106.9
1983年平均	103.4	92.0	102.4	101.7	105.8	100.1	99.2	101.6	108.8
1～6月平均	103.3	92.8	101.5	101.6	105.7	100.2	99.8	102.1	108.2
1983年7月	104.1	92.5	104.2	102.2	107.1	100.9	98.8	101.8	109.8
8月	103.8	91.8	103.7	101.9	106.4	100.4	98.6	101.3	109.6
9月	103.7	91.7	103.6	101.8	106.0	99.8	98.5	101.3	109.5
10月	103.5	91.2	103.3	101.7	105.6	99.7	98.4	100.8	109.4
11月	103.4	90.7	103.7	101.7	105.4	99.7	98.5	100.6	109.2
12月	103.1	89.6	101.1	101.5	105.1	99.1	98.7	100.3	109.0
1984年1月	102.4	89.0	98.4	101.0	104.4	98.5	98.3	99.9	108.6
2月	102.1	88.3	97.9	100.8	103.7	98.1	98.3	99.4	108.4
3月	102.0	88.0	98.2	101.0	103.6	97.4	97.7	99.0	107.7
4月	104.7	89.5	100.2	103.8	107.3	101.6	97.3	100.2	111.4
5月	104.6	89.0	100.5	103.6	106.9	101.4	97.2	100.0	111.7
6月	104.5	89.2	101.5	103.5	106.4	101.0	97.1	99.9	111.7

〔備考〕 1) 常用雇用指数は6カ月ごとに中間補正がなされる。本表は補正ずみの指数である。

2) 79年4月に標本事業所の抽出替えがおこなわれ，指数については，新旧両調査の結果により75年6月まで遡ってギャップ修正がおこなわれた。このため，毎勤統計の従来の数字と合わない。

3) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

した。

追加就業希望率と転職希望率　八三年の全産業従業人口五七三三万人中の追加就業希望者は二二五万人で、追加就業希望率は三・九%となった。それぞれ前年よりも一三万人、〇・一ポイント増加した。週三四時間以下の全産業短時間就業者九〇六万人中の追加就業希望者は五六万人で、追加就業希望率は五・四%であった。それぞれ前年よりも四万人、〇・二ポイント増加した。

八三年の全産業就業人口中の転職希望者は三六〇万人で、転職希望率は六・三%となった。それぞれ前年よりも四〇万人、〇・六ポイント増加した。短時間就業者中の転職希望者は六三万人で、転職希望率は六・一%となった。それぞれ前年よりも九万人、〇・七ポイント増加した。

八三年の追加就業希望者の増加率は低い水準にとどまったが、転職希望者はいちじるしく増加した。

2　景気動向と労働市場

景気動向　八三年の実質経済成長率は三・〇%で、八二年の三・三%を〇・三ポイント下回った。しかし、四半期ごとの推移をみると、八三年一～三月期を谷として、日本経済は急速な回復をみせた。実質経済成長率は、年率換算で一～三月期の〇・七%から七～九月期の六・二%へと大きく上昇した。この景気回復のもっとも大きな要因としては、アメリカを中心とした海外景気の底入れにともなって輸出が増加に転じたことがあげられる。国内需要中個人消費は八三年後半には緩やかな増加を示したが、大きな改善はみられなかった。住宅建設は前年にひきつづき低迷した。民間設備投資は中小企業製造業を中心として徐々に増加に転じた。財政はひきつづき低い伸びにとどまった。このように、八三年後半の景気回復の動きは輸出の伸びに支えられたものであった。このため経常収支は大幅な黒字を示した。

鉱工業生産は、輸出の増勢に支えられて大幅な伸びを示したが、業種別には電気機械など輸出関連業種で好調であった一方、その他の業種では停滞がみられるなど、跛行性が色濃く残った。企業収益は、石油製品価格の下落などによって八三年後半に大企業、中小企業ともに急速な回復を示した。一方、倒産件数は八三年をとおして高い水準で推移した。このように、八三年に景気は回復に向かったが、経済指標にはばらつきが目立った。

新規学卒者の需給状況　「職業安定業務統計」によれば、八三年三月の新規学卒者にたいする求人倍率は、中学卒の場合二・一倍、高校卒の場合一・六倍であった。前年とくらべて中学卒の場合〇・五ポイント、また高校卒の場合〇・二ポイントほど下回った。前年にひきつづき、新規学卒者の求人倍率は低下している。大卒への求人倍率は不明であるが、卒業生にたいする就職者の比率は、短大・大学の合計で八三年三月卒の場合七六・九%であり、前年より〇・一ポイント減少した。

文部省「学校基本調査」によれば、八三年三月卒の就職者は、中学卒が五・一万人、高校卒が六一・一万人、大学・短大卒が四二・一万人で合計一〇八・三万人であった。新規学卒者の就職先としては、第二次産業の比重が、中卒で五五・三%、高卒で三九・四%、大卒で三三・〇%であった。前年とくらべると、中卒で四・二ポイント減、高卒で六・三ポイント増、大卒で四・二ポイント増であった。中卒が減少、高卒・大卒が増加という七六年以降のすう勢が八三年も継続した。

高卒と大卒について産業別内訳をみると、第三次産業の就職先は、高卒の場合、卸売・小売業が二六・九%（対前年比一・六ポイント増、以下同）、金融・保険・不動産業が六・一%（一・二ポイント減）、運輸通信・電気ガス水道熱供給業が四・七%（一・〇ポイント減）、サービス業が一六・八%（一・七ポイント増）、公務が五・三%（増減ゼロ）となった。大卒の場合は、卸売・小売業が一六・二%（〇・九ポイント増）、金融・保険・不動産業が九・七%（一・三ポイント減）、運輸通信・電気ガス水道熱供給業が二・六%（〇・四ポイント減）、サービス業が二七・〇%（二・四ポイント減）となった。

一般職業紹介状況　八三年の年平均月当たりの有効求人倍率は前年の〇・六一から〇・六〇へと〇・〇一ポイントの低下にとどまった。景気動向を反映して、八三年末には有効求人倍率もわずかながら上昇に転じている。月当たりの就職件数は、前年の一一・五万人から一一・八万人へと三〇〇〇人の増（二・六%）となった。有効求職者数にたいする就職件数の比率、すなわち就職率は、前年の六・七%から六・六%へと〇・一ポイント低下

第10表　一般職業紹介状況[1)2)]

年　月	新規求人数 (A)	新規求職件数 (B)	新規求人倍率 (A)／(B)	有効求人数 (C)	有効求職者数 (D)	有効求人倍率 (C)／(D)	就職件数 (E)	充足率 (E)／(C)	季調済 新規求人倍率	季調済 有効求人倍率
	千人	千件	倍	千人	千人	倍	千人	%	倍	倍
1975年平均	339	350	0.97	943	1,536	0.61	122	13.0	0.98	0.59
1976年平的	348	343	1.02	948	1,487	0.64	119	12.6	0.97	0.64
1977年平均	311	366	0.85	845	1,517	0.56	118	14.0	0.83	0.54
1978年平均	331	362	0.91	885	1,574	0.56	115	13.0	0.96	0.59
1979年平均	386	347	1.11	1,071	1,507	0.71	117	10.9	1.13	0.73
1980年平均	390	364	1.07	1,128	1,507	0.75	119	10.5	1.09	0.75
1981年平均	372	289	0.96	1,108	1,637	0.68	120	10.8	0.96	0.68
1982年平均	351	404	—	1,055	1,730	—	115	10.9	0.87	0.61
1983年平均	363	407	0.89	1,068	1,791	0.60	118	11.0	0.90	0.60
1～6月平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1983年7月	333	333	1.00	938	1,716	0.55	91	9.7	0.87	0.58
8月	446	355	1.26	1,060	1,703	0.62	89	8.4	0.88	0.59
9月	408	369	1.11	1,141	1,693	0.67	110	9.6	0.90	0.60
10月	368	358	1.03	1,161	1,674	0.69	112	9.7	0.91	0.61
11月	313	326	0.96	1,108	1,624	0.68	107	9.7	0.95	0.62
12月	250	400	0.63	998	1,654	0.60	74	7.4	0.98	0.63
1984年1月	394	589	0.67	1,067	1,912	0.56	84	7.9	0.97	0.64
2月	422	386	1.09	1,156	1,878	0.62	99	8.5	0.94	0.65
3月	508	421	1.21	1,341	1,925	0.70	192	14.3	0.92	0.64
4月	436	552	0.79	1,308	2,017	0.65	238	18.2	0.95	0.64
5月	380	485	0.78	1,122	1,937	0.58	164	14.6	0.97	0.64
6月	349	374	0.93	1,046	1,815	0.58	111	10.6	0.93	0.64

〔備考〕 1)　学卒をのぞきパートをふくむ一般労働者。
2)　労働省「職業安定業務統計」による。

第11表　技能労働者の不足数　（単位：千人、

規模・産業		1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年
合計		794 (8.4)	779 (8.3)	629 (6.7)	816 (8.8)	837 (9.0)	609 (6.3)	479 (5.0)	478 (4.3)
規模	従業員500人以上	21 (1.1)	13 (0.6)	10 (0.5)	15 (0.8)	24 (1.3)	15 (0.8)	9 (0.5)	15 (0.7)
	100人～499人	69 (3.5)	70 (3.4)	50 (2.6)	70 (3.4)	77 (4.0)	64 (3.2)	47 (2.4)	61 (2.4)
	30人～99人	168 (8.2)	175 (8.4)	128 (6.4)	186 (9.0)	177 (8.1)	129 (6.2)	85 (4.2)	99 (3.6)
	5人～29人	535 (15.6)	520 (16.7)	441 (12.3)	545 (16.6)	558 (16.8)	401 (12.9)	338 (9.3)	333 (7.8)
産業	建設業	200 (12.9)	199 (13.3)	225 (13.9)	258 (17.7)	222 (15.5)	160 (10.2)	108 (7.5)	87 (6.1)
	製造業	510 (8.0)	484 (7.7)	332 (5.5)	447 (7.3)	506 (8.2)	359 (6.0)	296 (4.9)	256 (4.4)
	運輸通信業	49 (4.6)	66 (5.9)	49 (3.8)	73 (5.9)	61 (4.6)	47 (3.4)	43 (3.0)	35 (2.9)
	電気・ガス・水道・熱供給業	1 (1.2)	1 (0.9)	0 (0.5)	1 (0.8)	0 (0.6)	0 (0.5)	0 (0.4)	0 (0.5)
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	20 (6.2)	17 (5.9)	55 (4.3)
	サービス業	34 (13.3)	25 (9.0)	18 (5.8)	32 (11.4)	40 (16.2)	20 (6.9)	16 (5.0)	61 (4.4)

〔備考〕 1）（　）は不足率を示す。

2）$不足率(\%)=\frac{不足技能工数}{調査時点の技能工数}\times 100$

3）83年にサービス業について，すべてを調査対象に拡大された。

4）労働省「技能労働者需給状況調査」（各年6月）。

した（第10表）。

「職業安定業務統計」によって業種別に新規求人数をみると、鉱業・建設業は、鉱業が第三、四半期に前年同期をわずかに上回ったのをのぞけば、年初から全四半期をとおして前年同期を下回った。製造業の求人数は、年初に前年同期を下回っただけで、第二、四半期以降前年同期を上回り、景気回復にともない求人数の水準は上昇した。卸・小売業の求人数は、全四半期をとおして前年同期をわずかに下回る水準で推移した。電気・ガス・水道・熱供給業では、年初大幅に前年同期を下回っていた求人数が、徐々に回復し年末には前年同期を上回った。サービス業でも、求人数の前年同期比は年央を境にしてマイナスからプラスに転じた。

技能労働者需給状況

労働省「技能労働者需給状況調査」によると、特掲職種の技能労働者（例・タイピスト、電気作業者、調理人など）の不足数は、八三年六月現在四七・八万人であった。八三年の調査産業には、新たに金融・保険・不動産業が加えられるなど調査対象が拡大されたため、八二年の不足数四七・九万人と八三年の不足数を絶対数で比較することはできな

い。八三年の在職技能労働者にたいする不足率は四・三%で前年の五・〇%を〇・七ポイント下回った。八〇年以降景気の停滞と減量経営によって技能労働者の需給は緩和されてきた。不足率は、事業所規模五～二九人で七・八%、一〇〇人以上で〇・六%というように、小事業所ほど高く、大事業所ほど低くなっている。しかし、前年とくらべると、五～二九人で八二年の九・三%から七・八%へ一・五ポイントの減少、三〇～九九人で四・二%から三・六%へ〇・六ポイントの減少にたいして、五〇〇～九九九人で〇・八%から〇・九%へ〇・一ポイントの増加、一〇〇〇人以上で〇・三%から〇・六%へ〇・三ポイントの増加というように、小事業所では不足率が低下した一方、大事業所では上昇している。産業大分類別には、建設業で六・一%と高く、製造業（四・四%）、卸売・小売業（四・三%）、サービス業（四・四%）でも四%台で比較的高い水準で推移した。製造業の中分類別には、繊維関係工業（七・二%）、木材・家具（五・〇%）、金属製品（八・〇%）、一般機械（五・〇%）などで不足率が高水準であった。

第12表　雇用保険業務取扱状況

年　月	雇用保険		
	離職票提出件数	受給者実人員	基本受給率[2]
	千件	千人	%
1976年平均	135	754	2.7
1977年 〃	134	632	2.6
1978年 〃	134	709	2.9
1979年 〃	126	658	2.7
1980年 〃	130	648	2.6
1981年 〃	145	731	2.8
1982年 〃	157	811	3.1
1983年平均	161	865	3.2
1～6月 〃	194	838	3.2
1983年7月	141	938	3.4
8月	153	941	3.5
9月	152	896	3.3
10月	147	869	3.2
11月	117	861	3.2
12月	101	841	3.1
1984年1月	187	810	3.1
2月	165	806	3.1
3月	168	842	3.2
4月	263	838	3.1
5月	201	904	3.3
6月	151	928	3.3

〔備考〕 1) 労働省「雇用保険事業月報」による。

2) 基本受給率＝$\frac{\text{基本手当受給者実人員}}{\text{被保険者数＋基本手当受給者実人員}}$

入・離職率の推移

「雇用動向調査」によれば、八三年期の入職者中、パートタイムでない一般労働者は全体の八七・一%を占め、パートタイムの割合は一二・九%となり、一般労働者は前年よりも二・九%減少した。一般労働者の場合、新規学卒者からの入職者は二六・九%を占め、転職による入職者の割合は四七・二%であった。パートタイム労働者の場合、女子の入職者は八四・六%を占め、男子の入職者は一六・一%にすぎなかった。

「毎月勤労統計」によって常用労働者の年間の入職と離職の状況をみると、非農林業計の常用労働者の年間の入職率は一八・七%で前年を〇・二ポイント下回り、離職率は一九・一%で前年を〇・三ポイント上回った。この結果、八三年の入職超過率は、八二年のプラス〇・一%からマイナス〇・四%となり、離職超過に転じた。八二年以来の景気後退下での雇用調整の影響がうかがえる。製造業では、入職率は前年を〇・三ポイント上回って一六・二%となった。一方、離職率は〇・二ポイント下回って一五・八%となり、入職超過率は〇・四%であった。製造業の入職超過率を事業所規模別にみると、五〇〇人以上の事業所規模ではマイナス〇・二%、一〇〇～四九九人ではマイナス〇・一%、三〇～九九人ではマイナス〇・四

％と、三〇人以上ではいずれも離職超過である一方、五～二九人規模ではプラス一・一％と入職超過であった。サービス業では、入職率は前年を一・三ポイント下回り一九・三％となり、離職率も前年を〇・六ポイント下回り一八・三％となった。入職超過率はプラス一・〇と入職超過であった。卸売・小売業の場合には、入職率は前年を〇・六ポイント下回り二一・八％となり、他方、離職率は前年を一・一ポイント上回り二三・四％となり、その結果、入職超過率がマイナス〇・六％になった。このように、第三次産業のサービス業以外の分野では、いずれも入職率がいくぶん増加し、離職率がわずかに減少し、そのため、離職超過を示すという結果であった。

雇用保険の諸指標

雇用保険制度による離職票提出件数は、八三年に年平均月当たり一六・四万件となり、前年より〇・七万件（四・五％）の増となった（第12表）。前年にひきつづいての増加であり、七九年以降五年つづけて増加している。離職者の動向を雇用保険受給資格決定件数の動きでみると、製造業では八二年に大幅な増加を示したが、八三年にはいると沈静化した。しかし、製造業の各業種をみると、鉄鋼、一般機械、輸送用機械などでは八三年に大幅に増加している一方、電気機械など輸出の好調であった業種では増加率の急速な低下がみられた。第三次産業では増加率が鈍化したものの、いぜん増加がつづいている。雇用保険の受給実人員は、一般受給者の場合、八三年に年平均月当たり八六・五万人となった。前年よりもさらに五・四万人（六・七％）ほど増加した。また基本手当受給率は、前年の三・一％から〇・一ポイント上昇して三・二％となった。

【参考資料】(1)総理府統計局『労働力調査年報』昭和五七年版、五八年版、(2)労働省労働大臣官房統計情報部『毎月勤労統計調査報告』、(3)労働省職業安定局『職業安定業務統計』、(4)同上『雇用保険事業月報』、(5)労働省『昭和五八年労働経済の分析』、(6)労働省『雇用動向調査』、(7)日本銀行調査統計局『経済統計年報』昭和五八年版、(8)同上『経済統計月報』昭和五九年五月、(9)文部省『学校基本調査』

II 賃金と労働時間

概要□賃金――賃金水準と労働分配率：名目賃金／春季賃上げ額と率／実質賃金／労働生産性と労働分配率／企業間賃金構造：産業別賃金格差／規模別賃金格差／地域別賃金格差／企業内賃金構造：労働者種類別賃金格差／男女別賃金格差／年齢別賃金格差／賃金制度：賃金制度／定期昇給をめぐる議論／定期給与と臨時給与：定期給与と臨時給与の比率／**労働時間と労働時間制度**――労働時間の動向／労働時間制度

概要

一、一九八三年の名目賃金の上昇率は、現金給与総額によってみると調査産業計で三・五％、製造業で三・九％、両者とも前年の上昇率を下回っている。このように名目賃金の上昇が前年にひきつづき停滞しているのは、八三年の有効求人倍率が〇・六〇倍と雇用情勢が依然としてきびしいこと、消費者物価の上昇率が一・九％の上昇にとどまったことなどによる。

一、八三年平均の実質賃金は、調査産業計で一・六％、製造業で二・〇％の上昇となっている。前年はそれぞれ一・七％、二・一％の増であったから、八三年上半期における景気の低迷を反映して伸びなやんだといえよう。

一、産業別賃金格差をみると、鉱業、建設業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業のいずれも製造業の賃金を上回っており、卸売・小売業だけが製造業を下回っている。しかし、建設業、不動産業、電気・ガス・水道業、サービス業では、前年にくらべ指数が低下しており、全体として格差が縮小する傾向にある。

一、七〇年以降、企業規模別の賃金格差は、一貫して拡大しつづけていたが、八三年において、やや足ぶみ状態に入った。また地域

別賃金格差をみると、東京とその他の地域の格差は拡大している。賃金がもっとも低い地域は、秋田で、ついで青森、鹿児島の順となっている。

一、企業内賃金構造をみると、ホワイトカラーとブルーカラーの賃金格差は、製造業で大きくなっている。年齢別賃金格差をみると、大企業、中小企業ともに年功賃金のカーブを立てる傾向がみられる。ただ最高は、大企業では五〇～五四歳であるが、中企業では四五～四九歳、小企業では四〇～四四歳である。

一、所定内賃金に占める基本給および諸手当の割合は、基本給が八二・七％、諸手当が一七・三％となっている。基本給について、賃金体系をみると、単一型体系の企業が七九・九％、併存型体系の企業が二〇・一％であり、併存型体系がやや増加している。

一、八三年の臨時給与は、調査産業計で年計の支給率が四・一一カ月であり、前年の四・一七カ月を下回った。対前年増減率は二・〇％で、前年の二・五％を下回っている。景気回復のきざしがみえてきたとはいえ、長期不況の影響が八三年の臨時給与に反映している。

一、八三年の平均総実労働時間は一七四・八時間で、前年の一七四・七時間にくらべて〇・一時間の微増、製造業では一七八時間で前年の一七七時間にくらべて一時間の増加となっている。所定内労働時間は、一六一・四時間（調査産業計）で横ばいであるが、所定外労働時間は、調査産業計で一三・四時間、製造業で一六・二時間で、前年より増加している。

一、なんらかのかたちで週休二日制を採用する企業は、規模計で五〇％に達した。これを形態別にみると、完全週休二日制が六・二％、月三回四・二％、隔週八・四％、月二回一三・〇％、月一回一八・七％となっている。

1　賃　金

1　賃金水準と労働分配率

名目賃金　一九八三年の名目賃金の水準は、労働省「毎月勤労統計調査報告」の現金給与総額によってみれば、調査産業計で月額平均二九万七一三七円、製造業で二七万八八九四円であり、対前年上昇率は、前者で三・五％、後者で三・九％となっている（第13表・第14表）。この上昇率は、前年において調査産業計が四・五％、製造業が四・八％であったのにくらべると、いずれも低下しており、この低下傾向は一九八〇年代に入って一貫してみられるものである。

このように名目賃金の上昇が前年にひきつづいて停滞しているのは、第一に八三年の有効求人倍率が〇・六〇倍と前年の〇・六一倍を下回ったことに示されているように雇用情勢があいかわらず逼迫していること、第二に賃金水準の上昇に影響を与える消費者物価指数が、八三年は一・九％の上昇にとどまり、前年の二・七％の上昇

第13表　調査産業計および製造業における実質・名目賃金指数の推移

（現金給与総額，1980年＝100）（規模30人以上）

年　月	調査産業計				製造業			
	名目賃金		実質賃金		名目賃金		実質賃金	
	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率
1970年平均	29.0	—	68.6	—	29.4	—	69.5	9.1
1975年平均	68.3	14.8	93.7	2.7	67.2	11.5	92.2	△ 0.3
1980年平均	100.0	6.3	100.0	△ 1.6	100.0	7.5	100.0	△ 0.4
1982年平均	110.0	4.5	102.1	1.7	110.7	4.8	102.8	2.1
1983年平均	113.8	3.5	103.7	1.6	115.0	3.9	104.8	2.0
1983年1月	88.2	5.9	81.2	3.8	87.2	4.3	80.3	2.3
2月	84.8	5.9	78.4	4.0	84.8	4.7	78.4	2.8
3月	94.1	5.3	86.4	2.9	86.4	5.6	79.3	3.1
4月	87.5	3.8	80.1	1.9	87.3	5.2	79.9	3.2
5月	86.4	3.5	78.2	0.8	87.9	2.1	79.5	0.6
6月	155.0	4.2	141.3	2.2	139.0	5.8	126.7	3.8
7月	154.2	3.8	141.2	1.6	182.7	4.8	167.3	2.5
8月	96.0	△ 1.5	88.2	2.6	99.3	△ 2.1	91.2	3.2
9月	86.7	3.5	78.6	2.7	88.7	4.4	80.4	3.6
10月	87.8	3.3	78.9	1.9	88.8	4.3	79.8	3.0
11月	90.0	2.6	81.4	0.7	93.8	6.8	84.8	4.0
12月	255.4	3.0	231.6	1.2	253.8	2.8	230.1	1.0

〔備考〕 1）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2）1982年4月に調査対象事業所の抽出替えをおこない，指数を過去にさかのぼって改訂した。

と比較しても沈静化の傾向にあることにもとづくものである。また八三年は後半から景気回復のきざしがみられるものの、八三年春の賃上げ率が四・四〇％と八二年春の賃上げ率七・〇一％より大幅に低かったため、八三年をとおした年平均の賃金額は景気のたちなおりを反映せず、低い伸びとなった。

賃金水準の基礎的要因ともいえる八三年の初任給を労働省の「賃金構造基本統計調査」によってみると（第15表）、初任給（平均）は、男子の場合、中卒が九万三〇〇〇円（八二年九万一〇〇〇円）、高卒が一〇万六二〇〇円（同一〇万三四〇〇円）、短大卒が一一万六八〇〇円（同一一万一二〇〇円）、大卒が一三万二二〇〇円（同一二万七二〇〇円）であり、女子の場合、中卒が八万六三〇〇円（同八万一三〇〇円）、高卒が一〇万円（同九万七五〇〇円）、短大卒が一〇万九七〇〇円（同一〇万六九〇〇円）、大卒が一二万四一〇〇円（同一一万九一〇〇円）となっている。

初任給の対前年上昇率をみると（第15表）、男子では、中卒が二・二％（八二年七・一％）、高卒が二・七％（同五・一％）、短大卒が五・〇％（同四・四％）、大卒が三・九％（同五・三％）、女子では、中卒が六・二％（同四・九％）、高卒が二・六％（同四・七％）、短大卒が二・六％（同四・二％）、大卒が四・二％（同三・六％）となっており、男子では短大卒の上昇率が、女子では中卒と大卒の上昇率が昨年をやや上回っているが、全般的にみ

第14表　産業別平均月間現金給与支給額

（規模30人以上）

産業別＼年別	1970年	1975年	1980年	1982年	1983年
調査産業計	75,670	177,213	263,386	288,738	297,137 (106.5)
鉱業	79,209	197,301	281,478	306,967	319,124 (114.4)
建設業	71,727	158,045	251,579	279,601	288,905 (103.6)
製造業	71,447	163,729	244,571	269,583	278,894 (100.0)
食料品・たばこ	62,801	146,592	208,168	220,395	225,953 (81.0)
繊維	52,657	113,878	177,510	192,130	198,351 (71.1)
衣服	40,041	96,001	137,207	147,459	150,627 (54.0)
木材・木製品	54,777	128,661	190,351	220,760	210.562 (75.4)
家具	55,250	131,385	193,301	217,497	227,953 (81.7)
パルプ・紙・紙加工品	73,159	165,698	241,593	269,092	283,104 (101.5)
出版・印刷	87,257	207,045	316,093	350,935	366,111 (131.3)
化学	86,785	198,811	303,673	341,046	358,028 (128.4)
ゴム	64,740	161,240	236,173	258,721	273,979 (98.2)
窯業・土石製品	70,543	167,476	232,848	261,244	272,799 (97.8)
鉄鋼	100,710	217,512	318,489	354,972	360,814 (129.4)
非鉄金属	85,419	181,078	275,256	296,617	309,155 (110.9)
金属製品	71,353	165,626	238,025	261,382	269,181 (96.5)
一般機械器具	81,222	176,417	275,042	309,314	313,643 (112.5)
電気機械器具	63,830	151,089	231,191	254,356	266,146 (95.4)
輸送用機械器具	82,769	181,768	279,241	307,087	316,366 (113.4)
精密機械器具	69,153	152,940	232,068	252,126	264,860 (95.0)
卸売・小売業	68,647	164,958	239,478	251,989	257,034 (92.2)
金融・保険業	85,260	206,979	324,108	367,042	384,974 (138.0)
不動産業	98,173	190,701	291,315	311,077	316,523 (113.5)
運輸・通信業	84,825	198,669	281,573	313,527	325,996 (116.9)
電気・ガス・水道業	106,648	241,039	337,047	384,010	394,081 (141.3)
サービス業	82,856	202,465	287,153	310,880	315,501 (113.1)

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 1975年より沖縄県をふくむ。

第15表　学歴別初任給および学歴間・男女間格差

（産業計，企業規模10人以上）

性・学歴		初任給（千円）			対前年上昇率（%）			学歴間格差（高卒＝100）			男女間格差（男子＝100）		
		1981年	1982年	1983年	81年	82年	83年	81年	82年	83年	81年	82年	83年
男子	中卒	85.0	91.0	93.0	4.8	7.1	2.2	86	88	88	100	100	100
	高卒	98.4	103.4	106.2	6.0	5.1	2.7	100	100	100	100	100	100
	短大卒	106.5	111.2	116.8	5.8	4.4	5.0	108	108	110	100	100	100
	大卒	120.8	127.2	132.2	5.5	5.3	3.9	123	123	124	—	—	—
	事務系	120.4	127.2	132.2	5.2	5.6	3.9	122	123	124	100	100	100
	技術系	121.5	127.3	132.3	5.8	4.8	3.9	123	123	125	—	—	—
女子	中卒	77.5	81.3	86.3	5.9	4.9	6.2	83	83	86	91	89	93
	高卒	93.1	97.5	100.0	5.4	4.7	2.6	100	100	100	95	94	94
	短大卒	102.6	106.9	109.7	5.3	4.2	2.6	110	110	110	96	96	94
	大卒（事務系）	115.0	119.1	124.1	5.8	3.6	4.2	124	122	124	96	94	94

〔備考〕 1）労働省「賃金構造基本統計調査」による。
2）初任給は，確定のみの数値である。
3）短大卒は，高専卒を含む。

て上昇率は昨年、一昨年より低下する傾向にあるといえよう。

春季賃上げ額と率　名目賃金水準上昇の一つの要因である労働組合の春季賃金闘争の妥結結果を、賃上げ額および賃上げ率について、八三年と八四年を比較しながらみてみよう（労働省労政局調べ、加重平均、第81表参照）。八三年賃上げ額は、民間平均で八九六四円、賃上げ率で四・四%であり、八二年より額（八二年一万三六一三円）・率（同七・〇一%）ともに顕著に低下していた（これが、八三年の名目賃金上昇率の低下に影響を与えることとなった）。しかし、八四年春には、九三五四円の賃上げ額と四・四六%の賃上げ率を確保し、八三年を額で三九〇円、率で〇・〇六ポイント上回る結果となっている（八四年春闘の推移と結果については、Ⅰ—Ⅳ賃金闘争参照）。

実質賃金　八三年の実質賃金指数を労働省算出の資料によってみると（第13表）、調査産業計で一・六%、製造業で二・〇%の増加となっている。前年は、それぞれ一・七%、二・一%の増加であったから、八三年上半期における景気の低迷を反映して伸びなやんだといえよう。

実質賃金指数の月別の対前年同期増減率の動向をみると、調査産業計では一月（三・八%）、二月（四・〇%）などの増加率が高いが、製造業では、六月（三・八%）、九月（三・六%）、一一月（四・〇%）など後半期において増加率が高い。

労働生産性と労働分配率　日本生産性本部の統計によって八三年の労働生産性指数（製造業）の動向をみると、八三年一～三月マイナス〇・三%の上昇率であったが、四～六月二・九%、七～九月五・九%、一〇～一二月九・七%となっ

ている。その結果、八三年平均で四・五%の上昇となった。

また大蔵省の「法人企業統計季報」によって労働分配率の動向をみると、八〇年度から八一年度の間に二・三四ポイント、八一年度から八二年度の間に一・一七ポイントの増加となっていたが、八二年度から八三年度にかけてはマイナス〇・七三%となっている。このような労働分配率の下向は、景気の上昇期には労働分配率が低下するという一般的傾向を八三年のデータとして示したものといえる。

2　企業間賃金構造

産業別賃金格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると（第14表）、製造業を一〇〇として、鉱業一一四・四（前年一一三・九）、建設業一〇三・六（一〇三・七）、卸売・小売業九二・二（九三・五）、金融・保険業一三八・〇（一三六・二）、不動産業一一三・五（一一五・四）、運輸・通信業一一六・九（一一六・三）、電気・ガス・水道業一四一・三（一四二・四）、サービス業一一三・一（一一五・三）となっており、卸売・小売業をのぞいていずれも製造業を上回っている。しかし、建設業、不動産業、電気・ガス・水道業、サービス業では、前年にくらべ指数が低下しており、全体として格差が縮小する傾向にある。

産業大分類別にみてもっとも賃金が高いのは、電気・ガス・水道業（一四一・三）であり、ついで金融・保険業（一三八・〇）、運輸・通信業（一一六・九）、鉱業（一一四・四）、不動産業（一一三・五）、サービス業（一一三・一）の順となっており、前年にくらべると鉱業の順位が高くなっている。製造業（一〇〇）は、これらの産業のあとにつづき、もっとも賃金が低いのは、卸売・小売業（九二・二）である。

つぎに製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると（第14表）、指数の増加した産業は、ゴム（九六・〇から九八・二）、化学（一二六・五から一二八・四）、パルプ・紙・紙加工品（九九・八から一〇一・五）、精密機械器具（九三・五から九五・〇）、出版・印刷（一三〇・二から一三一・三）、家具（八〇・七から八一・七）などであり、これらの産業においては賃金が相対的に上昇した。

低下した産業は、鉄鋼（一三一・七から一二九・四）、一般機械器具（一一四・七から一一二・五）、金属製品（九七・〇から九六・五）、食料品・たばこ（八一・八から八一・〇）、衣服（五四・七から五四・〇）などとなっており、これらの産業には長期にわたる不況業種がふくまれている。

中分類別にみてもっとも賃金の高い産業は、出版・印刷（一三一・三）であり、八二年に第一位だった鉄鋼は第二位（一二九・四）となっている。ついで化学（一二八・四）、輸送用機械器具（一一三・四）、一般機械器具（一一二・五）、非鉄金属（一一〇・九）の順となっている。前年にくらべると輸送用機械器具と一般機械器具の順位がいれかわった。もっとも賃金の低い産業は、衣服（五四・〇）で、ついで繊維（七一・一）、木材・木製品（七五・四）、食料品・たばこ（八一・〇）、家具（八一・七）の順となっている。

第16表　製造業規模別賃金格差　　（指数，500人以上＝100.0）

年	500 人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1970年	100.0	81.4	69.6	61.8
1975年	100.0	82.9	68.7	60.2
1980年	100.0	80.5	65.4	58.0
1982年	100.0	78.9	64.1	56.7
1983年	100.0	79.0	64.0	56.6

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

第17表　製造業における規模別1人平均月間現金給与額

年　月	1,000人以上	500～999人	100～499人	30～99人
1983年1月	262,311 (100.0)	230,906 (88.0)	204,898 (78.1)	173,061 (66.0)
2月	251,418 (100.0)	225,438 (89.7)	198,246 (78.9)	171,336 (68.1)
3月	255,775 (100.0)	232,074 (90.7)	203,051 (79.4)	173,036 (67.7)
4月	258,004 (100.0)	229,813 (89.1)	203,958 (79.1)	178,686 (69.3)
5月	262,348 (100.0)	238,002 (90.7)	206,280 (78.6)	174,135 (66.4)
6月	468,260 (100.0)	418,677 (89.4)	321,396 (68.6)	222,621 (47.5)
7月	592,168 (100.0)	494,462 (83.5)	429,572 (72.5)	325,364 (54.9)
8月	278,553 (100.0)	255,498 (91.7)	231,759 (83.2)	217,118 (77.9)
9月	262,397 (100.0)	238,485 (90.9)	207,304 (79.0)	178,893 (68.2)
10月	265,046 (100.0)	237,713 (89.7)	207,403 (78.3)	178,294 (67.3)
11月	287,008 (100.0)	251,631 (87.7)	217,547 (75.8)	184,407 (64.3)
12月	819,239 (100.0)	722,516 (88.2)	597,696 (73.0)	439,026 (53.6)

〔備考〕 1)　（　）内は，1,000人以上の企業を100とした指数。
2)　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

規模別賃金格差

八三年における賃金の製造業規模別格差をみると（第16表）、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇として、一〇〇～四九九人規模は七九・〇（前年七八・九）、三〇～九九人規模は六四・〇（六四・一）、五～二九人規模は五六・六（五六・七）となっており、規模別賃金格差は前年とほぼ同じ状況にある。七〇年以降の長期的な推移をみると、規模別賃金格差の拡大は一貫した傾向となっていたが、八三年において、この流れが足ぶみ状態に入ったといえよう。

八三年の製造業における規模別現金給与額の月別推移を第17表によってみると、一〇〇〇人以上規模の賃金を一〇〇として、五〇〇～九九九人の規模の賃金はほぼ九〇％前後（最低で八三・五、最高で九一・七）であり、六～七月、一二月の一時金の支給月の格差が大きい。一

○○～四九九人の規模は、八〇％弱（最低で六八・六、最高で八三・二）、三〇～九九人の規模は、七〇％弱（最低で四七・五、最高で七七・九）となっており、一時金の支給される月の格差は、規模が小さくなるほど大きい。

地域別賃金格差　賃金の地域別格差（第18表）は、調査産業計の場合、東京を一〇〇としてもっとも高いのは、大阪九二・〇（前年九二・三）、ついで神奈川八八・八（八九・九）、京都八六・九（八五・八）、愛知八四・一（八四・三）、兵庫八二・九（八三・六）、和歌山八〇・〇（八一・九）、千葉七九・九（八〇・六）、福岡七八・四（七九・四）、宮城七八・三（七六・九）、滋賀七六・九（七六・七）、広島七六・八（七八・〇）、奈良七六・一（七七・四）、茨城七五・九（七六・九）、埼玉七五・七（七七・一）の順となっており、前年にひきつづいて、東京と大阪・愛知などの大都市圏をのぞいた地域との格差はさらに拡大をみている。

もっとも低いのは、秋田六〇・〇（前年六一・五）、ついで青森六〇・四（六三・二）、鹿児島六〇・六（六一・八）、山形六一・七（六二・五）、福島六二・一（六三・一）、鳥取六二・一（六二・九）、熊本六二・六（六四・一）、佐賀六三・三（六四・二）、宮崎六三・九（六四・五）、島根六五・四（六六・〇）、愛媛六五・四（六七・一）の順となっている。前年と同様に、東北、九州、山陰地方の各県の賃金が低く、地域別賃金格差はさらに拡大している。

製造業で賃金がもっとも高いのは、神奈川八九・六（前年九〇・九）、ついで大阪八九・〇（八九・九）、和歌山八四・三（八六・〇）、兵庫八三・八（八五・四）、愛知八三・二（八三・一）、京都八二・七（八二・六）、山口七九・八（七九・七）、千葉七八・一（七九・七）、滋賀七八・一（七七・三）、広島七七・八（七九・二）の順となっている。もっとも低いのは、青森四三・九（四四・八）、ついで秋田四七・四（四七・三）、鹿児島四九・四（五〇・一）、山形五〇・二（四九・九）、岩手五一・二（五一・四）、鳥取五二・〇（五一・八）、高知五四・五（五五・〇）、福島五五・三（五六・〇）、島根五五・四（五六・一）、宮崎五五・五（五六・四）、新潟五六・〇（五七・四）、熊本五六・二（五五・五）、佐賀五六・三（五六・

第18表　調査産業計，製造業における都道府県別平均賃金指数（1983年，東京＝100）

府県別	調査産業計	製造業
全国	81.5	78.4
北海道	73.1	65.0
青森	60.4	43.9
岩手	65.6	51.2
宮城	78.3	60.4
秋田	60.0	47.4
山形	61.7	50.2
福島	62.1	55.3
茨城	75.9	75.9
栃木	73.0	72.6
群馬	71.4	72.8
埼玉	75.7	75.6
千葉	79.9	78.1
東京	100.0	100.0
神奈川	88.8	89.6
新潟	65.9	56.0
富山	72.8	67.3
石川	74.5	66.7
福井	70.2	61.9
山梨	70.1	63.4
長野	68.5	66.0
岐阜	69.8	63.5
静岡	75.0	74.5
愛知	84.1	83.2
三重	72.1	70.3
滋賀	76.9	78.1
京都	86.9	82.7
大阪	92.0	89.0
兵庫	82.9	83.8
奈良	76.1	71.2
和歌山	80.0	84.3
鳥取	62.1	52.0
島根	65.4	55.4
岡山	74.0	73.2
広島	76.8	77.8
山口	74.0	79.8
徳島	68.9	61.1
香川	72.0	64.3
愛媛	65.4	61.7
高知	65.8	54.5
福岡	78.4	77.2
佐賀	63.3	56.3
長崎	68.5	61.6
熊本	62.6	56.2
大分	68.5	64.6
宮崎	63.9	55.5
鹿児島	60.6	49.4
沖縄	70.5	72.3

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第19表　常用労働者の種類別・給与内訳別1人平均1カ月現金給与額

（規模30人以上，1983年）

産業別	合計			生産労働者			管理・事務・技術労働者		
	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与
調査産業計	297,269	221,353	75,916	*	*	*	*	*	*
鉱業	318,552	246,840	71,712	296,342	237,829	58,513	363,259	264,977	98,282
製造業	279,106	209,892	69,214	241,982	186,799	55,183	349,258	253,530	95,728

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) * 印は労働者の種類別の調査をおこなっていない。

第20表　常用労働者の性別1カ月平均現金給与額

（規模30人以上，1983年）

産業別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
調査産業計	352,537	183,989	261,345	139,384	91,192	44,605
鉱業	334,428	174,424	259,189	134,730	75,239	39,694
製造業	340,047	146,903	254,066	114,061	85,981	32,842

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

七）の順である。調査産業計の場合とくらべて、東京と東北、九州、山陰地方との格差はより大きく、これらの県では東京の五割前後の賃金水準となっている。

3　企業内賃金構造

労働者種類別賃金格差

労働者の種類別に賃金格差をみると（第19表）、まず現金給与総額では、管理・事務・技術労働者を一〇〇として、生産労働者は鉱業八一・六（前年八二・九）、製造業六九・三（六九・二）であり、ホワイトカラーとブルーカラーの賃金格差は製造業において大きくなっている。きまって支給する給与は、鉱業八九・八（前年九〇・三）、製造業七三・七（七三・五）、また特別に支払われた給与は鉱業五九・五、製造業五七・六で格差はさらに大きい。

男女別賃金格差

賃金の男女別格差をみると（第20表）、まず現金給与総額では、男子を一〇〇とすると、女子の場合、調査産業計は五二・三（前年五二・八）、鉱業五二・二（五一・三）、製造業四三・二（四三・一）であり、製造業では前年とほぼ同じ状態にある。きまって支給する給与は、調査産業計五三・三（五三・八）、鉱業五二・〇（五一・九）、製造業四四・九（四四・七）、特別に支払われた給与は、調査産業計四八・九（四九・

第21表　企業規模別にみた年齢別賃金格差（産業計，男子労働者）

（20～24歳＝100）

年齢階級	計		1,000人以上		100～999人		10～99人	
	1982年	1983年	1982年	1983年	1982年	1983年	1982年	1983年
18～19歳	83	83	84	84	83	84	81	81
20～24	100	100	100	100	100	100	100	100
25～29	127	126	129	129	125	125	125	124
30～34	157	156	165	164	156	155	148	148
35～39	182	181	196	195	182	181	165	165
40～44	198	199	220	221	197	199	172	174
45～49	203	204	236	237	204	206	170	172
50～54	198	199	237	239	199	202	160	164
55～59	171	174	211	215	176	178	148	151

〔備考〕　労働省「賃金構造基本統計調査報告」による。

九）、鉱業五二・八（四九・三）、製造業三八・二（三四・五）であり、製造業で特別に支払われた給与格差が縮小している点が目立っている。

以上に比較した男女の賃金は、平均賃金であるから、男女の労働力構成はそれぞれ異なっており、したがって厳密な意味における男女の賃金格差をあらわしていない。男女の賃金格差がうみだされる一つの要因として、主として勤続年数の違いによる男女の年齢別賃金のカーブが異なっていることをあげることができる。すなわち男子の年齢別賃金は、後で述べるように年齢が高くなるにつれて上昇しているが、女子の賃金は、八三年の「賃金構造基本統計調査」によると、産業計・企業規模計では、二〇～二四歳を一〇〇としてもっとも高いのは五〇～五四歳の一二〇であり、三〇～三四歳が一一七であるから、年齢が高くなっても賃金の格差はほとんどないといってよい。いいかえれば加齢とともに男女の賃金格差は拡大することになるのである。

年齢別賃金格差

八三年における男子労働者の年齢別賃金格差を第21表によってみると、まず一〇〇〇人以上の規模の企業の賃金は、二〇～二四歳の賃金を一〇〇として最高は五〇～五四歳の二三九（前年二三七）である。また四五～四九歳の賃金も前年の二三六から二三七に増加しているから、大企業における年功賃金のカーブは前年にひきつづいて立ち上がってきたといってよい。

一〇〇～九九人の規模の企業の賃金は、二〇～二四歳を一〇〇として、最高は四五～四九歳の二〇六である。前年は二〇四であったから、この規模の企業においても年功賃金のカーブがやや立った

といえる。

一〇～九九人の規模の企業の賃金は、最高が四〇～四四歳の一七四（前年一七二）であり、規模のより大きな企業にくらべると賃金の最高の年齢が低下している。さらにこの規模の企業においては、それよりも規模の大きな企業にくらべて年功賃金のカーブを立てる傾向は顕著にはみられない。

以上の統計は、各年齢層ごとの平均賃金を指数化したものであるから、中小企業の場合は賃金の低い中途採用者や熟練職種の中高年齢労働者の賃金もふくまれている。したがって中小企業は大企業にくらべて年功賃金のカーブがねているが、しかし中小企業の場合もほとんどの企業が年功賃金を採用しており、この点は中小企業のモデル賃金によって明らかにすることができる。

「賃金構造基本統計調査」（八三年）によって、企業規模間の年齢別格差をみると、一〇〇〇人以上の規模の大企業を一〇〇として、一〇～九九人規模の賃金は、三〇歳未満ではさほどの格差はみられないが、三〇～三四歳で八八、四〇～四四歳で七七と格差が拡大し、四五歳以上では約七割となっている。一〇～九九人の規模の賃金は、大企業にくらべて三〇代までは九割台、四〇歳以上では八割台となっている。

4　賃金制度

労働省「賃金労働時間制度総合調査」のうち賃金制度に関する調査結果（昭和五八年賃金制度調査結果速報）により、賃金制度の動きをみると、つぎのようになる。

賃金制度

賃金制度については、賃金決定要素のうち、仕事や職務遂行能力に関する部分が徐々に増大する傾向と高齢化対策としての抑制的な改訂がつづいている。すなわち、主な賃金体系が、なんらかのかたちで仕事給型をもつものの割合は、適用労働者数の割合で、八三年四一・六％（八一年三八・九％）、とくに一〇〇〇人以上規模では五九・三％（五五・八％）である。仕事給・属人給の併存型賃金体系をもつ企業における仕事給部分は、八〇年の四四・八％から八三年の五〇・七％へと高まっている。所定内賃金中に占める職務給や職能給などの仕事給は二〇・七％（八一年一八・一％）である。過去一年に賃金制度を改訂した企業は一八・九％あるが、重複を許す回答で「基本給決定要素の配分」の変更が八・八％、その大部分は仕事給要素の導入・追加である。また「中高年齢層に着目して定期昇給の額等」を改訂したもの三・八％である。その平均的内容としては、五〇歳で「額の下げ」、五五歳で「停止」となっている。中高年齢層に着目したベースアップ率の改訂についても、これとほぼ並行した傾向（「率の下げ」と「停止」）がみられる。

定期昇給をめぐる議論

賃金制度に関する今期のトピックのひとつは、定期昇給に関するものである。春闘賃上げ率が低下するにともなって、ベースアップと定期昇給の関係が問題となり、関東経営者協会の人事・賃金委員会は、八三年一一月「賃金決定と定期昇給」という報告書を発表した。この報告では、定期昇給制度を、個人の能力ないし年功などの高まりを賃金に

反映させるため、一定の基準（賃金表、昇給表）にもとづき、一定の時期に個別賃金の改訂をするシステムと規定し、定期昇給には広狭二義のものがあり、広義では、昇格時などの昇給がふくまれ、賃金決定との関係では広義によるべきだとの考え方をとる。一方、ベースアップは、個人の個別要件とかかわりなく賃金表、昇給表によっていっせいに賃金の底上げをおこなうものであるとみなす。定期昇給は個別の賃金改訂という賃上げであり、その点ではベースアップと同様であるとする。

さらに右の定期昇給の定義とならんで定期昇給も支払能力によるべきであるとするのが、もうひとつの特徴である。支払能力説によっていったん設定した定期昇給は自動的に実施すべきだとの考え方は否定される。また、新陳代謝によって生じうる源資も企業の支払能力全体のなかで考慮すべきだとする。結論として、企業は支払能力の見通しにもとづいてまず定期昇給をし、ついでベースアップの可否を検討すべきであり、国民経済的にも、生産性基準原理は定期昇給をふくめた賃金改訂と対比されるべきものとしている。

同じ時期に、労働組合系の調査機関労働経済調査研究所（庄司博一所長）は、春闘における定期昇給の取り扱いの差による組合間の相互不信をのぞくことも考慮して、定期昇給の意義について論じるとともに、日経連がおこないつつあった定昇源資について独自の計算による反論をおこなった。前者については、昇給制を定期昇給、昇進と昇格による昇給、支給条件を満たしたことによる諸手当の昇給に分け、定期昇給は、基本給の体系を維持するためのもので、賃金水準と引き上げとは区別すべきだとした。

5　定期給与と臨時給与

定期給与と臨時給与の比率

一九八三年における定期給与の推移をみると、対前年同期増減率は、一月から四月までは五％前後を示していたが、五月以降は三％台となっている（第22表）。

また、第23表によって、調査産業計、製造業別に現金給与総額のなかに占める特別に支払われた給与の割合をみると、調査産業計では、六月四四・九％、七月四四・七％、一二月六六・〇％で、八三年平均では二五・五％（前年二五・八％）となっており、また製造業では、六月三六・九％、七月五二・一％、一二月六五・一％で、八三年平均では二四・七％（前年二五・一％）である。特別給与が現金給与総額のほぼ四分の一を占めている。

労働省「毎月勤労統計調査」によって八三年の特別給与（臨時給与）をみると、調査産業計では、年計の支給率が四・一一カ月となり前年の四・一七カ月を下回った。対前年増減率は二・〇％で、前年の二・五％を下回っている。特別給与の長期的推移をみると、対前年上昇率では一九六〇年以降一貫してプラスがつづいており、マイナスになった年は一度もない。年計の支給率は、七四年における四・八三カ月がピークで、その後は低下傾向にある。

夏季賞与の一人平均支給額（調査産業計）は、三八万九〇八六円で、前年の支給額にくらべて二・五％増（前年は四・一％増であっ

た）であり、七一年以降で最低の伸び率となった。また支給額を「きまって支給する給与」にたいする割合でみると、一・四八カ月分（前年一・五一カ月分）である。製造業では、一人平均支給額が四二万三五五三円、対前年増減率は二・三%増、一・五三カ月分である。

年末賞与の支給額は、四五万八三九四円で、対前年増減率は一・八%増（前年は三・九%増）と、夏季賞与と同様七一年以降最低の伸びとなった。また「きまって支給する給与」にたいする割合でみると、一・七六カ月分（前年一・八〇カ月分）となっている。製造業では、一人平均支給額が三八万六三二八円、対前年増減率は二・八%、一・三七カ月分である。

第22表　常用労働者1人1カ月当たり「きまって支給する給与」の推移
（調査産業計，規模30人以上）

年　月	きまって支給する給与	指数 1980年＝100	対前年同期増減率
1983年1月	215,563	112.0	4.8
2月	217,208	112.9	4.9
3月	218,081	113.3	5.3
4月	220,831	114.8	5.1
5月	219,328	114.0	3.9
6月	222,710	115.7	3.7
7月	222,579	115.7	3.3
8月	221,412	115.1	3.4
9月	222,830	115.8	3.4
10月	224,454	116.6	3.5
11月	224,823	116.8	3.3
12月	226,308	117.6	3.6

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第23表　調査産業計，製造業における特別に支払われた給与の現金給与総額のなかに占める割合(%)

年　月	調査産業計	製造業
1983年1月	6.4	5.3
2月	1.9	0.4
3月	11.2	2.0
4月	3.3	1.3
5月	2.7	2.5
6月	44.9	36.9
7月	44.7	52.1
8月	11.7	12.9
9月	1.5	1.0
10月	2.1	0.7
11月	4.3	5.7
12月	66.0	65.1
1983年平均	25.5	24.7

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

2　労働時間と労働時間制度

労働時間の動向

労働省「毎月勤労統計調査報告――全国調査」によると、調査産業計の一九八三年の平均総実働時間は一七四・八時間で、前年の一七四・七時間にくらべて〇・一時間の微増（プラス〇・一ポイント）、製造業では一七八時間で前年の一七七時間にくらべて一時間（プラス〇・五ポイント）の増加となっている（第24表）。

総実労働時間のうち所定内労働時間は、調査産業計で一六一・四

第24表　労働時間の推移

（規模30人以上）

		調査産業計			製造業		
		総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
実数（時間）	1970年	186.6	169.9	16.7	186.4	168.4	19.0
	1975年	172.0	161.4	10.6	167.8	158.7	9.1
	1980年	175.7	162.2	13.5	178.2	161.8	16.4
	1982年	174.7	161.6	13.1	177.0	161.5	15.5
	1983年	174.8	161.4	13.4	178.0	161.8	16.2
対前年同期増減率（%）	1970年	—	—	—	△ 1.2	△ 0.7	△ 4.4
	1975年	△ 1.9	△ 0.8	△ 16.7	△ 3.0	△ 1.3	△ 24.2
	1980年	△ 0.3	△ 0.5	1.8	0.3	△ 0.4	6.8
	1982年	△ 0.2	△ 0.1	△ 1.8	△ 0.4	△ 0.1	△ 4.1
	1983年	0.1	△ 0.1	2.3	0.5	0.2	3.9

〔備考〕 1）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2）対前年同期増減率は指数から算出し，調査事業所の抽出替えによるギャップは修正済。

第25表　製造業規模別労働時間数と格差

（単位：時間）

		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1970年	185.0 (100.0)	187.0 (101.1)	191.5 (103.5)	195.1 (105.5)
	1975年	163.3 (100.0)	166.8 (102.1)	175.6 (107.5)	180.6 (110.6)
	1980年	176.0 (100.0)	176.3 (100.2)	182.9 (103.9)	184.4 (104.8)
	1982年	174.1 (100.0)	176.0 (101.1)	181.6 (104.3)	182.1 (104.6)
	1983年	174.8 (100.0)	177.4 (101.5)	182.5 (104.4)	182.9 (104.6)
所定外労働時間	1970年	22.4 (100.0)	17.7 (79.0)	15.8 (70.5)	—
	1975年	9.7 (100.0)	8.6 (88.7)	9.0 (92.8)	—
	1980年	20.0 (100.0)	15.5 (77.5)	13.3 (66.5)	—
	1982年	18.2 (100.0)	15.0 (82.0)	12.9 (70.9)	—
	1983年	18.7 (100.0)	15.9 (85.0)	13.6 (72.7)	—

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第26表　規模別労働時間の対前年同期増減率（製造業）

(%)

		500 人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1978年	0.3	1.0	0.7	0.2
	1979年	1.4	1.1	0.7	0.6
	1980年	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.5
	1982年	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1
	1983年	0.3	0.6	0.5	0.5
所定外労働時間	1978年	1.8	9.3	5.9	—
	1979年	17.9	13.5	9.4	—
	1980年	13.4	4.1	1.1	—
	1982年	△ 6.7	△ 1.2	△ 4.7	—
	1983年	2.3	5.5	4.7	—

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 3年ごとに標本抽出替えがおこなわれる際（最近は82年4月），ギャップを生じるため，ギャップ修正済指数により算出している。

時間（前年一六一・六時間）、製造業で一六一・八時間（一六一・五時間）でそれぞれほとんど変わりがない。所定外労働時間は、調査産業計で一三・四時間（一三・一時間）、製造業で一六・二時間（一五・五時間）で、前々年から前年にかけてやや減少していたところであるが、八三年にはふたたび増加に転じている。

規模別の労働時間を製造業についてみると、まず総実労働時間では五〇〇人以上が一七四・八時間（一〇〇）にたいして、一〇〇～四九九人の規模は一七七・四時間（一〇一・五）、三〇～九九人の規模は一八二・五時間（一〇四・四）であり、規模が小さくなるほど労働時間が若干長くなっている（第25表）。

所定外労働時間をみると、五〇〇人以上の規模の企業が一八・七時間（一〇〇）にたいして、一〇〇～四九九人は一五・九時間（八五・〇）、三〇～九九人は一三・六時間（七二・七）となっており、規模の小さい企業ほど所定外労働時間が短く、総実労働時間とは逆の格差となっている。したがって、所定内労働時間は、企業の規模が小さいほど長いことになる。

つぎに製造業の規模別労働時間の対前年同期増減率を第26表によってみると、まず総実労働時間については、五〇〇人以上の規模が〇・三ポイント増、一〇〇～四九九人が〇・六ポイント増、三〇～九九人が〇・五ポイント増となっており、小幅ながら増加のきざしをみせている。また所定外労働時間をみると、五〇〇人以上の規模が二・三ポイント増、一〇〇～四九九人が五・五ポイント増、三〇～九九人が四・七ポイント増と、マイナスがつづいた一九八一年、八二年から反転して残業時間が増加する傾向にあることを示している。

労働時間制度

労働省「賃金労働時間制度調査」（一九八三年九月調査）によると、労働時間制度は、週所定労働時間が、労働者一人平均四一時間四〇分で、前年より七分、一九七五年より二八分と徐々に減少している。一日の所定時間は七時間三九分で、数年ほとんど変化がない。以上の差は週休二日制の拡大によると考えられ、週休二日制の適用をうける労働者は八三年七七・一％に達した。もっとも、週休二日制のうち「完全」はいぜんとして三割に満たない。週休以外の休日の企業平均は一六・七日（七六年一六・一日）、労働者一人当たり年次有給休暇付与日数は一四・八日（七五年一四・四日）、平均取得日数八・八日（取得率六〇％）である。有給休暇の取得率にはほとんど変化がない。労働省事務当局は、詳細な統計的突きあわせをした労働時間関係統計の主要先進国と日本との比較を公表したが、これによると、製造業生産労働者の一九八一年の総実労働時間は、年間で日本二一四六時間で、西ドイツに比較して四四八時間、アメリカに比較して二四八時間長い（『労働基準』一九八四年五月号）。

【参考資料】 (1)労働省「昭和五十八年労働経済の分析」、(2)労働大臣官房統計情報部「労働統計要覧」（一九八四年）、(3)同『労働統計月報』、(4)同『毎月勤労統計調査報告』、(5)春闘共闘委編「一九八四年国民春闘白書」、(6)総合労働研究所「団体交渉のための賃金資料」（一九八三年一二月）、(7)産業労働調査所「八四年春季賃金交渉資料」、(8)同『賃金実務』『賃金事情』、(9)労働旬報社『賃金と社会保障』

III 産業合理化と経営

労務

概要□産業動向と産業合理化――鉄鋼業／自動車産業／電機産業／造船業／私鉄／化学産業／セメント産業／国鉄／経営労務の現況――労務管理上の主要関心事／高年齢化対策／ME化に関する経営者の態度／福利厚生と資産形成／労働災害・職業病・健康問題――労働災害：労働災害の度数率・強度率／産業別労働災害の発生状況／事業所規模別度数率／重大災害／労災保障の新しい動き／職業病・健康問題：業務上疾病の発生状況／MEやOAの導入と職業病／その他の職業病／職場の健康管理

概要

一、一九八三年度の景気は後半から回復基調を歩みはじめた。しかし、雇用情勢は一進一退を繰り返してまだ好転していない。いくつかの構造不況業種では一時帰休や希望退職者募集をふくむ雇用削減がなされたし、回復に向かった産業でもOA機器などのME導入による雇用削減や景気の先行き不安による採用が手控えられたし、雇用増は主としてパートの急増によってまかなわれたからである。

一、鉄鋼業では八三年度の粗鋼生産高が二年連続一億トンを割り、高炉稼働率は前年度同様六〇%であった。このため、大手企業では残業規制、雇用保険法にもとづく教育訓練、新規学卒者の採用抑制、配転、出向、人員派遣などが実施された。中小企業でも鋳物、電炉、フェロアロイなどの業界で希望退職者が募集された。

一、自動車産業は輸出と国内販売がともに一定の回復を示し、増収増益となった。世界的規模での産業再編成のなかで生産性向上のための機械化・合理化と人員合理化が急進展している。とくにフレキシブルな多種混流生産に耐えるためのME化、ロボット化がすすめられている。このため、中高年労働者の配転が実施され、残された労働者の労働密度が高まっている。また、事務部門でも人事情報システムの発展によって合理化が進展している。

一、電機産業では八三年度から八四年度にかけて国内需要と輸出がともに好調となり活況を呈している。このため、急速な技術革新をともなう設備投資が活発化している。生産自動化と活況が重なって労働現場では労働強化がみられる。また、製品の新旧交替や売れ行き製品の交替により、配転、出向、応援も常態化している。

一、造船業は受注量がふえたものの、竣工量が停滞的であり、採算は悪化している。大手企業ではひきつづき新規採用ストップ、残業規制の強化が実施される一方で、ME化、OA化による人員削減が実施されている。中堅・中小企業では来島どっくの低労働諸条件に合わせた合理化が進展している。

一、その他の民間産業では、地方私鉄・バスが、沿線人口のひきつづく減少、地場産業の低調、マイカーの増大などで経営危機に直面し、その維持が困難な企業さえふえている。そうした企業では、希望退職者募集、労働諸条件の切り下げなどの合理化がなされている。また、化学産業で設備削減をともなう企業再編成が進展し、人員合理化が実施された。さらに、セメント業界でも、製品部門を中心に不採算工場の閉鎖、希望退職者の募集、配転、出向、労働諸条件の切り下げなどが実施された。

一、国鉄当局は八四年五月、「経営改善計画」を変更し、人員削減のテンポを早めることを示唆した。そして、同年六月の「要員計画」では、八五年度首には「過員」（国労からいえば、「仕事を奪われ差別されている人びと」）が二万八〇〇〇人から三万人に達するとみて、その対策として、①退職制度の見直し、②休職制度の改定・拡充（一時帰休の導入）、③派遣人員の拡充という人員合理化政策をうちだした。

一、労務管理に関する経営者の最近の関心は、高齢化への対応、組織の活性化、MEの円滑な導入などである。大企業では、生涯生活設計福祉が問題とされつつある。労使関係の枠組みに変化はないが、交渉から協議とコミュニケーションに移行しつつある。高齢化対策ともからみつつ、能力主義的人事・労務管理が志向され、賃金や人事制度の変化にあらわれている。

一、労働災害は、度数率が上昇し、強度率が低下した。産業別ではサービス業、鉄鋼業で労働災害が目立って増加しており、規模別では例年同様、中小企業で災害が多くみられる。重大災害として、三井三池鉱業所有明鉱の坑内火災が発生し、死者八三人、CO中毒患者一六人を出した。

一、職業病は件数、率とも減少傾向を維持している。ME機器導入にともなって新しい職業病がクローズアップされている。

一、労働者の健康状態の調査によれば、健康八割、不調二割、身体の疲労を感ずる六四・六%、神経の疲労を感ずる七〇・七%となっている。

1　産業動向と産業合理化

鉄鋼業　鉄鋼業は自動車業界の好景気に支えられた特殊鋼業界をのぞいて、八三年度もいちだんと厳しい不況に見舞われた。輸出では数量で、中国向けが米国向けを上回り過去最高となったことなどにより九％弱増加したが、金額では、その中国向けが安値であり、加えてシームレスパイプの市況暴落もあり、一七％弱減少した。内需は、自動車・家電等製造業向けで増大したが、主力の建設業向けが減少したので、低迷した。しかも、厚中板、熱延広幅帯鋼を中心とした普通鋼鋼材が、韓国、台湾、ブラジルに加えてルーマニア、ブルガリア、スペインなどから輸入されたので、鉄鋼輸入も一三％増加した。

八三年度の粗鋼生産は二年連続一億トンを割った。稼働高炉基数は八三年末で六五基中三九基であり、前年同様、約六〇％の稼働率であった。労働生産性（産出量／労働投入量）は一％増加し、連続鋳造比率は八七・六％と前年比七・四％上昇した。

なお、八四年度に入り、輸出と内需がともに回復基調をたどりつつある。

大幅な操短が継続されるなかで、大手企業を中心に残業規制、雇用保険法にもとづく教育訓練、新規学卒者等の採用抑制、配転・出向・人員派遣などが実施された。

普通鋼・特殊鋼関係三九社の実労働時間は、八三年で月平均一六四・七時間と前年比三・六時間減であるが、内訳は所定労働時間が一五四・九時間、所定外労働時間が九・八時間となっており、三・六時間の減少は所定外時間の減少によるものであった。所定外時間の短縮は具体的には大手各社による特別休日制度の導入と結合して実施された。これは残業が一定の時間を超えたとき、その代わりに無給の休日をとらせるという制度で、たとえば、日本鋼管や川崎製鉄の場合、残業時間が所定内労働時間（七時間四五分または七時間一五分）を超えたら、当月または翌月に代休一日をとらせるというものである。新日鉄や神戸製鋼では一五時間以上の残業時間、住友金属は三〇時間以上の残業時間について特別休日をとらせている。この制度は、残業手当のきりつめによる人件費の抑制をねらったものである。

雇用保険法にもとづく教育訓練は八二年一〇月から実施されていたが、八三年一〇月からさらに一年間延長されている。これは他産業には類をみない大規模なものであった。高炉会社ではその内容も生産技術、品質管理、歩どまり向上、省エネ検討会、工程・作業標準の見直し、ＪＫ技法、設備技術、コンピュータ操作、類似災害の防止策、ＱＣ技法等と多岐にわたり、八三年延べ日数六六万二六五一人・日（月平均六万人）にものぼった（『鉄鋼界』、昭和五九年五月号）。また、普通鋼電炉・単圧、特殊鋼会社でも雇用調整助成金を活用して一時帰休を併用した教育訓練を実施した。

定年退職者の急増と新規学卒の採用減などにより、鉄鋼連盟加盟会社の従業員数は八三年一二月末には前年同月にくらべて五九七一

人、二・三％と近年になく減少した。

配転・出向・人員派遣といった雇用調整もひきつづき実施された。とくに、八四年一月に提案された新日鉄の合理化案は大規模なものであった。同社は七八年に生産能力を三〇％削減し、八二年には五製鉄所七設備を休止したが、今回さらに五製鉄所の設備を休止して集約化をはかろうとしている。すなわち、君津、大分、八幡、名古屋の四大総合製鉄所を軸にすえ、残る室蘭、釜石、堺、広畑、光の五製鉄所を生産品種特化の専門製鉄所にするという構想（全社最適生産構造）を設定し、これに向けて室蘭・大型、釜石・第二高炉、第一コークス炉、広畑・大型、堺・熱延の各設備を八四年度後半から休止しようとしている。

この設備集約化にともない、向こう三年間に事務職四〇〇人、技術職（現業）二〇〇〇人の要員減が生ずる。五月九日の中央労使委員会で、会社は上表のように合計七九〇人にのぼる配転（所間転勤）を提案した。

転勤先＼転勤先	名古屋	君津	大分	第一技研	第三技研	計
室　蘭	100	220	35	25	—	380
釜　石	5	15	—	10	—	30
広　畑	35	—	70	10	—	115
光	—	25	—	—	10	35
堺	45	90	80	5	10	230
計	185	350	185	50	20	790

〔備考〕『ねっぷう』昭和59年5月23日による。

このほか、神戸製鋼では今後三年間、定年などで退職する一二〇〇人を極力補充せず、鉄鋼部門の一八〇〇人をエンジニアリング部門に配転する。また、住金が四五〇〇人、川崎製鉄が四〇〇〇人、それぞれ三年間で人員削減をしようとしている。

こうした大規模な合理化は、配転対象者はもとより企業城下町にも大きな打撃をもたらしている。

中小鉄鋼メーカーにおいても人員削減がひきつづき実施された。

鋳物関係の専業メーカーでは前年の矢作製鉄、岩手製鉄に加えて日本鋳造、日本鋳鍛鋼でも雇用合理化がなされた。日本鋳鍛鋼は七〇年に大型鋳鋼品の製造を目的に新日鉄と三菱関係各社の合弁会社として設立された。新日鉄は七五年に同社のプラント事業部（当時工作事業部）の鋳鋼工場を日本鋳鍛鋼へ移管して当該職務従事者二三八名を出向させたが、第二次石油ショック後の不況のなかで、七九年に出向者一〇六名をプラント事業部（当時工作事業部）へ復帰させた。さらに八四年一月に出向者二九名をプラント事業部へ復帰させた。このように日本鋳鍛鋼では親会社である新日鉄の内製化政策によって人員削減がなされたのである。

電炉業界では需要先である建設関連が不況であるため、過当競争のなかで業界再編成が進展している。八四年初めに合同製鉄が船橋製鋼の株式を、共英製鋼が第一製鋼の株式を、それぞれ七〇％取得した。人員削減は後者ではおこなわれなかったが、前者では表面化した。すなわち、新日鉄系の合鉄では八三年に東京製造所（羽田）が閉鎖され、これにともない、全社の全従業員のうち一五％近い三九〇人が希望退職に応じた。また、船橋製鋼でも一〇〇人の希望退職を募集した。

このほか、フェロアロイ業界では電力料金の高騰によって国際競争力を失い、輸入が急増しており、日本重化学、日本電工、昭和電工などの有力企業でさえ合金鉄部門が赤字であり、まして、中小企

業では転廃業を強いられ、人員削減を実施している企業もある。北陸の中小企業では、希望退職者が再就職もできずに地方労働市場に滞留しているほどである。

自動車産業　八三年度の自動車生産台数は四輪車では三年ぶりに前年度実績を上回り、約一一一〇万台と八〇年、八一年の水準に戻った。これは、国内では各社新車投入が、車検延長やガソリン価格の安定のなかで代替需要を顕在化させ、乗用車が前年度比三・三％増加したことが影響している。また、輸出では欧米諸国の輸入規制という障害がありながらも、アメリカを中心に八三年後半から世界景気が回復に向かい、円安相場が価格競争を優位に展開させ、全体的に前年度比一・五％程度増加したためである。

なお、乗用車の拡大とは対照的にトラックは中小企業の設備投資の沈滞を反映して停滞的であり、二輪車もイギリスにおけるユーザーである若者の大量失業などに起因する輸出の停滞と国内需要の減少によって落ち込んだ。

業界における企業収支は、円安長期化と米国向け上級車移行により輸出採算が良好だったので、増収増益を確保した。

以上のように自動車産業は、しだいに好況期に入りつつあるが、現在は同時に世界的規模での産業再編成期にあり、日本の自動車産業はGMやフォードの巻き返しのなかで、それらとの競争にさらされている。そこで、生産性向上のための機械化・合理化と人員合理化も急進展している。

とくに注目されるのは、販売競争が激化するなかで頻繁なモデル・チェンジに対応するフレキシブルな、多種混流生産に耐えるかたちでのME化、ロボット化がすすめられていることである。これは前年からの基調であり、変化はない。

たとえば、日産村山工場では八四年三月で四三〇台のロボットが稼働し、前年より一〇台ふえた。八五％が溶接ロボットであり、残りの大部分は塗装ロボットで、若干の組み立てロボットも導入されている。ロボットが導入され、その職場で人員が削減されても完全自動化ではないので、残された労働者の労働密度は相当濃いものとなっている。スカイラインの工数でいえば、一台当たりの車体組み立てに要する時間は一九六八年には三五〇分であったが、八四年三月には一〇六分と三分の一以下に減少し、要員は逆に二五〇人から一二五人へと半減している。

ロボット導入により労働の標準化、単純化がすすみ、中高年の配転がすすんでいる。また、ロボット導入は当該部門の労働内容を変えるだけでなく、厳密なワークファクター分析、あるいはVE、VAが厳格に適用される結果、周辺の労働者にも「効率的な労働力活用」というかたちで配転や応援が常態化しつつある。とくに、売れ行きのよい車を生産している工場への応援がふえている。

トヨタでも前年に一挙にロボットを倍増させたが、この結果、職場やラインの責任者に青年層が配置され、中高年層は彼らに使われたり、機械化のすすみにくい手作業部門に配転されている。また、トヨタでも売れ行きのよい車をつくる工場への応援・配転がふえている。たとえば、かつてカローラというドル箱の車を生産していた高岡工場で、カローラの売れ行きが落ちたので、八三年八月以降、三カ月交替でつぎつぎに他工場への応援が実施されている。こうした応援は、心身ともに労働者の負担になっている。

東洋工業では防府工場に車体職場を中心に百数十台のロボット

と、自動溶接機、半自動タイヤ装着機などの自動機械が集中的に導入されている。このため、防府工場の従業員一人当たり生産台数は、本社宇品工場の二～三倍にもなり、したがって、効率の悪い本社宇品工場の一部の設備を止めて防府工場に生産を集中するほどである。この結果、ここでも配転問題が発生している。

このほか、軽四輪生産で業界一位の鈴木自動車では、それの対米輸出の自主規制が継続したため、会社は「生き残り戦略」をうちだし、慶弔休暇の短縮、残業割増率の低下、時間管理の強化、月一〇〇時間を超える残業（三〇時間を超える残業には支払いゼロ）などがおこなわれている。

事務部門のMEによる合理化もひきつづき進展している。日産の例を紹介しておく。八二年一月に開始され、現在もすすめられているアトラスという人事情報システムがある。これは、本社による人事管理機能を一元化し、飛躍的に高めたものである。すなわち、①全社員個々人の人事情報を一元化し、一人につき一万ケタ、七〇〇項目の情報の収納を可能とし、②全社オンラインシステム化し、全社一四事業所に二九台の端末機を設置し、異動投入や教育受講歴の投入を各事業所から直接できるようにしたものである。また、八三年にはアニメースという製品仕様情報管理システムも導入された。これは車種の増加や海外生産の進展をふまえて、設計から生産にいたる過程で中心的役割をもつ製品の仕様情報の管理システムを、部品ベースにより全部門で共通して使用できる一元化、同時化したシステムである。これはプログラム開発だけでも二〇億円を要したが、目標原価管理の効果だけでも一年間で開発費を回収でき、事務部門の合理化により全体で約一〇〇人の人員削減ができるといわれている。

電機産業

電機産業は八三年度から八四年度にかけて八二年度の伸びなやみから一転して、きわめて活況となった。

国内需要はME化、OA化の急進展に支えられて、コンピュータ、半導体などの産業用エレクトロニクスが相変わらず好調である。また、民生用電子・電気機器もVTRが牽引力となり、音響機器も回復に向かい、電子レンジが好調であり、さらにルームエアコンも猛暑の影響で八三年八月には空前の売れ行きとなった。これらの波及効果で電子部品も活況を呈した。ただ、重電だけは電力、鉄鋼での設備投資の抑制の影響をうけ、ひきつづき低迷している。他方、輸出でも全般的に好調であったコンピュータ関連、OA機器、ICはひきつづき好調であり、前年度には不振であった家電でも、VTRがECから輸出自主規制を強いられながらも、アメリカ向けが八三年後半からの景気回復にともない著増し、音響機器も一定程度増加した。

八三年度の企業収支は、IC関連の積極投資による償却負担や円安修正による輸出採算の若干の悪化がみられたにもかかわらず、量産効果、生産工程の合理化効果等により増収増益であった。

好況局面のなかで大手企業では好調な半導体部門やVTR部門を中心に大幅に設備投資が増加している。とくに、最新鋭の設備を擁した工場の建設が目立っている。半導体部門の設備投資は八三年度三七〇〇億円と対前年度比六〇％増であり、九州、東北、北陸を中心にシリコン基板に回路パターンを焼きつける前工程から、組立、検査の後工程までの超LSIの一貫工場の新設が目立っている。V

TR部門では各社はラインの増設や自動化、工場の集約化と自動化、新工場建設などによって生産能力を二五%から四〇%も拡張した。

富士通館林工場は、金融端末装置、日本語ワードプロセッサー、小型コンピュータ、POSターミナルなどの中心工場であり、八四年四月から本格稼働に入った。工場敷地三万八三〇〇坪に、二階建て、約一万三〇〇〇坪の工場があり、男子六五〇人、女子六〇〇人の労働者が働く。そこの製造ラインは、自動倉庫システム、自動機、ロボットの群管理システムおよび工程間の自動搬送システムと有機的に結びつけられている。多品種少量生産に対応し、生産計画の変動に耐えうるような工場である。自動倉庫は収容能力一万五〇〇個のバケットと一六〇〇個のパレットであり、そこに保管されている部品は、一一基のクレーンと無人搬送車によって必要な場所に、必要な時期に一定量が製品ラインに搬送される。製造工程では、一台で一〇人分のはたらきをするといわれるIC自動挿入機がプリント基盤にセットした部品を挿入する。試験工程でも組み立てロボットが一枚一枚の基板ユニットをつかみあげて試験機に装着して良否を判定する。ここでは労働者は機械にできない複雑な加工・組立や機械装置のトラブルの解決などに従事している。この工場では、システム全体をコントロールするホストコンピュータに大枠の生産計画が入力されており、コンピュータ・ネットワーク、機械系、人間で構成される工場全体を管理している。また、労働者は作業現場でもみずからを管理されている。労働者が一セットの作業を終えると、チーム員の一人が端末から作業終了の情報を入力する。このことによって自分たちの作業実施時間を入力するのである。

製造工程のME化が進展している。これと好況のなかでの製品の新旧交替や売れ行き製品の交替がからみあって配転、出向、応援が常態化している。ME化により若年労働者が職場の中心に配置され、中高年と女子が排除されるという傾向は、前年と同様である。製造品の交替に関しては、たとえばつぎのようである。日立の社長は八四年の年頭の辞で「成熟製品（重電、家電など）を担当している部門に、事業部間、工場間の枠をこえて新製品分野を導入し、〝活性化〟をはかったり、また繁忙部門に人員をシフトすることによって成熟製品分野の軽量化をすすめ、競争力を強化する必要があります」と述べ、出向、配転、応援などを大々的に実施することを宣言した。たとえば八三年には一三五〇人程度いた土浦工場では、八四年一月に茂原工場に一二人、三月に神奈川工場などに六〇人、五月には日立マクセルに一〇人と配転させ、さらに、八月には本社などへ一〇人、一〇月には数十人の長期応援、一一月にも数十人を他工場へと配転させる計画である。東芝の系列の重電会社である西芝でも、毎年一〇〇人以上の労働者が東芝の繁忙部門に出向にでている。さらに、三菱電機でも従来の重電機器、配電盤とか制御盤、モーターなどからメカトロニクスへの品種転換がすすめられ、これにともなって配転・出向が頻繁化している。日電でも三田から我孫子、玉川から三田といった首都圏内の配転や、首都圏から地方（東北や九州）への応援（たとえば期間三年）が盛んに実施されている。

最後にOA化の例を紹介しておく。東芝は八四年四月に新本社ビルに移転した。これは東京都内に散在している一一カ所の事務所を東京浜松町の地上四〇階、地下三階の高層ビルに集約化したもので

ある。移転により本社機能が集約化され、最新のOAのネットワークで結ばれた効果的なオフィスが実現した。移転により削減される経費（事務費・通信費など）は年間二〇億円といわれ、一人当たり約三〇万円にのぼる。とくに光高速LAN（ローカルエリアネットワーク＝企業内情報通信網）とその端末八五〇台の設置などにより書類の削減が実現し、それは、八〇年当時一人当たり五・五mであったが、本社移転により二m以下となった。

造船業　八三年四月から始まった運輸省による勧告操短により、主要造船三三社の平均的な稼働率は八三年度七四%、総建造量四四一万総トン、八四年度六八%、四〇六万総トンになる予定である。今回の操短は低船価競争の排除と工事量の確保を目標としたものである。他方、八三年度の新造船受注は一〇〇〇万総トンを超えてきわめて高水準となった。これは、三光汽船の一一隻、二四〇万総トンにのぼるハンディ型バルクキャリアの大量建造と、これに刺激されたギリシャ系船主の投機的な対日発注によるものである。この結果、主要造船各社は操短ラインで約二年分の工事量を確保した。

八三年度の日本の受注シェアは五七・二%（前年四九・七%）であり、西欧造船工業国は一〇・六%（同一八・六%）となった。このため、OECD造船部会では日本にたいする設備削減要求が出された。また、韓国の受注シェアも八三年度一九・三%と、日本につぎ第二位になった。韓国の急成長の原因は、積極的な設備拡張と先進国にくらべて安価な労働力による低コスト建造にある。

大手企業の収支状況は竣工船の採算が徐々に悪化し、修繕船の不振も加わって減益局面にある。しかし、大手の一部企業では陸上部門が好調だったので増収増益となった。

中小造船は全般的に経営諸指標が悪化した。その原因は内航船を中心とする中小型船建造の絶対数の不足、これにともなう受注競争の激化＝船価低迷、修繕船工事の減少などである。漁船は二〇〇カイリ問題の影響により、ひきつづき好転の兆しがみえない。

造船業の先行き不安という状況のもとで、大手企業では「赤字回避」のために機械化・合理化と省力化をすすめており、中小企業では人員削減、労働諸条件の低下が実施されている。

全国の鋼造船所の労働者数は八三年一月から一二月までに本工三〇〇〇人弱、下請工二〇〇〇人強の減少を示している。

大手企業ではひきつづき、新規採用ストップ、残業規制の強化が実施される一方で、ME化、OA化による人員削減が実施されている。

たとえば、三井造船では「昭和五九年度中期計画」が出されて超近代化されたフレキシブルな経営体質の形成をめざして、つぎの四つの経営戦略に沿った合理化がすすめられている。第一にロボット化、FMS化、OA化、CAD／CAMシステムの普及。第二に、工場再編成・集約化。第三に、フレキシブルな組織、人材の育成（要員の少数化と「有用人員」の出向化）。第四に、固定費の圧縮、コストダウン（出向、配転を日常化させるようなジョブローテーション導入）。これらの具体例をあげれば、炭酸ガス溶接機の導入で下請工が大幅に削減され、藤永田工場の約三〇〇人のうち一〇〇人以上が大分工場の海洋物専門工場へ出向させられた。

石播でもME化、OA化による合理化が進展している。相生工場と呉工場に大型CADが導入され、設計労働者の二〇〇人削減がさ

れようとしている。これにより旧来の設計技術者が「不用」化され、地位が不安定化し、大学院卒の新しい設計技術者が登用される傾向が強まっている。また、設計合理化はVE手法と結びつけられて製造現場の合理化、提案制度によるコストダウンをも誘発している。さらに、本社ではOA化による合理化をすすめ、約一〇〇〇人のうち二〇%の削減を狙っている。これは「シェイプアップ作戦」とよばれ、コンサルト会社を導入して一人ひとりの作業状況を徹底的に分析し、パソコン、ワープロの導入、帳簿の縮小整理がめざされている。

三菱重工でも八三年一年で約三〇〇〇人中一五六人が出向しており、一カ月に一二～一三人が出向したことになる。これらのうちには、三菱重工を退職して他会社に移籍しているケースも多い。

中堅・中小会社では来島どっくの低労働諸条件に合わせた合理化が進展している。来島どっくは坪内社長の下で時間延長、賃金圧縮を武器にして一般船価より一五%程度安い「瀬戸内コスト」を実現して受注を確保している。年間労働時間は大手企業でいちばん短い石播で一九六〇時間、いちばん長い日本鋼管で一九七六時間だが、来島どっくは二二三五時間、光陽ドックが二一五七時間、佐世保重工が二一四二時間となっている。

このような坪内方式は多くの中小企業で実施されている。金指造船については前年版年鑑に詳述したとおりであるが、そうした大合理化により、八三年六月期に一〇年ぶりに黒字決算となり、これを基盤として三光汽船向けばら積み船七隻をふくむ貨物船九隻のダンピング的な受注に成功している。さらに坪内社長は八四年六月初め、函館ドックを傘下におさめると同時に、大合理化計画を発表した。会社の説明によれば、五六三億円の累積欠損があり、八四年度は大幅な赤字が必至なので、ふたたび経営危機が進展したので、経営権を坪内氏に譲るというのである。来島どっくグループと函館ドックの基本的な合意事項は、①函館ドックは経営再建のため造船業務をひきつぐ新会社を設立し、その株式の六～七割を来島どっくグループが取得する。②旧会社は総額八〇〇億円強にのぼる銀行借入れなどの函館ドックの債務管理会社になる。③船台などの設備は旧会社が保有し、新会社が借り受ける方式とする。六月八日、一四日に会社は函館ドック労連にたいして、希望退職募集七五〇人（他に部課長四〇人の削減）という大合理化案（新再建計画）を示した。八三年一〇月現在の全従業員数は一六七二人だったので、二人に一人を削減するというものである。この合理化が「瀬戸内型」経営の導入を意図していることは明らかである。また、この合理化が会社提案どおり実現すると、函館ドックの工場所在地域への影響は大きい。というのは、函館・室蘭の有効求人倍率はそれぞれ〇・二五、〇・八一といちじるしく低く、地域の社会不安が助長されるからである。

このほかの中小造船の合理化について述べておく。楢崎造船では八四年二月二二日、つぎのような「経営改善策」を提案した。①陸上建設部門と造船部門を分離し、修繕部門を拡大し、従業員は全員移籍（労働条件継続）とする。そのため、全社を対象に一五〇人の「勇退者」を募集する。②基準内賃金の五%を二年間カットする。③実働時間を現行の七時間から八時間に一時間延長し、かつ月の第一・第三土曜日を休日とする。福岡造船では八四年二月一五日、①一日実働時間を現行の七時間から七時間半へと三〇分間延長（二年

間)、②船中泊料、船中時間外手当、乗船手当などの回航、公試運転手当の不支給、③一部職員の日給・月給制への移行、④定年後の再雇用者の退職勧奨、という提案が出された。日本海重工では、八四年三月六日に、①会社再建にともなう労使平和協定の締結(二年間)、②実働時間を現行の七時間半から八時間へと三〇分間延長(二年間)、③諸手当の支給条件の低下、という提案が出された。

こうした中小各社の合理化は、中小造船全体に波及する恐れが強まっているといえよう。

私鉄

近年、私鉄・バスなどの公共交通やハイヤー・タクシー業界は急展開をとげたモータリゼーションや過疎・過密の進行、交運産業界の過当競争などにより、経営を悪化させてきた。とくに地方私鉄・バスは、沿線人口のひきつづく減少、地場産業の低調、マイカーの増大などにより、多くは経営危機に直面し、その維持が困難なほどに深刻な企業さえある。これらの企業では春闘時に賃上げも困難となり、かえって会社側の合理化案に対応せざるをえない組合も多い。小豆島バスでは八三年四月から長期争議になり、八三年一一月に会社提案に応じて一一名の希望退職者が出たが、五四名の募集人員に比して少ないとして、労働時間の延長をはじめとして五三項目の提案が出された。結局、八四年五月末に、労使でタクシー事業の分離、労働時間の三〇分延長、三九人の出向などが合意された。川中島自動車では会社更生法の適用下で再建中であるが、八四年四月三日に一八〇人～二二〇人の希望退職者募集(五月一日から七月末日まで)、週休二日制の廃止、勤務地の移動、職変は会社の一方的通知でおこなう、等々の三〇項目あまりの提案がなされた。岩手県交通では過去三カ年にたび重なる合理化を実施してきたが、八四年春闘時にも、労働条件の低下、退職金の頭打ち、人事・ダイヤの事前協議廃止といった新たな合理化案が提示され、労使で協議中である。このほか、和歌山バスでは春闘妥結とひきかえに、年間臨給約一・二カ月ダウン、一九人の人員削減、バス運行本数の一〇%カットなどが実施され、一畑電鉄(島根)では百貨店分離と二〇三人の出向者の転籍が提示され、徳島バスでは八一年に締結した六〇歳定年の三年間凍結(五七歳定年への復帰)、ダイヤ削減による三二人の人員創出による貸切バス部門の強化、年間六日間の特別休日の三日への削減などが提示された。さらに沖縄では、県知事が八四年六月末に琉球バスと那覇交通の合併を提言した。鉄道がない沖縄では、かつてはバスの役割が大きかったが、この一〇年余のあいだにマイカーが急速に普及したため利用者が漸減し、バス経営が極端に悪化したので、合併により合理化を実施しようというわけである。

なお、地方バスの深刻な経営危機が進行するなかで、八三年一一月一〇日、一一日の両日、東京品川で『バス・シンポジウム'83――地域住民の足をどうするのか』が開かれた。主催は岡並木氏(朝日新聞編集委員)を代表委員とする七人(天野和治全運輸委員長、伊東光晴千葉大教授、高橋寿夫空港ビル社長＝運輸省OB、角本良平運輸経済研究センター理事、藤井弥太郎慶応大学教授、室井力名古屋大学教授)の企画委員会であった。このシンポジウムを紹介した私鉄総連中央委員会報告(八三年一二月八日～九日)はつぎのように述べている。

いま、全国でバスが、四万五〇〇〇系統・一七万キロほど走っている。ところがその乗車密度をみると、採算のとれる一六人以上のところは、全

体のわずか二八％（一万二〇〇〇系統）であり、あとの三万三〇〇〇系統・七二％は、俗に〝赤字路線〟といわれる一五人以下のものばかりである。これをさらに細分化してみると、乗車密度五人未満のところが六五〇〇系統・一四％、五人から一〇人が一万五四〇〇系統・三四％、一〇人から一五人未満が一万九〇〇系統・二四％である。

政府は、地方バスが住民の生活に欠かすことのできない生活手段であるとの立場から、昭和四十七年度から乗車密度五人以上一五人以下の路線について、知事がその必要性を認め〝生活路線〟として都道府県が欠損額（赤字）の二分の一を補助することを条件に、運行費等の補助をはじめた。そして昭和五十年度からは、乗車密度五人未満の路線についても、経費（経常費用）の三分の一を限度に、市町村が二分の一、都道府県が四分の一を補助することを条件に、国も四分の一を補助している。

ところが運輸省は、右の乗車密度五人未満の路線――これを第3種生活路線という――に行っている補助を、昭和五十八年度からは「五十五年以降、三年間で打ち切る」との方針を打ち出した。財政の逼迫を理由にしたものである。

この第3種生活路線への補助打ち切りは、市町村が自主運行する「廃止路線代替バス」への転換を誘導する。なぜなら補助金が打ち切られると、必要経費の三分の一程度の運賃収入では民営バスとしてのやりくりに限界をきたし、路線廃止が目に見えることになるからだ。

廃止路線代替バスに対する補助も、あるにはある。しかしこの補助は、必要経費のうち、人件費を除く〝物件費〟の部分に対するものであり、とうてい赤字分の穴うめにはほど遠い。赤字の比率からすれば、物件費よりも人件費の負担の方がはるかに大きいからである。そのため市町村にすれば、「できることなら廃止したい。しかし、足なし集落ができることは困るので、やむなく自主運行する」というのが本音なのだ。

化学産業

前年版年鑑で述べたように、産構法をテコとした設備削減は八三年度中の調整を経て、八四年度中から八五年三月を目標にしてすすめられようとしている。資本集約をおこなう際の総合大手の経営戦略は、過剰設備の削減が一つの柱となっている。二つには従来は医薬品・農薬などが中心だったが、今後は電子素材、バイオテクノロジーといった新素材・新製品部門に力点を置き、ファイン化率を高めることである。三つは、徹底したコスト削減、とくに人件費とエネルギー原材料費の削減によって国際競争力を回復することである。ところで、八三年度は需要・生産・市況・収支に久しぶりの回復感が訪れた。とくに下期には内外の景気、需要、輸出入環境、ナフサ価格の面で、いずれも好転し、多数の企業で採算の大きな改善、黒字化が実現した。このため、大手を中心に経営計画は積極的になっている。住友化学では新居浜工場のエチレンプラントを八三年一月に停止し、基礎資材部門を千葉工場に集約した。また、新居浜工場は特殊グレードに特化した。アルミ部門の操業停止もふくめて八一年とくらべて八四年には半分の労働者に減少した。結局、七五年の人員はアルミ部門をふくめて約一万六〇〇〇人だったが、八三年末には約七八〇〇人に減少した。アルミ部門の分離で約二八〇〇人が移籍したことを考慮しても、人員は四〇％削減されたことになる。また、ME化、コンピュータ化も進展している。とくに、ファインケミカル部門では多品種少量生産にみあったFMS化、フレキシブル生産システムの導入が計画されている。昭和電工、三菱油化などでも同様の動きがみられる。

セメント産業

この産業は国内需要の停滞、公共投資や民間設備投資の伸び悩み、過当競争などで「構造的不況」に陥っている。このため、ここ一～二年のあいだに人員削減が実施された。とくに製品部門では、不採算工場の閉鎖、希望退職の募集、配転・出向、労働諸条件の切り下げなどきびしい合理化がおこなわれた。八四年に入ってからもこの傾向はつづいている。北陸コンで

は、八四年三月二三日に、①一日の労働時間を現行七時間二五分から八時間とする、②年間所定労働日を現行二七三日から二八五日とする、③年間休日を現行九二日から八〇日とする、という合理化案が提示された。大同コンでは八三年一〇月末に、借入金総額の増大や債務超過問題による銀行からの強い要請、毎月一億円にのぼる赤字実態などを背景として合理化案が提示された。半年余の労使対決の結果、八四年六月末に希望退職への七九人の応募、工場ごとの要員過不足の調整としての岡山水島・小野田より茨城工場への出向、各工場で数カ月のあいだ一日の労働時間の二〇分延長などが実施されることとなった。日本ヒューム管では八四年五月末に、つぎのような合理化案が出された。①府中工場を一〇月末に閉鎖し生産体制を熊谷工場に移す、②岡山工場を一〇月末に閉鎖し生産体制を尼崎工場へ移す、③九州第一・第二工場を近い将来に統合する、④工場閉鎖にともない現業職員は転勤する（府中三六名全員を熊谷へ、岡山二九名中一九名を尼崎へ、一〇名を熊谷へ、九州両工場のうち一三人を熊谷へ）、⑤府中・岡山両工場の事務・技術職員は適宜転勤する。なお、セメント産業は八四年五月二日、産構法の業種指定を受けたことをふまえて、①八三年三月現在のセメントクリンカー年間生産能力の二三％の設備の処理（八八年六月末を目標）、②共同販売、物流の管理等をおこなう共同事業会社五社の設立による生産・販売・流通の合理化、などの基本計画案を作成中である。

国　鉄　八二年七月三〇日、臨調は国鉄の分割民営化の必要性と新経営形態移行まで経営改善のための「緊急措置」の必要性を答申した。これをふまえて、閣議は同年九月二四日、前年版年鑑で述べたような「緊急措置」を決定した。さらに、八三年六月一〇日に、国鉄事業の効率的な経営形態の確立等について審議決定するために国鉄再建監理委員会が設置された。同委員会は同年八月二日、前述の「緊急措置」の基本的実施方針について提言をおこなった。

八四年二月に利用者や自治体、それに国労の反対を押しきってダイヤ改正がおこなわれ、国鉄貨物輸送は大幅に削減された。すなわち、「全方位輸送体制」は廃止され、ヤード（貨物ターミナル）を通さないコンテナと専用貨物の直行輸送体制に切り換えられた。また、同年四月二〇日からの平均八・二％の運賃値上げに当たって、大手民鉄との競合線は据え置き、ローカル線は一五％の値上げという地域別格差主義をとり、「全国一律運賃」の原則を崩した。

この二つの「全国一元的運営」の原則に反する決定は、「民営分割」への布石ということができる。

八四年五月八日、国鉄当局は前述した前年八月二日の国鉄再建監理委の提言を受けて、八一年―八五年のあいだの「経営改善計画」を変更し、人員削減のテンポを早めることを組合に提案した。従来の「計画」は、当初計画を大きく上回る人員削減、貨物・旅客の輸送量の予想以上の落ち込み、地方交通線切り捨ての矛盾の広がりなどにより、修正を迫られたのである。

変更された「経営改善計画」のうち、人員合理化に関する要点はつぎのとおりである。

1　輸送の近代化（略）
2　業務運営の能率化
昭和五七年度は計画を八、三〇〇人上回る二二、六〇〇人を、昭和五八年度も計画を一三、四〇〇人上回る二八、九〇〇人を縮減し、計画より一年

早く昭和五九年度において三五万人体制を実現することとした。この過程において、昭和五八、五九年度の両年度は新規採用を原則停止した。今後さらに、業務運営・作業方式の見直し、勤務制度の見直し、弾力的な職員運用等の合理化施策に全力をあげ、私鉄並みの生産性を目指して、業務運営全般にわたる能率化を一層進めることとし、昭和六〇年度には職員三二万人とし、昭和六〇年度においても新規採用の原則停止を継続するものとする。

3　収入の確保（略）

4　経営管理の適正化

昭和六〇年度までに管理局については、引き続き部・課の統廃合を進め、総局、駐在理事室等の中間管理機構の見直しを行い、特に北海道・九州・四国については一元的な経営管理を指向して、権限を含めて組織の再編成を行う。工事局・工場・自動車・資材部門等についてもその統廃合を含めて、徹底した簡素化を行う。幹部職員について、従来の採用及び人事運用を基本的に改め、能力、識見のほか地域性を重視した人事制度とする。さらに、昇給・昇格についても、これまで以上に信賞必罰、能力主義の観点を強め、厳正に行うこととする。

5　設備投資の抑制（略）

6　地方交通線の対策（略）

おもな変更項目は下の表のようである。

国鉄当局は「経営改善計画の変更」で人員削減のテンポを早めることを示唆したが、これを具体化するために八四年六月五日、八四年度要員計画と「余剰人員対策」を発表した。

まず、八四年度の要員計画では、二万五〇〇〇人の合理化を決めた。それによると、①東北・上越新幹線の上野駅乗り入れにともなう六〇年三月のダイヤ改正関連（動力車乗務員の効率的運用など）で約八二〇〇人減、②保守（運転、施設、電気、工場）関係で約六二〇〇人減、③旅客駅体制の見直しで約六三〇〇人減、④医療業務近代化で約一六〇〇人減、⑤その他約三九〇〇人減――合計二万六二〇〇人減。他方、上野駅開業などで一二〇〇人増があるので差し引き二万五〇〇〇人減。

項目			年度	現計画 55年度	現計画 60年度	変更計画 60年度
事業量	輸送量	旅客	（億人キロ）	1,966	2,061	1,920
		貨物	（億トンキロ）	401	426	248
		計	（億人トンキロ）	2,367	2,487	2,168
	輸送力	旅客	新幹線（千キロ／日）	178	230	230
			在来線（千キロ／日）	1,259	1,160	1,190
		貨物	（千キロ／日）	470	400	270
職員数	予算人員（人）			＊424,000	350,000	320,000
	（予算人員縮減数）			—	△74,000	△104,000
その他経営規模	営業キロ（キロ）			21,322	18,420	18,510
	旅客取扱駅（駅）			5,185	4,470	5,000
	貨物取扱駅（駅）			1,358	800	420
	ヤード数（箇所）			193	100	0
	車両数	機関車（両）		4,061	3,600	2,400
		旅客車（両）		29,219	28,000	26,000
		貨車（両）		99,846	92,000	30,000
経営指標	職員1人当たり輸送量（千人キロトン）			564	710	678
	営業収入に対する一般人件費の比率（%）			74	51	55

〔備考〕 1)　＊印は54年度予算人員。
2)　国労本部『国鉄新聞』1984年5月11日による。

つぎに「余剰人員」の予測は以下のとおりである。八四年二月の貨物部門の合理化や今後の合理化により職場規模はかなり縮小するが、これとくらべて退職者数が少ないので、余剰人員（過員＝国労からいえば「仕事を奪われ差別されている人びと」）は八五年度首には二万八〇〇〇人～三万人に達する。しかも職員の年齢構成からみて余剰人員問題は一過性のものではない。そこで、当面の「過員対策」として、①フロントサービス向上を目指して再教育に一万人、②団体旅行セールスなどに七〇〇〇人、③監察業務の手不足解消、冬季の除雪対策要員などに四〇〇〇人、などを決めたが、それでも十分ではない。このため、さらにすすんだ「過員対策」としてつぎの三本柱を検討している。①退職制度の見直し＝現行の退職勧奨制度の枠組みは維持するが、在職条件・退職条件を見直し、勧奨退職の促進をはかる、②休職制度の改定・拡充＝退職の意思表示を前提とした本人の申し出による現行の休職制度を改め、退職前提と復職前提とに拡充する（一時帰休の導入）、③派遣人員の拡充＝現在、指定職員（課長補佐以上）にあるこの制度を指定職以外の職員についても設ける。

以上の考え方を現行の制度と対比すれば、下の表のとおりである。

三本柱のいずれの「過員対策」も国鉄始まって以来大がかりなものであり、とくに一時帰休の導入は公企体としてはじめてのものである。以上の骨子をふまえた減量具体策が八四年七月に出されようとしている。

なお、八四年六月二一日、仁杉国鉄総裁は歴代総裁としてはじめて国鉄の分割・民営化に基本的に賛成の発言をおこなった。監理委員会の「分割・民営化」に関する具体案がまもなく出されようという時期に、国鉄当局もそれを容認する方向に踏み切ったのである。

国鉄の新たな余剰人員対策

	現行制度（概要）	改　正（考え方）
退職制度の見直し	◦50～55歳または勤続30年以上で退職する職員及び56～58歳で退職する職員について特別退職として退職手当の割り増し及び退職時特別昇給 ◦59，60歳で退職する職員については退職手当割り増し	現行制度の枠組み（55歳退職が最も有利）を維持しつつ在職条件、退職条件を見直し、退職を促進する条件づくりを検討する
休職制度の改定・拡充	◦退職の意思表示を前提として本人の申し出による休職制度 ◦休職中給与（基本給、扶養・都市・住宅各手当）を保証 ◦昭和59年から実施 ◦期間は最高１年間 ◦現在休職中約700人	従来の休職期間満了後退職を前提とした制度を，一定期間休職した後復職する制度に検討する
派遣制度の拡充	◦人材育成、技術協力等を目的として他官公庁及び関連企業等に指定職（管理職に相当）を派遣 ◦現在派遣中約200人	派遣対象職員を指定職から一般職にも拡大

〔備考〕『日本経済新聞』1984年６月６日付による。

2　経営労務の現況

労務管理上の主要関心事

日経連は、一九八四年一月一一日の臨時総会で、春季賃上げ交渉にのぞむ経営者の態度を示す「労働問題研究委員会報告」を承認した（本年鑑Ⅲ―Ⅴ「経営者団体の労働政策」の1「日経連『労働問題委員会報告』参照）。このうち、個別企業の労務管理と関係の深いものとしては、生産性基準原理を賃金改定の基本にすえ、定期昇給の実施についても支払能力がなければならないことに注意を喚起し、また、労働時間短縮、週休二日制についても、生産性基準原理に立脚したものであるべきだとしている。また、高齢化は社会全体としての生産性の低下をともない、これに対処するには省力的技術の導入が必要であり、企業収益もこのため投入しなくてはならないとしている。これはME化の促進とつらなると思われるが、ME化について、経営者としては、従業員・労働組合とのコミュニケーションをよくし、ME機器導入の必要性、雇用安定の努力、配置転換する際の配慮について十分説明するとしている。

一方、日経連は、定期的に「全国労務管理者大会」をおこなっている。最近は年二回開催され、一回は春闘対策、他の一回は秋に地方経営者協会との共催により、労務管理に関する主題でおこなわれる。経営者、管理者が共通課題について討議する趣旨の会合である。定員五〇〇名程度、中小企業ではトップ経営者、大企業では労務担当の部課長が出席し、講演や事例発表と討論がある。最近数年の秋の大会の主題は、一九七八年「構造不況下の日本経済と労務管理――高齢化・高学歴化時代を迎えて」、七九年「高齢化社会への対応策を探る」、八〇年「人事労務管理の新しい展開を求めて」、八一年「人事労務管理の新しい展開」、八二年「企業経営の効率化を考える――人と組織の活かし方」、八三年「組織活性化と人材の有効活用の方向を探る」である。このところ、二年周期のテーマとなっているが、八二年には、具体的に小集団活動、提案制度、OAなどが取り扱われ、八三年には、組織活性化と人材の有効活用、改善提案などが、講演と事例発表の内容となった。以上、日経連レベルの労務管理への主要関心は、高齢化・高学歴化への対応、組織の活性化と人間資源の有効利用、MEの円滑な導入の支援などにあると考えられる。

八三年の雇用管理調査（労働省）の雇用管理上の問題点をもつ企業の割合は、「高年齢化にともなう中高年齢者の配置および処遇」（一〇〇〇人以上規模で七～八割）、「高学歴化にともなう高学歴者の配置および処遇」（同二～三割）となっている。中小企業でも高年齢化にともなう問題を感じている企業は少なくないが、「若年労働者の採用難」「管理者の管理能力不足または人材不足」と答えたものが大企業と比較して相対的に多い（二割台）。

労働組合の組織された分野では、組合の要求により経営者が労務管理上の対応を迫られている。たとえば、労働省統計情報部の「昭和五八年労働組合実態調査」によって、労働組合自身による組合活

動の重点課題をみると、これまでの組合活動の重点事項は、「賃金・一時金」（八七％）「労働時間・休日問題」（六八％）「退職金・年金問題」（四七％）「定年制問題」（四七％）「企業内厚生福利問題」（三〇％）にある。今後の重点事項でも上位四位は同じであるが、五位に「雇用確保問題」が登場している。大規模においては「経営参加問題」と「組合員の生涯生活設計福祉ビジョン」がともに三割を超えている。労働組合も、高齢化問題に関心が強いこと、使用者にくらべて労働時間、雇用への関心が強いこと、また大企業分野で生涯生活設計ビジョンへの関心が最近広まっていることが特徴である。

高年齢化対策

この問題に関する中心的課題は、依然として定年延長にあると考えられる。労働省は一九八五年までに六〇歳定年の実現を呼びかけてきたが、このことをふくめ使用者団体は過度の行政の介入に警告している。この期間には「労働省雇用管理調査」の結果が二回発表されているが、六〇歳以上定年を定めている企業は、八三年一月調査で、一律定年制のある企業の四九・四％、八四年一月調査で五二・一％と、はじめて過半となった。八四年の調査で、改定を決定している企業までふくめると六〇歳以上定年は規模五〇〇〇人以上企業で八三・五％、一〇〇～二九九人で四八・七％などとなっており、中規模での延長の遅れが目立っている。

労働省委託による（財）高年齢者雇用開発協会の「高齢化と人事管理」に関する調査（一九八四年一～二月、上場・非上場三〇〇三社、回収率三九％）によると、定年延長により生じている問題としては、賃金・退職金支払額の増大、役職ポストの不足をあげるものが相当数みられるのは当然として、「高年齢者の適職開発のむずかしさ」をあげる企業（五九五企業中四五・五％）、「高年齢者体力の低下」をあげるもの（二二・五％）などが目立った。定年延長をできない理由としてあげられるものもおおむね類似しているが、「勤務延長・再雇用制度があるため」とするものが半数（五六三企業中四九・七％）に及び、定年以外の方法で対応しようとしている企業があることがわかる。

この調査によって、高齢化に関連のある人事諸制度の実施済、検討中などの状況は第27表のとおりで、年功賃金の見直し、退職金の算定方式の見直しと年金化、資格制度などすでにかなりおこなわれている施策が、さらに一般化することが予想される。現在の普及率は高くないが、今後普及の可能性があるのは「中高年職種の開発・職務再設計」「能力再開発・教育訓練」などであり、徐々に普及が予想されるものは「専門職制度」「役職定年制」「選択定年制」「資格取得援助制」などである。これらの管理は、企業における高年齢化対策に目的を限定されておらず、たとえば資格制度にしても、従業員の意欲をひき出したり能力開発のためという目的をあげる企業が多い。専門職制度についても、専門的能力を有する人を処遇することを目的にかかげる企業が多い。これら全体を通じて、大企業・中堅企業においては、企業内の高齢化傾向を背景に、能力主義的な管理を追求しており、また、勤続年数の相対的に長い者には、企業からの自立化をうながす対策もとっているといえ、伝統的な年功制および「終身雇用」の修正が徐々になされているといえよう。

ME化に関する経営者の態度

ME化に関する経営者の指針としては、一九八三年二月に発表され

第27表　大企業・中堅企業における人事施策　(%)

	実施している	検討中である	検討していない
1. 再雇用・勤務延長	70.7	7.4	19.5
2. 年功賃金の見直し（昭和50年以降）	44.4	33.1	19.1
3. 退職金算定方式の見直し（昭和50年以降）	37.4	28.2	31.6
4. 退職金の年金化	60.3	22.0	15.6
5. 資格制度	64.8	13.8	17.3
6. 専門職制度	31.2	14.2	53.9
7. 役職定年制	24.9	18.8	53.0
8. 早期退職優遇制度・選択定年制	22.5	17.2	56.6
9. 資格取得援助制度	34.7	13.0	48.6
10. 中高年職種の開発・職務再設計	5.7	34.7	55.2
11. 高年齢者専門会社の設立	8.1	13.3	74.6
12. 長期教育訓練休暇制度	1.9	7.4	86.6
13. 人生設計・退職準備プログラム	4.8	16.1	74.9
14. 能力再開発・教育訓練	31.1	29.2	36.2
15. 再就職相談・あっせん部署の設置	7.2	10.0	79.1
16. 中高年のためのカウンセリング制度	4.7	13.5	77.6
17. 中高年者のための健康維持・増進プログラム	13.9	22.3	59.7
18. C.D.P.（キャリア・デベロップメント・プログラム）	4.9	24.9	65.5

〔備考〕 1) 高年齢者雇用開発協会『定年延長と人事管理の動向』1984年3月。
2) 不明を含めると100%となる。

た経済同友会のものがあり、労働時間の短縮、精神衛生面での配慮にも言及して注目をひいたが、この期間には、日経連ME化小委員会の報告、関西経営者協会の調査報告が発表された。

関西経協のメカトロニクス時代の人事労務管理研究委員会は、約一年の検討結果を八三年夏にまとめたが、この報告は、ME化を従来からの技術革新の延長上にあるととらえ、労働への影響についても、機器によって消滅する労働もあるが、プログラミングをはじめ、現場では段どり、監視、異常時の対処、事務・管理部門では判断と意思決定、人との応接、計画、企画といったことは人がおこなわなければならない。採算の関係で単純労働も残るだろうと予想する。そこで、メカトロニクス化への対応は、従来の機械化自動化への対応と基本的に同様であるとする。従業員は就職でなく「就社」し、企業内訓練をうけて、運命共同体となる日本的労使関係や労務管理のよいところを生かしてゆくべきであろう、とする。そして合理化は企業にとって不可欠であるが、ME機器をいかに使いこなすかは人間の役割であり、主体は人間であると結論している。これは日本的労使関係の対応力に自信を示したものといえる。

日経連では、「マイクロ・エレクトロニクスの企業経営と雇用に及ぼす影響検討小委員会」を八二年四月に置置して、検討した結果を八四年二月に発表した。そこではME化の進展が個別企業の雇用の量に直接的影響を与えていないと楽観的に判断している。その理由とするのは、FAでは配置転換で処置しているし、OAはいまだ利用の緒についたばかりであること、他方、ソフトウェア要員や研究開発要員が必要なためである。しかし、質の面では工場において技能の二極分解的傾向が認められ、事務部門では、高度な企画・判

断能力が必要とされているとしている。

個別企業の当面の対応と報告書の結びは以下のとおりである（『日経連タイムス』による）。

（……）ME化を促進するためには、職場における人間の主体性を確立し、機械との調和を図ることが大切となる。そのためには良好な労使関係を維持・確立すると同時に、人事労務管理面での柔軟な対応が必要となる。

1　良好な労使関係の維持・確立――労使協議の場を活用するなどによって労使間の意思疎通を深めることが大切であり、同時に終身雇用慣行を基本的には維持する姿勢も必要となろう。

2　職場活性化の施策――職場におけるスムーズなME化を図るためには、従業員のモラールを高め、ME化に伴うさまざまの摩擦を解消するよう努力することが大切となる。人事労務管理の面では、つぎのような諸点について積極的な取り組みが望まれる。

①個人の能力・適性を把握する個別人事管理の徹底とそれに基づいた適切な人員配置・人員シフトの実施

②従業員の年功的要素をも勘案したバランスのとれた能力主義人事管理の徹底

③従来技能の上に新たなME知識・技能を積み上げる教育訓練システムの整備・確立

④従業員の自己啓発意欲・自助努力を促進するための企業の取り組み

⑤中高年層を活用する視点に立った中高年対策の推進

⑥就労条件面、安全衛生面からの、ME化に即応した労働環境の基盤整備

むすび――将来にわたってME化の普及・定着を図るためにはさまざまな課題がある。産業・労働政策のレベルでは、産業間・企業間の円滑な労働移動を図り、コンピュータ・ソフトウエア要員等ME化の進展に伴って必要となる新たなマンパワーの育成・確保に努力すべきである。

日経連の場合も、基本的には、従来の人事労務管理の延長上で対応する姿勢であるといえよう。

福利厚生と資産形成

「労働者福祉施設制度等調査」（一九八二年分）は、企業の労働費用を明らかにしているが、労働費用の一五・六%、一人一カ月平均五万一三一二円が「現金給与以外の労働費用」である。このうち四八・八%は法定福利費、一八・〇%が法定外福利費、二二・八%が退職金等の費用である。法定外福利費・退職金には、規模別格差が大きく、規模五〇〇〇人以上対三〇～九九人で、一人当たり法定外福利費は一〇〇対二八・七、退職金等については一〇〇対三五・六であった。法定外福利費の内容として規模間で大きな差があるのは、金額・率とも住居に関するものが目立っている。

資産形成に関する企業の援助制度は、八二%の企業でおこなわれているが、ここでも規模間に差がある。巨大企業で普及率が高いのは、①「貯蓄に関する制度」、②「持家援助に関する制度」、③「持株援助に関する制度」である。従業員を被保険者とする生命保険等の保険料の一部または全部を負担する「社内保険援助制度」は三七・九%の企業で採用され、規模による普及率の差はない。①には勤労者財産形成貯蓄制度、八二年一〇月発足した勤労者財産形成年金貯蓄制度、社内預金制度がふくまれるが、それぞれの普及率は六四・〇%、四・〇%、一五・三%である。財形貯蓄はさらに普及すると見込まれる。②の主要な内容は住宅資金融資や住宅相談、あっ旋などである。③は上場会社の七二%に普及している。援助の内容としては奨励金の支給、事務費等の援助、購入資金の貸し付けなどである。通常は、従業員持株会などが設けられてこれを通じて参加資格ある者が自社株式を取得する。この制度のある企業の労働者の

約四割が加入し、従業員持株会が所有する株式は、当該株式にたいし一・七%に達している。なお、従業員持株制度は、所有における参加の形態であり、企業と従業員の一体感を促進する方法とみなされているといってよい。

3　労働災害・職業病・健康問題

1　労働災害

労働災害の度数率・強度率　労働省の調査によれば、八三年の労働災害は、休業四日以上の死傷者数が二七万八六二三人、そのうち死亡者数が一万五六九六人であり、対前年比でそれぞれ五・三%、三・二%減少した。しかし、被災者総数（労災保険の新規受給者）は依然としてほぼ一〇〇万人もあり、交通災害の二倍に近い。しかも、重大災害（一時に三人以上の死傷者を発生させた労働災害）の発生件数は二一〇件であり、前年より三六件（二〇・七%）増えた。

労働省「労働災害動向調査」（従業員一〇〇人以上の事業所を対象）によれば、労働災害の度数率（一〇〇万延べ労働時間当たりの労働災害による休業一日以上の死傷者数）は産業計で三・〇三と前年より〇・〇五ポイント上昇した。また、労働災害の強度率（一〇〇延べ労働時間当たりの労働災害による労働損失日数）は産業計で〇・三〇と前年より〇・〇二ポイント下回った。このなかで特徴的なのは、高齢者災害の占める割合が年々増えており、二〇―三〇歳代の二倍近くになっていることである。

産業別労働災害の発生状況　産業別にみると度数率では運輸・通信業（〇・六六ポイント増）、林業（〇・〇七ポイント増）で増加したほかは、各産業で減少している。強度率では運輸・通信業、林業、サービス業等で上昇し、鉱業、建設業、製造業では低下している。とくに、産業活動が停滞した建設業では度数率、強度率がともに大きく低下している。

産業別で近年目立つのは、サービス経済化の進展と歩調を合わせるかのようにサービス産業での災害が増加していることである。八三年一一月には静岡県掛川市のレクリエーション施設・つま恋でプロパンガス爆発の大惨事が起きた。また、日本ゴルフ場事業協会の調べによると、ゴルフ場での打球事故などの被災者の六〇・一%がキャディー、三三%が管理員である。このうち、一三・五%の人が休業一カ月以上の重傷である。さらに、ビル警備員や清掃作業員のけがなども増えている。

また、鉄鋼産業で労働災害の増加が目立っている。鉄鋼連盟の調べによると、本工の労災死亡者は八〇年には一一人だったが、八三年には一七人に増えている。八幡製鉄所の調べでも、同所でも八四年一月から六月一日までに死亡災害二件、休業災害九件、不休業災害三件が発生し、とくに工長などの責任者クラスおよび四二～四三歳と五二～五三歳の年代の労働者に災害が集中している。労災頻発

の原因としては各社が人員削減を強め、出向・配転をすすめる一方、職場の労働者数の減少により労働密度が高まっていることなどもある。たとえば、八三年一〇月一〇日、新日鉄名古屋製鉄所でおきた死亡事故は、ディーゼル車運転中の一人作業の下請労働者が、進行してきた別の車に衝突し、はさまれて死亡したというものである。現場は、運転、誘導、荷物管理、ポイント切り換えの〝一人四役〟をおこなう危険な職場であり、ディーゼルの一人運転が事故の契機となっている。

事業所規模別度数率　八三年についてみてみると、一〇〇〇人以上一・一七（八二年一・三六）、五〇〇～九九九人一・五一（同一・六八）、三〇〇～四九九人二・五四（同二・七四）、一〇〇～二九九人四・八五（同四・七四）となっている。例年と同様に、規模が小さくなるに応じて度数率が高まっている。しかも一〇〇～二九九人規模だけが前年より上昇しているので、前年とくらべてもこの傾向は強まっている。中小企業で災害が多発し、安全面でも企業間格差が広がっているのである。

重大災害　八四年一月一八日、三井三池鉱業所有明鉱（従業員は坑内、坑外、保安技術職員合計で一七八六名、うち、下請労働者は六三五名）で坑内火災が発生し、死者八三人、CO中毒患者一六人を出し、戦後の炭鉱災害史上四番目の大惨事となった。死者八三人のうち四二人、CO中毒患者一六人のうち七人、すなわち、被災者の半分が下請労働者であった。三井三池鉱業所では、六一年一一月九日に三川鉱炭じん爆発（死者四五八人、負傷者八三九人）、六七年九月二八日に三川鉱坑内火災（死者七人、負傷者四二五人）、八一年六月一一日に三川鉱坑内落盤（死者六名）が起きている。今回の災害は三池炭鉱の災害のなかで二番目の大災害であり、有明鉱でははじめての大災害であった。

有明鉱は七三年、三井の出資により、日鉄鉱山から三井鉱山へ鉱業権が移り、七四年、新技術を導入して掘進をのばし、着炭した。同炭鉱は、縮小計画の石炭政策のなかで最後の新鉱として注目されていた。また、同炭鉱は、ガスが少なく炭層が比較的浅く、硫黄分が少ないという利点があり、将来は三川鉱に代わる主力鉱として位置づけられていた。

有明鉱は「最新鋭優良鉱」といわれ、最新の保安設備と機械化のすすんだ炭鉱とされていた。その有明鉱でなぜ今回のような大災害が発生したのであろうか。炭労の保安調査団の報告（八四年三月一三日）はつぎのように述べている。

坑内火災の火源はベルトコンベアと固形物の摩擦熱が蓄積され、可燃物に着火したことにある。また、被害を拡大したのは、以下のような会社の保安ミスにある。①火災発生箇所附近の消火栓による注水が停電により不能となったことなど、いろいろな状況を想定して、これに十分対処していける消火設備体制が確立されていなかったこと。②指令室の退避命令の発動がおくれたうえ、退避経路の指示についても不適切であったこと。また、状況を判断し、籠居することにより相当数の人が被害をまぬかれた公算があったにもかかわらず、これを指示しなかったこと。③救護隊の招集について、立ち遅れがあったこと。④平常より、救急センター、ビニールハウス、救急バルブ等の防災設備を完備しておく必要があったにもかかわらず、これがまったく不備であったこと。

また、会社顧問で第一線の職制から保安管理者（鉱長）を経験し

た中嶋一之氏は、つぎのように指摘している。①会社側は減産をおそれて、退避命令が遅れたうらみがあり、また、連絡や報告が遅れたのは極力内部処理ですまそうとした姑息な手段をとったからである。②新鮮な空気の補給路である入気坑道で起きた「トラブル」は、ただちに坑内全域に波及するという重要な基本的認識に欠けていたのではないか。③炭鉱における保安専任者（保安監督員）は多分に名目的で、最高責任者に保安に関して「助言し、勧告し得る」のみで実権は生産部門が握っている。これを改善しなければ生産優先がつづく。④採掘現場の機械化は驚くほど進歩をとげたが、一方搬送機は比較的に開発が遅れている。ベルトコンベアはたえず手入れを必要とすることはよく知られていることである。コンベア当番を配置するのは常識で、この人員の削減は考えられない暴挙である。⑤保安管理面では集中管理体制の利用に信頼を置くことはまだ危険である。採掘にともなって坑内の状況は刻一刻と目まぐるしく様相が変貌する。そこで、よほど現場の状況に精通していなければ的確な保安指導はできない。迷路のような坑内通路を、集中管理方式だけの避難誘導をするのは無理があり、危険である。⑥鉱業所内に鉱山保安監督局の保安監督官が常駐することが望ましい。わが国のトップ炭鉱でもある広域の現場を一カ月に一回の巡回で、ほんとうに保安監督指導ができるものだろうか。⑦三池新労組（同盟系。総評系の三池労組に対抗して結成された）は、安全上の手抜きに手を貸していなかったかを反省すべきである。現場の改善がなされない場合は断固として就業を拒否すべきだ。

以上述べたような個々の災害原因の背景として、会社の生産第一主義が指摘されている。すなわち、有明鉱は三池炭鉱三山の中核鉱として近年増産につぐ増産をつづけていた。とくに出炭目標とくらべて出炭実績がたえず上回っていた。ところが八三年上期（四月―九月）には実績が目標を下回り、会社は後期（一〇月―三月）でこれをばん回しようと躍起となっていた。このような会社の生産第一主義が、前述したような災害原因を誘発したのである。

最後に炭労保安調査団が八四年三月六日に会社に申し入れた「今後の対策」をかかげておく。

1　BC管理体制の強化
(1) 係員、ベルト番による巡回点検の強化
(2) ベルトの片寄り防止対策の確立
(3) 風門、とくに箱門の構造改善、要すればこれの廃止

2　早期消火体制の完備
(1) 消火栓水源の多様化
(2) 消火栓設置場所の改善（車道側への移設）
(3) 消火訓練の実施（係員だけを対象とするのでなく、一般鉱員による消火訓練の実施、要すれば「消火隊」の設置）

3　保安機器の完備
COセンサー、煙感知器の大幅増設による火災等の早期発見体制の確立。
また、坑内誘導無線、電話の増設。

4　防災施設の完備
救急センター、ビニールハウス、救急バルブの設置、救命器の備えつけ。

5　退避訓練の強化、退避経路の明示
実戦に即した退避訓練を実施すること。この場合、抜きうちで訓練を実施すること。
また、あらゆる状況を想定した机上訓練を保安技術職員の各階層にわたって実施し、万一の場合、迅速、適切に対応できる体制を確立しておくこと。
さらに標示板により退避経路を明示すること。

以上

労災保障の新しい動き

校内暴力対策で神経症になり電車事故にあった高校教師に、民間の労災保険に当たる地方公務員災害補償が認められたという新しい動きがあった。また、工場周辺で有害なベリリウムが検出されて問題になっている日本碍子の元研究員（七六年九月に死亡）の遺族が「死因はベリリウムによる慢性の呼吸器障害によるものだった」として、八四年六月、同社を相手どり損害賠償請求訴訟を起こす準備をすすめている。これらは、労災をめぐる新しい動きとして今後の推移が注目される。

なお、八四年二月に労働省がはじめて「職業病としての精神障害の認定」をおこなった例については、本年鑑第二部Ⅴ『『合理化』と労働組合』の第4節を参照。

2　職業病・健康問題

業務上疾病の発生状況

労働省の調査による八二年の業務上疾病の発生件数（休業一日以上）は一万六七〇五件、疾病率（疾病件数年千人率）は〇・四四であった。対前年比では、件数で一七四四件（九・五％）減、疾病率〇・〇四ポイント減となった。件数、率とも減少傾向が持続している。疾病分類別内訳をみると「負傷に起因する疾病」が全体の七三・二％を占めて圧倒的に多い。また、そのうち、実に八〇・六％は腰痛である。ついで多いのが、「じん肺症およびじん肺合併症」で一三・七％を占める。つぎが「異常温度条件による疾病」で六・四％となっている。

疾病の種類別と産業別をクロスして特徴をみると、「負傷」（および「腰痛」）はあらゆる産業で比重が高く、「異常温度」は製造業、建設業、商業・金融・広告業に多く、「じん肺」は鉱業、建設業、製造業に多い。これらの傾向は例年と同様である。

ところで、行政管理庁は、国会での論議をふまえて、八三年一～三月、じん肺と振動障害を対象にした職業病に関する地方監察をおこなった。その結果、つぎの諸点が明らかになった。調査対象一三四事業場のうち最低限守るべき法令を守っていないところは六七もあった。具体的には定期健康診断の実施を怠っているケース、産業医の設置を怠っていたり、設置されていても法令に定められた作業場巡視などの業務を怠っているケース、定期的な作業環境の測定を十分おこなわないケースなどであった。また、この監察で労基署が改善措置を怠っている事業所の実態を十分つかんでいないなど、その監督指導にも問題があることが判明し、行管庁は八三年一〇月八日、労働省に対し監督署が事業場への指導を強め、法令・通達の徹底を図るように勧告した。

MEやOAの導入と職業病

労働省「技術革新と労働に関する調査」によれば、IC利用機器によってけがをしたり事故が起きた事業所の割合は二・五％となっている。また、同機器を導入した事業所のうち、二割の事業所が危険有害作業が少なくなったとしている。さらに、事故の発生状況をみると、「通常の稼働中」が四九・四％であるのにたいして「修理中」が四七・八％となっており、修理中の事故が相対的に起こりやすいということができる。

ME機器の導入にともなって新しい職業病があらわれている。

日経マグロウヒル社の『日経コンピュータ』八三年五月二日号に、わが国で初めてのVDT利用者の本格的調査（回答者二〇一五人）の結果が発表された。これによると六九・二%が現在の自覚症状として「目が疲れる」と答え、三九・六%が「首筋が疲れる」、二五・三%が「目がちかちかする」と訴えた。このほか、「物がときどきぼやけてみえる」「腕が疲れる」「昼間でも眠くなる」「頭がぼんやりする」「手指が疲れる」「いらいらする」などの症状も目立ち、「涙が出る」「VDTを見たあと、白いものがピンク色に見える」「頭が痛い」「足がだるい」などの回答も寄せられた。

総評が八三年七月にまとめた「コンピューター労働の安全衛生」と題する報告書では、作業を始めて二年目に頸肩腕障害と診断された電子部品メーカーの女子労働者は、「作業中は腕が重苦しく、痛み、しびれる。肩が極端にこり、頭が重い。視力が〇・一と〇・二から〇・〇三まで落ちた」と述べ、女子銀行員は「配転直後に胃かいようになった。夜、部屋に帰るといらいらして頭がおかしくなりそう」だと訴え、航空会社のオペレーターは「画面を見つめていて、白い紙などを見ると全体がピンクに見え、びっくりした」と述べている。

電機労連の八三年の調査（対象二〇〇〇人）では「首、背中、肩がこる」六六・二%、「目が疲れる」六五・二%、「とくに疲れやすい」四七・五%、「胃がもたれる」三九・六%、「よく眠れない」二四・七%となっており、六五%の人が「四、五年前にくらべて精神的な緊張や疲労がふえた」と訴えている。

さらに、兵庫県労働経済研究所が八三年八―九月におこなった調査（対象は県下七事業所四〇〇人）により、OA導入の労働内容への影響をみてみる。労働密度は「高くなった」一〇・六%、「ややの高くなった」四〇・三%、「ほとんど変わらず」四三・八%というように、高くなる傾向にある。肉体的負担は男子では「減った」一二・七%、「やや減った」二七・二%、「ほとんど変わらず」四二・八%というように減った傾向にあるが、女子では「増えた」七・四%、「やや増えた」二三・五%、「ほとんど変わらず」四一・六%というように増えた傾向にある。肉体的負担減が顕著なのは管理職であり、逆に負担増はOA専門職で目立っている。年齢別では五〇歳代以上に負担増が多い。つぎに、精神的負担は男子では「増えた」八・七%、「やや増えた」二〇・八%、「ほとんど変わらず」四六・八%というように、増える傾向にあり、女子では「増えた」八・一%、「やや増えた」三一・五%、「ほとんど変わらず」四三・〇%というように、かなり増えている。負担増が顕著なのはOA専門職であり、年齢別では、各年齢層で負担増となり、とくに五〇歳代以上が顕著である。

OA導入にともなう障害は、かつてキーパンチャーに多発した症状と似ているが、キーを打つだけでなく、画面を見、電話をとるなどの作業も加わるので症状は複合している。また、プログラム作成や端末機操作の場合に間違いが許されなくて緊張すること、機械相手の仕事で精神的な疲れがたまることなどにより、うつ病や心身症などの精神的疾病が目立つ。

その他の職業病

窓際族問題、終身雇用・年功序列制の限界、そして、急速な機械化の進展などを背景にして、労働者の「心の病」が急増している。「燃えつき症候群」（中高年労

働者の自殺)、「上昇停止症候群」などと呼ばれるのがこれである。精神的疾病は今や企業にとっても重大な問題になっている。たとえば、電電公社の八二年末の療養者一六七五人のうち、精神疾患は二九四人で消化器(三二二人)につぐ。とくに二〇代と三〇代ではトップになっている。

このほかの目立った例をあげておく。興人八代工場では猛毒ガスの二硫化炭素による職業病多発の疑いが強まっている。職業病の認定申請者は最近になって相次ぎ、八一年の八人をはじめ七五年以降だけでも一九人を数えている。六四年に初の認定患者が出てから申請総数は三七件、うち二八人が認定された。このうち、四〇%に当たる一一人が死亡しており、しかも、未認定のまま死亡した元従業員の遺族からの調査などで二硫化炭素中毒症の疑いが濃いとした死亡者一三人と合わせると、死者は二四人にのぼり、全国でも例のない二硫化炭素中毒多発工場となった。

職場の健康管理

近年、高齢化、急速な機械化などにともない労働者の健康が心身ともにむしばまれてきている。労災や職業病のように目にみえる不健康状態だけでなく、目にみえないかたちでの労災・職業病の「予備軍」が肥大化している。

労働省「労働者の健康状況と健康管理対策の実態」(調査対象約二万人、八二年一〇月末日調査)によれば、つぎのようであった。

①労働者の健康状態からみてみる。「非常に健康」一二・一%、「まあ健康」六五・八%、「やや不調」一六・二%、「非常に不調」一・〇%であり、健康八割、不調二割ということになる。年齢別では若年層に不調を感じる者が多い。職種別には、不調を感じている者は販売職・サービス職・通信職、管理職、専門・技術・研究職、一般事務職では多く、生産・技能職、運輸職・建設職では少ない。②疲労の状況等では六四・六%が仕事のうえでの身体の疲労を感じている。年齢別ではいずれの年齢層でも疲労感をもつ者が六割台だが、三〇歳未満層(六六・〇%)、四〇〜四九歳層(六五・九%)で疲労感をもつ者が多い。職種別にみると、生産・技能職、販売職・サービス職・通信職、専門・技術・研究職で若干多い。③仕事で神経が疲れる者は、上記身体が疲れる者より多く七〇・七%となっている。性別では男子、年齢別では五〇歳未満の層で神経の疲労を感ずる者が多い。つぎに、仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じている者は五〇・六%にも達する。中身では男子の五〇歳以上層では「定年後の仕事、老後の問題」が多く、五〇歳未満層では「仕事の質、量の問題」が多く、女子では「職場の人間関係の問題」が多い。また、管理職では、「仕事の質、量の問題」と「職場の人間関係の問題」がともに多い。④疲労の回復状況では過半数(五二・七%)が一晩睡眠をとればだいたい回復するとしているが、半数近く(四七・二%)は翌朝まで疲れをもちこすことがある。⑤疲労、ストレスの解消法としては、「睡眠や休息をとる」七二・二%、「酒を飲む」三四・二%、「テレビをみるかラジオをきく」三二・三%、「スポーツをする」二八・二%となっている。

健康対策についてみると、「睡眠をよくとる」五九・九%、「食事に気をつける」三二・三%、「テニス、水泳、ゴルフなどのスポーツをしている」二七・三%、「散歩、体操、ジョギングなどの軽い運動をしている」二三・五%となっている。

持病は、ある者が二〇・四%で、その種類は胃腸病(六・八%)、高血圧(五・一%)、神経痛、リウマチ(二・一%)、糖尿病(一・

二%)、肝臓病(一・〇%)、心臓病(〇・九%)などである。これに対応して常用薬は胃腸薬一一・七%、血圧降下剤三・三%、疲労回復剤九・四%などが多い。

つぎに健康管理対策の実施状況をみる(八二年一一月一日から八三年一〇月三一日まで)。成人病健康診断または人間ドックを実施した事業所は全事業所の三一・二%であった。規模別にみると一〇〇人以上では九五・六%、三〇〇〜九九九人では八一・〇%、一〇〇〇〜二九九人では五八・二%、三〇〇〜九九人では四一・五%、一〇〜二九人では二五・三%であり、大規模事業所ほど高く、中小規模事業所ほど低く、その格差は大きい。産業別では電気・ガス・水道・熱供給業(九三・四%)、金融・保険業(八〇・〇%)が高く、製造業(二三・〇%)、建設業(二三・一%)、鉱業(二三・二%)が低い。また、労働者の体力づくり対策を実施している事業所は五〇・一%であり、その内容は職場体操が五割台、スポーツ競技大会実施およびスポーツクラブ同好会設置が四割台となっている。規模別にみると、一〇〇〇人以上でそれは九割前後と多く、中小規模では少ない。さらに、精神健康(メンタルヘルス)面の対策を実施している事業所は三四・五%であり、一〇〇〇人以上では六六・二%が相談制度を設けている。

つぎに電機労連「労働負担と心身健康」調査(八三年一〇月実施、回答者一万二〇八三人)の第一次分析の結論を紹介する。この調査は労働科学研究所が開発した「蓄積疲労徴候調査」(CFI)を採用しておこなった。①単身赴任者は、家族同居者よりも蓄積疲労徴候がはっきりと高い。とくにイライラ状態が相対的に高い。②交替制勤務者のCFIにたいする訴え率は高い。しかも三交替制では、一般的疲労感およびイライラ状態が相対的に高い。③残業時間が月四〇時間を超えるあたりから訴え率に顕著な変化がみられる。「仕事のやりがい感」のある者はCFIにたいする訴え率が低い。④仕事の難易度が「難しすぎる」者の訴え率は高い。⑤仕事の忙しさとの関係では、「ときどき忙しいがたいしたことがない」者は、もっとも安定したCFIパターンを示し、「追いつけないほど忙しい」者は高い訴え率を示し、「忙しくない、むしろ余裕がある」者は身体的疲労感よりも、うっ積した欲求不満が大きい。⑥職場の雰囲気、上司との関係などについてポジティブに応答したかネガティブに応答したかによってCFIの訴え率に、はっきりと違いがみられる。

【参考資料】(1)日本鉄鋼連盟『鉄鋼界』八四年五月号、(2)日本興業銀行『興銀調査』二二〇号、二二一号、(3)森清「〝高度情報化工場〟へのある実験」『エコノミスト』八四年五月二二日、(4)副島一男「造船産業と造船労働者の現状」『政経研究』No.四一、八三年一一月、(5)『労働運動』八四年一、三、四、五、六月号、(6)『経済』八三年一二月号、八四年一、三、四、六月号、(7)電機労連『調査時報』一九〇号、(8)労働省『昭和五九年版労働白書』、(9)三池炭鉱労働組合『悲しみを怒りにかえて――またも三井の大量殺人――』八四年四月、(10)労働省「労働者の健康状況と健康管理対策の実態」八三年一二月、(11)兵庫県労働経済研究所「OA化と雇用・労働――OAの導入に伴う雇用への影響及びその対応等の調査研究報告書」、(12)全造船機械「中央合理化対策会議討議資料」八四年三月、(13)私鉄総連『第二回中央委員会一般会務報告』八三年一二月、(14)日本国有鉄道『経営改善計画の変更(案)』八四年五月、(15)組合機関紙(鉄鋼労連、新日鉄八幡労組『ねっぷう』、自動車総連、電機労連、全造船機械、造船重機、私鉄新聞、全国セメント、国鉄新聞、三池炭鉱労組『みいけ』)、(16)労働省新聞発表資料、(17)『労政時報』、(18)『労務事情』、(19)『賃金実務』、(20)『日経連タイムス』、(21)『週刊労働ニュース』、(22)高齢者雇用開発協会『定年延長と人事管理の動向』

IV 労働者の生活構造

概要□消費者物価の動向と物価感──消費者物価の動向／費目別物価動向とその影響／国民春闘共闘会議の生計費指数／生活実感からみた物価動向／労働者家計の収入と支出──収入／支出／首都圏労働者の家計──収入／支出／実収入、可処分所得、実質可処分所得／標準生計費──人事院の標準生計費／厚生省の生活保護基準／生活の「質」の測定とその動向／労働者の転勤、単身赴任──転勤者の別居状況／単身赴任にたいする妻の意識／転勤者対策の実態／昭和五八年度「国民生活白書」

概要

一、総理府統計局の一九八三年平均全国消費者物価指数は、前年にくらべ一・九%の上昇となった。対前年物価上昇率一・九%は、五九年の一・〇%以来もっとも低い上昇率である。

一、総理府統計局の消費者物価指数と異なり、非消費支出などをふくめた、国民春闘共闘会議の生計費指数の対前年上昇率は、東京都区部でみて、二・八%と、東京都区部の消費者物価指数の上昇率二・〇%の一・四倍となっている。

一、総理府統計局の「家計調査」によると、全国勤労者世帯の八三年一カ月平均の実収入は四〇万五五一七円で、八二年にくらべ名目で三・二%、実質で一・三%と低い伸びにとどまり、八二年の伸びを下回った。実収入から税や社会保障費などの非消費支出六万一四〇四円を差し引いた可処分所得は、三四万四一一三円で、前年にくらべ名目で二・六%増、実質で〇・七%増と、わずかな増加となった。実収入に占める妻の収入割合は、年々増加するとともに、実収入の伸びにたいする妻の収入の寄与度も増加してきている。実収入に占める非消費支出の割合も、年々増加し、八三年は非消費支出の伸びが八三年六・八%と、八二年の伸び一五・四%を下回ったが、それでも、実収入の名目伸び率三・二%を上回るものとなっ

た。

一、国民春闘共闘会議の家計調査によって、実質可処分所得の推移を過去一〇年間についてみると、この一〇年間に実収入は一・七五倍となったが、この間に、非消費支出が三・〇五倍、消費者物価指数が一・六四倍となったため、実質可処分所得は七四年を一〇〇として、八三年は九八・七にとどまった。

一、経済企画庁の「社会指標」によって、国民福祉や国民生活の「質」の動きを調べると、八二年において前年にくらべかなり悪化した分野は、「個人の安全と法の執行」で、「雇用と勤労生活の質」と「家族」は、横ばいないし微減となった。「家族」分野は、七五年以降一貫して低下していたが、八二年はその低下に歯止めがかかった。これら以外の分野は、下位構成要素では低下もみられるが、主構成要素では「質」の向上が認められる。

一、労働者の持家比率の増加や子弟の教育問題を背景として、転勤にともなう単身赴任が増加し、単身赴任はとくに中高年層に多くみられる。単身赴任は、夫、妻、子供をふくめた家族成員全体に大きな負担を強いるものとなっている。

一、昭和五八年度「国民生活白書」は、拡大する消費者信用の実態を分析し、さらに、利用限度額を試算して、八二年において年収が三一六万円以下の勤労者世帯の場合、家計の健全性を維持するためには、消費者信用を利用する余裕がないことを示した。また、離婚率や少年犯罪発生率の増加といった家族問題の実態を分析している。

1　消費者物価の動向と物価感

消費者物価の動向

一九八〇年を一〇〇とした総理府統計局の全国消費者物価指数（総合指数）でみると（第28表）、八三年は一〇九・七となり、八二年にくらべ一・九%の増加となった。消費者物価の対前年上昇率の動きを調べると、八〇年八・〇%、八一年四・九%、八二年二・七%、さらに、八三年一・九%と、年々上昇率は低下し、物価がここ数年鎮静化の道をたどってきていることがわかる。対前年物価上昇率一・九%は、五九年の一・〇%以来もっとも低い上昇率である。

このように消費者物価が鎮静化してきた背景として、①円高や石油価格の引き下げなどにより、卸売物価が落ち着いていたこと、②サービス価格が安定していたこと、とくに公共料金の上昇率は六四年以来の低さであったこと、があげられている（総理府統計局「消費者物価指数年報（昭和五八年）」一九八三年）。

費目別物価動向とその影響

一〇大費目別にみた消費者物価の動向を調べると（第29表）、八三年の対前年上昇率が、八二年のそれを上回ったものは、食料二・一%（八二年一・八%）、教養娯楽二・四%（一・九%）、諸雑費三・九%（一・八%）の三項目であり、その他の費目の上昇率は前年を下回

第28表　物　価　指　数　　(1980年＝100)

年・月	総合卸売物価指数[1]	全国消費者物価指数[2] 総合	食料	住居	光熱水道	家具家事用品	被服履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
1978年平均	79.1	89.4	92.3	87.3	71.6	91.7	90.4	96.2	88.7	83.9	90.3	86.7
1979年 〃	84.9	92.6	94.3	92.4	74.9	93.3	94.8	98.3	94.0	91.5	93.2	89.2
1980年 〃	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1981年 〃	101.4	104.9	105.3	104.0	107.7	104.5	104.0	102.8	103.4	107.5	105.0	104.5
1982年 〃	103.2	107.7	107.2	107.1	111.5	105.3	107.0	105.8	108.7	114.1	107.0	106.4
1983年 〃	100.9	109.7	109.4	110.3	111.2	106.0	109.5	107.2	107.8	119.7	109.6	110.5
1984年1月	100.4	110.6	110.9	111.9	110.1	106.5	110.3	109.0	107.1	121.1	110.5	112.3
2月	100.6	111.3	113.6	112.1	110.3	106.4	106.0	109.3	107.5	121.1	110.7	112.4
3月	100.2	111.6	113.9	112.2	110.3	106.5	106.6	109.0	107.6	121.2	111.5	112.5
4月	100.1	111.9	113.3	112.6	110.7	106.7	108.2	110.1	107.7	126.0	111.7	112.8

〔備考〕 1)　日本銀行の総合卸売物価指数。
2)　総理府統計局の消費者物価指数。

第29表　消費者物価の費目別対前年上昇率および寄与度・寄与率

区分	対前年上昇率(%) 1982年	1983年	寄与度 1982年	1983年	寄与率(%) 1982年	1983年
総合	2.7	1.9	2.7	1.9	100.0	100.0
食料	1.8	2.1	0.7	0.8	26.3	43.1
住居	3.0	3.0	0.2	0.2	5.8	8.4
光熱・水道	3.5	− 0.3	0.2	0	8.8	− 0.9
家具・家事用品	0.8	0.7	0	0	1.6	1.9
被服および履物	2.9	2.3	0.3	0.2	10.6	12.2
保健医療	2.9	1.3	0.1	0	3.5	2.2
交通通信	5.1	− 0.8	0.6	− 0.1	21.1	− 5.0
教育	6.1	4.9	0.3	0.2	9.9	11.7
教養娯楽	1.9	2.4	0.2	0.3	8.6	15.3
諸雑費	1.8	3.9	0.1	0.2	3.8	11.1
(生鮮食品)[1]	− 1.5	2.7	− 0.1	0.2	− 4.4	10.5

〔備考〕 1)　生鮮食品は食料のなかから抜き出し再掲したもので，食料のなかにも生鮮食品がふくまれている。
2)　総理府統計局「昭和58年消費者物価指数年報」1984年3月。

っている。食料の上昇率が前年をやや上回ったのは、野菜・海草（トマト、ねぎ、ほうれんそう、こんにゃく、きゅうりなど）、外食（にぎりずし、天どんなど）、酒類（清酒、ビールなど）、調理食品（即席中華めんなど）、穀類（上米など）等の上昇による。教養娯楽費の上昇は、運動用具や切り花などの教養娯楽用品、また宿泊料、月謝類、入場ゲーム代などの教養娯楽サービスの値上げによる。さらに、諸雑費は、戸籍謄本手数料などやたばこの上昇によるものである。

総合物価指数の対前年上昇率に及ぼした各費目の影響度を寄与度と寄与率でみると、前掲第29表のようになる。寄与度でみると、八二年では、運賃値上げによって物価上昇に影響を与えた交通通信が、八三年はマイナスとなり、さらに、光熱・水道も灯油の値下がりで寄与度が前年にくらべ縮小した。他方、食料、教養娯楽、諸雑費はいくぶん寄与度が高まっている。

国民春闘共闘会議の生計費指数

国民春闘共闘会議は、八三年一〇月、首都圏の一般世帯二九三世帯、共働き世帯二九世帯について家計調査を実施するとともに、そのデータにもとづき生計費指数を算定している（第30表）。総理府統計局の消費者物価指数では、土地・家屋の購入費は財産の購入であること、また税・社会保障費などの非消費支出には反対給付がおこなわれていることを理由に、それらが指数の調査対象としてとり上げられていない。これにたいし生計費指数では、より生活実感と合致するよう、土地・家屋購入費や非消費支出を指数算定に組み入れている。この国民春闘共闘会議の生計費指数によれば、同指数の八三年平均対前年上昇率は二・八%となる。これは、総理府統計局

第30表　1983年平均の生計費指数と消費者物価指数

費目	対前年上昇率			ウエイト	
	総理府消費者物価指数(東京都区部)	春闘共闘生産者指数	(寄与率)	総理府	春闘共闘
総合	2.0%	2.8%	(100.0)	10,000	10,000
食料	2.0	1.8	(17.9)	3,761	2,809
住居	3.5	3.6	(7.5)	711	596
光熱水道	△0.3	△0.1	(△0.1)	549	398
家具・家事用品	△0.3	△0.4	(△0.4)	473	266
被服および履物	2.3	1.2	(2.3)	938	562
医療・保健	1.4	0.7	(0.7)	344	266
交通・通信	△0.7	△0.5	(△1.3)	923	769
教育	5.1	4.1	(10.2)	599	710
教養娯楽	3.0	1.9	(2.8)	1,165	410
諸雑費	4.5			537	
社会的活動費		5.1	(4.3)		242
その他の消費支出		1.7	(9.1)		1,524
非消費支出		9.2	(47.0)		1,448
(消費支出分)		(18)	(53.0)		(8,552)

〔備考〕 1) 国民春闘共闘会議「1983年生計費指数」。
2) 『労政時報』1984年4月30日号，第2685号による。

第31表　生計費指数と消費者物価指数の対前年上昇率比較

	消費者物価指数　A	生計費指数　B	倍率B/A
1981年	4.9%	7.1%	1.45
1982	3.1	4.6	1.48
1983	2.0	2.8	1.40

〔備考〕1)　国民春闘共闘会議「1983年生計費指数」。
2)　『労政時報』1984年3月30日号，第2685号による。

の東京都区部消費者物価指数の同期対前年上昇率二・〇%を上回る。生計費指数の上昇は、消費者物価上昇率を四割ほど上回っている（第31表）。総理府の消費者物価指数と異なり生計費指数は、土地・家屋購入のローン返済や税金・社会保障費などの非消費支出も調査対象に含めるとともに（この結果、生計費指数と消費者物価指数はそのウェイトが異なる。非消費支出の占める割合が大きいため、その上昇率が大きいと、それだけ生計費指数の上昇率も大きくなる）、四七五の指数品目のうち一五品目（税金、社会保険料、土地・家屋購入費、労働組合関係費用やこづかい、交際費など）については独自価格を用いている（他の品目の価格は、総理府の東京都区部品目別価格指数を利用）。消費者物価指数と生計費指数との乖離は、両者のウェイトの差と独自価格の上昇率によるといえる。生計費上昇率にたいする費目別の寄与率を調べると、非消費支出が、四七・〇%にもなる。税金・社会保障費などが大きな家計負担となっているのが理解されよう。

生活実感からみた物価動向

総理府広報室が全国二〇歳以上の一万人（有効回収率七七・一%）を対象にして、八三年一二月に実施した「物価上昇感に関する世論調査」によって物価上昇感と今後の物価動向をみるとつぎのようになる。ここ一年間にいちばん値上がりしたと感じる費目として指摘されたのは、交通費が一四%でもっとも多く、これに保険医療費一三%、光熱・水道一一%、酒類一〇%がつづいている。この物価上昇感は、費目別にみた実際の物価上昇（八三年一一月対前年同月比）とは異なる（第32表）。実際の物価上昇では、野菜が二三%で上昇率がもっとも高く、以下、酒類、教育費、家賃、衣料の順となっている。もっとも値上がりした野菜が、実感では九位に、実感の三位であった光熱・水道が、実際では二%下がっていた。物価の上昇感と実際の物価上昇とは一致しない。

さらに、「先月（八三年一一月）の物価は昨年の同じ時期（八二年一一月）にくらべてどのくらい上がったと思うか」と聞き、実感による物価上昇率を調べると、実際の物価上昇率より高めの回答が四八%と多く、ほぼ同じ回答が一七%、より低めの回答が七%、その他・わからないが二八%となった。消費者物価の動きにくらべ、生活実感による物価上昇感のほうが高めとなっている。しかし、八二年調査にくらべ、実感による物価上昇感は実際の物価上昇との乖離が縮小している。ちなみに、八二年一二月調査では、高めの回答が五五%、低めの回答が四%であった。

今後の物価見通しでは、「ある程度の上昇はあると思う」が七九%、「大幅な上昇があると思う」（七%）、「落ちついていくとおもう」（七%）となっている。「ある程度の上昇はあると思う」と「落ちついていくとおもう」は、八二年調査にくらべ、それぞれ一ポイント増加したが、「大幅な上昇があると思う」は、七九年以降一貫

して減少しつづけ、八三年調査では、八二年調査にくらべ三ポイント減少した。八一年、八二年、八三年と消費者物価が安定化してきた実態を反映したものといえる。

2　労働者家計の収入と支出

――総理府統計局の「家計調査」結果――

総理府統計局の「昭和五八年平均の家計調査報告(速報)」によると、全国勤労者世帯の手取り収入にあたる可処分所得は、消費者物価の上昇分をのぞいた実質で前年にくらべ〇・七%増と、わずかな増加であった。可処分所得は八〇年(実質一・四%減)、八一年(一・〇%減)と減少していたが、八二年になって三・〇%増と三年ぶりに実質増加に転じ、八三年も微増ではあるが実質増を維持した。

総理府統計局の「家計調査報告」による勤労者世帯(世帯人員三・七九人、有業人員一・五五人、世帯主年齢四二・五歳)の八三年平均の収入と支出の動向はつぎのようになる。

収　入

八三年に勤労者世帯の実収入は、月平均四〇万五五一七円で、八二年にくらべ名目で三・二%、実質で一・三%と低い伸びにとどまり、八二年の伸びを下回った(第33表)。八〇年の実収入は、第一次石油危機以来六年ぶりに〇・六%の実質減少となり、八一年も実質〇・一%増とほぼ横ばいであり、八二年

第32表　実際の消費者物価指数と実感との比較

この1年間にいちばん値上がりしたと感じる生活費目(上位5費目)〔%は回答者の割合〕				消費者物価指数(対前年同月比)(上位5費目)〔%は物価の上昇率〕			
(1982年12月)		(1983年12月)		(1982年11月)		(1983年11月)	
	%		%		%		%
光熱水道	24	交通費	14	交通費	6	野菜	23
交通費	19	保健医療費	13	鮮魚	6	酒類	7
保健医療費	10	光熱水道	11	教育費	6	教育費	5
鮮魚	6	酒類	10	衣料	5	家賃	4
米	6	教育費	6	家賃	4	衣料	4
				(参考)		(参考)	
				光熱水道	2	交通費	1
				保健医療費	2	保健医療費	2
				米	3	光熱水道	−2

〔備考〕 総理府広報室「物価の上昇感に関する世論調査」1983年12月実施による。

第33表 勤労者世帯の家計所得動向（1世帯当たり年平均1カ月）

	80年	81年	82年	83年	対前年増加率(%) 名目 80年	名目 81年	名目 82年	名目 83年	実質 80年	実質 81年	実質 82年	実質 83年
	円	円	円	円								
実収入	349,686	367,111	393,014	405,517	7.3	5.0	7.1	3.2	−0.6	0.1	4.3	1.3
経常収入	341,495	358,485	383,699	396,183	7.5	5.0	7.0	3.3	−0.5	0.1	4.2	1.4
勤め先収入	330,587	346,871	371,754	384,760	7.7	4.9	7.2	3.5	−0.3	0.0	4.4	1.6
世帯主収入	293,362	307,533	327,120	337,395	7.0	4.8	6.4	3.1	−0.9	−0.1	3.6	1.2
定期収入	226,117	238,393	253,845	263,155	6.7	5.4	6.5	3.7	−1.2	0.5	3.7	1.8
臨時収入・賞与	67,245	69,140	73,276	74,239	7.9	2.8	6.0	1.3	−0.1	−2.0	3.2	−0.6
妻の収入	24,397	26,207	29,747	31,960	13.3	7.4	13.5	7.4	4.9	2.4	10.5	5.4
他の世帯員収入	12,828	13,131	14,887	15,405	13.9	2.4	13.4	3.5	5.5	−2.4	10.4	1.6
事業・内職収入	5,889	5,919	5,939	5,732	−2.5	0.5	0.3	−3.5	−9.7	−4.2	−2.3	−5.3
他の経常収入	5,018	5,695	6,006	5,691	7.2	13.5	5.5	−5.2	−0.7	8.2	2.7	−7.0
特別収入	8,191	8,626	9,315	9,334	−2.0	5.3	8.0	0.2	−9.3	0.4	5.2	−1.7
実収入以外の収入	124,459	137,474	152,972	160,877	19.7	10.5	11.3	5.2	—	—	—	—
可処分所得	305,549	317,279	335,526	344,113	6.5	3.8	5.8	2.6	−1.4	−1.0	3.0	0.7
非消費支出	44,137	49,832	57,488	61,404	12.6	12.9	15.4	6.8	—	—	—	—

〔備考〕 総理府統計局「家計調査年報」および「昭和58年家計調査報告（速報）」による。

第34表　勤労者世帯の実収入増加に対する寄与率
(%)

	1981年	1982年	1983年
実収入	100.0	100.0	100.0
世帯主収入	81.3	75.6	82.2
定期収入	70.5	59.6	74.5
臨時収入・賞与	10.9	16.0	7.7
妻の収入	10.4	13.7	17.7
他の世帯員収入	1.7	6.8	4.1

〔備考〕 1) 実収入のうち事業・内職収入と他の経常収入を表示していないため，合計が100.0にならない。
2) 総理府統計局「家計調査年報」および「昭和58年家計調査報告(速報)」より作成。

になってやっと四・三%とかなりの実質増加となったが、八三年は再び伸び率が一・三%と小幅となった。これは、世帯主の定期収入の実質の伸びが一・八%と低く、さらに臨時収入・賞与が、実質〇・六%の減少であったことによるところが大きい。

収入の内訳では、世帯主収入が三三万七三九五円で実質一・二%増と八二年の三・六%増をかなり下回った。世帯主収入のなかでは、定期収入の伸びも小さかったが臨時収入・賞与は実質〇・六%のマイナスとなった。他方、妻の収入は三万一九六〇円で、実質五・四%増と、八二年の一〇・五%増ほどではないが、世帯主収入の伸びを上回る伸びをみせた。実収入に占める妻の収入の割合は、八〇年の七・〇%から八二年には七・六%、八三年には七・九%と増加している。さらに、実収入の伸びにたいする各収入の寄与度をみると、妻の収入の寄与度は八一、八二、八三年と増加してきている(第34表)。

勤労者世帯の実収入は、一・三%と小幅の実質増となったが、これから税、社会保障費等の非消費支出をのぞいた可処分所得は三四万四一一三円で、八二年につづき実質増加ではあるが、〇・七%増と小さな伸びとなった。可処分所得の伸びがわずかなものであったのは、実収入の伸びが低かったこととともに、非消費支出の伸びが六・八%と、実収入の伸びを上回るものであったことがあげられる。

支出

消費支出は、月平均二七万二一九九円で、対前年比名目で二・三%増、実質で〇・四%増と低い伸びにとどまった。これは、七四年、七六年、および八〇年につぐ低い伸びである。消費支出に抑制傾向がみられるといえる。消費支出の中身を一〇大費目別にみると、八二年は、実質減少費目が光熱・水道と被服および履物の二費目であったが、八三年は、食料、住居、被服および履物、教育の四費目となった(第35表)。

平均消費性向は、七九年、八〇年、八一年と年々増加してきていたが、八一年以降はほぼ同水準にあり、八三年は七九・一%である。平均消費性向と表裏をなす黒字率(可処分所得に占める黒字の比率)は、平均消費性向と逆の動きを示し、七九年以降減少傾向にあったが、八一年以降はほぼ一定で、八三年は二〇・九%である。黒字額は、七万一九一四円で、八二年にくらべ三・五%増となる。黒字の内訳を可処分所得にたいする割合でみると、財産純増が〇・四ポイント減少し、他方、貯蓄純増と土地家屋借金純増がそれぞれ〇・六ポイント増加している。土地家屋借金純増といった支払い額

第35表 勤労者世帯の家計消費動向（1世帯当たり年平均1カ月）

	1980年	1981年	1982年	1983年	対前年増加率（%） 名目 80年	名目 81年	名目 82年	名目 83年	実質 80年	実質 81年	実質 82年	実質 83年
	円	円	円	円								
消費支出	238,126	251,275	266,063	272,199	7.1	5.5	5.9	2.3	－0.8	0.6	3.1	0.4
食料	66,245	69,032	71,046	72,099	6.7	4.2	2.9	1.5	0.7	－1.0	1.1	－0.6
住居	11,297	11,956	12,601	12,929	6.1	5.8	5.4	2.6	－1.9	1.7	2.3	－0.4
光熱・水道	12,693	14,757	15,229	15,774	28.9	16.3	3.2	3.6	－3.5	8.0	－0.3	3.9
家具・家事用品	10,092	10,618	11,061	11,216	－0.8	5.2	4.2	1.4	－7.5	0.7	3.4	0.7
被服および履物	17,914	18,417	18,915	18,910	1.9	2.8	2.7	0.0	－3.4	－1.2	－0.2	－2.2
保健医療	5,771	5,909	6,250	6,436	2.8	2.4	5.8	3.0	1.1	－0.4	2.8	1.7
交通通信	20,236	22,368	23,988	25,729	10.6	10.5	7.2	7.3	3.9	6.9	2.0	8.2
教育	8,637	9,057	9,985	10,414	11.4	4.9	10.2	4.3	1.9	－2.4	3.9	－0.6
教養娯楽	20,135	21,363	22,758	23,462	7.4	6.1	6.5	3.1	0.1	1.0	4.5	0.7
その他の消費支出	65,105	67,799	74,230	75,230	5.5	4.1	9.5	1.3	—	—	—	—
平均消費性向（%）	77.9	79.2	79.3	79.1	—	—	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 総理府統計局「家計調査年報」および「昭和58年家計調査報告（速報）」による。

第36表　労働者世帯の家計黒字の動向

	80年	81年	82年	83年	対前年増加率(%)				対可処分所得比率(%)			
					80年	81年	82年	83年	80年	81年	82年	83年
	円	円	円	円								
可処分所得	305,549	317,279	335,526	344,113	6.5	3.8	5.8	2.6	100.0	100.0	100.0	100.0
黒字	67,424	66,004	69,464	71,914	4.7	− 2.1	5.2	3.5	22.1	20.8	20.7	20.9
金融資産純増	40,780	39,242	40,159	42,694	3.4	− 3.8	2.3	6.3	13.3	12.4	12.0	12.4
貯蓄純増	39,714	38,003	38,401	41,401	4.0	− 4.3	1.0	7.8	13.0	12.0	11.4	12.0
貯金純増	23,889	21,098	20,077	21,849	0.3	−11.7	− 4.8	8.8	7.8	6.6	6.0	6.3
保険純増	15,825	16,905	18,325	19,552	10.0	6.8	8.4	27.2	5.2	5.3	5.5	5.7
有価証券純購入	1,066	1,239	1,758	1,293	−14.7	16.2	41.9	1.8	0.3	0.4	0.5	0.4
土地家屋借金純減	7,177	8,863	12,457	14,759	− 8.3	23.5	40.6	20.5	2.3	2.8	3.7	4.3
他の借金純減	1,745	1,917	1,996	2,054	2.2	9.9	4.1	2.9	0.6	0.6	0.6	0.6
月賦純減	3,078	2,638	3,109	2,393	− 3.2	−14.3	17.9	−3.3	1.0	0.8	0.9	0.7
掛買純減	331	274	257	− 100	24.9	−17.2	− 6.2	− 0.1	0.1	0.1	0.1	—
財産純増	10,771	8,909	7,488	6,116	28.9	−17.3	−16.0	8.5	3.5	2.8	2.2	1.8
その他純増	33	335	13	196	135.7	615.2	−96.1	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1
繰越純増	3,507	3,826	3,985	3,803	− 2.5	9.1	4.2	5.3	1.1	1.2	1.2	1.1

〔備考〕 総理府統計局「家計調査年報」および「昭和58年家計調査報告（速報）」による。

が固定している性格の強い支払いが八二、八三年と増加した（第36表）。

また、税や社会保障費などの非消費支出の実収入にたいする割合は、七六年以降、大きくなるとともに年々増加し、八一年一三・六％、八二年一四・六％、八三年一五・一％と漸増している。とりわけ最近は、勤労所得税の比率が高くなっている。非消費支出の伸びは、八三年六・八％と、八二年の一五・四％を下回ったが、それでも実収入の名目伸び率三・二％を上回っている。非消費支出の増加が、必然的に可処分所得の伸びを押さえているといえる。

3　首都圏労働者の家計

――国民春闘共闘会議第一〇回家計調査結果――

一九八三年一〇月に国民春闘共闘会議が実施した家計調査は、民間、官公労両単産から選ばれた首都圏の一般世帯二九三世帯、共稼ぎ世帯二九世帯を対象としたもので、そのうち一般世帯（平均年齢三六・八歳、平均勤続年数一六・〇年、平均世帯人員三・九人、平均有業人員一・二人）における家計収支の内容はつぎのようになる。

収　入

収入面の特徴は、実収入の伸びよりも実収入以外の伸び（貯金引き出しや借入金）のほうが大きいことである。八三年一〇月の平均実収入は三二万一〇四七円で、前年にくらべ名目二・九％増であった。これは、ここ数年来最低の上昇率である。東京都区部消費者物価上昇率一・五％（一九八三年一〇月対前月比）を引くと、実質一・四％の増となる。実収入のうち組合員収入は、前年比三・九％増で、この増加は、所定内賃金（前年比三・二％）よりも所定外賃金（一〇・三％）によってもたらされている。また、臨時と一時金は、両者とも上昇率が前年より低下している。

組合員収入の対前年の伸び率は官民の差が大きく、民間七・〇％にたいし、官公労は〇・四％にとどまった。

実収入の伸びが低いうえ、非消費支出が対前年比で一〇・一％も増加したため、可処分所得は、対前年名目一・七％（実質〇・二％増）と、ここ一〇年来最低の一％台の伸びとなった。

支　出

支出面の特徴は、実支出がかなり増加したものの実支出以外の支出がマイナスになっていることがあげられる。実支出は三一万一五三九円で、対前年比名目六・三％増、実質四・八％増である。消費支出の伸びが五・六％であるのにたいし、非消費支出の伸びは一〇・一％に達している。また、消費支出の伸びは組合員収入の伸びを上回っている。

実収入、可処分所得、実質可処分所得

国民春闘共闘会議の家計調査によって、実質可処分所得と実質任意可処分所得の推移をみたものが第37表である。一〇年間で実収入は一・七五倍に増えたが、非消費支出が三・〇五倍に増加したため、可処分所得は一・六二倍にとどまった。この間に消費者物価指数が一・六四倍となっているため、実質可処分所得は七四年を一

第37表　実質可処分所得、実質任意可処分所得の推移

	年　月	実収入 A	非消費支出 B	可処分所得 C (A−B)	契約的資金支出 D	任意可処分所得 E (C−D)	消費者物価指数 F (八〇年＝一〇〇)	実質可処分所得 (C／F)	実質任意可処分所得 (E／F)
		円	円	円	円	円			
実数	1974年10月	183,728	16,777	166,951	16,235	150,716	68.3		
	77 〃	238,894	27,729	211,165	31,164	180,001	87.9		
	80 〃	282,993	37,483	245,510	39,443	206,067	102.2		
	83 〃	321,047	51,089	269,958	44,132	225,826	111.9		
指数	1074年10月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	77 〃	130.0	165.3	126.5	192.0	119.4	128.7	98.3	92.8
	80 〃	154.0	223.4	147.1	243.0	136.7	149.6	98.3	91.4
	83 〃	174.7	304.5	161.7	271.8	149.8	163.8	98.7	91.5

〔備考〕 1) 非消費支出は，勤労所得税，その他の税金，社会保障負担費，公課諸負担である。
2) 契約的資金支出は，損害保険料，生命保険等の掛金，土地家屋借入金返済，奨学金返済，他の借金返済，月賦その他のローン返済，掛買払いである。
3) 国民春闘共闘会議幹事会「第10回家計調査の結果〈速報〉」『総評調査月報』1984年3月，第207号による。

〇〇として八三年は九八・七である。さらに、可処分所得から契約的資金支出（家計にとって支出が決まっている土地家屋借金返済、保険掛金、月賦などをいう）を引いて実質化した実質任意可処分所得は、ここ一〇年間をみると、七四年水準を下回りつづけ、七四年を一〇〇として八三年の水準は九一・五となる。

4　標準生計費

人事院の標準生計費　これは国家公務員の労働基本権制限の代償措置としての人事院の給与改訂勧告を作成するうえでの参考資料として算出されている。しかし、公共企業体等の労働組合に組織されている労働者をはじめ、多くの組織労働者および最低賃金法の適用をうける未組織労働者の賃金決定にも影響を与える性格をもっている。一九八三年四月の世帯人員別生計費は、全国の四人世帯で二一万九一〇〇円となっている（第38表）。

厚生省の生活保護基準　生活保護法の適用をうける場合、その基準となる生計費を生活保護基準といい、この最低生活水準を下回るものにたいして所得補充がおこなわれる建前となっている。東京など

大都市（一級地）の生活保護標準世帯（三五歳男、三〇歳女、九歳男、四歳女の計四人）にたいする一九八三年度の生活扶助額は、月額一四万八六四九円、これに教育扶助一六三〇円、住宅扶助九〇〇〇円が加算され、さらに、学校給食費、通学交通費等の実費が支給され、社会保険料、通勤費等の実費が控除される（第39表）。

5　生活の「質」の測定とその動向

——経済企画庁「社会指標試算」結果——

経済企画庁は、国民生活の「質」を非貨幣的な指標を中心として、体系的かつ包括的に測定するため一九七四年から社会指標（Social Indicators）を作成している。社会指標は、「健康」「教育・学習・文化」「雇用と勤労生活の質」「余暇」「所得・消費」「物的環境」「個人の安全と法の執行」「家族」「コミュニティ生活の質」「階層と社会移動」の一〇の社会目標分野からなり、それぞれが主構成要素、副構成要素、細構成要素へと細分化され、最終的に二六一の指標を対応させ、それを数値的に把握するものとなっている。社会指標は、国民福祉の動向を包括的にとらえようとした試みといえる。なお、指標の具体的な構成については、『日本労働年鑑』（第五四集）を参照されたい。一九七五年以降の社会指標を一〇分野・主構成要素別に試算した結果が第40表である。なお、一九八二年社会指標試算は、一九七七指標で試算されている。ここでは同上表によって、七五年以降の社会指標の動向を一〇分野別にみることにする。

七五年から八二年の中期的動向は、「家族」の分野をのぞき、各指標には着実な改善がみられる。とくに、「教育・学習・文化」と「所得・消費」の改善度が大きい。「家族」の低下は、少年犯罪発生率の増加、離婚率の上昇、母子世帯数の増加などによるものである。

八三年の速報値は、信頼度が低いため、八二年の数値によって短期的趨勢を調べるとつぎのようになる。

八二年において前年にくらべて比較的大きく低下した分野は、「個人の安全と法の執行」のみである。この低下は、爆破事故と交通事故による死傷者数が増加傾向を強めたことによる。また、前年にくらべ、横ばいあるいは微減に推移した分野は、「雇用と勤労生活の質」と「家族」である（第1図）。「雇用と勤労生活の質」では、この分野の下位構成要素である〔有利な雇用機会の入手可能性の増大（C—1）〕が失業率の増加などを反映して悪化したが、〔勤労生活の質の向上（C2）〕が改善されたため、全体としては微減にとどまった。安全衛生水準と週休二日制の普及など賃金労働条件の改善から〔勤労生活の質の向上（C—2）〕全体は向上しているが、雇用の安定を示す指標（雇用者総数に占める臨時日雇い労働者割合、非自発的離職者割合の増加）が低下していることに留意する必要がある。

「家族」は、七五年以降一貫して低下してきていたが、八二年は横ばいとなった。「家族」分野を下位構成要素別にみると、離婚率

第38表　人事院算出の費目別，世帯人員別標準生計費（1983年4月）

（全　国）

費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	26,530	46,740	64,040	77,310	86,520
住居関係費	16,730	27,560	32,500	33,960	34,260
被服・履物費	4,410	7,880	10,410	12,000	12,650
雑費Ⅰ	13,450	25,830	37,130	47,360	56,500
雑費Ⅱ	19,290	35,140	44,530	48,470	46,960
計	80,410	143,150	188,610	219,100	236,890

（東京都）

費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	29,930	53,140	72,310	86,560	95,880
住居関係費	16,730	28,040	35,110	37,570	37,670
被服・履物費	4,690	8,570	11,640	13,900	15,360
雑費Ⅰ	13,460	26,640	39,540	52,160	64,500
雑費Ⅱ	17,900	31,840	40,040	43,090	40,980
計	82,710	148,230	198,640	233,280	254,390

〔備考〕 1）世帯人員1人の食料費は，マーケット・バスケットにより，食料費以外は，家計調査(総理府統計局)における各年4月の費目別平均支出金額（日数，世帯人員調整後のもの）に，費目別，世帯人員数別換算乗数を乗じて算定したもの。なお，平均支出額でなくそれより低額の「並数階層」の支出金額であることに注意。

2）世帯人員，1人欄の額は，独身男子（18歳程度）の額である。

3）雑費Ⅰは保健医療，交通通信，教育，教養娯楽で，雑費Ⅱはその他の消費支出をさす。

4）『人事院月報』83年9月による。

第39表　厚生省の生活保護基準（1，3級地，1982・83年度）

（単位：円）

	標準4人世帯（35歳男(日雇)・30歳女 9歳男(小学生)・4歳女）				母子3人世帯（35歳女・14歳男(中学生) 8歳女(小学生)）			
	1982年度		1983年度		1982年度		1983年度	
	1級地	3級地	1級地	3級地	1級地	3級地	1級地	3級地
生活扶助	143,345	117,538	148,649	121,893	117,923	96,703	123,099	100,939
					(母子加算)	(母子加算)	(母子加算)	(母子加算)
加算(別掲)					20,090	20,090	20,520	20,520
教育扶助	1,590	1,590	1,630	1,630	4,750	4,750	4,870	4,870
住宅扶助	9,000	5,000	9,000	5,000	9,000	5,000	9,000	5,000
勤労控除	22,410	21,060	22,930	21,550	—	—	—	—
合計	176,345	145,188	182,209	150,073	151,763	126,543	157,489	131,329

〔備考〕 1）上記基準のほか，学校給食費，通学交通費等の実費が支給され，社会保険料，通勤費等の実費が控除される。

2）教育扶助基準および住宅扶助基準は一般基準である。

3）厚生省社会局調べ。

第40表　1982年社会指標試算値

分野・主構成要素	指標数	今回試算指数					年平均増加率				
		75年	80年	81年	82年	83年	79／78	80／79	81／80	82／81	83／82
A　健　　康	29	100.0	103.5	103.7	104.0	104.6	0.9	0.7	0.2	3.0	0.5
A—1　健康で長生きすること	7	100.0	97.7	96.2	95.5	94.8	−0.7	−0.8	−1.6	−0.7	−0.7
A—2　健康を守り増進するため社会的な条件が向上すること	22	100.0	109.2	111.2	112.5	114.3	2.5	2.0	1.8	1.2	1.6
B　教育・学習・文化	33	100.0	106.3	108.5	108.7	109.0	1.1	1.7	2,0	0.3	0.2
B—1　基礎教育水準	6	100.0	101.1	101.3	99.5	97.9	2.9	1.6	0.2	−1.8	−1.6
B—2　後期中等及び高等教育水準	8	100.0	118.6	126.2	126.8	126.5	1.4	3.8	6.5	0.4	−0.2
B—3　自己啓発活動水準	17	100.0	100.3	100.0	99.8	100.0	−1.1	0.4	−0,3	−0.2	0.1
B—4　文化環境水準	2	100.0	105.3	106.2	108.9	111.7	1.0	0.8	0.9	2.5	2.5
C　雇用と勤労生活の質	20	100.0	104.8	102.3	102.2	102.7	3.2	1.5	−2.4	−0.1	0.5
C—1　有利な雇用機会の入手可能性の増大	5	100.0	100.5	97.8	95.7	94.9	4.0	0.3	−2.7	−2.2	−0.8
C—2　勤労生活の質の向上	15	100.0	109.1	106.8	108.7	110.4	2.4	2.7	−2,1	1,8	1.5
D　余　　暇	14	100.0	101.6	102.5	103.5	104.7	0.9	1.5	0,9	1.0	1.1
D—1　生活時間における自由度の増大	2	100.0	100.5	100.9	101.2	101.6	−0.2	0.9	0,3	0,3	0.3
D—2　自由時間における生活が向上すること	12	100.0	102.6	104.1	105.8	107.8	2.0	2.1	1.5	1,6	1.9
E　所　得・消　費	18	100.0	108.3	108.8	112.0	114.7	2.9	0.2	0,5	2.9	2.4
E—1　所得・資産の増加	8	100.0	120.2	124.2	127.8	131.0	4.8	2.2	3,3	2.9	2.5
E—2　所得・資産格差の縮小	4	100.0	103.7	100.8	102.7	102.5	1.5	−0.6	−2,8	1.9	−0.2
E—3　所得・資産の安定	6	100.0	101.1	101.6	105.7	110.6	2.2	−1.2	0,4	4,1	4.7
F　物　的　環　境	24	100.0	118.7	121.4	126.0	131.5	4.7	2.4	2,3	3,8	4.4
F—1　居住状態の向上	15	100.0	127.8	120.6	121.8	123.1	7.3	11.7	−5,6	1.0	1.1
F—2　有害・不快な物質（現象）による被害の減少	6	100.0	155.6	164.9	184.2	206.9	9.5	−5.7	6,0	11.7	12.4
F—3　災害による被害の減少	2	100.0	90.7	97.8	95.2	92.6	−1.9	8.3	7.8	−2.7	−2.7
F—4　良好な自然環境の保全	1	100.0	100.7	102.2	102.7	103.2	0.1	0.2	1.5	0,5	0.5
G　個人の安全と法の執行	12	100.0	104.0	109.4	104.6	101.1	1.0	−0.4	5.2	−4,4	−3.4
G—1　犯罪による犠牲，苦しみが減少すること	9	100.0	107.8	107.0	108.0	109.1	5.6	0.4	−0.8	1.0	1.0
G—2　事故による犠牲，苦しみが減少すること	3	100.0	100.2	111.9	101.3	93.1	−3.4	−1.3	11.7	−9.4	−8.1
H　家　　族	10	100.0	91.6	88.0	87.8	87.5	−1.2	−3.5	−3.9	−0.3	−0.4
H—1　家族生活の機能の円滑化	7	100.0	87.5	82.5	84.1	85.5	−1.7	−6.7	−5.7	2.0	1.7
H—2　家族の解体化の減少	3	100.0	95.7	93.5	91.4	89.4	−0.7	−0.4	−2.2	−2.3	−2.2
I　コミュニティ生活の質	16	100.0	105.3	104.2	105.7	106.5	3.4	−0.7	−0.4	1.4	0.7
I—1　コミュニティ生活の基盤が安定していること	2	100.0	101.6	101.3	101.9	102.5	5.2	−1.3	−0.3	0,6	0.6
I—2　住民が豊かな生活をするために参加できる住民団体及び組織が存在すること	5	100.0	108.6	105.8	110.4	115.5	4.1	1.0	−2.6	4,4	4.6
I—3　住民が豊かな生活をするために利用できるコミュニティ施設とサービスが存在すること	9	100.0	105.7	105.6	104.9	101.6	1.1	−2.0	1.8	−0,7	−3.1
J　階層と社会移動	21	100.0	103.7	101.9	102.1	102.6	1.9	0.8	−1.8	0.3	0.5
J—1　階層における不平等が減少すること	19	100.0	113.1	110.7	112.3	114.2	3.5	2.7	−2.1	1,4	1.7
J—2　社会移動実現が容易になること	2	100.0	94.4	93.0	92.0	91.1	0.0	−1.4	−1,5	−1.1	−1.1

〔備考〕 1)　83年の指数は，速報値であり，推計値が多く，信頼度が低い。
2)　経済企画庁「昭和58年社会指標試算」1984年。

第1図　社会目標別にみた指数値の推移

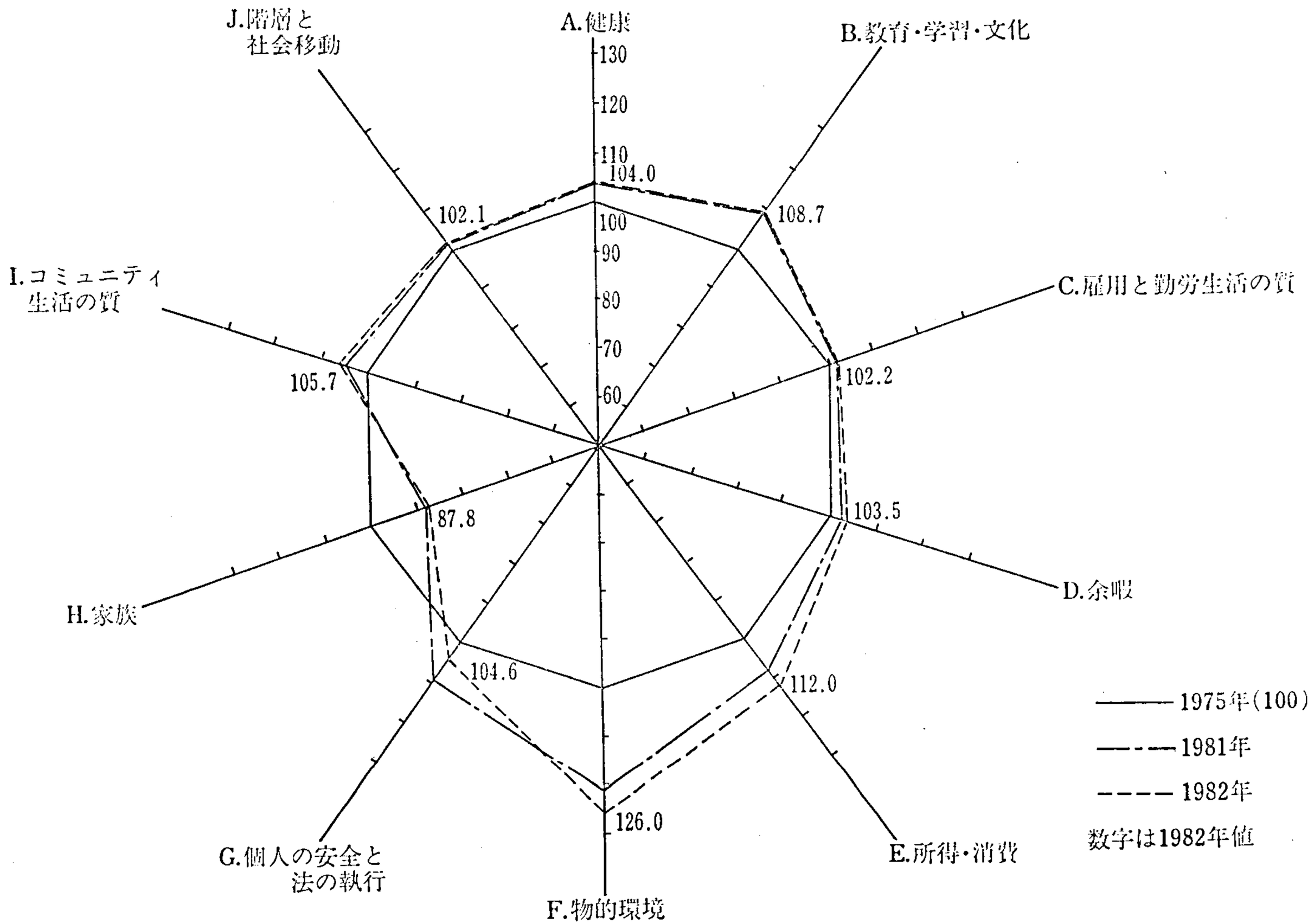

〔備考〕 経済企画庁「昭和58年社会指標試算」1984年。

や自殺率が増加したことから〔家族の解体化の減少H—2〕はひきつづき悪化したが、老人福祉センター数、保育所数等が増加し、少年犯罪発生率、母子世帯数割合、一人暮らし老人数割合の減少などにより、〔家族生活の機能の円滑化H—1〕が増加傾向に転じたため、「家族」分野全体としては横ばいとなった。

6　労働者の転勤、単身赴任

労働者の持家比率の増加や子弟の教育を背景として、転勤にともなう単身赴任の増加がみられ、社会問題化している。

転勤者の別居状況　行政管理庁が、一〇都道府県内に所在する事業所を通じて、八一年四月以降に転勤した者（一五二〇人を対象にし、回収数は一一一一人）を対象に、八三年五月から六月にかけて転勤者の状況を調べた結果はつぎのようになる（行政管理庁「転居者の子弟に対する高等学校の受け入れ措置に関する地方監査の結果」一九八四年）。

転勤者の年齢構成は、四〇歳代が八二・一％でもっとも多く、ついで五〇歳代が一四・七％、三〇歳代三・一％となる。転勤者の子弟の同伴・別居の状況をみると、全体では、子弟同伴が四三・六％、別居（子供のうち一人でも別居しているもの）が五六・四％となる。とくに高校生をもつ転勤者では、七五・九％の高い別居率となる。また、子供だけを別居させている転勤者は、一〇・八％にすぎず、別居の九〇％は、子供が母親と居住地に残り、父親が単身赴任していることになる。高校生との別居理由として、「教育水準の相違」（三一・七％）、「授業進度と必須科目の違い」（一八・六％）、「時間的に転学試験に間に合わない」（一二・七％）、「希望校等で転学試験を実施せず」（一〇・七％）などが指摘されている（複数回答）。

また、ゼンセン同盟が、傘下七二組合の四〇二五人の妻帯者の転勤者（組合員と非組合員）を対象に八三年三月に実施した単身赴任者に関する実態調査（産業政策局「単身赴任および出向の実態」一九八三年一一月）によると、単身赴任者の年齢構成は、四〇歳代四九・〇％、五〇歳代二九・九％、三〇歳代一六・六％となり、転勤者の単身赴任率は、全体で一三・八％、五〇歳代四六・六％、四〇歳代三二・七％となる。中高年者や管理職ほど単身赴任率が高い。単身赴任の理由は、「子供の教育・進学のため」（四六・六％）と「住宅取得ずみのため」（三九・七％）が主たるものである。労働省の「雇用動向調査」（八二年）によると、一〇〇〇人以上企業の有配偶者で居所を移転した配転者に占める単身赴任者比率は、年齢計で一九・二％、五〇歳代では三六・二％、四〇歳代二六・〇％、三〇歳代一〇・九％となる（『労働白書』昭和五九年）。

両調査によれば、子弟の教育と持家取得が単身赴任を増加させているといえる。なお、文部省は、行政管理庁の調査結果をうけ、公立高校の転学者受け入れ円滑化を指示した。

単身赴任にたいする妻の意識　労働省婦人少年局調査（「勤労者家庭の妻の意識に関するアンケー

ト調査」一九八三年九月実施）によると、夫の単身赴任経験者のうち、留守家庭で「困ったことがある（あった）」ものが九二％にもの ぼり、その内容は、「経済的負担が多くなる」が六四％、「子供のしつけ、勉強、進路など」四〇％、「夫の生活が分からず不安」二五％などがあげられている。単身赴任は、留守家庭の妻にも負担を強いているといえる。

転勤者対策の実態

企業の転勤者対策をみると（生産性労使会議調査、一部・二部上場企業一一三社の結果、八三年九月調査）、転勤者の持家借上げ制度あり（五八・四％）、転勤者持家借り手斡旋制度あり（三〇・一％）、転勤者の子女の転校費用補助あり（四二・五％）、単身赴任者にたいする帰家手当あり（三二・七％）が、また、ゼンセン同盟の単身赴任者の労働条件調査（前記調査）では、別居手当支給（六九・四％）、一時帰省にたいする交通費支給（五〇・〇％）、赴任後に家族が赴任地へ行く場合の交通費支給（一・三％）、単身赴任者の食事対策がとくにないもの（四五・八％）、健康面の配慮あり（八・三％）となっている。

7　昭和五八年度「国民生活白書」
――ゆとりある家計と新しい家族像を求めて――

「ゆとりある家計と新しい家族像を求めて」という副題をもつ『国民生活白書』が、八三年一〇月に発表された。同白書は、「はじめに」と「むすび」、および「進む家計の構造変化」と「日本の家族の現状」のふたつの章からなる。前半章の第三節では、拡大する消費者信用の実態を分析し、過剰与信問題に言及するとともに、「健全な消費者信用利用」のための利用限度額を試算している。勤労者世帯においては、信用の返済財源として可処分所得の八％程度（月額二万六〇〇〇円）が必要であるとし、既往の借金への返済分を合算し、可処分所得の一七％（月額五万七〇〇〇円）が、家計の健全性を損なわない負債限度としている。これはあくまでも平均値であり、八二年において年収が三一六万円以下の勤労者世帯の場合、家計の健全性を維持するためには、消費者信用を利用する余裕がないことを示している。さらに、消費者信用の利用は、将来の所得が持続的に維持、拡大することを前提にしなくてはならないことに注意を喚起している。

本年鑑でも紹介したように、経済企画庁の「社会指標」によると、「家族」分野の悪化傾向がみられたが、後半の章は、こうした離婚率や少年犯罪発生率の増加といった家族をめぐる問題の背景、さらに、家族のなかの高齢者問題として、高齢者の生きがい就労、余暇、健康、介護、同居などの現状を詳細に分析している。そして、介護者の高齢化や介護者の減少を考慮し、介護にたいする社会的援助（介護の補助的サービス、介護の代理サービスなど）の必要性を指摘している。

【国民生活白書・むすび】

（前略）

家計については、安定した物価情勢を背景に、所得・消費とも三年ぶり

に緩やかな回復に向かったが、中期的に構造上の変化が進行していることをふまえた対応を必要としている。第一は家計の収入を着実に伸ばし、所得の制約条件を極力緩和し、家計の余裕感を回復することである。このためには景気の本格的な回復と経済の持続的な成長、物価の安定の確保、雇用情勢の改善などの努力を続けなければならない。また併せて所得税等の減税を含め、負担の適正化を図ることが必要であろう。その際には、社会保障も含め、負担と受益の公正を確保するという視点からの見直しも必要となろう。第二は、信用経済化への適切な対応を進め、合理的な生活設計と健全な家計を営むための環境条件の整備を図ることが必要である。このためには、消費者信用における過剰与信、すなわち貸しすぎの防止をはじめとする消費者保護体制の一層の整備、今後の家計の住宅ローン利用における負担の軽減に資する住宅・宅地価格の一層の安定確保や良質な賃貸住宅の供給努力、消費者自身の自覚による家計運営の合理化やバランスの確保などが必要となろう。

次に家族については、家族機能の変化と弱体化の懸念、家族の意義や役割についての認識の差違、高齢化、都市化の進展など経済社会環境の変化への適応の遅れなどが家族の現状の基本的認識としてあげられる。これに対して第一に、弱体化が懸念されるしつけ、養育機能や地域社会との連帯を含む相互扶助機能などの家族機能の活性化を図ることが必要であろう。第二に、家族の意義や役割を再認識し、個々の家族が自立自助の努力を通じ、魅力と自信にあふれ、安らぎのある家庭の創造を目指すことが必要であろう。第三に、我が国の家族をとりまく環境の変化に対応しつつ、我が国の実態に即した望ましい家族関係を形成していくことが必要であろう。

もとより家族の問題は私的な部門に属することであり、公的部門は家族の個性と多様性を尊重し、家族の領域に直接介入せず、側面支援に重点をおくべきであろう。

いうまでもなく家庭は家族の構成員の協力により築き上げられるものである。とりわけ我が国の家族の現状にかんがみ、改めて夫や父の責任と役割を認識し、その構成員がそれぞれの役割と責任を全うしながら、地域社会との連帯や公的部門による環境条件の整備等とあいまって、新しい家族像を現実のものとして創造していくことが望まれる。

【参考資料】(1)総理府統計局「消費者物価指数」、同「家計調査報告」、(2)経済企画庁「国民生活白書」、同「昭和五八年社会指標試算」一九八四年、(3)国民春闘共闘会議幹事会「第10回家計調査結果（速報）」『総評調査月報』一九八四年三月号、(4)ゼンセン同盟産業政策局「単身赴任および出向の実態」一九八三年一一月、(5)労働省婦人少年局「勤労者家庭の妻の意識に関するアンケート調査」一九八三年九月調査、(6)生産性労使会議「変化の時代に対応する転勤・転勤者対策」『労使の焦点』一九八三年一一月号、(7)総理府広報室「物価上昇感に関する世論調査」一九八三年一二月実施。

V 農家の状態と農民の生活

概要□農家と農家人口——農家人口と農家数／専兼業別農家数／農業従事者と兼業従事者／農家の兼業従事者／農家の人口異動：農家人口の異動／農家労働力の産業間異動状況／農家子弟学卒者の動向／農家経済と農業労賃——農家経済：農家経済の動向／農家の費目別家計費／経営耕地規模別農家経済／農家総所得と農業労賃：農家と勤労者世帯の所得比較／農業労賃の低水準

概要

一、一九八三年一月一日現在の農家人口は、前年比一・三％減少し二〇八一万人となり、総人口に占める割合は一七・五％になった。また、農家数は、前年比一％の減で四五二万戸となった。

一、都府県農家の経営耕地規模別農家の階層別変化では、三*ha*以上農家層のみ増加する結果となった。この階層の割合は二・五％となった。

一、専業農家は前年比〇・五％減少したが、総農家に占める割合は前年と同じ一三％であった。他方、二兼農家は前年にくらべ変化がなかったため、その割合は前年を若干上回り七一％となった。

一、農業就業人口は、前年比二・一％減少し、六四六万人となった。このうち、女子は六一％であった。また、基幹的農業従事者は四〇三万人となり前年比二・八％減少した。このうち、女子と六〇歳以上男子の占める割合は七〇％であった。

一、農家の兼業従事者は、前年比〇・五％減少し、八一一万人となった。このうち、雇用兼業は八三％を占めた。

一、一九八二年の一年間における農家人口異動は、増加五四万人、減少七九万人で差し引き農家人口は二五万人減少した。

一、八二年の一年間に他産業に就職した農家世帯員は四一万人、

他産業離職還流者は二四万人で、差し引き一七万人の労働力が農家から流出した。

一、一九八三年三月に中学以上の学校を卒業した農家世帯員は、六三万人で前年比四・八％増加した。このうち、進学者は四〇万人、就業者二二万人であった。また、就業者総数に占める農業就業率は三％に低下した。

一、一九八二年度の全国一戸当たり農家所得は、農業所得の減少と農外所得の伸び率の鈍化により前年度比四％増にとどまり四九六万円となった。この結果、農業依存度は前年度をさらに下回り一九％台に低下した。また、出稼ぎ・被贈扶助等収入は農家の老齢化を反映して前年度比九・二％の増となり、総所得に占める割合は二割に達した。

一、八二年度の全国農家一戸当たり平均家計費は四二六万円で前年度比三・五％の増加であった。この内訳をみると家具・家事用品をのぞきすべての費目が増加、とくに教養娯楽費は八・六％の増であった。

一、都府県農家の経営耕地規模別農家経済をみると、農業所得の低迷により農業依存度は全階層で低下した。農業所得が増加した三ha以上層でも六八・五％にまで低下した。

一、八二年度の全国一戸当たり農家総所得は六二三万円、勤労者一戸当たり収入は四四七万円で、両者の格差は三二％であった。また、就業者一人当たりでは農家二四九万円、勤労者二九四万円で農家は勤労者の八一％以内にとどまった。

1　農家と農家人口

1　農家人口と農家数

農家人口と農家数　一九八三年一月一日現在の農家人口は、前年にくらべ一・三％減じ二〇八一万人となった。この農家人口の減少により総人口に占める農家人口の割合は前年の一七・九％から一七・五％に低下した。また、男女別にみた農家人口の割合は前年と同じく男子四八・七％、女子五一・三％であった（第41表）。

これを同じ「農業調査」結果により年齢別にみると、六〇歳以上の老齢者のみが引きつづき増加し、農家世帯の高齢化はさらに高まった。すなわち六〇歳以上の農家人口は前年比一・六％増加し四六八万人となり、総農家人口に占める割合は二三％となった。

八三年一月一日現在の農家数は四五二万戸で、前年比一％減少した。また、農家一戸当たり平均農家世帯員は前年と同じ四・六人であった。

経営耕地規模別農家数　第42表は都府県農家の経営耕地規模別農家の動向を示したものである。この表に

第41表　農家人口と農家数の推移（全国）

	農家人口（千人）	農家人口減少率（%）	農家人口率（%）	男女別農家人口割合 男（%）	男女別農家人口割合 女（%）	農家数（千戸）	農家減少率（%）	農家1戸当たり人数（人）
1970年2月1日	26,595	△ 12.6	25.9	48.3	51.7	5,402	△ 5.7	4.92
1975・2・1	23,197	△ 12.8	21.1	48.5	51.5	4,953	△ 8.3	4.68
1980・2・1	21,366	△ 7.9	18.3	48.7	51.3	4,661	△ 5.9	4.58
1981・1・1	21,339	△ 2.8	18.2	48.8	51.2	4,614	△ 2.7	4.62
1982・1・1	21,089	△ 1.2	17.9	48.7	51.3	4,567	△ 1.0	4.62
1983・1・1	20,808	△ 1.3	17.5	48.7	51.3	4,522	△ 1.0	4.60

〔備考〕 1) 1970・1975・1980年は「農林業センサス」，1981・1982・1983年は「農業調査」結果の数値である。以下同じ。
2) 「センサス」の農家人口減少率，農家減少率は5年間の，「農業調査」のそれは対前年との比較であるが，1981年の数値は1979年「農業調査」との比較のものである。
3) 農家人口率は「センサス」が総理府統計局による国勢調査（10月1日現在），「農業調査」は自治省行政局の「住民基本台帳」にもとづく，全国人口にたいする割合である。
4) △印はマイナスを示す。以下同じ。
5) ラウンドの関係で総数と各数値が一致しないことがある。以下同じ。
6) 資料は農林水産省統計情報部「昭和58年農業調査報告書」（1984年3月刊），同編「1984年ポケット農林水産統計」（1984年3月刊）。

第42表　経営耕地規模別農家数の推移（都府県）

（単位：千戸，%）

		総数	0.5 ha 未満	0.5～1 ha	1～1.5ha	1.5～2 ha	2～2.5ha	2.5～3 ha	3ha 以上
実数（構成比）	1970年2月1日	5,236 (100.0)	2,030 (38.8)	1,619 (30.9)	874 (16.7)	407 (7.8)	172 (3.3)	72 (1.4)	63 (1.2)
	1975・2・1	4,819 (100.0)	1,995 (41.4)	1,436 (29.8)	727 (15.1)	349 (7.2)	162 (3.4)	74 (1.5)	76 (1.6)
	1980・2・1	4,542 (100.0)	1,922 (42.3)	1,304 (28.7)	652 (14.4)	328 (7.2)	161 (3.5)	79 (1.7)	95 (2.1)
	1982年1月1日	4,451 (100.0)	1,828 (41.1)	1,284 (28.9)	648 (14.6)	329 (7.4)	171 (3.8)	83 (1.9)	108 (2.4)
	1983・1・1	4,407 (100.0)	1,809 (41.1)	1,268 (28.8)	640 (14.5)	326 (7.4)	171 (3.9)	83 (1.9)	110 (2.5)
増減率	1981年	△ 1.3	△ 0.8	△ 2.3	△ 2.1	△ 1.3	△ 0.9	0.7	4.8
	1982	△ 1.0	△ 1.1	△ 2.0	△ 1.9	0.5	4.6	1.8	1.9
	1983	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.3	△ 1.3	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.5

〔備考〕 1) カッコ内の数値は構成比である。
2) 増減率の1982・1983年は前年対比，1981年は1979年対比の年率換算値である。以下第44表まで同じ。
3) 出所は第41表に同じ。

より八三年一月現在までの農家の階層構成の変化の特徴をみるとつぎのとおりである。

(1)農家数の減少傾向のなかで、三*ha*以上の農家層のみが前年比二・五%増加し一一万戸となった。この結果、この階層の全農家に占める割合は年々微増をつづけ二・五%となった。

(2)これまで微増していた二・五～三*ha*層農家は、前年と同じ八万三〇〇〇戸にとどまり、その割合も前年と同じく一・九%を維持した。

(3)二・五*ha*以下層の農家はいずれも減少した。

つぎに同じ資料により経営耕地の移動状況をみると、八三年一月現在、農業委員会の許可を得た借入、農用地利用増進法による借入のほか経営受託・請負耕作などによる借入地のある農家は一〇六万戸で前年にくらべ一・三%増加し、総農家数の二三%を占めた。他方、貸付地等のある農家数は八三年一月現在、六九万戸で前年にくらべ四・一%増加し総農家数の一五%を占めた。

専兼業別農家数　第43表は農家の専兼業別農家の動向をみたものである。これによると八三年一月一日の専業農家は前年にくらべ〇・五%減少し五九万六〇〇〇戸となったが、その減少率が総農家数のそれを下回ったため、全体に占める割合は、前年と同じ一三%であった。他方、兼業化はすでに七九年以降限界に達しつつあったが、八三年現在もその傾向はつづいている。

2　農業従事者と兼業従事者

農業就業人口　一六歳以上の農家世帯員で「自家農業だけに従事した者と自家農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち自家農業が主である者」をさす農業就業人口の動向をみたのが第44表である。この表によると、一九八三年一月一日現在の農業就業人口は六四六万人で、前年にくらべ二・一%減少した。これを男女別にみると、男子は二・七%減少して二五〇万人に、女子は一・七%の減で三九六万人となった。この結果、女子の農業就業人口に占める割合はいぜん高く、前年同様六一%であった。

これを年齢別にみると、六〇歳以上の高齢者のみが前年にくらべ増加し、その他の年齢層はいずれも減少した。この結果、農業就業人口に占める女子と六〇歳以上の男子の割合は七九%(五一〇万人)となった。

基幹的農業従事者　第45表は「ふだん仕事を主とし、しかも主として自家農業に従事した」基幹的農業従事者を男女別・年齢別に示したものである。これによると、八三年一月一日現在の基幹的農業従事者は四〇三万人で前年にくらべ二・八%減少した。

これを年齢別にみると、農業就業人口と同じく六〇歳以上層の増加、それ以下層の減少傾向がつづいている。この基幹的農業従事者を男女別にみても六〇歳以上層の増加、それ以下層、とくに一六～

第43表　専兼業別農家数の推移　（単位：千戸，%）

		総農家数	専業農家	兼業農家 計	兼業農家 第一種兼業	兼業農家 第二種兼業
実数（構成比）	1970年2月1日	5,402 (100.0)	845 (15.6)	4,557 (84.4)	1,814 (33.7)	2,743 (50.7)
	1975・2・1	4,953 (100.0)	616 (12.4)	4,337 (87.5)	1,259 (25.4)	3,078 (62.1)
	1980・2・1	4,661 (100.0)	623 (13.4)	4,038 (86.6)	1,002 (21.5)	3,036 (65.1)
	1981年1月1日	4,614 (100.0)	580 (12.6)	4,035 (87.4)	829 (18.0)	3,205 (69.5)
	1982・1・1	4,567 (100.0)	599 (13.1)	3,968 (86.9)	774 (17.0)	3,194 (69.9)
	1983・1・1	4,522 (100.0)	596 (13.2)	3,926 (86.8)	731 (16.2)	3,195 (70.7)
増減率	1981年	△ 1.3	△ 1.3	△ 1.4	△ 0.9	△ 1.5
	1982	△ 1.0	3.3	△ 1.7	△ 6.6	△ 0.3
	1983	△ 1.0	△ 0.5	△ 1.1	△ 5.5	0.)

〔備考〕　出所は第41表に同じ。

第44表　農業就業人口の推移　（単位：千人，%）

		総数	男	女
実数（構成比）	1975年2月1日	7,907 (100.0)	2,975 (37.6)	4,932 (62.4)
	1980・2・1	6,973 (100.0)	2,674 (38.3)	4,299 (61.7)
	1979年1月1日	6,754 (100.0)	2,545 (37.7)	4,210 (62.3)
	1981・1・1	6,685 (100.0)	2,573 (38.5)	4,112 (61.5)
	1982・1・1	6,601 (100.0)	2,569 (38.9)	4,032 (61.1)
	1983・1・1	6,462 (100.0)	2,500 (38.7)	3,962 (61.3)
増減数	1981年	△ 69	28	△ 98
	1982	△ 84	△ 4	△ 80
	1983	△ 139	△ 69	△ 70
増減率	1981年	△ 0.5	0.6	△ 1.2
	1982	△ 1.3	△ 0.2	△ 1.9
	1983	△ 2.1	△ 2.7	△ 1.7

〔備考〕　1)　1981年の増減率は1979年対比の年率換算値である。
　　2)　出所は第41表に同じ。

第45表　年齢別・男女別基幹的農業従事者数　（単位：千人，%）

		総　数	16 ～ 29歳	30 ～ 59歳	60 歳 以上
総数（構成比）	1979年1月1日	4,294 (100.0)	312 (7.3)	2,959 (68.9)	1,022 (23.8)
	1981・1・1	4,240 (100.0)	261 (6.2)	2,868 (67.6)	1,111 (26.2)
	1982・1・1	4,145 (100.0)	235 (5.7)	2,771 (66.9)	1,139 (27.5)
	1983・1・1	4,031 (100.0)	204 (5.1)	2,658 (65.9)	1,168 (29.0)
男（構成比）	1979年1月1日	1,958 (100.0)	173 (8.8)	1,155 (59.0)	630 (32.2)
	1981・1・1	1,966 (100.0)	148 (7.5)	1,148 (58.4)	670 (34.1)
	1982・1・1	1,937 (100.0)	137 (7.1)	1,128 (58.2)	672 (34.7)
	1983・1・1	1,888 (100.0)	120 (6.4)	1,085 (57.5)	683 (36.2)
女（構成比）	1979年1月1日	2,336 (100.0)	139 (6.0)	1,804 (77.2)	392 (16.8)
	1981・1・1	2,274 (100.0)	113 (5.0)	1,720 (75.6)	441 (19.4)
	1982・1・1	2,208 (100.0)	98 (4.4)	1,643 (74.4)	467 (21.2)
	1983・1・1	2,143 (100.0)	84 (3.9)	1,573 (73.4)	485 (22.6)

〔備考〕 1）基幹的農業従事者は主として自家農業に従事した者。
2）出所は第41表に同じ。

第46表　雇用兼業種類別兼業従事者数（16歳以上）

（単位：千人，%）

		総　数	主に恒常的勤務	主に出稼ぎ	主に日雇・臨時雇
総数（構成比）	1979年1月1日	6,949 (100.0)	4,869 (70.1)	156 (2.2)	1,924 (27.7)
	1981・1・1	6,893 (100.0)	4,904 (71.1)	130 (1.9)	1,859 (27.0)
	1982・1・1	6,792 (100.0)	4,903 (72.2)	124 (1.8)	1,766 (26.0)
	1983・1・1	6,746 (100.0)	4,909 (72.8)	115 (1.7)	1.722 (25.5)
男（構成比）	1979年1月1日	4,425 (100.0)	3,157 (71.3)	142 (3.2)	1,125 (25.4)
	1981・1・1	4,367 (100.0)	3,166 (72.5)	118 (2.7)	1,083 (24.8)
	1982・1・1	4,302 (100.0)	3,174 (73.8)	113 (2.6)	1,015 (23.6)
	1983・1・1	4,259 (100.0)	3,176 (74.6)	106 (2.5)	977 (22.9)
女（構成比）	1979年1月1日	2,524 (100.0)	1,712 (67.8)	14 (0.6)	799 (31.7)
	1981・1・1	2,526 (100.0)	1,738 (68.8)	12 (0.5)	776 (30.7)
	1982・1・1	2,490 (100.0)	1,729 (69.4)	11 (0.4)	750 (30.1)
	1983・1・1	2,487 (100.0)	1,733 (69.7)	9 (0.4)	745 (30.0)

〔備考〕 出所は第41表に同じ。

二九歳層の大幅減という老齢化の同じ結果を摘出することができる。また、女子は全体の五三%を占め、その女性化傾向は明らかである。

農家の兼業従事者　「農業調査」による兼業従事者は「雇われ兼業に年間三〇日以上従事するか、または年間七万円以上の販売収入のある自営兼業に従事した者」をさすが、一九八三年一月一日現在の兼業従事者は前年比〇・五%減少し八一一万人となった。このうち、雇用兼業は前年比〇・七%の減で六七五万人となり、自営兼業は〇・四%増加し一三六万人となった。

第46表は兼業従事者の八三%を占める雇用兼業従事者の兼業種類をみたものである。この表によると、前年微減した「恒常的勤務」者は八三年一月現在再び微増し、四九一万人となり、その割合は前年を上回り七三%になった。この勤務形態はわずかではあるが男女ともに微増した。他方、「出稼ぎ」形態は男女ともに年々減少をつづけ全体として前年より七・八%減じ一二万人を割り、その割合も一・七%に低下した。また、「日雇・臨時雇」も男女ともに減少し一七二万人となったが、総兼業従事者の減少を反映し、その割合は前年と同じ二六%前後にとどまった。

3　農家の人口異動

農家人口の異動　各年一～一二月の一年間における農家世帯員の社会的異動と自然的異動の推移を形態別に示したのが第47表である。この表により一九八二年の一年間における農家人口異動の特徴をみると、つぎのとおりである。

(1)農家人口の減少率は鈍化傾向にあるとはいえ、その減少はいぜんとしてつづいている。すなわち、増加人口は前年にくらべ七・七%減少し五四万人に、減少人口は六・一%減じ七九万人となり、差し引き農家人口の減少は二五万人となった。

(2)つぎに増加人口の要因をみると、まず社会的異動は「離職転入」をのぞき、いずれの形態も前年を下回った。とくに「農家の増加による」増加は一七・三%の大幅減、「勤務者の転入」によるもの一三・六%減、「その他の転入」（結婚や学卒後の転入、勤務者の転入にともなう家族の転入など）七・九%減であり、社会的異動全体としての増加人口は八・五%の減で三四万人にとどまった。

(3)減少人口をみると、社会的異動によるものは前年比六・六%減少し六〇万人で七六%を占め、死亡による自然的異動は四・四%減の一九万人で二四%を占めた。この構成比も前年とほぼ同じ水準であった。

(4)自然的異動をのぞけば社会的異動のいずれの要因の農家人口にあっても減少人口が増加人口を上回った。しかし、いずれの要因にあってもその純減数は鈍化傾向にあるが、ただ純減率の五割弱を占める「農家の増減」による純減は一二万人で八〇年以来ほとんどその数に変化はみられない。

農家労働力の産業間異動状況　一年間に六カ月以上の予定で他産業に就職した農家世帯員と、他産業を離職し農家に還流した者の動向を示したのが第48表である。以下、この表により一九八二年の一年間における農家労働力の異動の

第47表　農家の形態別人口異動

（単位：千人，%）

		増加人口						
		総数	社会的異動					自然的異動
			小計	離職転入	勤務者の転入	その他の転入	農家の増加による	出生
実数（構成比）	1970年	703.1 (100.0)	469.4 (66.8)	66.6 (9.5)	97.9 (13.9)	245.5 (34.9)	59.4 (8.4)	233.7 (33.2)
	75	616.8 (100.0)	406.5 (65.9)	51.9 (8.4)	87.2 (14.1)	225.1 (36.5)	42.4 (6.9)	210.4 (34.1)
	80 ①	605.8 (100.0)	404.1 (66.7)	42.2 (7.0)	89.7 (14.8)	249.3 (41.2)	22.9 (3.8)	201.6 (33.3)
	81 ②	581.5 (100.0)	374.6 (64.4)	35.1 (6.0)	77.0 (13.2)	239.9 (41.3)	22.6 (3.9)	206.8 (35.6)
	82 ③	536.6 (100.0)	342.7 (63.9)	36.5 (6.8)	66.5 (12.4)	221.0 (41.2)	18.7 (3.5)	194.0 (36.2)
対前年増減率	①	4.5	10.6	5.5	17.3	9.0	13.9	△ 6.0
	②	△ 4.0	△ 7.3	△ 16.8	△ 14.2	△ 3.8	△ 1.3	2.6
	③	△ 7.7	△ 8.5	4.0	△ 13.6	△ 7.9	△ 17.3	△ 6.2

		減少人口						
		総数	社会的異動					自然的異動
			小計	就職転出	勤務者の転出	その他の転出	農家の減少による	死亡
実数（構成比）	1970年	1,428.4 (100.0)	1,170.6 (82.5)	312.5 (21.9)	115.3 (8.1)	456.4 (32.0)	286.4 (20.1)	257.8 (18.0)
	75	1,034.2 (100.0)	819.3 (79.2)	167.8 (16.2)	80.9 (7.8)	381.1 (36.8)	189.6 (18.3)	215.1 (20.8)
	80 ①	899.5 (100.0)	688.9 (76.6)	109.4 (12.2)	83.0 (9.2)	355.2 (39.5)	141.3 (15.7)	210.6 (23.4)
	81 ②	839.6 (100.0)	637.2 (75.9)	98.3 (11.7)	67.2 (8.0)	329.5 (39.2)	142.2 (16.9)	202.4 (24.1)
	82 ③	788.6 (100.0)	595.0 (75.5)	94.5 (12.0)	68.8 (8.7)	293.2 (37.2)	138.5 (17.6)	193.5 (24.5)
対前年増減率	①	7.4	7.2	△ 4.2	36.1	9.7	△ 1.8	8.1
	②	△ 6.7	△ 7.5	△ 10.1	△ 19.0	△ 7.2	0.6	△ 3.9
	③	△ 6.1	△ 6.6	△ 3.9	2.4	△ 11.0	△ 2.6	△ 4.4

〔備考〕 1）「就職転出」は就職のため6カ月以上の予定で家を離れ農家世帯員でなくなった者。
2）「その他の転出入」は結婚転出入，勤務および就離職による転出入にともなうその家族の転出入である。
3）資料は農林水産省統計情報部「昭和56年農家就業動向調査報告書」（1984年3月刊）。

第48表 農家労働力の産業間異動状況

（単位：千人，%）

			総数	就職形態		年齢別			世帯上の地位（男）			
				就職転出	在宅就職	19歳以下	20～34歳	35歳以上	計	世帯主	あとつぎ	その他
他産業への就職者	実数（構成比）	1970年	792.9 (100.0)	312.5 (39.4)	480.4 (60.6)	490.1 (61.8)	170.0 (21.4)	132.8 (16.7)	395.6 (49.9)	67.1 (17.0)	158.6 (40.1)	169.8 (42.9)
		80 ①	524.4 (100.0)	109.4 (20.9)	414.9 (79.1)	239.4 (45.7)	177.4 (33.8)	107.5 (20.5)	248.5 (47.4)	44.0 (17.7)	115.1 (46.3)	89.4 (36.0)
		81 ②	451.2 (100.0)	98.3 (21.8)	352.9 (78.2)	210.8 (46.7)	158.1 (35.0)	82.3 (18.2)	214.6 (47.6)	34.4 (16.0)	104.0 (48.5)	76.2 (35.5)
		82 ③	414.7 (100.0)	94.5 (22.8)	320.3 (77.2)	199.7 (48.2)	146.6 (35.4)	68.5 (16.5)	201.2 (48.5)	29.6 (14.7)	96.4 (47.9)	75.3 (37.4)
	増減率 対前年	①	10.5	△ 4.2	15.1	0.0	13.3	36.6	8.7	33.7	4.9	3.8
		②	△ 14.0	△ 10.1	△ 14.9	△ 11.9	△ 10.9	△ 23.4	△ 13.6	△ 21.8	△ 9.6	△ 14.8
		③	△ 8.1	△ 3.9	△ 9.2	△ 5.3	△ 7.3	△ 16.8	△ 6.2	△ 14.0	△ 7.3	△ 1.2

			総数	離職形態		年齢別			世帯上の地位（男）			
				離職転入	在宅離職	19歳以下	20～34歳	35歳以上	計	世帯主	あとつぎ	その他
他産業からの離職者	実数（構成比）	1970年	195.2 (100.0)	66.6 (34.1)	128.7 (65.9)	34.4 (17.6)	97.0 (49.7)	63.9 (32.7)	95.9 (49.1)	40.1 (41.8)	34.4 (35.9)	21.4 (22.3)
		80 ①	256.1 (100.0)	42.2 (16.5)	213.9 (83.4)	12.8 (5.0)	105.9 (41.4)	137.4 (53.7)	126.6 (49.4)	70.4 (55.6)	34.1 (26.9)	22.1 (17.5)
		81 ②	247.2 (100.0)	35.1 (14.2)	212.1 (85.8)	10.3 (4.2)	97.4 (39.4)	139.5 (56.4)	125.7 (50.8)	72.1 (57.4)	34.7 (27.6)	18.9 (15.0)
		82 ③	244.4 (100.0)	36.5 (14.9)	207.8 (85.0)	11.0 (4.5)	92.8 (38.0)	140.6 (57.5)	126.7 (51.8)	73.4 (57.9)	33.7 (26.6)	19.6 (15.5)
	増減率 対前年	①	20.9	5.5	24.4	5.8	13.6	28.9	21.1	25.9	13.3	19.5
		②	△ 3.5	△ 16.8	△ 0.8	△ 19.5	△ 8.0	1.5	△ 0.7	2.4	1.8	△ 14.5
		③	△ 1.1	4.0	△ 2.0	6.8	△ 4.7	0.8	0.8	1.8	△ 2.9	3.7

〔備考〕 1）「世帯上の地位」の各項目の構成比は男の数値を基準としたものである。
2）資料は第47表に同じ。

特徴を述べる。

(1)八二年の一年間に他産業に就職した農家世帯員は前年にくらべ八%減少し四一万人に、他産業を離職し農家に還流した者は一%減少し二四万人となり、差し引き一七万人の労働力が農家から流出した。なお、他産業就職者のうち新規学卒者が二四万人（五八%）占めているので、一般の農家労働力にかぎってみるとその差し引きの流出はゼロということになる。

(2)就職形態別に他産業就職者をみると、「就職転出」の低下傾向はいぜんつづき八二年も前年比四%減じ九万人に、他方、「在宅就職」も前年にくらべ九%減少し三二万人となった。この結果、在宅就職率は前年を一ポイント下回り七七%となった。これを離職還流者についてみると、「離職転入」が前年比四%増、「在宅就職」が二%減となったことにより、在宅離職率は前年を一ポイント弱下回り八五%となった。在宅就職率、在宅離職率ともに前年を若干下回ったが、その圧倒的部分を占めていることに変わりはない。

(3)つぎに年齢別にみると、他産業就職者では前年と同じくいずれの年齢層も前年にくらべ減少した。このうち、もっとも減少率の高い層は「三五歳以上」層で前年比一七%減じ七万人に低下した。他方、流出労働力の主流は新規学卒者の多くを占める「一九歳以下」層で年々低下してはいるもののその割合は前年を一・五ポイント上回り四八%を占めた。「二〇～三四歳」層の流出も鈍化ないし低下傾向にあり、前年比七%減じたものの、その割合は前年と同じく三五%（一五万人）であった。

他方、離職還流者をみると、前年にくらべマイナスを示したのは「二〇～三四歳」のみで他の層は増加した。すなわち、一貫して増加をつづけてきた「三五歳以上」層は鈍化したとはいえ前年比一%の増で一四万人となり、その割合は五八%となった。この年齢層が離職還流者の主流になったことは明らかである。なお、前年にくらべ七%増加した「一九歳以下」層のそれは一万人程度でその割合も四・五%にすぎない。また、「二〇～三四歳」層は前年比五%減じ九万人程度に低下、そのウェイトも前年をさらに下回る三八%となった。

(4)男の世帯上の地位別他産業就職者をみると、いずれも前年を下回っているが、そのうち「世帯主」は一四%減ともっとも減少率が高く、三万人弱となりその割合も一五%に低下した。「あとつぎ」は七%減じ一〇万人を割り、その割合も前年を下回る四八%に低下した。他方、これを離職還流者についてみると、その主流を占める「世帯主」は前年比二%増加し七万人となり全体の五八%を占めた。この年齢層の増加傾向はわずかではあるがつづいている。これに反し「あとつぎ」は前年比三%減じ三万人程度となり、その割合も前年を一ポイント下回る二七%となった。

農家子弟学卒者の動向

農水省統計情報部は農家就業動向調査の一環として、各年三月の農家子弟の新規学卒者について七月一日現在調査結果を「農家子弟の新規学卒者の動向」として公表している。表示はしないが、この調査によると一九八三年三月に中学以上の学校を卒業した農家子弟は六三万人で前年にくらべ四・八%増加した。このうち中卒は一七%増加して二九万人に、高卒は二%減じ二九万人であった。したがってその割合はいずれも四五%となった。

つぎに同じ調査結果により新規学卒者の動向をみると、八三年四

月に進学した者四〇万人、就業した者二二万人で、前年にくらべそれぞれ一〇%の増および二・七%の減であった。この結果進学率は前年より二ポイント上回り六二%に、就業率は反対に二ポイント低下し三五%になった。就業者のうち自家農業就業者は六五〇〇人と前年より六〇〇人程度下回り、就業者総数に占める自家農業就業者の割合である農業就業率は再び前年を〇・二ポイント下回り三%に低下した。男子の「あとつぎ」の農業就業率も七・六%から六・七%に落ちた。また、都府県における経営耕地規模別にみた農業就業率では、一～一・五*ha*層が前年を〇・一ポイント上回り三・五%になったのをのぞき、他の階層ではすべて低下した。すなわち、〇・五*ha*未満層〇・五%、〇・五～一*ha*層一・七%、一・五～二*ha*層四・六%、二*ha*以上層九・七%であった。

2　農家経済と農業労賃

1　農家経済

農家経済の動向　一九八二年度の農家経済は、農業所得の減少、農外所得の伸びの鈍化などきびしい条件のもとで低迷した。以下、一九八二年度における全国一戸当たり平均の農

第49表　農家経済の推移（全国1戸当たり平均）　（単位：千円，%）

	実数			対前年増減率			
	1975年度	1981年度	1982年度	1975年度	1980年度	1981年度	1982年度
農業所得	1,146.0	967.8	951.5	24.2	△ 15.5	1.6	△ 1.7
農外所得	2,268.4	3,804.7	4,013.2	12.1	8.3	6.8	5.5
農家所得	3,414.4	4,772.5	4,964.7	15.9	2.2	5.7	4.0
租税公課諸負担	389.7	861.0	946.3	11.4	12.7	10.6	9.9
出稼ぎ・被贈扶助等収入	546.3	1,147.7	1,253.8	20.2	19.5	6.4	9.2
可処分所得	3,571.0	5,059.2	5,272.2	17.1	4.0	5.1	4.2
家計費	2,650.0	4,113.5	4,255.7	15.2	7.3	4.4	3.5
農家経済余剰	921.0	945.7	1,016.5	22.7	△ 8.5	8.3	7.5
農家総所得	3,960.7	5,920.2	6,218.5	16.5	5.1	5.8	5.0
農業依存度	33.6	20.3	19.2	(2.3)	(△ 4.4)	(△ 0.8)	(△ 1.1)
家計費充足率	43.2	23.5	22.4	(3.1)	(△ 6.5)	(△ 0.7)	(△ 1.1)

〔備考〕 1)「農業依存度」は農家所得にたいする農業所得の割合である。
2)「家計費充足率」は家計費にたいする農業所得の割合である。
3) 対前年増減率カッコ内の数値は対前年度差を示す。
4) 資料は農林水産省統計情報部「昭和57年度農家経済調査報告」(1984年1月刊)。

家経済収支の主な特徴を第49表によってみることにする。

(1)一戸当たり平均農業所得は前年度にくらべ一・七％減少し九五万円に低下した。これは農業粗収益が稲作など農業生産の停滞と農産物価格の低迷により伸びが一％程度にとどまった反面、農業経営費が二・五％増と前年の伸びを上回ったことによる。

(2)農外所得は一戸当たり四〇一万円で前年度比五・五％増加したものの、前年度の伸び率を一・三ポイント下回った。このうち、労賃俸給手当等の収入は四％程度の伸びにおわり三四九万円にとどまった。この結果、農外所得にたいする割合は前年度を一ポイント下回り八七％となった。

(3)農家所得は農業所得の減少と農外所得の伸び率の鈍化により、前年度比四％の増にとどまり四九六万円にとどまった。

(4)農家所得に出稼ぎ・被贈扶助等収入を加えた八二年度の一戸当たり農家総所得は六二二万円で、前年度にくらべ五％増加した。なお、農家購入品価格総合指数でデフレートした農家総所得の実質伸び率は三・九％であり、七八年度以来の伸びを示した。

(5)出稼ぎ・被贈扶助等収入は一戸当たり一二五万円で、前年度比九・二％の増加であった。この結果、総所得に占める割合は二割に達した。この種の収入の高い伸び率は農家世帯員の高齢化にともなう年金、退職金等の給付金の大幅増によるものである。ちなみに八二年度の恩給年金・救護扶助等の給付金は七〇万円で前年度にくらべ一六％増加し、全体の五六％を占めた。また、この給付金は農家総所得の一一％を占めている。

(6)租税公課諸負担は九五万円で、前年度にくらべ一〇％増といぜん高い伸びを示した。農家所得に占める租税公課負担の割合は前年度をさらに一ポイント上回り一九％となり、年々その負担率を高めている。

(7)農業所得の停滞を反映し、農家所得にたいする農業依存度は前年度を一・一ポイント下回り一九％台に低下した。また、家計費にたいする農業所得の家計費充足率も同じく一・一ポイント下げ二二・四％に低下した。

農家の費目別家計費　八二年度の全国農家一戸当たり平均家計費は四二六万円で、前年度にくらべ三・五％増加した（第49表）。表示はしないが、農水省統計情報部の「農家生計費統計」により八二年度の主要な費目別家計費をみると、つぎのとおりである。

※一九八二年度から農家経済調査（「農家生計費統計」）の家計費の費目分類が一部改変されたため「住居費」「被服費」「臨時費」など一部費目の数値がこれまでの本年鑑（一九八四年版以前）に掲載してきたものと異なることに注意されたい。

八一年度にくらべ三・四％減少した「家具・家事用品費」（一八万円）をのぞき、すべての費目が増加した。そのうち、家計費の平均伸び率を上回った費目は「教養娯楽費」（二八万円）の八・六％増、「臨時費」（三四万円）の五・四％増、「住居費」（二三万円）・「家計光熱水道料」（一九万円）の三・六％増であった。「飲食費」は前年度比二％増の九六万円となり、絶対的には増加しつつも年々そのウェイトを低下させてきた費目である。八二年度のエンゲル係数は二二・五％となった。

経営耕地規模別農家経済　第50表は都府県一戸当たり平均の農家経済収支を経営耕地規模別にみたもの

である。この表により一九八二年度の経営耕地規模別の農家経済の特徴をみる。

(1)農家所得は一般に経営耕地規模の大きい層で高く、中規模層でもっとも低いという傾向が最近定着した。

(2)農家所得の上昇に大きく寄与しているのが農外所得であることは明らかである。とくに、一般的に農外所得の伸びが鈍化するなかで「二・五～三*ha*」層のそれは前年度比一八%、「三*ha*以上」層は一七%増加した。

(3)農業所得は前年度、一部の階層をのぞき全般的に微増したが、八二年度になると比較的規模の大きい層をのぞき再び減少した。

(4)出稼ぎ・被贈・年金扶助等の収入のもっとも高い層は「三*ha*以上」層の一四五万円、ついで「〇・五*ha*未満」層の一三八万円、もっとも低い階層でも「二～二・五*ha*」層の一一〇万円であった。これを反映し、農家総所得の順位も一位が「三*ha*以上」層の七二二万円、二位が「〇・五*ha*未満」層の六三七万円であった。最低は農家所得も最低であった「一～一・五*ha*」層の五九四万円であった。

(5)なお、農業所得の低迷により農業依存度は全階層で低下した。とくに「二・五～三*ha*」層は前年度より五・七ポイント減じ五六・六%に、「一～一・五*ha*」層は三・三ポイント減じ二五%に低下した。また、家計費充足率で前年度を上回ったのは「三*ha*以上」層五・

第50表　経営耕地規模別農家経済（都府県1戸当たり平均）　　1982年度（単位：千円，%）

	農家所得			出稼ぎ・被贈・年金扶助等の収入	農家総所得	家計費	農家経済余剰	農業依存度	家計費充足率
	計	農業所得	農外所得						
都府県平均	4,983.9	903.2	4,080.7	1,250.5	6,234.4	4,254.5	1,046.2	18.1	21.2
0.5*ha* 未満	4,993.6	132.1	4,861.5	1,378.5	6,372.1	4,163.7	1,250.8	2.6	3.2
0.5 ～ 1 *ha*	5,032.1	530.2	4,501.9	1,196.2	6,228.3	4,222.3	1,051.6	10.5	12.6
1 ～ 1.5*ha*	4,809.5	1,208.9	3,600.6	1,126.3	5,935.8	4,165.6	901.2	25.1	29.0
1.5 ～ 2 *ha*	4,842.9	1,839.6	3,003.3	1,195.2	6,038.1	4,433.2	700.2	38.0	41.5
2 ～ 2.5*ha*	4,846.7	2,437.9	2,408.8	1,096.5	5,943.2	4,457.1	651.1	50.3	54.7
2.5 ～ 3 *ha*	5,076.3	2,874.2	2,202.1	1,168.9	6,245.2	4,353.1	962.3	56.6	66.0
3 *ha* 以上	5,771.2	3,955.6	1,815.6	1,445.8	7,217.0	4,977.3	1,198.3	68.5	79.5

〔備考〕 出所は第49表に同じ。

第51表　農家と勤労者世帯の所得の比較（全国平均）　（単位：千円，%）

		1970年度	1975年度	1980年度	1981年度	1982年度
農家	1戸当たり農家総所得　A	1,596.4	3,966.5	5,603.1	5,929.6	6,227.9
	就業者1人当たり農家総所得B	600.2	1,549.4	2,223.5	2,334.5	2,491.2
	世帯員1人当たり農家総所得C	329.8	869.8	1,273.4	1,347.6	1,425.1
	世帯員1人当たり可処分所得D	300.3	784.4	1,096.5	1,152.0	1,208.6
勤労者世帯	1戸当たり実収入　a	1,390.5	2,897.2	4,254.0	4,468.2	4,752.2
	有業者1人当たり実収入　b	891.3	1,931.5	2,817.2	2,939.6	3,065.9
	世帯員1人当たり実収入　c	357.5	760.4	1,110.7	1,175.8	1,250.6
	世帯員1人当たり可処分所得d	327.8	693.5	968.5	1,013.8	1,065.7
対比	A／a	114.8	136.9	131.7	132.7	131.1
	B／b	67.3	80.2	78.9	79.4	81.3
	C／c	92.3	114.4	114.6	114.6	114.0
	D／d	91.6	113.1	113.2	113.6	113.4

〔備考〕1）勤労者収入は総理府「家計調査」によるもの。
2）農家の総所得及び可処分所得には勤労者世帯との比較のため通勤定期代を加えてある。
3）出所は前掲「農家経済調査報告」および農林水産大臣官房調査課監修「昭和57年度農業白書附属統計表」（1983年5月刊）。

六ポイント増の七九・五%、「二～二・五*ha*」層〇・六ポイント増の五四・七%のみで他の層はいずれもマイナスを記録した。とくに、「二・五～三*ha*」層は六・八ポイント減の六六%にまで低下した。以上、経営耕地規模別の農家経済収支をみるかぎり、比較的安定的な状態を維持しているのは「三*ha*以上」層にかぎられるようである。

2　農家総所得と農業労賃

農家と勤労者世帯の所得比較

前掲の「農家経済調査」による一戸当たり農家総所得と総理府の「家計調査」による勤労者一世帯の収入の比較をしたのが第51表である。以下、これを基礎に八二年度の一戸当たりないし就業者一人当たりの所得水準の特徴をみる。

一九八二年度の全国一戸当たり農家総所得は前年度比五%増の六二三万円、勤労者一戸当たり収入は六%増の四七五万円で、両者の格差は前年度より一・六ポイント縮小し三一%となった。また、世帯員一人当たり農家総所得は一四三万円、勤労者の収入は一二五万円で、両者の格差は一四%程度で前年度比〇・六ポイント縮小した。いずれも農家収入が勤労者のそれを上回っているが、これは農家収入の圧倒的部分が兼業収入と出稼ぎ・被贈扶助・年金等給付金など農外収入によって支えられていることによるものである。

農家経済の不利性の一面は、就業者一人当たり収入比較でも明らかとなる。すなわち、八二年度の就業者一人当たり所得は二四九万円、勤労者のそれは三〇七万円で、前年度にくらべ格差は二ポイント程度縮小したとはいえ、いぜんとして農家は勤労者の八一％にとどまっている。

農業労賃の低水準

表示はしないが農水省の「農家経済調査」の一日当たり平均農業所得と労働省の「毎月勤労統計調査」による製造業常用労働者五人以上規模平均賃金をみると、八二年度の平均農業所得は前年度より一・二％減少して四五二三円に、製造業賃金は三・五％増加して一万一五二七円となった。この結果、農業所得と製造業賃金の格差はさらに拡大し、三九％にまで低下した（農林統計協会編『農業白書附属統計表』）。

農水省の「農村物価賃金統計」による農林業労働賃金と労働省の「毎月勤労統計」による産業労働賃金（規模三〇人以上）をみると、八二年度の全国平均一人一日当たり男子の農業臨時雇賃金は前年度比四％増加し五五四三円となったが、これを基準とした他産業労働賃金は、製造業二二九％、建設業二二〇％、卸売・小売業二〇二％で農業労働賃金を大きく上回っている（農水省編『ポケット農林水産統計』）。

これを全国農業会議所の「農業労賃等に関する調査結果」により八二年の一年間における全国平均の農林内外諸賃金の比較のなかでみれば、農業臨時雇の一日当たり現金支払額でもっとも高いのは、男子の農作業（重作業）で五九六〇円、ついで男子の田植（手植）の五七六四円であった。この田植賃金を基準に農村内外諸賃金（男子）を比較すると、恒常的雇用他産業賃金六九八八円で二一％高、大工一万三六円で八〇％高、造林七一一一円で二三％高であった。農作業賃金を下回ったのは臨時日雇の五五九六円（九七％）のみであった。

【参考資料】 (1)農林水産省統計情報部『調査報告書』（一九八四年三月刊）、(2)同編『ポケット農林水産統計』（一九八四年三月刊）、(3)同編『農家就業動向調査報告書』（一九八四年二月刊）、(4)同編『農家子弟の新規学卒者の動向』（一九八四年三月刊）、(5)同編『農家経済調査 報告』（一九八四年一月刊）、(6)同編『農家生計費統計』（一九八四年三月刊）、(7)同編『農村物価賃金統計』（一九八三年一〇月刊）、(8)農林統計協会編『農業白書附属統計表』（一九八四年五月刊）、(9)全国農業会議所『農業労賃等に関する調査結果（昭和五七年）』（一九八二年一〇月刊）。